下松市地域防災計画（案）

震災対策編

令和６年１月

下松市防災会議

〔目　　　次〕

震　災　対　策　編

第１編　総　　　　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-1

第１章　計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1
　第１節　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1
　第２節　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1
　第３節　防災に関する組織及び実施責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-2
　第４節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所の とるべき措置 ・・・・・1-1-4
　第５節　地震防災緊急事業５箇年計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-12
第２章　下松市周辺の地震環境と地盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-1
　第１節　地震活動環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-1
　第２節　地盤挙動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-2
　第３節　山口県の既往津波と津波浸水想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-3
第３章　被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-1
　第１節　被害想定の前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-1
　第２節　被害想定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-8

第２編　災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1-1

第１章　防災意識・知識の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-1
　第１節　自主防災思想の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-1
　第２節　防災知識の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-2
　第３節　災害教訓の伝承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-4
第２章　防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-1
　第１節　消防団の育成強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-1
　第２節　自主防災組織の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-2
　第３節　自主防犯組織の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-3
　第４節　企業防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-4
　第５節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-4
第３章　防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-1
　第１節　訓練の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3-1
第４章　地震に強い都市・農山村構造の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-1
　第１節　避難地の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-1
　第２節　避難路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-1
　第３節　延焼遮断帯の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-2
　第４節　道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-2
　第５節　公園の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-2
　第６節　河川・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-2
　第７節　港湾・漁港の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-2
　第８節　市街地防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-3
　第９節　農山村地域の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4-3
第５章　建築物・公共土木施設等の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5-1

第１節　建築物の耐震化・・2-5-1
第２節　ライフライン施設の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5-3
第３節　交通施設の耐震性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5-5
第４節　河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保 ・・・・・・・・・2-5-6
第６章　土砂・地盤災害の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6-1
第１節　土砂災害の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6-1
第２節　地盤災害の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6-3
第７章　災害情報体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7-1
第１節　災害情報の収集、連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7-1
第８章　災害応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8-1
第１節　職員の体制・・・2-8-1
第２節　防災関係機関相互の連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8-2
第３節　自衛隊との連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8-3
第４節　海上保安部との連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8-4
第５節　防災中枢機能の確保、充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8-5
第９章　避難予防対策・・2-9-1
第１節　市の避難計画・・2-9-2
第２節　県の措置・・2-9-9
第３節　学校その他防災上重要な施設の避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-9-9
第４節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-9-9
第１０章　救助・救急、医療活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-10-1
第１節　救助・救急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-10-1
第２節　医療活動・・・2-10-3
第１１章　火災予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-11-1
第１節　出火防止・・・2-11-1
第２節　初期消火・・・2-11-2
第３節　消防力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-11-2
第１２章　要配慮者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12-1
第１節　社会福祉施設、病院等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12-2
第２節　在宅要配慮者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12-3
第３節　避難行動要支援者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12-4
第４節　防災知識の普及啓発・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12-5
第５節　避難所対策・・2-12-6
第１３章　緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-13-1
第１節　緊急輸送ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-13-1
第２節　道路交通管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-13-2
第３節　道路啓開・・・2-13-2
第４節　緊急輸送車両等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-13-2
第１４章　災害救助物資の確保、災害対策基金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-14-1
第１節　災害救助物資確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-14-1
第２節　災害対策基金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-14-3
第１５章　ボランティア活動の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-15-1
第１節　ボランティアの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-15-1
第２節　ボランティアの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-15-2

第３節　ボランティアの登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-15-3
第４節　ボランティア支援体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-15-3
第１６章　施設、設備等の応急復旧体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-16-1
第１節　公共施設等の応急復旧体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-16-1
第２節　ライフライン施設の応急復旧体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-16-2
第１７章　津波災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-17-1
第１節　津波防災意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-17-2
第２節　津波からの避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-17-3
第３節　海岸保全施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-17-6

第３編　災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1-1

第１章　応急活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1-1
第１節　市の活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1-2
第２節　指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1-7
第３節　支援活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1-7
第４節　災害対策総合連絡本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1-8
第２章　災害情報の収集・伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2-1
第１節　災害情報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2-1
第２節　災害情報収集・伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2-17
第３節　通信運用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2-21
第４節　災害時の放送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2-27
第５節　広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2-29
第３章　救助・救急、医療等活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-3-1
第１節　救助・救急計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-3-2
第２節　医療等活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-3-5
第４章　避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-4-1
第１節　避難指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-4-1
第２節　避難所の設置運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-4-5
第５章　消防防災ヘリコプターによる災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5-1
第１節　活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5-1
第２節　活動拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5-1
第３節　活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5-2
第４節　応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5-2
第６章　応援要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-6-1
第１節　相互応援協力計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-6-2
第２節　自衛隊災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-6-8
第７章　緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7-1
第１節　緊急輸送ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7-2
第２節　緊急道路啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7-3
第３節　輸送車両等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7-5
第４節　災害救助法による輸送基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7-7
第５節　交通規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7-8
第６節　臨時ヘリポート設定計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7-13
第８章　災害救助法の適用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-8-1

第１節　救助法の適用・・3-8-1
第２節　賃金職員等の雇い上げ計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-8-7
第９章　食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-9-1
第１節　食料供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-9-2
第２節　飲料水供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-9-6
第３節　生活必需品等の供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-9-10
第１０章　保健衛生計画・動物愛護管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-10-1
第１節　防疫及び食品衛生監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-10-1
第２節　遺体の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-10-4
第３節　災害廃棄物等処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-10-9
第４節　動物愛護管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-10-21
第１１章　応急仮設住宅計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-11-1
第１節　応急仮設住宅の供与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-11-1
第２節　被災住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-11-4
第３節　建設資材等の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-11-5
第４節　公営住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-11-6
第５節　被災建築物及び被災宅地の地震後の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-11-6
第１２章　水防・消防・危険物等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-12-1
第１節　水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-12-1
第２節　消防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-12-3
第３節　危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-12-6
第１３章　災害警備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-13-1
第１節　陸上警備対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-13-1
第２節　海上警備対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-13-4
第１４章　要配慮者支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-14-1
第１節　避難誘導・避難所の管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-14-1
第２節　保健・福祉対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-14-4
第１５章　ボランティア活動支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-15-1
第１節　一般ボランティアの支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-15-1
第２節　専門ボランティアの支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-15-3
第１６章　応急教育計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-16-1
第１節　文教対策・・3-16-1
第２節　学校施設等の防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-16-10
第３節　災害応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-16-11
第１７章　ライフライン施設の応急復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-17-1
第１節　電力施設・・3-17-2
第２節　ガス施設・・3-17-4
第３節　水道施設・・3-17-6
第４節　下水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-17-8
第５節　電気通信設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-17-10
第６節　工業用水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-17-15
第１８章　公共施設等の応急復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-18-1
第１節　公共土木施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-18-1
第２節　公共施設・・3-18-8

第３節　鉄道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-18-9
第１９章　南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-19-1
第１節　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-19-3
第２節　災害対策本部等の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-19-3
第３節　南海トラフ地震の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-19-4
第４節　地震発生時の応急対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-19-9
第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項　・・・・・・・・3-19-10
第６節　時間差発生等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-19-16
第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・3-19-20
第８節　防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-19-21
第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・3-19-22
第２０章　津波災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-20-1
第１節　避難指示の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-20-1
第２節　住民等の避難行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-20-2
第３節　避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-20-3
第４節　津波災害情報等の連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-20-3
第２１章　広域消防応援・受援に係る計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-21-1
第１節　山口県内広域消防応援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-21-1
第２節　山口県緊急消防援助隊受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-21-7
第３節　広域航空消防応援の受援実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-21-17
第４節　緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-21-19
第４編　復旧・復興計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4-1-1
第１章　復旧・復興活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1-1
第１節　市の活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1-2
第２章　被災者の生活再建計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-2-1
第１節　被災者の生活確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-2-2
第２節　義援金及び見舞品の受入れ・配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2-12
第３章　公共施設の災害復旧・復興計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3-1
第１節　公共施設災害復旧の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3-1
第２節　災害復旧事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3-2
第３節　計画的な復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3-6
第４章　被災中小企業･農林水産事業者復興支援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・4-4-1
第１節　被災中小企業者の援助措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-4-1
第２節　被災農林業関係者の援助措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-4-1
第５章　金融計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-5-1

第１編　総　　則

第１編　総　　則

第１章　計画の方針

第１節　目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、下松市防災会議が作成する地域防災計画のうち、市の地域における地震災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民等が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民等がその有する全機能を有効に発揮して市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

１　この計画は、国の防災基本計画及び県地域防災計画（震災対策編）に基づき、市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。

２　この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、下松市防災会議に計画の修正案を提出するものとする。

なお、この計画の国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本法第１３条の規定により、下松市国土強靱化地域計画を指針とし、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。

３　この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民等に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

４　効果的な計画の策定及び運用に向け、男女共同参画担当部局との連携により、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女の違い等多様な主体の視点を取り入れた防災対策に取り組むものとする。

また、災害時に、女性などに対する暴力が発生しないよう、訓練、防災講座での啓発や、事前の備え、災害発生時の避難所パトロールの実施等に、男女共同参画部局と連携して取り組むものとする。

５　計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

６　計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

(1)　災　対　法　　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
(2)　救　助　法　　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
(3)　激　甚　法　　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
(4)　　県　　山口県
(5)　　市　　下松市
(6)　指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関　災対法第 2 条第 3 号～第 6 号までの規定によるそれぞれの機関
(7)　県防災計画　　山口県地域防災計画
(8)　市防災計画　　下松市地域防災計画
(9)　防災業務計画　　指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
(10)　消 防 本 部　　下松市消防本部

第３節　防災に関する組織及び実施責任

第１項　下松市防災会議

下松市防災会議は、市長を会長として災対法第 16 条及び下松市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 16 日条例第 6 号）に規定する機関の長等を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し意見を述べる。

(1)　会　長　　下松市長
(2)　委　員
　ア　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
　イ　陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
　ウ　山口県の機関の職員のうちから市長が任命する者
　エ　山口県下松警察署の警察官のうちから市長が任命する者
　オ　市長がその部内の職員のうちから指名する者
　カ　教育長
　キ　消防長、消防署長及び消防団長
　ク　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
　ケ　自主防災組織の代表者及び学識経験者(市長任命)
　コ　その他市長が特に必要と認めて任命する者

第２項　実施責任

(1)　市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民等の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2)　県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3)　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4)　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5)　公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

市民等は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

資料編　〔防災組織〕・下松市防災会議条例
・下松市防災会議委員名簿

第４節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

１　市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1　下松市防災会議に関すること。 2　市民等に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 3　防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 4　防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 5　市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 6　防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 7　市民等への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 8　被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 9　消防、水防その他の応急措置に関すること。 10　避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 11　被災者の救助及び救護措置に関すること。 12　保健衛生、文教、治安対策に関すること。 13　施設設備の応急復旧に関すること。 14　緊急輸送の確保に関すること。 15　関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 16　地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。 17　その他災害発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関すること。 18　災害広報に関すること。 19　ボランティアの活動支援に関すること。 20　義援金品の受入れ・配分に関すること。

２　県・出先機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1　県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2　市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。 3　防災に関する調査、研究に関すること。 4　県土保全事業等に関すること。 5　防災に関する組織の整備に関すること。 6　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 7　防災に関する物資等の備蓄に関すること。 8　防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 9　気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 10　災害時の広報に関すること。 11　災害の防ぎょと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 12　被災者の救助、医療救護等（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMAT やまぐちを含む）の措置及び支援に関すること。 13　防疫その他保健衛生に関すること。 14　被災県有施設及び設備の応急措置に関すること。 15　災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 16　要配慮者対策に関すること。 17　ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること。 18　自衛隊の災害派遣に関すること。 19　他の都道府県との相互応援に関すること。 20　救助法に関すること。 21　災害時の文教対策に関すること。 22　災害時の公安警備対策に関すること。 23　災害復旧・復興の実施に関すること。 24　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
周南県民局	1　周南災害対策地方本部の設置・運営に関すること。
周南健康福祉センター	1　災害時の医療、助産、防疫など被災者救護に関すること。
周南農林水産事務所	1　農林業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関すること。 2　災害用主食の調達及び副食の確保に関すること。 3　農業用施設の水防、応急復旧に関すること。 4　農地、農業用施設の整備及び災害防止対策に関すること。 5　家畜の管理、防疫に関すること。 6　金融対策に関すること。 7　応急仮設住宅用木材の確保に関すること。
周南土木建築事務所	1　国道、県道、河川などの防災管理及び水防のための警報などの発表伝達に関すること。
(末武川ダム管理所)	1（ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。）
周南港湾管理事務所	1　港湾施設、海岸保全施設の整備に関すること。 2　港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること。 3　高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
下松警察署	1　災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2　被災者の救出救護に関すること。 3　避難の指示及び誘導に関すること。 4　緊急交通路の確保に関すること。 5　信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6　遺体の検視に関すること。 7　避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。 8　緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9　危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。

３　指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1　管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関すること。 2　他管区警察局との連携に関すること。 3　関係機関との協力に関すること。 4　情報の収集及び連絡に関すること。 5　警察通信の運用に関すること。 6　津波警報の伝達に関すること。
中国財務局 (山口財務事務所)	1　地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2　公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立合に関すること。 3　災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4　地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。
中国四国農政局	1　災害時における食料の供給実施準備について関係団体等に協力を求める措置に関すること。 2　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3　自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4　農林業関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5　防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6　営農資材及び生鮮食料品の供給、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策に関すること。 7　農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8　被災農林業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年 8 月 5 日法律第 136 号）に基づく経営資金等、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関すること。 9　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。
中国四国厚生局	1　独立行政法人国立病院機構等関係機関と連絡調整(災害時における医療の提供)
近畿中国森林管理局 (山口森林管理事務所)	1　国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。 2　国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。 3　国有林における荒廃地の復旧に関すること。 4　災害対策用復旧用資材の供給に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	5　森林火災防止対策に関すること。
中国経済産業局	1　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2　電気・ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。 3　被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等に関すること。 4　被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること。
中国四国産業保安監督部	1　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2　火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設等の保安の確保に必要な監督指導に関すること。 3　鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関すること。 4　鉱山施設の保全の監督指導に関すること。
中国運輸局（山口運輸支局）	1　所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。 3　震災時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること。 4　鉄道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること。 5　船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること。 6　船舶の安全性及び安全な運航の確保に関すること。
第六管区海上保安本部（徳山海上保安部）	1　海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2　航路標識の施設の保全に関すること。 3　油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4　船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 5　警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 6　災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7　災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
大阪航空局 広島空港事務所 北九州空港事務所	1　震災時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 2　航空機事故の応急対策に関すること。 3　指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること。
福岡管区気象台（下関地方気象台）	1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
中国総合通信局	1　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2　電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3　災害時における非常用通信の運用監督に関すること。 4　非常通信協議会の指導育成に関すること。 5　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。
山口労働局	1　工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2　災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督

機関の名称	事務又は業務の大綱
	に関すること。 3　労働者災害補償保険の給付に関すること。 4　失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5　被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
中国地方整備局 九州地方整備局 （九州地方整備局所管の一部港湾・海域のみ）	1　直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。 3　国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。 4　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5　洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6　災害時における交通の確保に関すること。 7　海洋汚染の防除に関すること。 8　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣。 9　その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。
中国四国地方環境事務所	1　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2　家庭動物の保護等に係る支援に関すること。 3　災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。
中国四国防衛局	1　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。 2　災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。
中国地方測量部	1　地理空間情報の活用に関すること 2　防災関連情報の活用に関すること 3　地理情報システムの活用に関すること 4　復旧測量等の実施に関すること

4　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自　衛　隊 （陸上自衛隊） （海上自衛隊） （航空自衛隊）	1　災害派遣の準備に関すること。 (1)　災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2)　災害派遣計画の作成 (3)　防災に関する教育訓練の実施 2　災害派遣の実施に関すること。 (1)　人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施 (2)　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

5　指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行 （下関支店）	1　災害発生時において、銀行券の発行並びに通貨及び金融調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 山口県支部	1　災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2　輸血用血液の確保、供給に関すること。 3　被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4　地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5　義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 （山口放送局）	1　気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関すること。 2　被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3　放送施設、設備の整備保守管理に関すること。
西日本高速道路 株式会社 （中国支社）	1　中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2　緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
日本貨物鉄道 株式会社	1　貨物列車の運行状況の広報に関すること。 2　災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3　鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
西日本電信 電話株式会社 （山口支店）	1　電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2　災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3　被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 ＮＴＴドコモ （中国支社山口支店） ＫＤＤＩ株式会社 （中国総支社） ソフトバンク株式会社 （中国ネットワーク技術部）	1　電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2　災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3　被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 （周南支店） 福山通運株式会社 （徳山支店） 佐川急便株式会社 （徳山営業所） ヤマト運輸株式会社 （山口主管支店） 西濃運輸株式会社 （下松支店）	1　災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力株式会社 （周南営業所）	1　電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2　被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道 株式会社 （中国統括本部） （徳山駅・下松駅）	1　列車の運転規制に関すること。 2　旅客の避難、救護に関すること。 3　列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4　災害時における鉄道車両による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5　鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
独立行政法人 国立病院機構 (中国四国グループ)	1　災害時における国立病院機構の医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣又は派遣準備に関すること。 2　広域災害における国立病院機構からの医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣に関すること。 3　災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること。
日本郵便株式会社 (下松郵便局)	1　郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 2　被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3　かんぽ生命保険業務の非常取扱に関すること。 4　利用者の誘導避難に関すること。

６　指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人 山口県医師会	1　救急医療及び助産活動に関すること。 2　負傷者の収容並びに看護に関すること。
公益社団法人 山口県歯科医師会	1　災害時における救急歯科医療に関すること 2　災害時における歯科保健活動に関すること 3　身元確認活動に関すること
一般社団法人 山口県薬剤師会	1　災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること 2　防疫・その他保健衛生活動に関すること
公益社団法人 山口県看護協会 周南支部	1　医療救護活動 (1)　救急医療及び助産活動に関すること。 (2)　負傷者の収容及び看護に関すること。 2　健康管理活動 避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務
山口合同ガス 株式会社 (徳山支店下松センター)	1　ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。 2　災害時におけるガスの供給確保に関すること。 3　被災設備の応急対策及び復旧に関すること。
一般社団法人 山口県トラック協会 周南支部	1　災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
公益社団法人 山口県バス協会 サンデン交通株式会社 防長交通株式会社	1　旅客の安全確保に関すること。 2　避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3　輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 山口朝日放送株式会社 株式会社エフエム山口	1　気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関すること。 2　災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3　被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4　放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。
一般社団法人 山口県建設業協会	1　災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること。 2　災害時における公共施設等からの障害物の除去及び応急復旧への協力に関すること。

7　管内の公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口県農業協同組合（下松支所）	1　被災者への融資あっせん、資金の導入並びに生産資材生活用物資の確保、協力に関すること。
下松商工会議所	1　生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
下松建設業協同組合	1　災害応急工事実施の際の機械、作業員等の調達協力に関すること。
山口県漁業協同組合（下松支店）	1　被災者への融資のあっせん、資金の導入、海難の際の救助協力に関すること。 2　災害対策用船舶（漁船）の確保に関すること。
下松市社会福祉協議会	1　市が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること。 2　ボランティアセンター（現地センター）の設置に関すること。
下松市連合婦人会	1　市が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること。
下松医師会 公益社団法人 下松歯科医師会 一般社団法人 下松薬剤師会	1　災害時における救急医療に関すること。
Ｋビジョン株式会社 エフエム周南株式会社	1　気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関すること。 2　災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3　被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4　放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

8　一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
周南東部環境施設組合	1　不燃系ごみの処理に関すること。
周南地区衛生施設組合	1　可燃系ごみの処理に関すること。 2　斎場に関すること。

9　市民・事業所

機関の名称	事務又は業務の大綱
市民等	1　災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2　市が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な施設の管理者	1　病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1)　防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2)　利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2　石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1)　防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2)　施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3　社会福祉施設、学校等の管理者 (1)　防災対策及び被災施設の復旧に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(2)　施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。 4　指定避難所施設の指定管理者 (1) 災害時における避難所運営の協力に関すること。
その他の企業	市が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るためおおむね次の事項を実施するものとする。 1　施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2　従業員に対する防災教育訓練の実施 3　防災組織体制の整備 4　施設の防災対策及び応急対策の実施 5　応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第５節　地震防災緊急事業５箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成 7 年 6 月 16 日法律第 111 号）の施行に伴い、県は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案し、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、平成 8 年度を初年度とする地震防災緊急事業 5 箇年計画を実施してきたが、社会状況等の変化により、整備の緊急性が高い箇所・施設が増加している状況から、平成 13 年度に第 2 次、平成 18 年度に第 3 次、平成 23 年度に第 4 次、平成 28 年に第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画を策定し整備を進めてきたところである。

これを受け、市は、同計画による施設の整備を進めてきたが、今後もさらに地震防災対策を推進するため、県が策定した令和 3 年度を初年度とする第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、補助及び起債事業として実施するものとする。

第２章　下松市周辺の地震環境と地盤

第１節　地震活動環境

第１項　活断層

本市及びその周辺における活断層の分布は、「新編・日本の活断層」（活断層研究会 1991）によると、次のとおりとなっている（別図１参照）。

断層名	確実度	活動度	長さ(km)	走行	傾斜
小方－小瀬断層	Ⅰ	B	26	NE	NW
岩国断層	Ⅰ	B	10	NE	NW
廿木山峠断層	Ⅰ	B	4	NE	
小畑断層	Ⅱ		10	NE	
長野断層	Ⅱ	B	3	NE	
熊毛断層	Ⅱ		17	ENE	
徳山市北	Ⅱ		6	EW	

資料：山口県活断層データ（1991 年「新編・日本の活断層」）

同資料の「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層の分布をみると、県東部には、広島県西部から岩国市にかけての小方－小瀬断層が存在し、近接する岩国断層及び廿木山断層とともに、岩国断層帯を構成している。一方、県西部には、下関市に菊川断層が分布している。

それぞれトレンチ調査等が実施されており、その調査結果の概要は次のとおりである。

	岩国断層帯	菊川断層
再来間隔	約 15,000 年	約 9,000～11,500 年
最新活動時期	約 9,000 年前	約 7,000～2,000 年前
活動規模	マグニチュード７程度	マグニチュード 6.9～7.0
活動度	B （平均変位速度：10cm 以上 1m未満/1000 年）	B （平均変位速度：10cm 以上 1m未満/1000 年）
断層長	20km 程度	18～20km（確実度Ⅰの範囲）
再来予測	約 6,000 年後	約 2,000～9,500 年後

また、「活断層であると推定される」確実度Ⅱの活断層は県内に散在しており、本市にも小畑断層、長野断層、徳山市北断層、熊毛断層があり、今後、地質調査や物理探査をするなどして、まず、概要を確認する必要がある。

第２項　地震活動

１　地震記録

歴史地震（昭和以前）については、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去 300 年の地震記録」等により、山口県内では、「1707 年防長の地震」、「1793 年長門・周防の地震」、「1857 年萩の地震」、「1898 年見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676 年・1778 年・1859 年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている 1923 年 1 月以降についての、山口県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。

山口県や九州地方は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈みこんでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997 年 6 月 25 日には、県北部を震央とするマグニチュード 6.3 の地震が発生し、2001 年 3 月 24 日には安芸灘を震央とするマグニチュード 6.7 の地震が発生している。また、2014 年 3 月 14 日には伊予灘を震央とするマグニチュード 6.2 の地震が発生するなど、山口県における地震被害が少ないことを保障するものではない。

２　微小地震

山口県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

第２節　地盤挙動

第１項　山口県及び周防地域の地質特性

山口県は、本州の最西端に位置し、更に、日本海、響灘、周防灘に面し、三方に海岸線をもっている。地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代（約４億３千年前）から第四紀（現在）に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

この複雑多岐にわたる地質も大局的にみると、三つの地域、周防地域（東部地区）、長門西部地域（西部地区）及び阿武地域（北部地区）に区分される。下松市は、周防地域（東部地区）に属している。

周防地域は、北から南へ、古生代砕屑岩からなるペルム系錦層群と、その変成部としての三郡変成岩及び中生代のオリストストローム層としてのジュラ系玖珂層群と、その変成部の領家変成岩が帯状に配列しており、領家変成岩は領家花崗岩を密接に伴っている。

また、島しょ部には、新生代火山岩の一部に相当する瀬戸内火山岩類が発達している。

第２項　山口県及び周南地域の地盤特性

土質の面から注目されるのは、豪雨時に崖崩れが多発するまさ土が分布する周南丘陵と、第三紀層の地すべり地区の向津具半島及び瀬戸内海沿岸に点在する軟弱な沖積土層である。

１　周南地域

下松市が属している周南地域に分布する砂質土の大部分は、まさ土で、これは瀬戸内海に沿って介在し、中生代の花崗岩が風化して生成されたものである。

また、当地域は、古生代の変成岩類の三郡変成岩類と領家変成岩類とが広く分布し、強い風化を受けるとシルトや粘土となり、崩落や崩壊を起こしやすくなる。

第３項　地表面における地震動の推定

１　歴史地震データに基づく地震危険度の推定

歴史地震データを用いて、地震危険度解析を行い、県内の各地で再現期間100年に対する最大加速度の期待値を計算し、これに対応する震度階を求めた。県内では震度 4～5 強、局地的には震度6弱が想定されている。本市では、震度5強が想定される。

２　断層モデルに基づく地震動強度の推定

県内の小方－小瀬断層と菊川断層を対象に地震動の推定を行った結果、断層が動いて、地震が起こった場合には、どちらも震度 6 強に相当する揺れが生じるであろうことが推定される。

本市域における予測震度は、小方－小瀬断層の場合は、震度 6 弱、菊川断層の場合は、震度5強が想定される。

第３節　山口県の既往津波と津波浸水想定

第１項　既往津波

総延長約1,500kmの長い海岸線を有する本県の沿岸は、日本海側と瀬戸内海側に分けられ、瀬戸内海沿岸では、南海トラフで発生した 1707 年宝永地震をはじめ、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により津波が襲来した記録が古文書等に記載されている。

第２項　津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行）に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、県が堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波を想定した。

１　堤防の条件等

(1)　海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震により全て破壊され、機能しないものとした。

(2)　盛土構造物の海岸堤防等は、地震により地震前の２５％の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しないものとした。

(3)　初期潮位は満潮位とした。

２　最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

(1)　南海トラフ巨大地震※ 規模：Ｍｗ(ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)＝９．１

(2)　周防灘断層群主部規模：Ｍｗ(ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)＝７．２２

※ 国が示した１１ケースの断層モデルのうち、山口県沿岸に対して津波の影響が大きい５ケースを対象とした。

３　津波浸水想定図（浸水域・浸水深）

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、津波別に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）の中で最も大きい値を示したもの。

山口県津波浸水想定図（下松市）

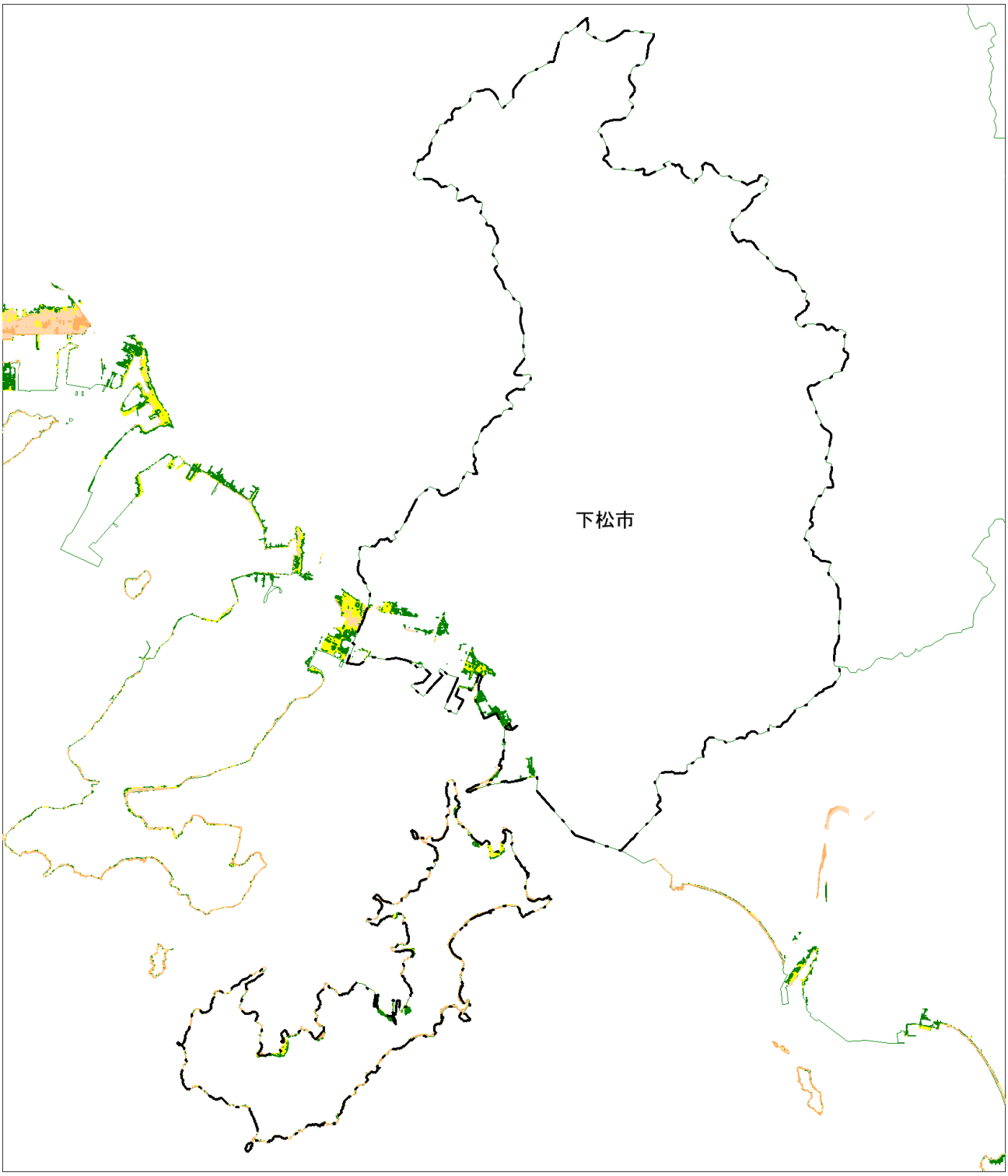

浸水深ランク（津波）
（H25.12県公表、南海トラフ巨大地震）

- 5.0m以上
- 4.0m以上5.0m未満
- 3.0m以上4.0m未満
- 2.0m以上3.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 0.3m以上1.0m未満
- 0.01m以上0.3m未満

4　浸水面積

	県推計結果（ha）					
	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
下松市	90	52	24	11	―	―
県計	8,659	7,466	4,971	2,006	4	―

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合

※「－」は浸水なし

5　南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間

南海トラフ巨大地震・周防灘断層群主部の地震による最高津波水位等（下松市）

代表地点	対象地震	最高津波水位		最高津波水位到達時間（分）	海面変動	
		（T.P.m）	うち（m）津波波高		影響開始時間（分）	上昇下降
徳山 下松港	南海トラフ巨大地震	3.2	1.5	130	44	下降
	周防灘断層群主部	2.9	1.3	50	20	下降

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等（代表地点）の海岸線から沖合約 30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第２位を切り上げ。

※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値。

第３章　被害想定

県は、地震防災対策を実施する上での基礎資料とするため、「山口県地震防災対策推進検討委員会」を設置し、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、平成 20 年 3 月に被害想定調査としてとりまとめた。

その後、平成 23 年 3 月 11 日にマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は 1 万 8 千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」が設置され、本県で想定される地震を類型別に再検証した。

この再検証をもとに、平成 24 年４月に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討も踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震や日本海側で最大クラスの津波を引き起こすと想定される地震の被害想定を実施した。

これら県が実施した被害想定調査から本市に影響する地震について取りまとめた。

第１節　被害想定の前提条件

第１項　想定地震

１　主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後 30 年以内に 70～80％の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく 40％程度の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」が該当する。

また、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。このうち、本市に影響する地震としては、大竹断層、中央構造線断層帯がある。

２　その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

第２項　想定地震の概要

１　主要な断層による地震

(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）

南海トラフに震源を有する地震は過去に 100 年～150 年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に３地震が個別に又は２地震あるいは３地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

国の地震調査研究推進本部によれば、令和２年１月１日を基準日として南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70～80％と予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9 クラスとされている。

南海トラフ地震については、内閣府に平成 23 年８月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されており、本県では、このモデルのうち本県で被害が最も大きくなるケースを対象に被害想定を実施した。想定地震の諸元は、中央防災会議と同様に設定するものとし、M9.0 とする。

この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。

○　巨大地震の想定（南海トラフの巨大地震モデル検討会）

想定する震源断層域は、最新の研究成果を踏まえて作成したフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界面において、東側（駿河湾側）は駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯の領域を含む。）から、南西側（日向灘側）は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとされ、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約 30km からそれよりもやや深い深部低周波地震が発生している領域まで（日向灘の領域はプレート境界面の深さ約 40km まで）とされている。

震源断層域の中で、強震断層モデルを検討する強震断層域は、プレート境界面の深さ 10km より深い領域とし、津波断層モデルを検討する津波断層域は、トラフ軸からプレート境界面の深さ 10km までの領域も含めることとされている。

○　想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア）関連地震の発生

東北地方太平洋沖地震では、海溝型（本震および余震）、活断層地震（H23.4.11、福島県浜通りの地震、M7.0、深さ 6km、湯ノ岳断層と井戸沢断層）、スラブ内地震（H23.4.7、宮城県沖の地震、 M7.2、深さ 66km）という３種類の地震がすべて発生している。

南海地震が発生すると、山口県の地殻は南東方向に伸長することが考えられるため、県内活断層のうち北東－南西方向の大原湖断層系、大竹断層（岩国断層帯）等では断層面に垂直に作用している圧縮応力が低下することに伴い摩擦強度が低下し、断層が滑りやすくなる。一方、北西－南東方向の菊川断層帯等では断層面に平行な方向のせん断応力が加わることから、この活断層も滑りやすくなる。また、スラブ内地震である安芸灘

～伊予灘での地震の発生の可能性も高くなる。

事実、宝永地震（1707 年、東海・東南海・南海地震の 3 連動地震（M8.6））の時、発生 23 日後に山口県徳地で大きな誘発地震（M5.5）が発生している。これによって倒壊家屋 289 戸、死者 3 名の被害が発生した。

イ）液状化

a　広範囲での液状化

東北地方太平洋沖地震でも発生したように、非常に長い継続時間の震動が起こり、揺れの繰り返し回数が多くなる。これにより、震源域から遠く離れたところまで大きな液状化被害を発生させる可能性がある。東北地方太平洋沖地震では、それまで液状化は発生しないと考えられていた震度 5 弱以下の地域でも液状化が発生している。

b　液状化による被害

広範囲にわたる液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。

c　沿岸部・埋立地の液状化

継続時間が長い震動のため、沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の危険性がある。関係法令に基づき、一定の危険物貯蔵タンクや高圧ガスタンク等については、基礎及び地盤の液状化対策が講じられているが、例えばパイプなどの付帯設備との接合部や、現行法令が適用されない既設タンクの損傷等に注意が必要である。

液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救援活動への支障、帰宅困難者の発生などが想定される。

d　内陸部の液状化や盛土地盤の崩壊

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立て地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

ウ）その他

a　地震による土砂災害

中山間地域については、がけ崩れや土石流（山津波）など土砂災害の発生により、道路の被害による孤立化、河道閉塞、ダム湖への土砂流入、丘陵地の宅地造成地の被害などについても考慮が必要である。

b　スロッシング現象

2003 年十勝沖地震（M8.0）において震央から 230km 離れている苫小牧港の石油タンク 2 基で火災、7 基で浮屋根沈没の被害が生じたが、これはスロッシング現象（揺れの周期によって波が大きくなる現象）が原因と考えられる。本県は震源域から離れているが、沿岸部のコンビナートでもスロッシング現象による被害の発生も考慮する必要がある。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震（スラブ内）

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約 50km 以深で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで 50～100 年の周期でM7 クラスの地震が発生している。平成 13 年(2001 年)芸予地震（M6.7）

もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治 38 年(1905 年)芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25 と設定する。

○　想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア）地震動・津波

a　震源域の検討

震源域については現在想定の位置だけでなく、山口県寄りで発生する場合も念頭に置いておく必要がある。高知県は、南海地震について国よりもより厳しい想定、すなわち震源域を高知県側にずらして最悪の場合を想定している。

b　地震の想定規模

現在想定では M7.25 としているが、過去の例から M7.4 程度の可能性もあり、その場合の県内震度の変化を考慮する必要がある。

c　津波の有無

この地震の震源の深さは 40～80km と想定されるので、津波の発生は考えにくい。

イ）埋立地の液状化

沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の可能性が考えられ、その場合、県の東部を中心に、東南海・南海地震と同様の被害を念頭に置く必要がある。

(3) 県内活断層による地震

○　想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア）　地震動・津波

a　海溝型地震との関連

県内で確認されている主な活断層による地震は、東海・東南海・南海地震の前後で発生の確率は高くなる。特に地震の後には地殻の応力（活断層の動きを拘束する力）が低下するため、地震は発生しやすくなることが考えられる。

b　県央部での地震の影響

大原湖断層系の活断層が活動した場合、揺れの強さは兵庫県南部地震相当の非常に激しい揺れになるものと考えられる。その場合、山口市、宇部市東部に極めて大きな被害を生じ、県の中央部で交通網をはじめ様々なものが東西に分断されることになる。

c　津波の有無

山口県内の内陸部にある活断層による地震では津波は発生しない。

① 大竹断層（小方－小瀬断層）

県東部を北東－南西方向に走る『岩国断層帯』は、「大竹断層（小方－小瀬断層）」と「岩国断層」及びその間に存在する「廿木山断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層（小方－小瀬断層）」を対象として、平成 4 年～平成 8 年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所（現（独）産業技術総合研究所活断層センター）によって断層の長さは 20km 程度とするのが妥当であると報告されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、『岩国断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約 44km と評価している。しかし、県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北断層」は『岩国断層帯』の走向と異なる点、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異な

る断層である点から、本調査では「大竹断層（小方－小瀬断層）」のみを主要な断層による地震として設定し、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、「大竹断層（小方－小瀬断層）」の断層長さ 26km、M7.2 と設定する。

② 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

国が長期評価を行っている中央構造線断層帯を構成する５区間の活断層の一つであり、今後 30 年以内の発生確率はほぼ 0～0.4％（M8.0 程度若しくはそれ以上）とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループに属している。

本活断層による地震が発生した場合には、周防大島町などの県西部沿岸地域での影響が大きいと考えられる。

断層諸元は国の長期評価を参考に、断層長さ 130km、M8.0 と設定する。

２　その他の断層による地震

主な活断層以外の活断層についても、活動した場合には、局所的に大きな揺れと被害を生じる。その他の断層において、本市に影響を及ぼす地震を発生させる断層としては、周防灘断層群主部、佐波川断層、大河内断層がある。

(1)　周防灘断層群主部

平成 20 年 11 月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、今後 30 年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 44.1km、M7.6 と設定する。

(2)　佐波川断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 34.4ｋｍ、M7.4 と設定する。

(3)　大河内断層

国の地震調査研究推進本部で、『岩国断層帯』を構成する断層の一つとして「大河内断層」を含めているが、確実度や調査精度の異なる断層である点から、別に設定する。下松市、光市において地震動最大となる断層として設定する。したがって、断層諸元は「新編・日本の活断層」を参考に、断層長さ 15.1km、M6.8 と設定する。

【 想定地震位置図 】

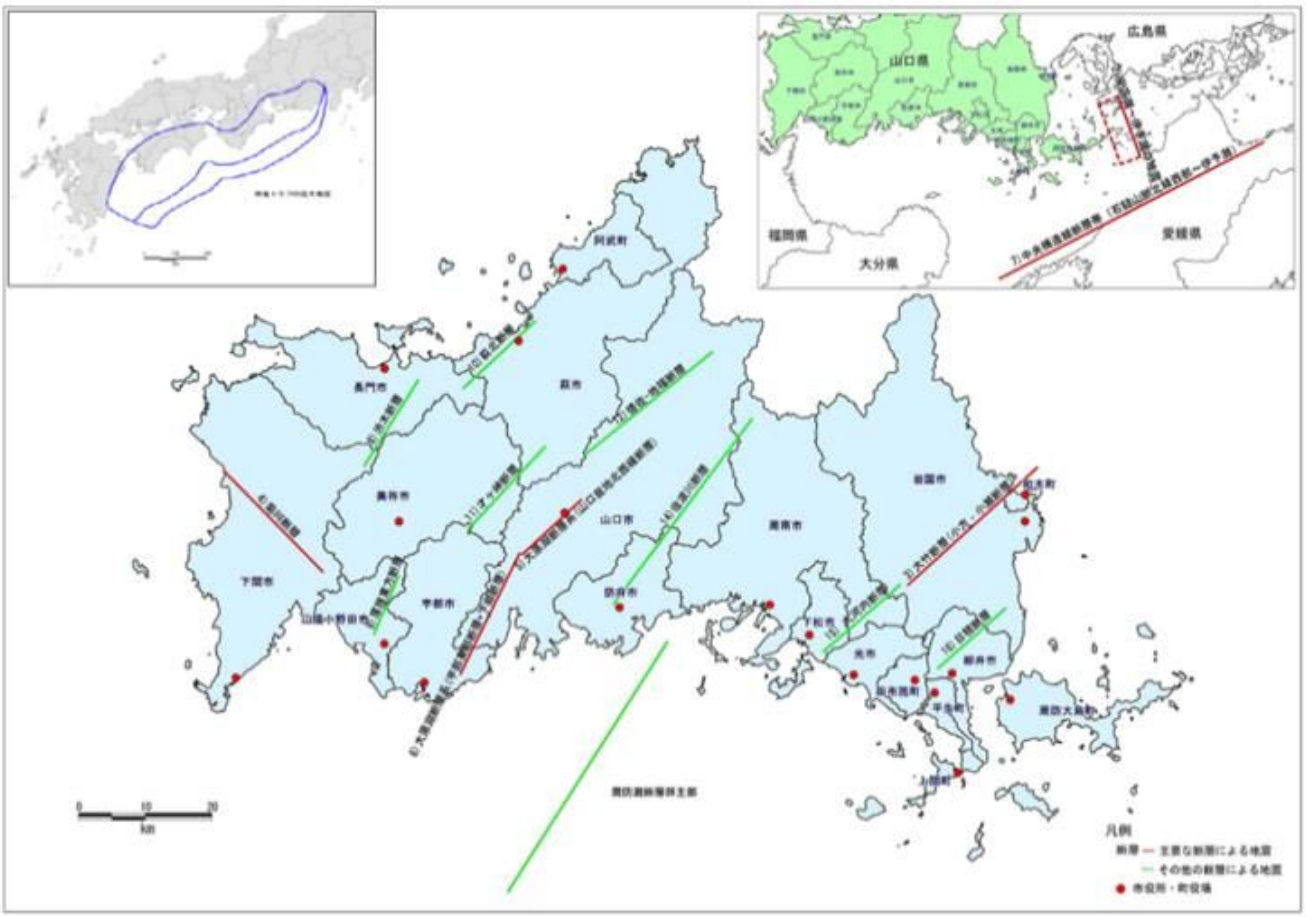
山口県
広島県
福岡県
大分県
愛媛県
阿武町
長門市
萩市
長門市
宇部市
山口市
防府市
周南市
岩国市
下関市
下松市
光市
柳井市
平生町
上関町
周防大島町
凡例
その他の断層による地震
市役所・町役場

第３項　発災季節と発災時刻

１　南海トラフ巨大地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の 2 ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特　　徴	対象人口
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速15m/s	・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 ・また、津波からの避難が遅れることにもなる。	夜間人口
②	夏の昼 12 時 風速 3m/s 風速15m/s	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。	昼間人口
③	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速15m/s	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。	(0.6×昼間人口) ＋ (0.4×夜間人口)

２　南海トラフ巨大地震以外の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は市民等の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の 3 ケースを想定した。

風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の 2 ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻［風速］	特　　徴	対象人口
①	冬の早朝５時 風速 3m/s 風速15m/s	・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼 12 時 風速 3m/s 風速15m/s	・家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 ・外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。	昼間人口
③	冬の夕方 18 時 風速 3m/s 風速15m/s	・屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	(0.6×昼間人口) ＋ (0.4×夜間人口)

第２節　被害想定結果

本市で想定される地震による被害の概要、被害量の一覧は、以下のとおりである。

１　主要な断層による地震

(1) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、南海トラフを震源域とする地震規模 M9.0 の海溝型地震である。

県の被害想定結果を内閣府の被害想定結果と比較すると、地盤モデルの精度を上げたことで震度が低くなり、揺れによる被害が小さくなった。また、津波浸水想定で「堤防が機能しない」条件としたことにより、浸水面積が広がり津波による被害が大きくなった。

この地震による県内の最大震度は、柳井市の平郡島で震度６強が想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上のエリアは、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町の７市町にみられる。震度６弱以上の面積率は、県全体の 1.9%と想定される。

下松市は最大震度５強が想定されており、津波は代表地点における最高水位は 3.2T.Pm、最高津波水位到達時間は 130 分であった。

市内の被害は、建物全壊棟数は 31 棟と想定され、このうち 97%が液状化によるものであり、残りは津波によるものである。また、火災による焼失棟数は０棟と想定される。

死者数は、冬の夕方 18 時かつ、風速 15m/s の最悪のケースでも０人と想定される。

上水道断水人口 854 人、下水道機能支障人口 411 人、停電戸数 170 戸、道路被害 10 箇所、１日後の避難者 1,442 人、平日昼間の帰宅困難者数 2,887 人、孤立集落 367 世帯と想定される。震災廃棄物発生量は５万トンである。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震

安芸灘～伊予灘の地震は、M7.25 の海溝型地震と想定した。

この地震による県内の最大震度は、周防大島町、岩国市、柳井市で震度６弱が想定されるが、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上のエリアは、面積率は県全体の 0.1%

に過ぎない。

市内の被害は、建物全壊棟数は 2 棟と想定され、火災による焼失棟数は 0 棟と想定される。

死者数は、冬の早朝 5 時かつ、風速 15m/s の最悪のケースでは 1 人と想定される。

ライフライン被害は、上水道断水人口 158 人、下水道機能支障人口 6,474 人、停電戸数 175 戸、道路被害 0 箇所、岸壁被害 1 岸壁、孤立集落 11 世帯と想定される。

(3) 県内活断層による地震

①大竹断層（小方―小瀬断層）

大竹断層（小方―小瀬断層）は、山口県東部から広島県との境界付近に震源を持つ地震規模 M7.2 の内陸（地殻内）地震である。

この地震による県内の最大震度は、和木町、岩国市で震度 7 が想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上のエリアは、下松市、和木町、岩国市、光市、田布施町、柳井市、平生町、周南市、周防大島町の 9 市町に見られ、面積率は、県全体の 15.7%と想定される。

市内の被害は、建物全壊棟数は 162 棟と想定され、このうち 51％は、土砂災害によるものである。また、火災による焼失棟数は 0 棟と想定される。

死者数は、冬の早朝 5 時かつ、風速 15m/s の最悪のケースでは 10 人と想定される。このうち 60%が土砂災害によるものである。

ライフライン被害は、上水道断水人口 20,857 人、下水道機能支障人口 10,432 人、停電戸数 1,222 戸、道路被害 0 箇所、岸壁被害 5 岸壁、孤立集落 389 世帯と想定される。

②中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）は、愛媛県東部～西部に震源を持つ地震規模M8.0 の内陸（地殻内）地震である。山口県域は震源から距離が離れているため規模の割に県内における震度は比較的小さい。

この地震による県内の最大震度は、周防大島町で震度 6 強が想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上となるエリアは、下松市、周防大島町、上関町、平生町、柳井市、田布施町、和木町、光市、岩国市、周南市の 10 市町に見られ、面積率は県全体の 3.8%と想定される。

市内の被害は、建物全壊棟数は 11 棟と想定され、このうち 81%が土砂災害によるものである。また、火災による焼失棟数は 0 棟と想定される。

死者数は、冬の早朝 5 時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 2 人と想定され、土砂災害、建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものが、それぞれ 50％となっている。

ライフライン被害は、上水道断水人口 4,320 人、下水道機能支障人口 9,479 人、停電戸数 175 戸、岸壁被害 5 岸壁、避難所への避難者数約 1,000 人、孤立集落 389 世帯と想定される。

2　その他の断層による地震

(1) 周防灘断層群主部

周防灘断層群主部は、防府市沖の瀬戸内海に震源を持つ地震規模 M7.6 の内陸（地殻内）地震である。

この地震による県内の最大震度は、防府市、山口市、周南市で震度6強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上となるエリアは、防府市、山口市、周南市、下松市、光市、宇部市、山陽小野田市、田布施町、阿武町の 9 市町に見られ、面積率は県全体の 13.6%と想定される。

市内の被害は、建物全壊棟数は 204 棟と想定され、このうち 44%は、土砂災害によるものである。また、火災による焼失棟数は 0 棟と想定される。

死者数は、冬の早朝 5 時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 12 人と想定され、土砂災害、建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものが、それぞれ 50%となっている。

人的・物的被害は、上水道断水人口 23,482 人、下水道機能支障人口 11,608 人、停電戸数 2,212 戸、岸壁被害 5 岸壁、避難所への避難者数約 6,000 人、孤立集落 389 世帯と想定される。

(2)　佐波川断層

佐波川断層は、山口県中央部に震源を持つ地震規模 M7.4 の内陸（地殻内）地震である。

この地震による県内の最大震度は、防府市、山口市、周南市で震度6強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上となるエリアは、防府市、山口市、周南市、岩国市、宇部市、阿武町、萩市、下松市の 8 市町に見られ、面積率は県全体の 24.9%と想定される。

市内の被害は、建物全壊棟数は 204 棟と想定され、このうち 44%は、土砂災害によるものである。また、火災による焼失棟数は 0 棟と想定される。

死者数は、冬の早朝 5 時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 2 人と想定され、土砂災害、建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものが、それぞれ 50%となっている。

人的・物的被害は、上水道断水人口 7,374 人、下水道機能支障人口 9,480 人、停電戸数 185 戸、岸壁被害 5 岸壁、避難所への避難者数約 2,000 人、孤立集落 389 世帯と想定される。

(3)　大河内断層

大河内断層は、山口県南東部に震源を持つ地震規模 M6.8 の内陸（地殻内）地震である。

この地震による県内の最大震度は、下松市、光市、周南市、岩国市で震度6強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度 6 弱以上となるエリアは、下松市、光市、周南市、岩国市、田布施町、柳井市の 6 市町に見られ、面積率は県全体の 6.0%と想定される。

市内の被害は、建物全壊棟数は 1,364 棟と想定され、このうち 44%は、土砂災害によるものである。また、火災による焼失棟数は 0 棟と想定される。

死者数は、冬の早朝 5 時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 82 人と想定され、建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものが 89%となっている。

人的・物的被害は、上水道断水人口 39,146 人、下水道機能支障人口 12,469 人、停電戸数 13,225 戸、ガス供給停止 7,072 世帯、道路被害 17 箇所、岸壁被害 7 岸壁、避難所への避難者数約 12,000 人、孤立集落 389 世帯と想定される。

【 被害想定結果一覧（下松市）（主要な断層）南海トラフ巨大地震】

想定項目	被害量	想定地震	南海トラフ巨大地震
		地震規模	M9.0
		地震タイプ	プレート間
地震動・液状化	最大震度		5 強
	震度 6 弱以上のエリア位置		－
	震度 6 弱以上のエリア面積		－
	震度 5 弱及び強のエリア面積		市全面積の 90.2%
	液状化危険度がかなり高い面積（PL>15）		－
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	2 箇所
		地すべり	0 箇所
		山腹崩壊	1 箇所
津波	代表地点（※1）における　・最高津波水位 ・最高津波水位到達時間		3.2T.P.m 130 分
	1cm 以上の浸水面積　※2		90ha
建物被害（※3）	全壊の主な原因（津波、液状化）		3%、97%
	全壊棟数（うち、津波が原因）		31 棟（1 棟）
	半壊棟数（うち、津波が原因）		258 棟（166 棟）
	焼失棟数		0 棟
人的被害（※4）	死者数（うち、津波が原因）		0 人（0 人）
	負傷者数（うち、建物倒壊が原因、うち、津波が原因）		3 人（1 人、0 人）
	重症者数（負傷者の内数） （うち、建物倒壊が原因、うち、津波が原因）		1 人 （0 人、0 人）
	災害時要援護者数		－
	自力脱出困難者数（※5）		0 人
	津波被害に伴う要救助者		－
ライフライン施設被害（※4）	上下水道（断水人口）		854 人
	下水道（機能支障人口）		411 人
	電力（停電戸数）		170 戸
	通信（固定電話不通回線数）		93 回線
	ガス（供給停止数）		0 戸
交通施設被害（※4）	緊急輸送道路（被害箇所数）		1 箇所
	道路（被害箇所数）		10 箇所
	鉄道（被害箇所数）		－
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		0 岸壁
生活支障（※4）	避難者（1 日後の避難者数）		1,442 人
	帰宅困難者数（平日の昼間）		2,887 人
	物資不足量（1 日後の食糧需要）		0.3 万食
	仮設トイレ不足量（1 日後の必要基数）		14 基
	医療機能支障（医療需要過不足数）		－
その他施設等被害（※4）	孤立集落（孤立世帯数）		367 世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設）		0 箇所
	ため池（破堤による災害発生の危険性が高い箇所数）		0 箇所
	震災廃棄物発生量（災害廃棄物）（＊津波堆積物なし）		5 万トン
経済被害	直接被害		115 億円

※1：市町ごとに設定しているおもな港湾・漁港等（代表地点）での最高津波水位。代表地点が複数ある場合は高い値を採用

※2：「津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）について（解説）」（山口県、H25.12.24 公表）において示された、津波断層モデルを 6 ケースを重ね合せた場合の浸水面積。同条件の県全体の浸水面積は 8,659ha

※3：被害想定実施ケースですべて同じ

※4：冬の夕方 18 時かつ風速 15m/s の場合の被害量

資料：「南海トラフ巨大地震の被害想定結果について　結果の概要について」（H26.3.27、山口県地震・津波防災対策検討委員会）

【 被害想定結果一覧（下松市）（主要な断層）南海トラフ巨大地震以外 】

想定項目	被害量		想定地震	安芸灘～伊予灘の地震	大竹断層（小方ー小瀬断層）	中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）
			地震規模	M7.25	M7.2	M8.0
			地震タイプ	スラブ内（プレート内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
地震動・液状化	最大震度			6弱	7	6強
	震度6弱以上のエリア位置			周防大島町、岩国市、柳井市	下松市、和木町、岩国市、光市など9市町	下松市、上関町、周防大島町、平生町など10市町
	震度6弱以上のエリア面積			県全面積の0.1%	県全面積の15.7%	県全面積の3.8%
	震度5弱及び強のエリア面積			県全面積の44.1%	県全面積の45.2%	県全面積の88.2%
	液状化危険度がかなり高い面積（PL>15）			県全面積の0.2%	県全面積の0.7%	県全面積の0.6%
津波	津波の高さ、到達時間、浸水深			―	―	―
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊		0箇所	131箇所	4箇所
		地すべり		0箇所	3箇所	1箇所
		山腹崩壊		0箇所	13箇所	5箇所
建物被害	全壊の主な原因（割合）			土砂災害（66%）	土砂災害（51%）	土砂災害（81%）
	全壊棟数			2棟	162棟	11棟
	半壊棟数			15棟	1,554棟	194棟
	焼失棟数 ＊			0棟	0棟	0棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間			冬の昼12時	冬の早朝5時	冬の早朝5時
	上記のｹｰｽの死者の主な原因			建物倒壊	土砂災害	土砂災害、建物倒壊
	上記のｹｰｽの死者数			1人	10人	2人
	上記のｹｰｽの負傷者数			9人	178人	20人
	上記のｹｰｽの重症者数（負傷者の内数）			2人	8人	3人
	災害時要援護者数 **			0人	3人	1人
	自力脱出困難者（冬の早朝5時）			0人	16人	0人
ﾗｲﾌﾗｲﾝ施設被害	上水道（1日後の断水人口）			158人	20,857人	4,320人
	下水道（機能支障人口）			6,474人	10,432人	9,479人
	電力（停電戸数）（1日後）＊			175戸	1,222戸	175戸
	通信（固定電話不通回線数）＊			0回線	6回線	0回線
	ガス（供給停止世帯数）			0世帯	―	―
交通施設被害	緊急輸送道路（被害箇所数）			0箇所	0箇所	0所
	道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）			0箇所	0箇所	0箇所
	鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）			―	―	―
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）			1岸壁	5岸壁	5岸壁
	空港（山口宇部空港位置の震度）			5弱	5弱	5強
生活支障	避難者（1日後の避難所生活者数）＊			0人	約6,000人	約1,000人
	帰宅困難者数（平日の昼間）			2,012人	2,012人	2,012人
	物資不足量（1日後の食料需要）＊			0.0万食/日	約1.5万食/日	約0.3万食/日
	仮設ﾄｲﾚ不足量（1日後の必要基数）＊			1基	58基	11基
	医療機能支障（医療需要過不足数）＊			―	―	―
その他施設等被害	孤立集落（孤立世帯数）			11世帯	389世帯	389世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設）＊	災害対策拠点		0箇所	0箇所	0箇所
		避難拠点		0箇所	1箇所	0箇所
		医療拠点		0箇所	0箇所	0箇所
	ため池（破堤による被害影響人口）			0人	0人	0人
	震災廃棄物発生量 ＊			0万m^3	13万m^3	2万m^3

経済被害	直接被害 ＊	約 2,775 百万円	約 57,887 百万円	約 13,909 百万円
	間接被害 ＊	約 3,002 百万円	約 29,237 百万円	約 13,066 百万円
	合計 ＊	約 5,778 百万円	約 87,124 百万円	約 26,975 百万円

＊：冬の昼 12 時かつ風速 15m/s の場合の被害量
＊＊：冬の早朝 5 時かつ風速 15m/s の場合の被害量
注.「地震動・液状化」は県全体の被害想定結果

【 被害想定結果一覧（下松市）（その他の断層） 】

想定項目	被害量	想定地震	周防灘断層群主部	佐波川断層	大河内断層
		地震規模	M7.6	M7.4	M6.8
		地震タイプ	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
地震動・液状化	最大震度		6 強	6 強	6 強
	震度 6 弱以上のエリア位置		下松市、防府市、山口市など 8 市町	下松市、防府市、山口市など 9 市町	下松市、光市、周南市など 6 市町
	震度 6 弱以上のエリア面積		県全面積の 13.6%	県全面積の 24.9%	県全面積の 6.0%
	震度 5 弱及び強のエリア面積		県全面積の 86.2%	県全面積の 74.3%	県全面積の 35.4%
	液状化危険度がかなり高い面積（PL>15）		県全面積の 1.1%	県全面積の 1.1%	県全面積の 0.4%
津波	津波の高さ、到達時間、浸水深		－	－	－
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	69 箇所	4 箇所	163 箇所
		地すべり	3 箇所	1 箇所	3 箇所
		山腹崩壊	10 箇所	5 箇所	15 箇所
建物被害	全壊の主な原因（割合）		土砂災害（44%）	土砂災害（81%）	揺れ（70%）
	全壊棟数		204 棟	11 棟	1,364 棟
	半壊棟数		1,844 棟	329 棟	4,776 棟
	焼失棟数 ＊		0 棟	0 棟	398 棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝 5 時	冬の早朝 5 時	冬の早朝 5 時
	上記のｹｰｽの死者の主な原因		土砂災害、建物倒壊	土砂災害、建物倒壊	建物倒壊
	上記のｹｰｽの死者数		12 人	2 人	82 人
	上記のｹｰｽの負傷者数		214 人	35 人	773 人
	上記のｹｰｽの重症者数（負傷者の内数）		10 人	3 人	73 人
	災害時要援護者数 ＊＊		4 人	1 人	26 人
	自力脱出困難者（冬の早朝 5 時）		22 人	0 人	253 人
ﾗｲﾌﾗｲﾝ施設被害	上水道（1 日後の断水人口）		23,482 人	7,374 人	39,146 人
	下水道（機能支障人口）		11,608 人	9,480 人	12,469 人
	電力（停電戸数）（1 日後）＊		2,212 戸	185 戸	13,225 戸
	通信（固定電話不通回線数）＊		11 回線	0 回線	334 回線
	ガス（供給停止世帯数）		－	0 世帯	7,072 世帯
交通施設被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		0 箇所	0 箇所	0 箇所
	道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）		0 箇所	0 箇所	17 箇所
	鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）		箇所	箇所	箇所
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		5 岸壁	5 岸壁	7 岸壁
	空港（山口宇部空港位置の震度）		6 弱	6 弱	5 弱
生活支障	避難者（1 日後の避難所生活者数）＊		約 6,000 人	約 2,000 人	約 12,000 人
	帰宅困難者数（平日の昼間）		2,012 人	2,012 人	2,012 人
	物資不足量（1 日後の食糧需要）＊		約 1.7 万食/日	約 0.5 万食/日	約 3.4 万食/日
	仮設ﾄｲﾚ不足量（1 日後の必要基数）＊		65 基	19 基	121 基
	医療機能支障（医療需要過不足数）＊		－	－	－
その他施設等被害	孤立集落（孤立世帯数）		389 世帯	389 世帯	389 世帯
	重要施設（機能支障	災害対策拠点	1 箇所	0 箇所	1 箇所
		避難拠点	7 箇所	0 箇所	7 箇所

	可能性がある施設）＊	医療拠点	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	ため池（破堤による被害影響人口）		0 人	0 人	1,348 人
	震災廃棄物発生量 ＊		16 万 m^3	3 万 m^3	56 万 m^3

＊：冬の昼 12 時かつ風速 15m/s の場合の被害量
＊＊：冬の早朝 5 時かつ風速 15m/s の場合の被害量
注.「地震動・液状化」は県全体の被害想定結果

第２編　災害予防計画

第２編　災害予防計画

第１章　防災意識・知識の普及啓発

基本的な考え方

地震による被害を最小限にとどめるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と、同時に、市民一人ひとりが自らの生命と財産を自分で守る心構え、行動が求められる。

このため、市、県及び防災関係機関は、市民等に対し、地震に関する防災知識を啓発指導する必要があり、防災の日を設定するなど、普及啓発を推進するとともに、市、県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。

- 防災意識・知識の普及啓発
  - 自主防災思想の普及啓発　【防災危機管理課・消防本部】
  - 防災知識の普及啓発　【防災危機管理課・教育委員会・消防本部】
    - 市職員に対する教育
    - 市防災担当者の研修会の実施
    - 児童生徒に対する教育
    - 市民に対する普及啓発
    - 各種団体に対する普及啓発
    - 防災アセスメントの実施
  - 災害教訓の伝承　【防災危機管理課】

第１節　自主防災思想の普及啓発

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民等はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは市、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第２節　防災知識の普及啓発

【 関係機関：防災危機管理課・教育委員会・消防本部 】

第１項　市

地震対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般市民に対しては、地震に対する正しい知識の普及啓発を図る。

１　市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

(1)　地震に対する基礎知識
(2)　市防災計画に示す地震対策
(3)　地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
(4)　職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
(5)　家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
(6)　災害対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

２　市防災担当者の研修会の実施

災害対策の推進に当たり、中心となる市の防災担当職員を対象に必要な知識や心構えについて研修を行うとともに、県や防災機関との連携について確認する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

(1)　地震に対する基礎知識
(2)　市防災計画と県防災計画との関係
(3)　津波警報、津波注意報、警報発表時及び地震発生時に、具体的にとるべき行動に関する知識
(4)　職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
(5)　家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
(6)　災害対策の課題その他必要な事項

３　児童生徒に対する教育

市教育委員会は、各学校に対し児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

(1)　児童生徒に対する指導

ア　ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。

イ　特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた指導を行う。

ウ　中・高等学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

４　市民等に対する普及啓発

注意報、警報発表時及び発災時に、市民等が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、市広報紙、パンフレット、ポスター、登録制メール、インターネット及び報道媒体を活用し、県と協力して次のようなことを普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用した啓発に努めるとともに、防災の日を設定し重点的な取り組みを行う。また、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

(1)　家庭での予防・安全対策

ア　ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認

イ　災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認

ウ　3 日分の食料、飲料水等の備蓄

エ　非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

オ　家具等の転倒防止対策

カ　消火器の普及

キ　保険・共済等への加入

(2)　様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中など）で地震発生時に取るべき行動

(3)　避難場所での行動

(4)　避難場所等における性暴力・DV を防止する意識の普及・徹底

(5)　震災時の家庭内の連絡体制の確保

(6)　災害時の地域内の避難体制の確保

(7)　その他

ア　地震の基礎的知識、市の地震活動

イ　市の震災対策

ウ　津波、山・がけ崩れ危険予想地域の現況

エ　避難地、避難路その他避難対策

オ　住宅の耐震診断と補強

カ　応急手当等看護の知識

キ　要配慮者対応

ク　緊急地震速報についての知識

５　各種団体に対する普及啓発

(1)　市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を

対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。
なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮する等、内容に配慮して行う。

(2)　各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

６　防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ（各種ハザードマップ）、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを活用するなど、市民等の安全確保に努めるものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第２項　防災関係機関

防災関係機関においては、市に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第３節　災害教訓の伝承

【 関係機関：防災危機管理課 】

市及び県は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民等が閲覧できるよう公開に努めるものとする。市民等は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市及び県はその取組を支援するものとする。

第２章　防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や市民等による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、地震発生時においては、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。

防災活動の促進
- 消防団の育成強化　【防災危機管理課・消防本部】
- 自主防災組織の育成　【防災危機管理課・消防本部】
- 自主防犯組織の育成　【防災危機管理課・生活安全課】
- 企業防災活動の促進　【防災危機管理課・消防本部】
- 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進　【－】

第１節　消防団の育成強化

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

第１項　市

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

(1)　消防団の活性化等その育成強化については市が行う。
(2)　団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
(3)　消防団の施設、装備の充実を推進する。

第２項　県

市が行う消防団の活性化等その育成強化について指導・支援に努める。
また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。

第２節　自主防災組織の育成

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

災害に対処するためには、防災関係機関と市民等による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、市民等の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第１項　市

１　自主防災組織の設置育成は、災対法の規定に基づき、市が推進する。

２　自主防災組織の設置推進を図るため、おおむね次の事項について定めるものとする。

(1)　自主防災組織の意義

(2)　自主防災組織の規模

(3)　自主防災組織の育成

(4)　自主防災組織の編成

(5)　自主防災組織の防災計画

(6)　関係団体との協調

３　自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。

(1)　自主防災組織の設置推進

ア　市民等を対象とする自主防災組織の育成

ａ　市民等を対象とする自主防災組織については、自治会単位、学校区単位等が考えられるが、市民等が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。

ａ）市民等が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。

ｂ）地理的状況、生活環境等からみて、市民等の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。

ｂ　市民等が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、市民等が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

ｃ　消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。

イ　大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の強化

ａ　学校、病院及びスーパー等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化を図る。

ｂ　危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。

ｃ　多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自衛消防隊の育成を図る。

(2)　防災資機材等の整備促進

自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

(3)　防災資機材の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

(4)　防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、市民等の防災に対する関心を維持していく。

(5)　自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

第２項　県

１　市が行う自主防災組織の設置推進活動等について、指導・支援に努める。

２　消防学校の教育訓練機能を活用して、自主防災リーダーの育成の支援に努める。

３　県民に対する県域レベルでの研修会や情報交換の場を設けるなど自主防災リーダーの育成支援に努める。

４　市職員に対する自主防災組織についての研修会等の実施に努める。

第３項　自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、震災時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

１　平常時の活動

(1)　防災知識の普及

(2)　防災訓練の実施

(3)　火気使用設備器具等の点検

(4)　防災用資機材等の整備

２　震災時の活動

(1)　災害情報の収集及び伝達

(2)　率先避難や避難の呼びかけの実施

(3)　初期消火等の実施

(4)　救出・救護の実施及び協力

(5)　避難誘導の実施

(6)　炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第３節　自主防犯組織の育成

【 関係機関：防災危機管理課・生活安全課 】

市民等による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第４節　企業防災活動の促進

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

企業は、地震時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、震災時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

１　市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性の啓発及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。また、災害時においては、市及び県、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

２　優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第５節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第３章　防災訓練の実施

基本的な考え方

地震発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、市民等それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と市民等との間の協力体制の確立、市民等に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するように努める。

- 防災訓練の実施　【防災危機管理課・消防本部】
  - 訓練の内容
    - 市
      - 総合防災訓練
      - 個別防災訓練
      - 広域防災訓練
      - 通信訓練
      - 訓練後の評価
    - 防災関係機関
    - 事業所、自主防災組織及び市民
      - 事業所（防火管理者）における訓練
      - 自主防災組織における訓練
      - 市民の訓練

第１節　訓練の内容

【 関係機関：防災危機管理課・消防本部 】

第１項　市

市は、国、県及び防災関係機関と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。

１　総合防災訓練

(1)　大規模震災の発生を想定し、地震発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

(2)　訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・市民等
・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等 （避難支援） ・避難所・救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保 （道路啓開、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援 ・広域応援協定に基づく広域合同訓練等	・情報伝達・広報等 ・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送	・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等 （避難支援）

(3)　訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

2　個別防災訓練

(1)　情報の収集、伝達訓練

地震発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

(2)　職員及び自主防災組織の参集訓練

大規模震災を想定した参集訓練を定期的に実施する。

同時に、自主防災組織及び市民等の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

訓練の内容（事例）

・災害発生時の広報
・避難誘導、避難指示等の発令及び警戒区域の設定
・要配慮者の安全確保（避難支援）
・消防、水防活動
・救助・救急活動
・ボランティアの活動体制の確立
・食料・飲料水、医療その他の救援活動
・被災者に対する生活情報の提供

3　広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

4　通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

５　訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第２項　防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第３項　事業所、自主防災組織及び市民

大規模地震が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民等の協力が必要不可欠である。

このため、市民等に対し震災時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

１　事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、スーパー及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防本部及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

２　自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、市民等の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

３　市民等の訓練

市民一人ひとりの地震時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第４章　地震に強い都市・農山村構造の形成

基本的な考え方

市は、避難地、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。また、農山村地域においても、避難地、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図るものとする。

地震に強い都市・農山村構造の形成
- 避難地の整備　【防災危機管理課】
- 避難路の整備　【防災危機管理課】
- 延焼遮断帯の整備　【土木課・都市政策課】
- 道路の整備　【土木課】
- 公園の整備　【都市政策課】
- 河川・海岸の整備　【土木課】
- 港湾・漁港の整備　【土木課】
- 市街地防災対策の推進　【都市政策課】
- 農山村地域の防災対策の推進　【農林水産課】

第１節　避難地の整備

【 関係機関：防災危機管理課 】

１　震災時の一次的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。

２　避難地は、避難距離が長くならないようできるだけ市民等の身近な場所に確保する。

３　避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地、市街化区域内の農地の利用について検討する。

第２節　避難路の整備

【 関係機関：防災危機管理課 】

１　市民等が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。

２　避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少

なく、幅員の確保できる道路を選定する。

３　安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第３節　延焼遮断帯の整備

【 関係機関：土木課・都市政策課 】

災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第４節　道路の整備

【 関係機関：土木課 】

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進める上で、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第５節　公園の整備

【 関係機関：都市政策課 】

１　公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。

２　防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園としての整備や、避難地や避難路となる緑地を整備するよう努める。

第６節　河川・海岸の整備

【 関係機関：土木課 】

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の適切な維持管理や耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第７節　港湾・漁港の整備

【 関係機関：土木課 】

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備など必要な整備及びその適切な維持管理などを進める。

第８節　市街地防災対策の推進

【 関係機関：都市政策課 】

１　防火、準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。

２　市街地開発事業等の推進

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。

３　公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

現在市では、地域特性に応じた効率的、効果的な防災拠点・避難地の配置として、下松スポーツ公園を地域防災拠点となる防災公園として、国民宿舎大城を笠戸島地域、花岡公民館を花岡地域における防災拠点としてそれぞれ位置づけている。

(1)　下松スポーツ公園

当該公園は、本市のほぼ中央に位置し、「山陽自動車道徳山東 IC」「国道２号」「県道 63 号下松田布施線」「JR 岩徳線」といった陸路におけるアクセス、災害発生時の救援活動拠点並びに物資輸送拠点としての機能を確保する市の防災拠点として整備を進めている。

(2)　国民宿舎大城

笠戸大橋は、台風接近時等に強風により通行止めになることがあり、その際は、笠戸島全体が孤立することとなる。当該施設は高台に立地し、高潮及び津波による浸水害が想定されていないこと、また、「県道 173 号」からのアクセスも良いことから、災害発生時の笠戸島における地域防災拠点として整備を進めることとする。

(3) 花岡公民館

当該施設は、花岡地区のほぼ中央に位置しており、地域コミュニティー活動の拠点施設となっている。

また、洪水、高潮及び津波による浸水害が想定されておらず、「国道 2 号」「県道 41 号下松鹿野線」からのアクセスも良く、災害発生時の救援活動や物資輸送ルートも確保されていることから、花岡地域における地域防災拠点として整備を進めることとする。

第９節　農山村地域の防災対策の推進

【 関係機関：農林水産課 】

農山村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強い市域づくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

第５章　建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ道路、鉄道等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民等の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、下松市耐震改修促進計画（以下「市耐震改修促進計画」という。）、下松市公共施設耐震化基本計画、山口県耐震改修促進計画等をもとに、耐震化を促進し耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号 以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

建築物・公共土木施設等の耐震化
- 建築物の耐震化　【住宅建築課】
- ライフライン施設の耐震化　【－】
- 交通施設の耐震性の確保等　【－】
- 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保　【土木課・農林水産

第１節　建築物の耐震化

【 関係機関：住宅建築課 】

第１項　構造物・施設等の耐震設計の目標

1　供用期間中に 1～2 度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。

2　発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。

3　更に、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

(1)　一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
(2)　地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
(3)　多数の利用者等を収容する建築物等

４　構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第２項　市所有建築物等の耐震化

１　防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物
(1)　災害対策本部組織が設置される施設（市庁舎）
(2)　医療救護活動施設（保健センター）
(3)　応急対策活動施設（消防署、上下水道局）
(4)　避難収容施設（学校、公民館等）
(5)　社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）
(6)　不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱い施設

２　耐震補強工事の実施

耐震化基本計画の優先度に基づき、各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

３　建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

第３項　公共的施設の耐震化

市は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第４項　一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和 56 年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、市耐震改修促進計画に基づき、市民等に対して、耐震診断・改修に関する普及啓発、相談窓口の開設、耐震、診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の耐震化の促進を図る。特に耐震改修促進法に規定する特定建築物の所有者に対しては、耐震診断の指導・助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第５項　被災建築物の応急危険度判定制度の確立

市及び県は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定制度を確立する。

１　応急危険度判定に関する普及、啓発
２　応急危険度判定士の養成、登録
３　市及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第６項　落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

市及び県は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	対策実施者	措　置　等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	設置者、管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外　　壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間における天井	所有者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第２節　ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

市及び県は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・

電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第１項　電　気（中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱）

中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱は、発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備等について耐震設計を行う特に、屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

第２項　ガ　ス（山口合同ガス株式会社）

今後の構造物、設備等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保するものとする。

１　製造関係

(1)　新設設備については、耐震設計指針に基づく設計、施工を行い、耐震性の維持管理に努める。

(2)　既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。

２　供給関係

(1)　導管のブロック化を推進し、二次災害の防止、復旧時の早期対応を容易にする。

(2)　耐震性、耐腐食性に優れた導管材料の使用。（ポリエチレン管の積極的な敷設）

(3)　耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。

(4)　マイコンメーターへの取替計画の一層の推進を図る。

第３項　電　話（西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ）

電話事業者は、システムとしての信頼性向上に努めるものとする。

１　設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。

２　冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のループ化を推進する。

第４項　上水道施設（上下水道局）

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

・　緊急を要する弱点対策に努めること。

・　重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。

・　広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第５項　下水道施設（上下水道局）

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、次の対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

・　下水道施設の構造面での対策
・　下水道システム面での対策

第３節　交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は社会経済活動、市民等の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第１項　鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

１　橋梁及び高架橋の整備

橋梁及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落橋防止工及び高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

２　その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

第２項　道路施設

１　西日本高速道路株式会社

震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう点検を実施し、補強等を実施する。

２　各道路管理者

市道及び国道、県道、農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう点検を実施し、補強等を推進する。

(1)　落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、総点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2)　橋梁の整備

各道路管理者は、橋梁の点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。

(3)　トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルの点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

第４節　河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保

【 関係機関：土木課・農林水産課 】

第１項　河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第２項　海岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第３項　港湾・漁港

緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

第４項　砂防設備等

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第５項　治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

廃渓流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び渓床、渓岸の荒廃を防止し、渓流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

第６項　ダム

老朽施設の改築、機器の更新等により耐震性の強化を図るとともに、未設置ダムに地震計を整備し、地震発生後の初動対応における被害予測、初動体制の確立、迅速かつ効率的な構造物の点検が可能となるよう万全の管理予防体制を講じる。

第７項　ため池

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第６章　土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。

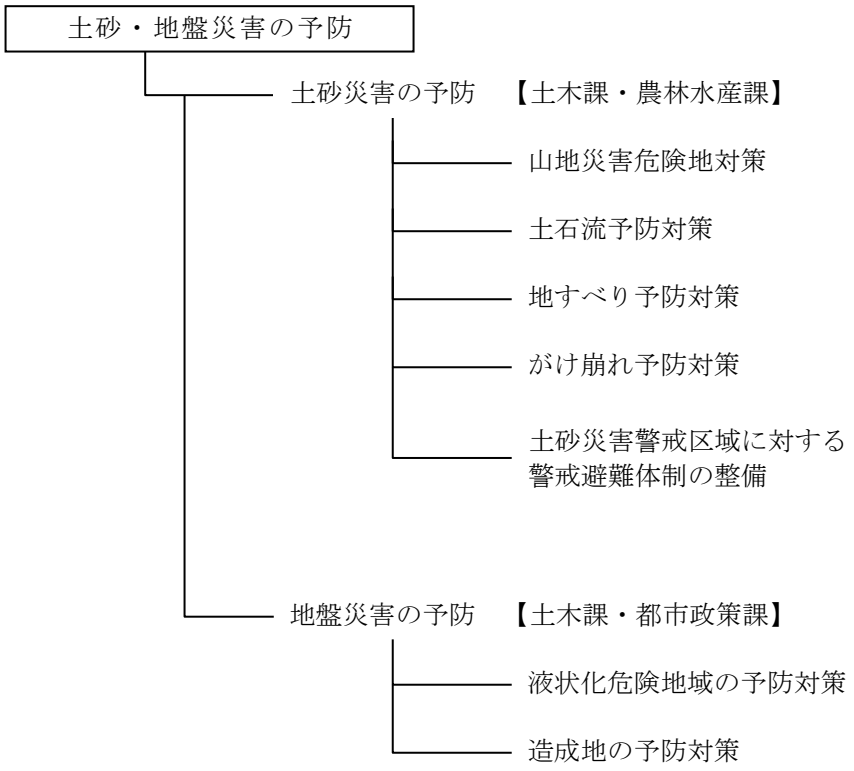

第１節　土砂災害の予防

【 関係機関：土木課・農林水産課 】

第１項　山地災害危険地対策

１　山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

２　治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第２項　土石流予防対策

１　砂防指定地の指定

土砂等の生産、流送若しくは堆積により、渓流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定する。

２　土石流対策

砂防指定地内における土地の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃渓流における砂防えん堤・渓流保全工等の砂防設備の整備を推進する。

第３項　地すべり予防対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があることから、以下の対策を講じる。

１　地すべり防止区域の指定

地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものを地すべり防止区域に指定する。

２　地すべり防止対策

地すべり防止区域内では、切土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等の地すべり防止施設の整備を推進する。

第４項　がけ崩れ予防対策

１　急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域を指定するとともに、危険度の把握のため、定期的な調査点検を実施する。

２　がけ崩れ防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

第５項　土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域付近の市民等に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、危険箇所・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第２節　地盤災害の予防

【 関係機関：土木課・都市政策課 】

第１項　液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

１　市及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。

２　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討する。

第２項　造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準

１　災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導等を図る。

２　人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

３　軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

４　宅地耐震化推進事業の促進

大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて滑動崩落防止工事の実施等を促進する。

第７章　災害情報体制の整備

基本的な考え方

大規模地震が発生した場合には、同時多発の災害による情報の混乱などから、的確な情報の収集が困難となるおそれがある。市、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施し、対処するためには、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。

- 災害情報体制の整備
  - 災害情報の収集、連絡体制　【各課共通】
    - 情報通信体制の確保
      - 市の対策
      - 通信網の拡充整備
      - 情報収集・伝達体制の整備
      - 地震観測機器等の整備
      - 電気通信事業者の対策
    - 被災者等への的確な情報伝達
      - 情報伝達手段の整備
      - 情報伝達体制の整備
      - 被災者に提供する情報の整理

第１節　災害情報の収集、連絡体制

【 関係機関：各課共通 】

第１項　情報通信体制の確保

１　市の対策

地震時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないよう、市は通信設備に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1)　通信機器の安全対策

地震時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように市及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じるものとする。

ア　非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したもの及び断水時への備えに配慮したものの整備を推進するものとする。

イ　地震動対策

ａ　各種機器には転倒防止措置を講じるものとする。

ｂ　気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討する。

(2)　通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(3)　非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

２　通信網の拡充整備

(1)　市

市は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア　市防災行政無線等の整備

・管内防災機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備

・市民等に対する災害情報伝達手段である市防災行政無線システム（同報系・平成 29 年４月運用開始）の運用

・インターネット、携帯電話を含む多様な通信手段の整備

・移動系防災行政無線又は他の災害用通信手段の整備

イ　職員参集システムの整備促進

登録制メールの活用

ウ　防災相互通信用無線の整備

エ　緊急速報メール等の活用

オ　Ｌアラート（山口県総合防災情報システム）の活用

カ　防災ラジオの配布

(2)　県

ア　国との間における通信回線の整備

イ　防災行政無線の整備・運用

ウ　県庁と出先機関及び防災関係機関との間における通信回線の整備

県庁と出先機関の間はＩＰ型データ転送に対応した多重無線回線を整備している。

エ　職員参集システム

オ　総合防災情報ネットワークシステムの整備

(3)　民間企業等の通信設備の活用

多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・災害時優先電話一覧

３　情報収集・伝達体制の整備

市、県及び防災関係機関は、地震発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障をきたさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

(1)　情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定
(2)　被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等
(3)　通信機器の運用計画
(4)　航空機、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう、関係防災機関で事前に調整するなどの体制整備

４　地震観測機器等の整備

(1)　地震観測機器等の整備

市は、国及び県が震度情報ネットワークシステム構築機器等を設置する場合、用地のあっせん等について積極的に協力するものとする。

(2)　情報処理分析体制等の整備

ア　災害情報データベースシステムの整備

市は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、震災時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

イ　情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

５　電気通信事業者の対策

【 西日本電信電話株式会社 】

(1)　電気通信設備の防災計画

ア　被災地に対する通信の途絶防止対策

a　伝送路のループ化を推進する。
b　孤立防止対策用衛星電話を設置する。
c　特設公衆電話の設置を行う。

イ　異常輻輳対策

a　災害時優先電話の通信確保を行う。
b　ネットワークの効率的なコントロールを行う。

(2)　定期点検の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

(3)　社員等の動員体制

1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。

(4)　部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5)　防災に関する訓練

ア　防災活動を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びNTTグループ各社と協力して、定期又は随時に実施する。

イ　防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

(6)　災害用伝言ダイヤル･災害用伝言板の運用

地震や災害のため被災者等の安否連絡が多発したり電話の輻輳が想定される場合に運用する。

【 株式会社ＮＴＴドコモ 】

(1)　災害時における情報等の正確、迅速な情報伝達を行う。

(2)　防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。

(3)　防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。

(4)　発災に備えた災害応急対策用資機材・人材の配置を行う。

第２項　被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、市においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

１　情報伝達手段の整備

市は、避難地、避難場所等への防災行政無線の整備を推進する。また、防災ラジオの配布を継続するとともに、登録制メールを活用するため、登録の促進に努める。

２　情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、市の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

３　被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

第８章　災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。

- 災害応急体制の整備
  - 職員の体制【各課共通】
    - 配備体制
    - 職員の参集基準
    - 情報収集手段の確保
    - 応急活動に必要なマニュアルの作成等
    - 防災関係機関
  - 防災関係機関相互の連携体制【各課共通】
    - 市における相互応援協定の締結
    - 警察及び消防の支援体制の整備
    - 応援機関の活動体制の整備
    - 災害対策本部における連携
  - 自衛隊との連携体制【防災危機管理課】
  - 海上保安部・署との連携体制【防災危機管理課】
  - 防災中枢機能の確保、充実【各課共通】

第１節　職員の体制

【関係機関：各課共通】

第１項　市

市は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合の対応を迅速・的確に実施するため、あらかじめ職員配備体制の整備を図るほか、防災担当部局への専任職員の配置や、消防本部との交流、連携など、組織の防災対応力の強化に努める。

１　配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、防災体制を策定し、市防災計画に定める事項のほか、

配備課、配備者、配備基準等について定める。

２　情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。
また、登録制メールへの登録を促進し、情報収集に活用する。

３　応急活動に必要なマニュアルの作成等

防災体制に定める災害対策本部の各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し定期的な訓練を実施するなどして、資機材や装備の取扱いの習熟、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

４　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等

市は、大規模災害が発生し、市庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）や受援計画、応援計画を策定する。

第２項　防災関係機関

防災関係機関においても、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画や受援計画、応援計画の作成に努めるものとする。

第２節　防災関係機関相互の連携体制

【 関係機関：各課共通 】

災害発生時には、膨大な災害応急対応業務を効果的に実施していくために、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第１項　市における相互応援協定の締結

各対策部は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力が得られるように努める。

１　市における相互応援協定の締結

市においては、応急対策業務に関し、関係団体と次の応援協定を締結している。

資料編　〔応援協定等一覧〕

２　今後締結を検討する協定等

(1)　災害応援対策用車両に関する協定

(2)　通信設備の利用に関する協定
(3)　食料、飲料水及び生活必需品の提供に関する協定
(4)　医療・救護に関する協定
(5)　道路の啓開等に必要な操作要員及び特殊車両等の確保に関する協定
(6)　その他災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第２項　警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された広域緊急援助隊等及び緊急消防援助隊の市内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第３項　応援機関の活動体制の整備

１　市は、近隣市（消防本部）からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。
２　市は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
３　市は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。
４　大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

第４項　災害対策本部における連携

１　救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を市災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定等を支援する。また、市は、災害現場において、各部隊の現場責任者による現地災害対策本部を設置し、関係機関が一元的に活動できるよう、情報の共有に努める。

２　ライフライン事業者

大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は、必要に応じて市災害対策本部等に連絡員を派遣し、被害状況等の共有化を図り、迅速な復旧につなげるものとする。

第３節　自衛隊との連携体制

【 関係機関：防災危機管理課、総務課 】

市は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

１　要請の手順及び要請先
２　連絡調整窓口
３　連絡方法
４　連絡先

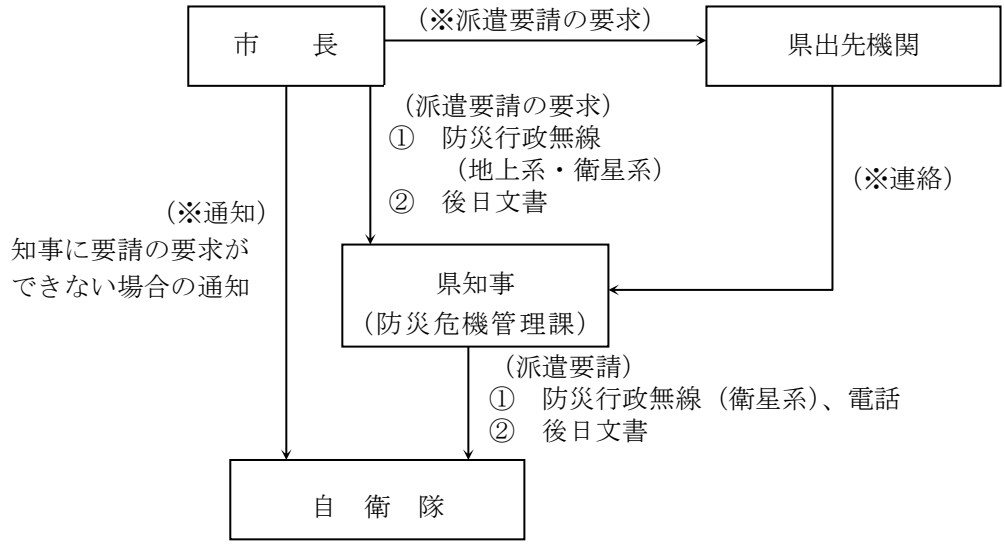

陸上自衛隊	第 17 普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線　5184 防災無線(衛星系)　217
	第 13 旅団	広島県	082-822-3101 防災無線（衛星系）034-101-941-157
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第 31 航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線(衛星系)034-101-89-158
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111
航空自衛隊	第 12 飛行教育団	防府市	0835-22-1950（内線 231）
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950
	西部航空方面隊	福岡県	092-581-4031
	第３術科学校	福岡県	093-223-0981
	第 17 警戒隊	萩市	0838-23-2011

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

市は、自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を定めるものとする。

第４節　海上保安部との連携体制

【 関係機関：防災危機管理課、総務課 】

市は、震災時の海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。

第５節　防災中枢機能の確保、充実

【 関係機関：各課共通 】

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

１　既存の施設設備にあっては、安全点検を行い、耐震対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。

２　防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設の整備に努める。

３　市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。

４　庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。

５　資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第９章　避難予防対策

基本的な考え方

災害時において、市民等の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。

- 避　難　予　防　対　策
  - 市の避難計画　【各課共通】
    - 避難指示等の基準
    - 避難指示等の発令に関する事項
    - 避難指示等の伝達手段
    - 避難場所及び避難所の指定
    - 避難場所への経路及び誘導方法
    - 避難順位の一般的基準
    - 携帯品の制限の一般的基準
    - 避難所の運営管理
    - 避難所開設に伴う被災者救援措置
    - 避難所の整備に関する事項
    - 避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発
    - 被災者支援
    - 土砂災害警戒区域の指定
    - 浸水想定区域の指定
  - 県の措置　【－】
  - 学校その他防災上重要な施設の避難計画　【－】
  - 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供　【住宅建築課】

第１節　市の避難計画

【 関係機関：各課共通 】

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画かつ、避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

市は、県の支援を受け、避難指示等の発令基準を策定するなど、防災体制の確保に努める。

第１項　避難指示等の基準

１　震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。

２　気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表され、避難を要すると判断されるとき。

３　強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

第２項　避難指示等の発令に関する事項

避難情報の発令等に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

１　避難指示等の発令者
２　避難指示等の理由（避難を要する理由）
３　対象地域の範囲
４　避難の時期、誘導者
５　避難場所、避難経路
６　携帯品の制限等
７　その他災害の状況により必要となる事項

第３項　避難指示等の伝達手段

市は、避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、「下松市避難勧告等判断マニュアル」を活用する。

市民等への周知を徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、消防、

消防団、警察、自衛隊、放送局等の協力による伝達体制を整備する。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

１　信号による伝達

平成 29 年 4 月に運用開始した市防災行政無線等の利用

２　電話及び放送等による伝達

電話、ＦＡＸ、登録制メール、有線放送等

テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む。）

平成 29 年 4 月に運用開始したＬアラートやＳＮＳの活用

３　広報車、伝達員による直接伝達

災害時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど伝達員による伝達体制を整備しておく。

第４項　避難場所及び避難所の指定

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、市は、孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。

１　選定基準

被害想定を踏まえて定める。

(1)　指定緊急避難場所（一次避難場所）

ア　地震にあっては、地震に対して安全な構造を有する施設又は地震発生時に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所とし、津波にあっては被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設とすること。

イ　災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

ウ　公園等のオープンスペースについては、大震火災の輻射熱及び液状化に対して安全な空間とすることに努めること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2)　指定避難所（二次避難場所）

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

(3)　その他留意すべき事項

・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な避難施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。

・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。

・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。

・避難人口は、夜間人口による。

２　避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

【 避難所の利用一覧表（例） 】

番号	避難場所	電話番号	建物構造	建築年月	地区内住民数	収容人数（収容率）	高齢者数			避難対象地区
							65 歳以上	ひとり暮らし	住宅寝たきり	

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・広域避難場所一覧
・指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

３　避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

(1)　施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。

(2)　連絡方法及び連絡事項について定めておく。

(3)　管理責任者を予定しておく。

(4)　指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第５項　避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

１　避難誘導体制

(1)　誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(2)　避難指示者（市長、警察官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

(3)　避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から市民等に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。

２　避難経路の選定

(1)　避難経路を２箇所以上選定する。

(2)　相互に交差しない。

(3)　火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。

(4)　市民等の理解と協力を得て選定する。

第６項　避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第７項　携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、震災の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

１　携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））、常備薬（処方箋も含む)、懐中電燈、携帯ラジオ

２　余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第８項　避難所の運営管理

市は、避難所における活動を円滑に実施するため、「避難所運営マニュアル」等を策定しており、必要となる事項について、あらかじめ定めている。

なお、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、

要配慮者、女性、子供、食物アレルギーにも配慮するものとする。

また、感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

１　管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。

２　避難者名簿（様式の作成）

３　避難収容中の秩序保持（管理要領）

集団生活に最低限必要な規律等

４　災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

５　感染症対策に配慮した避難所内のレイアウトの事前確認

６　各種相談業務

第９項　避難所開設に伴う被災者救援措置

１　給水措置

２　給食措置

３　毛布、寝具等の支給

４　衣料、日用品の支給

５　負傷者に対する応急救護

第 10 項　避難所の整備に関する事項

１　避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）

避難所として指定している施設において耐震改修等の工事を実施する場合、避難所の環境改善のため、併せて空調設備等の新規設置及び改修等を検討する。

２　避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器、空調等）

３　災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）

４　避難所での備蓄

食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第 11 項　避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

１　平常時における広報

(1)　広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布

(2)　市民等に対する巡回指導

(3)　防災訓練等の実施

２　災害時における広報

(1)　広報車による周知
(2)　避難誘導員による現地広報
(3)　自治会等自主防災組織を通した広報

第 12 項　被災者支援

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第 13 項　土砂災害警戒区域に関する事項

１　次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。
(1)　土砂災害警戒区域内に主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

２　市防災会議は、上記１の規定により市地域防災計画において上記１(4)に掲げる事項を定めるときは、当該市地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記１(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

３　土砂災害警戒区域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

４　市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

５　上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記４の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも、同様とする。

６　市長は、上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記４の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることが

できる。

７　市長は、上記６の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

８　上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記４の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記４の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

第 14 項　浸水想定区域に関する事項

１　次の事項を地域防災計画に定めるものとする。

(1)　洪水予報等の伝達方法。

(2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。

(3)　災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。

(4)　浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地。

(5)　(4)において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法。

(6)　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項。

２　上記１に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第 15 項　津波災害警戒区域に関する事項

１　次の事項を地域防災計画に定めるものとする。

(1)　津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。

(2)　津波災害警戒区域内に地下街や、社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

２　地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他の警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

第２節　県の措置

１　災害時における避難誘導、避難所の運用等は、原則として市が実施することとなるが、県はこれを支援・補完する立場から、避難場所又は避難所として指定された県有施設の必要な整備に努める。
２　大規模災害時に市域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市の避難場所の相互利用について、調整指導を行う。
３　県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の点検を行う。また、県立社会福祉施設においては、必要に応じて、避難対策等を盛り込んだ防災マニュアルの見直しを図るものとする。
４　社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制点検の指導を行う。
５　津波による浸水が想定される区域を明示するため、県は浸水想定を設定したときは、浸水想定を公表する。

第３節　学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市、関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに、必要に応じて、避難対策等を盛り込んだ防災マニュアルの見直し、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

１　学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、避難時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
２　病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
３　福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
４　その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第４節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

【 関係機関：住宅建築課 】

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

1　応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。

2　応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。

3　公営住宅の空き状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

第１０章　救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における市、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、市、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。

救助・救急、医療活動
- 救助・救急活動　【消防本部】
- 医療活動　【健康増進課】
  - 医療救護活動体制の確立
  - 健康管理体制の確立
  - 血液製剤の確保体制の確立

第１節　救助・救急活動

【 関係機関：消防本部 】

第１項　市

1　消防の広域化を推進することにより、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
2　県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
3　消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
4　大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。
5　救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。また、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。

第２項　県

1　災害の初動時に、広域的な救助・救急活動を、迅速かつ的確に実施するためには、消防の広域化が極めて有効であり、市町において主体的にその推進が図られるよう、積極的に市町間の調整や情報提供を行う。
2　県内全市町等による消防相互応援体制の整備を推進する。
3　緊急消防援助隊（消防庁）との連携体制の確保を図る。
4　県警察と消防機関との連携体制の確立を図る。

５　定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、医療関係者も加え、共同で実践的な防災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連携体制を確立する。

６　都市型救助等の高度な救助技術訓練を実施するための体制の整備を推進する。

７　高潮や洪水災害に備え、急流などにおける救助に有効な流水・洪水救助訓練（スイフトウォーターレスキュー）の普及を図る。

８　ヘリコプターによる患者の搬送システムを確立しておく。

９　エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備充実、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。

10　救助・救急に必要な大型重機等の資機材について、緊急時に確保できるよう体制を整備しておく。

11　県民に対し応急手当の方法等について啓発指導するため、消防職員を応急手当指導員として養成する。他に、日本赤十字社山口県支部も、赤十字救急法指導員を養成する。

第２節　医療活動

【 関係機関：健康増進課】

第１項　医療救護活動体制の確立

市は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

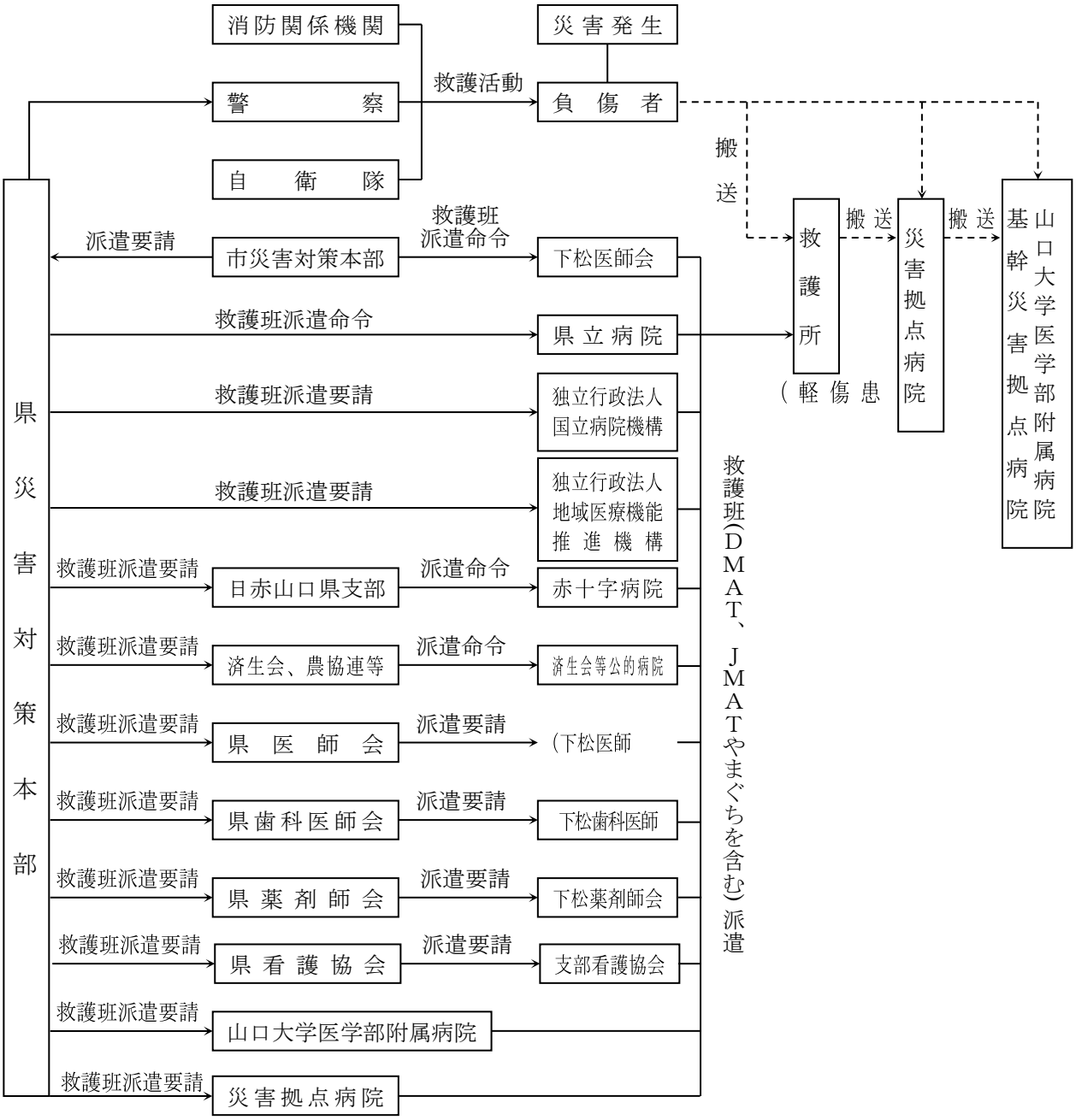

1　市

(1)　救護所の指定及び整備をするとともに、市民等に周知する。設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。

(2)　災害時に医療救護班の編成を迅速に行えるよう、平時から市内医療機関や地域の医療関係団体等との連絡窓口や要請手順等を定めておく。

(3)　下松医師会に要請し、市内医療機関による救護班を編成する。

【 救護班の編成基準 】

医　　師	1～2名	
薬　剤　師	1 名	必要に応じて編入
看　護　師	3～5名	
事　務　職　員	1 名	
診療車等の車両を有するとき運転手1名		

(4)　県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

(5)　災害医療関係者間で情報を共有できるよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用するとともに、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用電信手段の確保に努める。

2　県

県は、市が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は指導する。

(1)　災害派遣医療チーム(DMAT)の増強を図るとともに、運用に係る体制を整備する。

(2)　災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、ＪＭＡＴやまぐちや日赤救護班、医療関係団体による医療チームとの連携を推進する。

(3)　災害時にＤＭＡＴやＪＭＡＴやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。

(4)　災害時に拠点となる災害拠点病院を、各２次医療圏に１箇所以上整備する。

(5)　医薬品及び医療資器材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。また、災害時に被災地の医薬品等の円滑な需要供給の調整等を行うため、全県及び２次医療圏単位で災害薬事コーディネーターを配置する。

(6)　傷病者の搬送や災害医療活動に必要な緊急輸送ルートや搬送手段の確保に努める。

(7)　広域後方医療施設への傷病者の搬送のため、航空搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備を整備するとともに、災害時のドクターヘリの運用体制を整備する等、救急医療体制の整備に努める。

(8)　災害医療関係者間で情報を共有できるよう、行政や医療機関、医療関係団体によるEMIS の活用を促進するとともに、操作等の研修や訓練を実施する。また、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用通信手段の確保に努める。

(9)　健康福祉センターは地域医療活動の拠点として、医療情報の収集が図られるよう、医療機関、医療関係団体、市町、消防本部との間の情報収集体制を整備する。

(10)　災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及

び２次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置し、全県単位で災害時小児周産期リエゾンを配置する。また、コーディネーター及びリエゾンの養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。その際、コーディネーター及びリエゾンは県に対して適宜助言を行う。

(11) 被災地で効率的な保健医療福祉活動が行えるよう、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）等の派遣調整や情報連携等の保健医療活動の総合調整を行う体制を構築する。また、被災都道府県の求めに応じて県からＤＨＥＡＴの応援派遣ができるよう、人材の育成に努める。

(12) 医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、ＤＭＡＴに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。

(13) 迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。

(14) 災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進する。

(15) 大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の強化に取り組む。

3　指定地方行政機関等

(1) 中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構等関係機関との情報共有を行う。

(2) 独立行政法人国立病院機構は、市からの救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する体制を整備する。

(3) 日本赤十字社山口県支部は、医療救護班の編成、出動体制の整備や災害医療拠点病院としての整備をする。

(4) 医師会等、市看護協会及び市歯科医師会は、市からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。

(5) 市薬剤師会は、市医師会等の行う医療救護活動を支援するため、薬剤管理班の編成、救護活動に必要な医薬品等の確保、調剤体制の整備に努める。

4　災害拠点病院

(1) 県内や全国各地から参集するＤＭＡＴ等の活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、医療機関相互の連絡体制を整備する。

(2) 災害急性期における機能の充実を図るため、通信設備や応急資機材を整備する。

(3) 大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう、県や市町、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。

(4) 自院がＤＭＡＴの活動拠点本部となる場合には、統括ＤＭＡＴを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、ＤＭＡＴの支援の下で医療救護活動を実施する。

(5) 災害時に病院の機能維持・早期回復を行うことができるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。

(6) ２次医療圏での連携体制を構築するため、２次救急医療機関や医療関係団体等と訓練を実施する。

５　市民等

(1)　軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。

(2)　市、県、日本赤十字社山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。

(3)　慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

資料編　〔医療機関等〕・市内医療機関

第２項　健康管理体制の確立

１　市の保健師、管理栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

２　保健センターは、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第３項　血液製剤の確保体制の確立

１　災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。

２　市は、必要と認められるときは、県を通して県看護協会に対し、看護職員の派遣を要請する。

３　市は、災害時における血液不足に備え、市民に対して献血を啓発する。

第１１章　火災予防対策

基本的な考え方

大規模地震は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから県及び市は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。

火　災　予　防　対　策
- 出火防止　【消防本部】
- 初期消火　【消防本部】
- 消防力の強化　【消防本部】

第１節　出火防止

【 関係機関：消防本部 】

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきている。

第１項　一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置（マイコンメータ含む）等の普及促進を図る。

第２項　電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物

を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを市民等に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

第３項　化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

第４項　その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第２節　初期消火

【 関係機関：消防本部 】

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、市民等、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう市民等、自主防災組織等を指導する。

１　震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。

２　震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第３節　消防力の強化

【 関係機関：消防本部 】

市は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕・消防水利の現況

第１項　消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

第２項　消防資機材の整備

１　消防本部・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付消防自動車、水槽車、電源車等の整備を推進していく。

２　消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

３　自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

第３項　消防相互応援体制の整備

１　県内広域消防相互応援協定の締結
２　事業所等との間の応援協定の締結

第１２章　要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

- 要　配　慮　者　対　策
  - 社会福祉施設、病院等の対策　【地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課・こども未来課・こども家庭課】
    - 組織体制の整備
    - 施設・設備の整備等
  - 在宅要配慮者対策　【地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課】
    - 支援体制の整備
    - 防災設備等の設置促進
  - 避難行動要支援者対策　【防災危機管理課・地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課】
  - 防災知識の普及啓発・訓練　【防災危機管理課・消防本部】
    - 防災知識等の普及啓発
    - 防災訓練
  - 避　難　所　対　策　【地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課・人権推進課】
    - 生活の場の確保
    - 生活支援体制の確保
    - 福祉避難所の設置

第１節　社会福祉施設、病院等の対策

【 関係機関：地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課
・こども未来課・こども家庭課】

第１項　組織体制の整備

１　市は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1)　社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。

(2)　市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

２　社会福祉施設、病院等の所有者又は管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1)　災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。

特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所・入院者等の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的に実施する。

(2)　市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。

(3)　市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

(4)　洪水、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の所有者又は管理者は、入所・入院者等の避難に相当の人員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等の対策を講ずるものとする。

第２項　施設・設備の整備等

１　市は、社会福祉施設、病院等の所有者又は管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入体制の整備を促進する。

２　市は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。

３　市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線や防災ラジオ、メールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取決め等、連絡体制の整備を図るものとする。

４　社会福祉施設、病院等の所有者又は管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。

(1)　入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。

(2)　消防機関等への緊急通報設備や入所・入院者等の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

５　施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

第２節　在宅要配慮者対策

【 関係機関：地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課】

第１項　支援体制の整備

１　市は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。

２　市は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

３　市は、迅速な避難を支援するため、防災行政無線、登録制メール、防災ラジオ、ＦＡＸ、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。

４　市は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

第２項　防災設備等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため文字放送受信装置の普及にも努める。

第３節　避難行動要支援者対策

第１項　避難行動要支援者名簿の作成

【 関係機関：地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課 】

１　市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

２　市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

３　避難行動要支援者名簿の作成は、次の通り行うものとする。

(1)　避難支援等関係者となる者及びその安全確保

避難支援等関係者となる者は、消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他市長が必要と認めた者とする。また、避難支援に当たっては、避難支援関係者の安全確保措置について留意する。

(2)　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア　介護保険制度における要介護認定３以上に該当する人

イ　身体障碍者手帳の１級又は２級に該当する人

ウ　療育手帳Ａに該当する人

エ　精神障碍者保健福祉手帳の１級に該当する人

オ　その他市長が認めた人

(3)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア　個人情報（名簿に記載する事項）の種類

a　氏名

b　生年月日

c　性別

d　住所又は居所

e　電話番号その他の連絡先

f　避難支援等を必要とする事由

g　その他市長が必要と認める事項

イ　個人情報の入手方法

市は、名簿作成に必要な個人情報を社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等との連携のもと、高齢者、障害者等に関する各種調査、在宅保健・福祉サービス提供等を通じ、市民のプライバシーに十分な配慮を行いつつ入手するものとする。

(4)　名簿の更新に関する事項等

市は、避難行動要支援者名簿の更新及び避難支援等関係者への名簿情報の事前提供（同意者のみ）を定期的に行うものとする。また、名簿情報の提供について不同意の

者の名簿については、災害発生時等において、避難支援等関係者に提供し安否確認等に利用するものとする。

(5)　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難行動要支援者名簿の情報漏えいを防止するため、情報の提供を受けた者に対し、データ化及び必要以上の複製の禁止、施錠可能な場所での保管等適切な名簿管理、取扱状況の報告、取扱者の限定、使用後の名簿返却等の措置を求めるとともに、市においても、名簿の限定的な提供や個人情報の取扱いに関する説明・研修会の開催等の措置を講じるものとする。

(6)　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者に対する通知又は警告については、要配慮者が円滑に避難できるよう、防災行政無線や広報車、緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮した多様な手段による情報伝達に取り組むものとする。

４　市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

第２項　個別避難計画

１　市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

２　個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

(1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

３　市は、個別避難計画に係る取組に関して、県から事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援や、国（気象庁）から要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発等による支援を受けることができる。

第４節　防災知識の普及啓発・訓練

【 関係機関：防災危機管理課・人権推進課・消防本部 】

第１項　防災知識等の普及啓発

１　市は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット

等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

２　外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。

３　市は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

第２項　防災訓練

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、市民等、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第５節　避難所対策

【 関係機関：防災危機管理課・地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課・人権推進課】

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第１項　生活の場の確保

避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

第２項　生活支援体制の確保

１　避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

２　避難所における要配慮者の保護又は情報の伝達が迅速に行われるようにするため、避難所管理職員は、開設の際に、まず要配慮者用のスペースを確保するものとし、介護者の協力を得やすい環境づくりに努める。

３　災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の運用にかかる体制の整備に努める。

第３項　福祉避難所の設置

１　市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の設置や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設の利用者が避難する際の施設専用避難所の設置に努める。

　また、福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

２　介護を必要とし、一般の避難者との共同生活が困難な者に対しては「下松市保健センター」を要配慮者の専用避難所として開設し、必要なスタッフを確保するものとする。

第１３章　緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。

緊　急　輸　送　活　動
- 緊急輸送ネットワークの整備　【防災危機管理課・土木課】
  - 緊急輸送ネットワークの形成
  - 輸送施設等の耐震性
- 道路交通管理体制の整備　【土木課】
- 道　路　啓　開　【土木課】
- 緊急輸送車両等の確保　【防災危機管理課・産業振興課・農林水産課】

第１節　緊急輸送ネットワークの整備

【 関係機関：防災危機管理課・土木課 】

第１項　緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

１　輸送施設等の指定

(1)　道路

ア　緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定

イ　幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

ウ　緊急輸送道路を補完する道路の指定

(2)　港湾

ア　海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

(3)　飛行場等

ア　臨時ヘリポートの指定

２　市における輸送施設、拠点等の指定

市においては、本市のほぼ中央に位置し、「山陽自動車道徳山東 IC」「国道 2 号」「県道 63 号下松田布施線」「JR 岩徳線」といった陸路におけるアクセスが確保されている下松スポーツ公園を輸送拠点とし、下松スポーツ公園が被災し、使用不能の場合及び交通の状況により他の場所が適当であると思われる場合は、他市町との交通状況を勘案し、避難所として使用されない比較的被害の少ない地域の公共施設等を指定する。

さらに、下松スポーツ公園総合グラウンドを臨時ヘリポートとして利用し、輸送体制の一体化を図る。また、他都道府県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設の指定を行う。

３　輸送拠点の周知

前記により、指定した施設については、広報等を活用するなどして関係機関・市民等へ周知を図る。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・臨時ヘリポート一覧

第２項　輸送施設等の耐震性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に耐震性の確保に配慮する。

第２節　道路交通管理体制の整備

【 関係機関：土木課 】

道路管理者は、県警察と協力して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

第３節　道路啓開

【 関係機関：土木課 】

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第４節　緊急輸送車両等の確保

【 関係機関：防災危機管理課・産業振興課・農林水産課 】

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第１４章　災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本的な考え方

市は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、市は山口県市町村災害基金組合規約に基づく基金を積み立てるものとする。

- 災害救助物資の確保、災害対策基金計
  - 災害救助物資確保計画　【防災危機管理課・産業振興課・農林水産課・上下水道局】
    - 食料の確保
    - 飲料水の供給
    - 生活必需品等の確保
    - 市民等のとるべき措置
  - 災害対策基金計画　【財政課】

第１節　災害救助物資確保計画

【 関係機関：防災危機管理課・産業振興課・農林水産課・上下水道局 】

第１項　食料の確保

市は、災害時における市民等に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

１　応急用食料の調達・供給に関する基本方針

市は、災害時における応急用食料の調達・供給については、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

また市は、災害時における市民等に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、周辺相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

２　応急用食料の調達・供給体制の整備

市は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1)　主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。

(2)　次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、

これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

第２項　飲料水の供給

１　応急給水活動計画

水道事業者は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

２　給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

３　飲料水の確保

(1)　必要量の確保

水道事業者は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1 人 1 日 3 リットル)

(2)　井戸水の活用

市は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、周南健康福祉センターとの連携体制を整備する。

４　応急給水資機材の整備

水道事業者は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

５　応急復旧体制の整備

市は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

資料編	〔防災物資、施設、資機材〕	・応急給水用資機材整備状況 ・下松市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧

第３項　生活必需品等の確保

市は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

第４項　市民等のとるべき措置

市民等は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、2～3 日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第２節　災害対策基金計画

【 関係機関：財政課】

市は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害基金の積立を行っている。

１　災害基金

県内の全市町をもって、県市町総合事務組合が設立されて、災害基金が積み立てられている。

２　基金への積立

平成 3 年度における基準財政需要額により算定された市町の納付目標額に達するまで、市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の 100 分の 0.2 に相当する金額（その金額が市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

３　基金の処分

(1)　基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。

ア　風害

イ　水害

ウ　雪害

エ　地震

オ　干害

カ　火災

キ　その他議会の議決を経て定める災害

(2)　次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の 3 倍以内の額を処分することができるものであること。

ア　災害による減収補てんを要するとき。

イ　災害対策事業費の支出を要するとき。

ウ　その他災害に伴う費用の支出を要するとき。

(3)　上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

ア　道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業

イ　災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業

ウ　その他管理者が必要と認めた事業

第１５章　ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

地震等による大規模災害時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく市民等及び市外在住者の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

- ボランティア活動の環境整備
  - ボランティアの位置付け　【地域福祉課】
    - ボランティアの定義
    - ボランティアの活動対象
  - ボランティアの育成　【防災危機管理課・地域福祉課】
    - 市民等に対する普及・啓発
    - ボランティアの養成
    - コーディネーターの養成
  - ボランティアの登録　【地域福祉課】
  - ボランティア支援体制の整備・強化　【防災危機管理課・地域福祉課】
    - 平常時における支援体制の整備
    - 支援体制の確立

第１節　ボランティアの位置付け

【 関係機関：防災危機管理課・地域福祉課 】

第１項　ボランティアの定義

市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第２項　ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区　　分	活　動　内　容
専門ボランティア	・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害警戒区域の調査（斜面判定士等） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） ・その他特殊な技術を要する者 ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

第２節　ボランティアの育成

【 関係機関：防災危機管理課・地域福祉課 】

第１項　市民等に対する普及・啓発

市は、市社会福祉協議会等関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民等の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第２項　ボランティアの養成

市、県及び日本赤十字社山口県支部は、市社会福祉協議会等関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるよう、研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第３項　コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市は、市社会福祉協議会等関係団体と連携してその養成を図る。

第３節　ボランティアの登録

【 関係機関：地域福祉課 】

市及び関係団体は、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第４節　ボランティア支援体制の整備・強化

【 関係機関：防災危機管理課・地域福祉課】

第１項　平常時における支援体制の整備

県及び市は、社会福祉協議会、ボランティア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

また、県社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、広域的な支援体制の整備を含めたガイドライン等を作成し、県内の社会福祉協議会のみによる対応が困難な大規模災害等に備え、近隣県との相互支援ネットワークの形成に努める。

第２項　支援体制の確立

市は、市・県ボランティアセンターと協議して、市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、必要な連携体制等について検討を行う。

第１６章　施設、設備等の応急復旧体制

基本的な考え方

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民等が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

また、市、県は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努めるものとする。

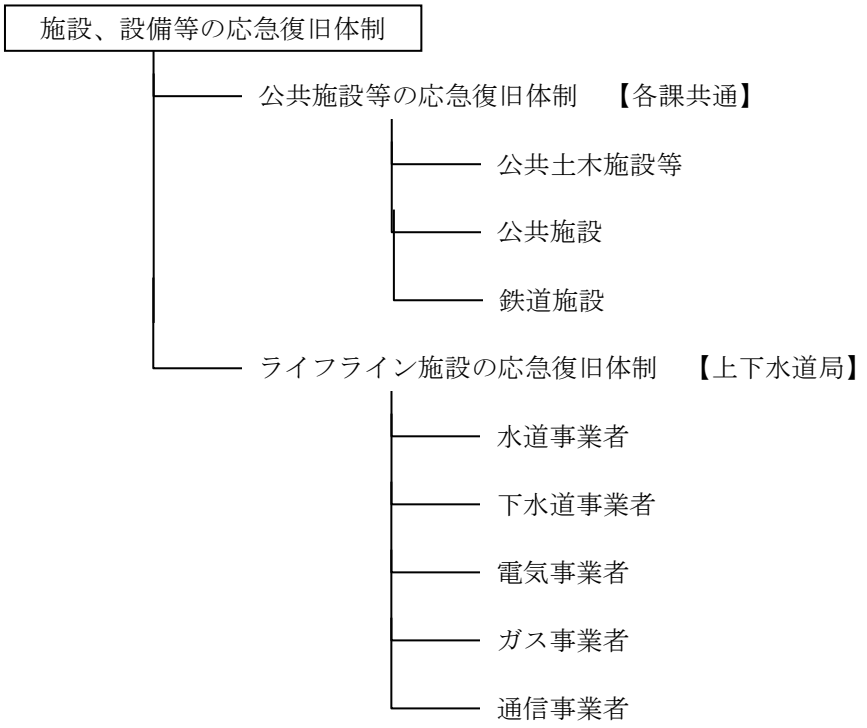

第１節　公共施設等の応急復旧体制

【 関係機関：各課共通 】

第１項　公共土木施設等

１　被災施設の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じるものとする。

２　応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第２項　公共施設

地震発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等に係る体制の整備をしておく。

第３項　鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第２節　ライフライン施設の応急復旧体制

【 関係機関：上下水道局】

第１項　水道事業者

震災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第２項　下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第３項　電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第４項　ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第５項　通信事業者

１　通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

２　通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第１７章　津波災害予防対策

基本的な考え方

１　本県は、本州の最西端に位置し、三方が海に開け、総延長約１，５００ｋｍの長い海岸線を有していることから、日本海及び太平洋の海域等で津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。

２　津波災害対策の検討にあたっては、以下の２つのレベルの津波を想定することを基本とする。

(1)　最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

〔対策〕海岸堤防、河川堤防などの海岸保全施設の整備による人命、資産の保護

(2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

〔対策〕住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト　両面による総合的な津波対策

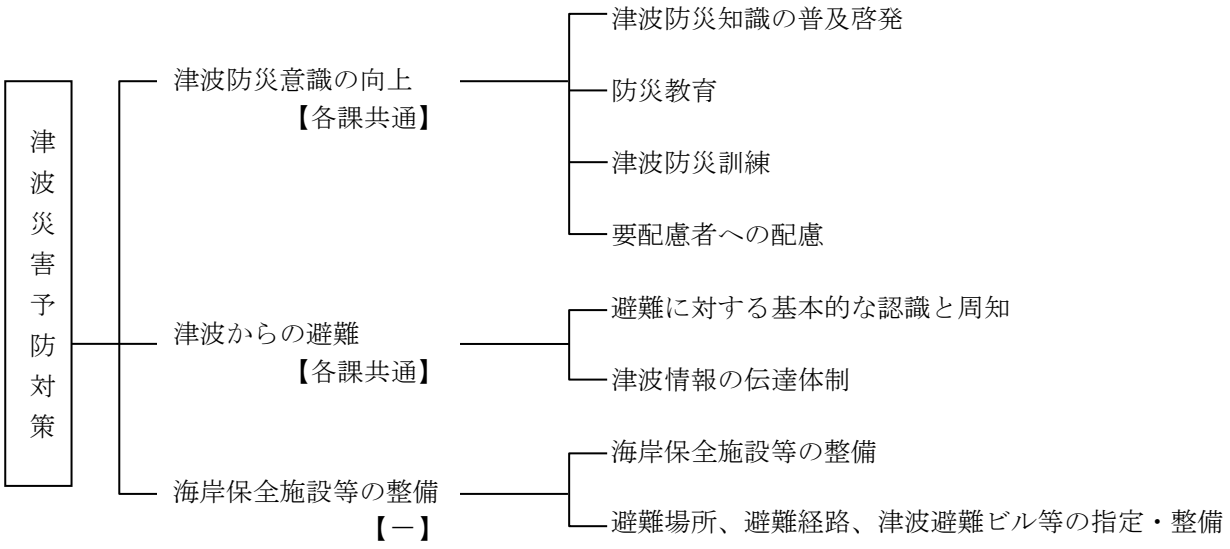

【 市の該当する津波予報区の範囲 】

予　報　区	沿　岸　市　町
山口県瀬戸内海沿岸	下松市、下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市、光市、柳井市、 周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

第１節　津波防災意識の向上

【 関係機関：各課共通 】

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、市民等一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民等に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、市民等の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第１項　津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

１　強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

２　地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

３　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から１日以上にわたり、津波が継続する可能性があること。強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があることから、警報等解除までは沿岸部に近づかないこと。

４　地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。

５　家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

第２項　防災教育

市、県及び防災関係機関は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

１　学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。

２　住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

３　公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。

４　津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

第３項　津波防災訓練

防災週間等を通じ、市、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

１　夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

２　津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第４項　要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める

第２節　津波からの避難

【 関係機関：各課共通 】

津波からの迅速かつ的確な避難のため、市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第１項　避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

１　避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

２　津波ハザードマップの作成・周知

県は津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域を平成 27 年 3 月に指定している。

そのため、市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第５５条に基づく津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

３　市の津波避難体制の確立

市は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することできるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1)　避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示の発令ができる組織体制の整備を図る。

(2)　住民等の避難誘導体制

ア　津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

イ　避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ　避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海抜）がわかる海抜表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図る。

エ　多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り

場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、
海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

４　要配慮者及び外来者の避難

(1)　津波による被害のおそれのある地域の要配慮者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

(2)　市は、要配慮者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海抜表示板などにより、周知を図る。

５　市の津波避難体制確立への県の支援

県は、津波が発生した際に、市の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した津波避難計画策定指針等を作成し、津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しを支援する。

第２項　津波情報の伝達体制

１　津波警報等及び避難指示の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。

２　地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等及び避難指示の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

３　同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、停電の影響やバッテリー切れ等のためその機能が失われないよう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

４　多様な伝達手段の確保

Ｊアラートの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォン、また、Ｊアラートによる放送事業者、新聞社、通信事業者を通した情報伝達などのあらゆる情報手段の活用を検討する。

５　海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

６　港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第３節　海岸保全施設等の整備

第１項　海岸保全施設等の整備

１　海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

２　津波防災対策を策定するにあたって必要となる検討事項

(1)　性能水準

海岸保全施設の整備にあたって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

(2)　電動化・自動化等

水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第２項　避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

１　避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

２　市は、津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。

３　住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

４　避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。

５　避難場所の案内板や避難誘導標識、海抜表示板等の整備に努める。

第３編　災害応急対策計画

第３編　災害応急対策計画

第１章　応急活動計画

基本的な考え方

市の地域に地震による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、県、防災関係機関及び市民等は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

- 応　急　活　動　計　画
  - 市の活動体制　【各課共通】
    - 配備の決定及び伝達
    - 防災体制の種類と基準
    - 災害対策本部の設置
    - 市本部の運営
    - 動員配備計画
    - 班の編成及び所掌事務
  - 指定地方行政機関等
防災関係機関の活動体制　【－】
    - 指定地方行政機関・指定公共機関
・指定地方公共機関
    - 防災上重要な施設の管理者等
  - 支援活動体制　【－】
  - 災害対策総合連絡本部　【各課共通】

第１節　市の活動体制

【 関係機関：各課共通 】

市は、市地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、第一次的に災害応急対策を実施する期間として、法令及び本計画の定めるところにより、国、県、その他の防災関係機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるものとする。

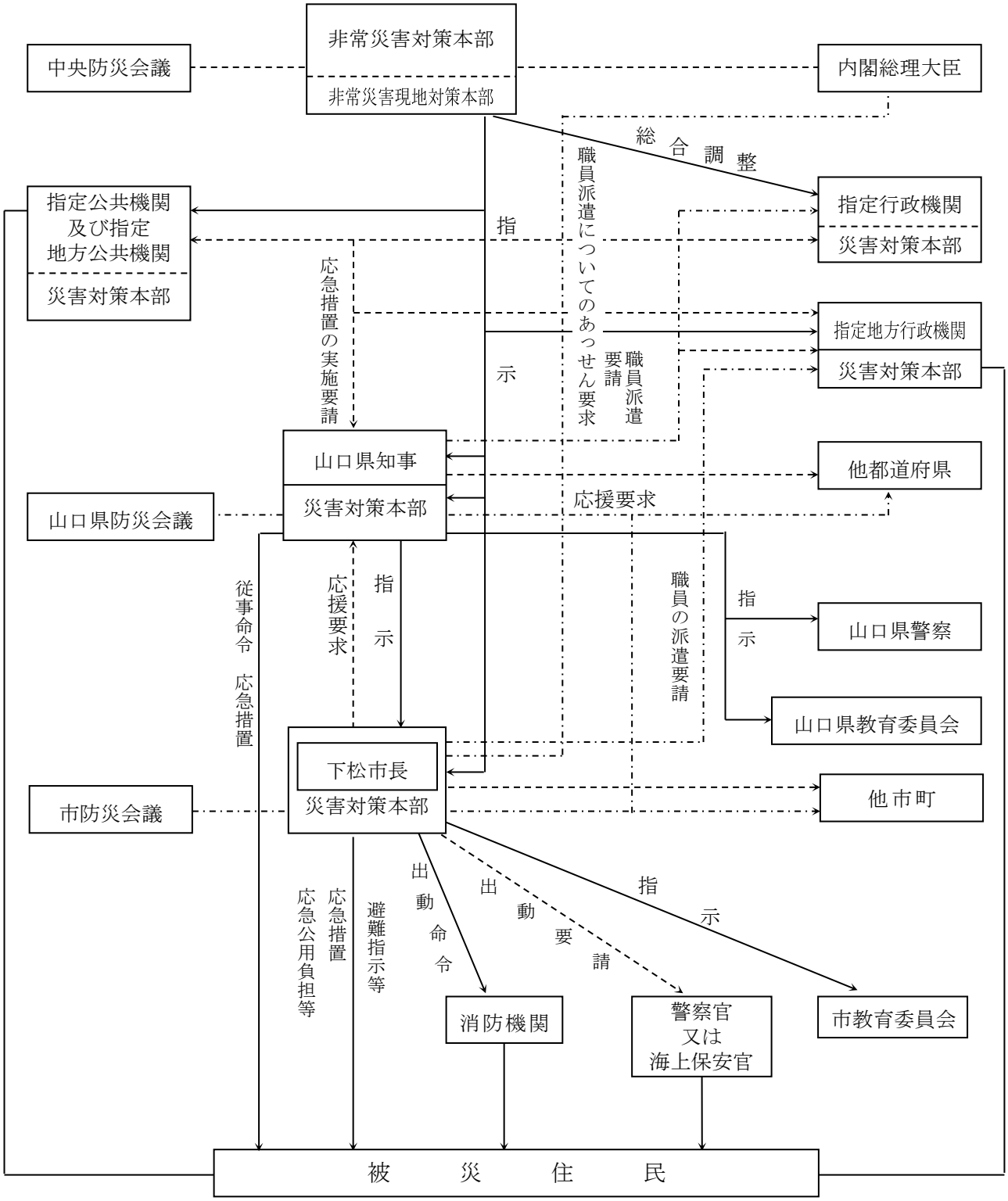

第１項　防災体制の種類と基準

本市においては次の１～４の配備体制区分を設ける。

市は、防災体制を策定し、市防災計画に定める事項のほか、各体制の設置基準、配備の伝達（連絡系統）、任務及び役割その他必要な事項を定める。

また、市は、各体制の設置時、防災行政無線は常時開局しておくものとし、勤務時間中は防災危機管理課が受信し、勤務時間外は市役所警備員室が受信する。（災害状況に応じ無線の使用を制限することがある。）

１　第１警戒体制

特に関係のある部課の少数所要人員で配備し（情報班体制）、情報収集及び連絡活動を主とし、状況によりさらに高度な配備体制に迅速に移行し得る体制（警戒配備体制）とする。

２　第２警戒体制

災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに警戒本部体制に切り替え得る体制とする。

３　災害警戒本部体制

市長は、大規模な災害が発生し、又は予想される場合で、市全体で災害対策に取り組む必要があるときは、下松市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

(1)　警戒本部の組織

警戒本部は、災害警戒本部長（市長。以下「警戒本部長」という。）、副本部長（副市長）及び本部員（部長職以上の者。以下「警戒本部員」という。）で構成する。

(2)　警戒本部の所掌事務

ア　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

イ　防災関係機関との連絡調整に関すること。

ウ　災害応急対策活動に関すること。

エ　災害対策本部に関すること。

(3)　警戒本部の設置

ア　警戒本部員は、登庁後速やかに警戒本部長に報告する。

イ　警戒本部員は、状況の推移に応じて配備要員の増員、その他体制強化について必要な指示を行う。

ウ　警戒本部長は警戒本部を設置したときは、直ちに県及び防災関係機関へ連絡し、連携体制を確立するものとする。

エ　警戒本部の設置場所は、市庁舎庁議室とする。

(4)　警戒本部員会議の開催

警戒本部長は、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

ア　警戒本部体制の配備及び廃止に関すること。

イ　重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。

ウ　災害対策本部設置に関すること。

(5)　警戒本部の廃止基準

ア　気象警報が解除され、警戒本部長が災害の危険が解消したと認めるとき。

イ　災害対策本部が設置されたとき。

４　災害対策本部体制

市長は、市の総力をあげて災害対策に取り組む必要があるときは、下松市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

(1)　市本部の組織

市本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

(2)　市本部の廃止基準

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

(3)　市本部の設置(廃止)の通知等

市長は、市本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当課	方　　法
庁内各部 （出先機関等を含む）	防災危機管理課	庁内放送、電話、市防災無線（出先機関をもつ部署等は、それぞれから連絡する）
県（防災危機管理課）	〃	山口県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話・ＦＡＸ
報道機関	地域政策課	電話・ＦＡＸ
市民等	〃	広報車、登録制メール、市ホームページ等

第２項　市本部の運営

１　本部員会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

また本部員は、当該部局の所管事項に関し本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。

なお、本部会議の庶務は総務部防災班（防災危機管理課、総務課）が担当する。

(1)　本部体制の配備及び廃止に関すること。

(2)　重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。

(3)　救助法の適用に関すること。

(4)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(5)　指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の市町に対する応援要請に関すること。

(6)　災害対策に要する経費に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

２　部

(1)　部の構成

部は、災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

市本部に置く部及び構成する組織は、防災体制に定める。

３　現地災害対策本部

当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1)　現地本部長

ア　現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ　現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2)　現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

４　本部長等の職務

(1)　本部長（市長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2)　副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(3)　本部員

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

５　指揮命令系統の確立

市長不在の場合は、副市長が、市長・副市長不在の場合は、総務部長が指揮を執る。

６　消防機関の配備出動基準

消防団の配備出動については、出動活動要綱による。

７　県、国の現地対策本部との連携体制

県、国が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第３項　動員配備計画

市は、防災体制に配備課、配備者、配備基準等について定め、職員配備基準の明確化を図る。

１　職員の動員体制

(1)　災害対策本部設置時に部長に充てられる者は、それぞれの部（班）の動員計画を作成し、職員に周知する。

(2)　各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名する。

(3)　夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、職員参集システムによる初動体制、情報連絡体制を整備する。

２　配備の決定及び配備課への伝達

防災体制により、配備の決定及び配備課職員の動員を行う。

３　動員の方法

(1)　勤務時間内

庁内放送、職員用 PC へのメール送信、電話、登録制メール送信等で呼出を行う。

(2)　勤務時間外

一般加入電話及び携帯電話へのメール送信、登録制メールの送信等、考え得る伝達手段を駆使するとともに、あらかじめ各部課毎に非常時の連絡体制について整備を行っておく。

(3)　非常参集

災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。

４　部相互間の応援動員

(1)　動員要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（防災班）に要請するものとする。

ア　応援を要する時間

イ　応援を要する職種等

ウ　勤務場所

エ　勤務内容

オ　集合日時、場所、携行品

カ　その他参考事項

(2)　動員の措置

ア　総務部長（防災班）は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じるものとする。

イ　応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し所要の応援を行うものとする。

第４項　班の編成及び所掌事務

班の編成及び所掌事務は、防災体制に定める。

第２節　指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第１項　指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

１　市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、市及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び県の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

２　上記 1 の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準等を定めておくものとする。

第２項　防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、市及び県防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、服務の基準を定めておくものとする。

第３節　支援活動体制

１　緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は現地情報連絡員（リエゾン）の活用等により、相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

２　応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

３　防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第４節　災害対策総合連絡本部

【 関係機関：各課共通 】

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

１　設置機関

(1)　市長……主として陸上災害の場合
(2)　知事……2 以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
(3)　空港事務所長……主として航空事故の場合
(4)　西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部長又はその指名する者……JR の事故の場合
(5)　その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等に係る災害又は事故

２　構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

３　連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

４　設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

５　所掌事務

(1)　災害応急対策を効果的に推進するための協議
(2)　災害情報の収集、分析、検討
(3)　総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
(4)　各機関の活動の連絡調整
(5)　その他災害応急対策実施についての必要な事項

６　各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第２章　災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

地震等により災害が発生した場合において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じる上で災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、市をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させる上で重要な役割を担う。

災害情報の収集・伝達計画
- 災害情報計画　【各課共通】
- 災害情報収集・伝達計画　【各課共通】
- 通信運用計画　【各課共通】
- 災害時の放送　【防災危機管理課・総務課・地域政策課】
- 広報計画　【地域政策課】

第１節　災害情報計画

【 関係機関：各課共通 】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する予警報の発表・伝達について必要な事項を定める。

第１項　大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民等及び関係機関に伝達する。

１　気象台からの伝達系統図

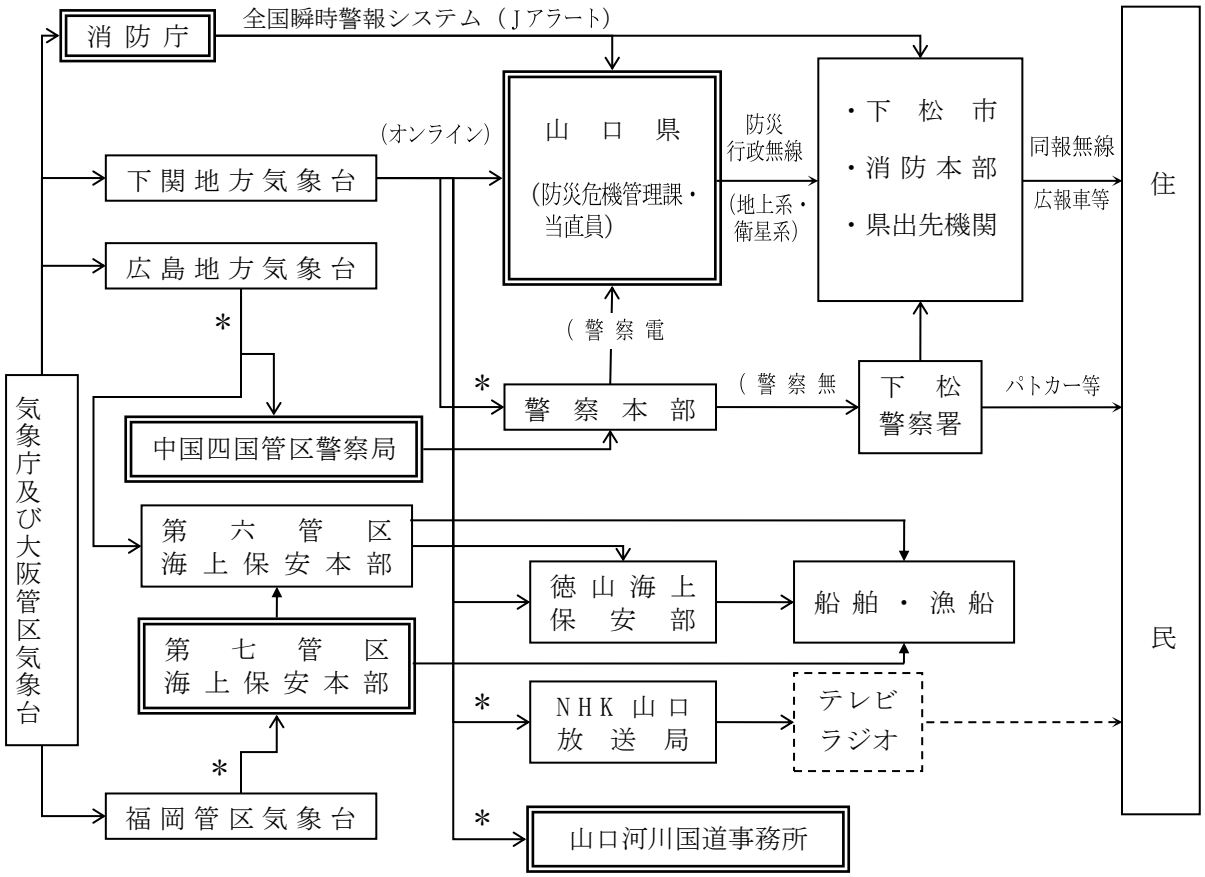

＊防災情報提供システム

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先
注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

２　市における伝達系統図

（1）　伝達系統図

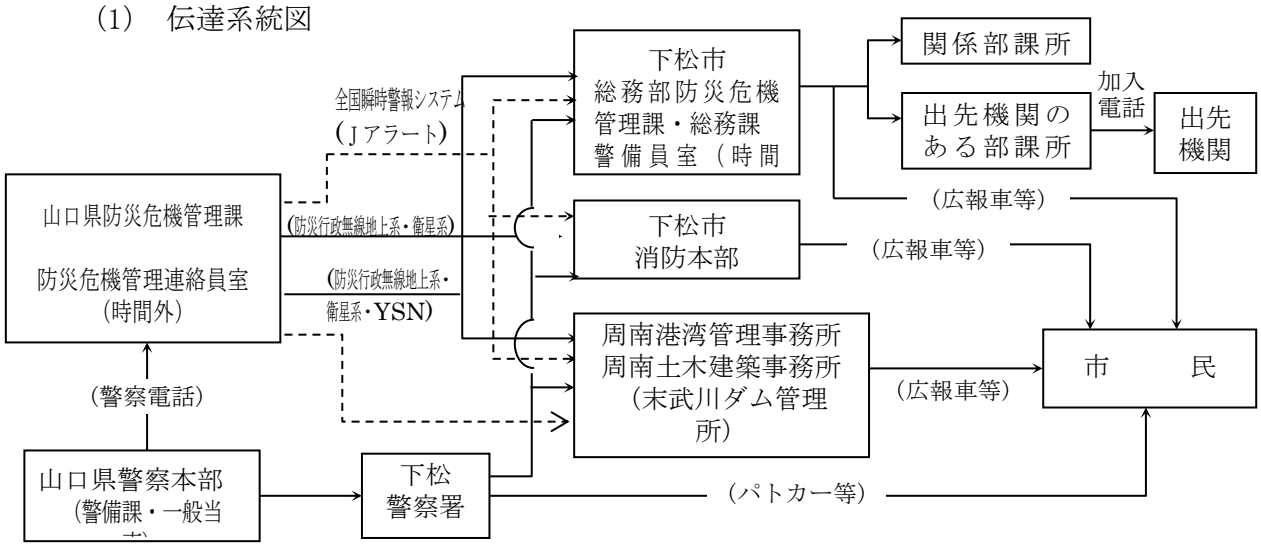

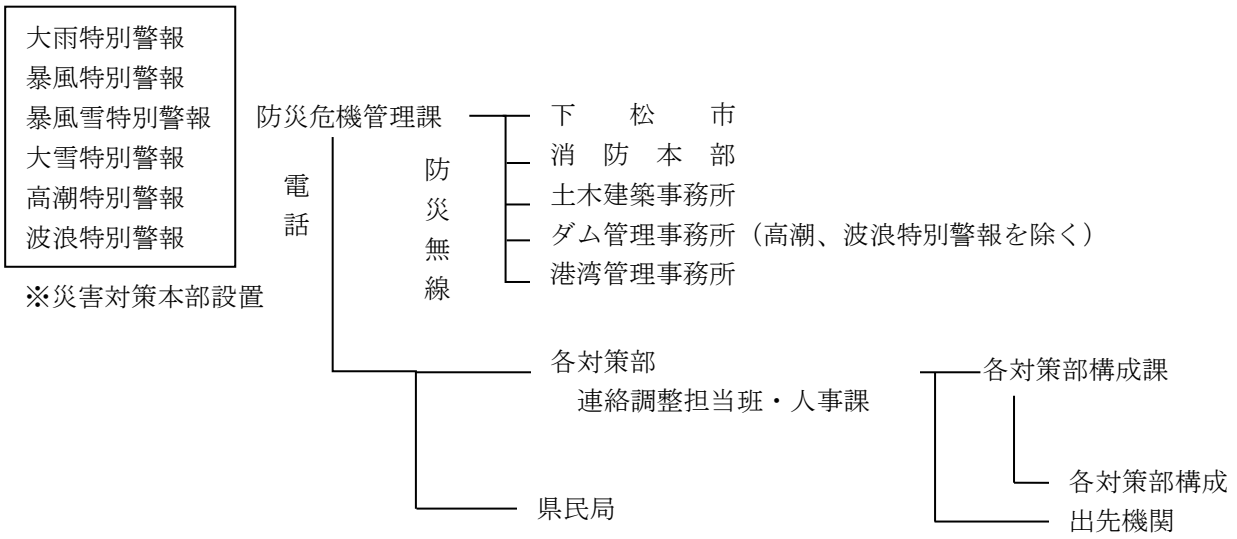

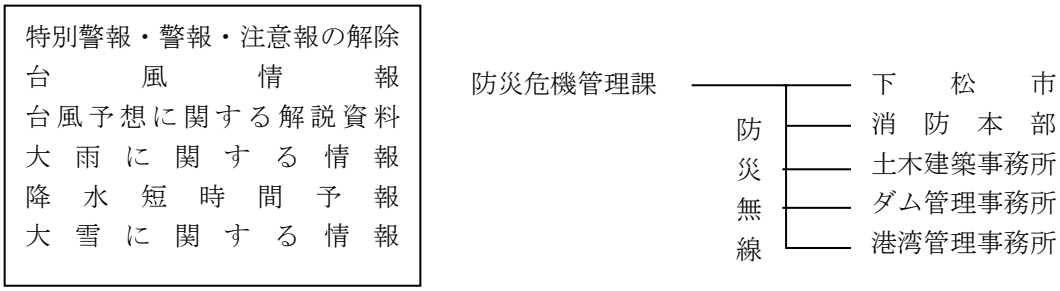

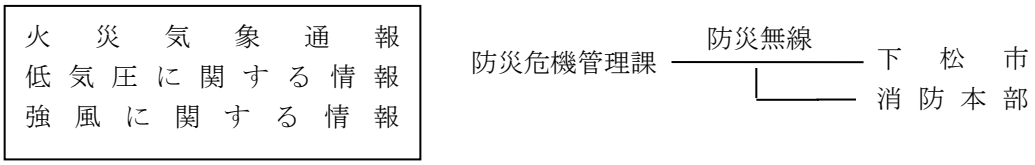

(2)　職員に対する伝達措置

ア　勤務時間内の伝達措置

加入電話にて行うほか、必要に応じて庁内放送を行う。また防災行政無線（車載）が有効である場合は使用する。

イ　勤務時間外の伝達措置

伝達手段は（1）に掲げるほか、携帯電話等の手段を講じる。

(3)　市民等に対する伝達系統

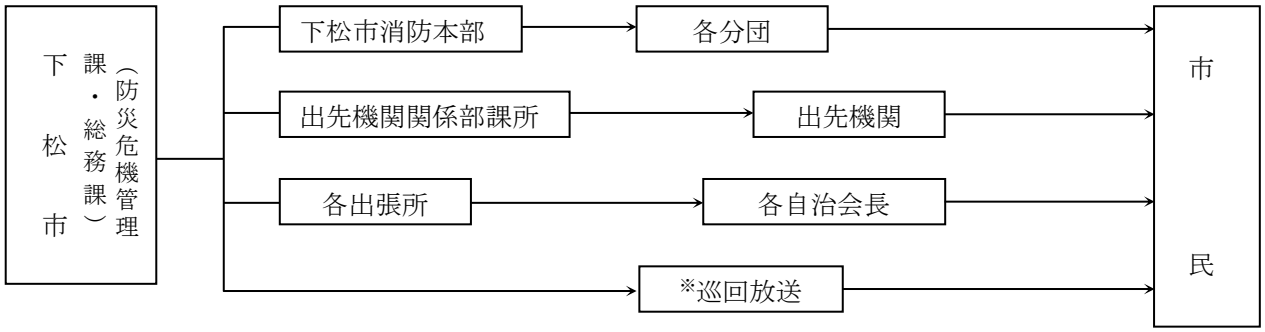

※ 市警戒本部又は市災害対策本部が設置された場合は地域振興部広報班が行う。

第２項　関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は次のとおりである。

<table>
<tr><th>関係機関</th><th>措　　置　　内　　容</th></tr>
<tr><td>気象台
（緊急地震速報については気象庁）</td><td>

1　大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分（一部の地震※については最速２分程度）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される
津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での
発表</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報
＊</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10m超
（10m＜予想高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr>
<tr><td>10m
（5m＜予想高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>5m
（3m＜予想高さ≦5m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td>3m
（1m＜予想高さ≦3m）</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1m
（0.2m≦予想高さ≦1m）</td><td>（表記しない）</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。
海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

関係機関	措　　置　　内　　容
気象台 （緊急地震速報については気象庁）	＊大津波警報は、特別警報に位置付けられる。 イ　津波警報・注意報と避難のポイント 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。 津波は長い時間くり返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。 (2) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。 津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）</td></tr></table>（※１）津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容 <table><tr><th>警報・注意報の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報を発表中</td><td>１m超</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>１m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報を発表中</td><td>0.2m以上</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>0.2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報を発表中</td><td>（すべての場合）</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現）</td></tr></table>（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値＊（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

<table>
<tr><th>関係機関</th><th>措　　置　　内　　容</th></tr>
<tr><td>気象台
（緊急地震速報については気象庁）</td><td>

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値＊）の発表内容

<table>
<tr><th>警報・注意報の発表状況</th><th>沿岸で推定される津波の高さ</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大津波警報を発表中</td><td>３ｍ超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr>
<tr><td>３ｍ以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波警報を発表中</td><td>１ｍ超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr>
<tr><td>１ｍ以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報を発表中</td><td>（すべての場合）</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr>
</table>

＊沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

<table>
<tr><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr>
<tr><td>津波が予想されないとき</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td></tr>
<tr><td>0.2m 未満の海面変動が予想されたとき</td><td>高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr>
<tr><td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr>
</table>

(4) 緊急地震速報（警報）

ア　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度 5 弱以上又は長周期地震動階級３以上が予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原則的に間に合わないことがある。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>関係機関</th><th>措　　置　　内　　容</th></tr>
<tr><td>気象台
（緊急地震速報については気象庁）</td><td>

(5) 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

<table>
<tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>震度速報</td><td>・震度３以上</td><td>地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr>
<tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度３以上
（津波警報等を発表した場合は発表しない）</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr>
<tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>以下のいずれかを満たした場合
・震度３以上
・津波警報等発表時
・若干の海面変動が予想される場合
・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。
震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。</td></tr>
<tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>・震度１以上</td><td>震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</td></tr>
<tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合</td><td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎の長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</td></tr>
<tr><td>推計震度分布図</td><td>震度５弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。</td></tr>
<tr><td>遠地地震に関する情報</td><td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等
・マグニチュード7.0以上
・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。
日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td></tr>
<tr><td>その他の情報</td><td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表</td></tr>
<tr><td>推計震度分布</td><td>・震度５弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもと</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

関係機関	措　　置　　内　　容
気象台 （緊急地震速報については気象庁）	

図		に、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

(6) 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版） ※ホームページでの発表をしていない。	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）	地震発生後３０分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(7) 南海トラフ地震に関連する情報

○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

<table>
<tr><th>関係機関</th><th>措　　置　　内　　容</th></tr>
<tr><td>気象台
（緊急地震速報については気象庁）</td><td>
<table>
<tr><td>南海トラフ地震関連解説情報</td><td>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。</td></tr>
</table>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

<table>
<tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr>
<tr><td>地震発生等から５～３０分程度</td><td>調査中</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合
○監視領域内※１でマグニチュード6.8以上※２の地震※３が発生
○１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地震発生等から最短で２時間程度</td><td>巨大地震警戒</td><td>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※４8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr>
<tr><td>巨大地震注意</td><td>○監視領域内※１において、モーメントマグニチュード※４7.0以上の地震※３が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）
○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr>
<tr><td>調査終了</td><td>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td></tr>
</table>

※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
※２　モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8　以上の地震から調査を開始する。
※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

２　津波予報区の範囲

<table>
<tr><th>予報区</th><th>沿岸市町</th></tr>
<tr><td>山口県日本海沿岸</td><td>下関市、萩市、長門市、阿武町</td></tr>
<tr><td>山口県瀬戸内海沿岸</td><td>下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

関係機関	措　　置　　内　　容
	上関町、田布施町、平生町、和木町
県	1　津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）又はＹＳＮにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取扱いを行うものとする。 2　近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度 4 以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 3　重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。 4　関係機関等における津波予報の受信様式 市町及び消防本部については、防災行政無線地上系又は衛星系により FAX 送信されるが、止止むを得ない場合は音声となる。また、県出先機関については、地上系により FAX 送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。
警察本部	1　異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。
下松市	1　津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 (1)　地震・津波の重要な情報等について、県、ＮＴＴから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに市民等に周知する。 この場合、警察、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。 (2)　市民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、また伝達漏れのないように、平素から連絡系統、伝達先等を確認するとともに、訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 (3)　漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等の行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の人が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。 2　近地地震、津波に対する自衛措置 (1)　近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。 強い地震（震度 4 以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生の可能性を考えて、

関係機関	措　　置　　内　　容
下松市	市長は直ちに次の措置を講じる。 ア　海浜、港湾等にいる人、海岸付近の住民等に、直ちに安全な場所に避難するよう指示する。 イ　海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。 (2)　市に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後、少なくとも１時間以上、報道機関の放送を聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市長は直ちに上記(1)の措置をとるものとする。 (3)　市長は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができないとき、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったときは、気象業務法施行令第 10 条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講ずるものとする。 (4)　地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記(1)の措置を速やかに実施するものとする。 ３　異常現象の通報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。 (1) 通報系統 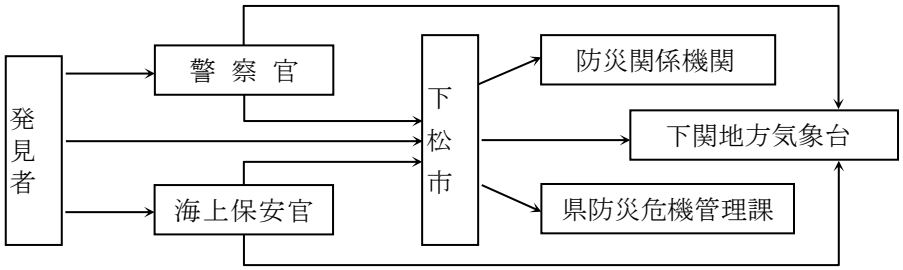 (2) 通報を要する異常現象 異常現象 ／ 通報する基準 異常潮位 ／ 天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合 異常波浪 ／ 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合 地震動により引き起こされる現象 ／ 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等 その他地震に関するもの ／ 群発地震、噴火地震 (3) 通報項目 ア　現象　イ　発生場所　ウ　発見日時分　エ　その他参考となる情報 ４　一般的な災害原因に関する情報の通報 地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民等に周知する措

関係機関	措　　置　　内　　容
	置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。 5　県からの津波警報等の受信取扱い 　県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系により FAX で送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信する。
消防本部	1　津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 　地震・津波の重要な情報等について、県、警察署（交番等）、市関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、市民等への周知を図る。 2　近地地震津波に対する情報の伝達 　強い地震（震度 4 以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼びかけ、避難誘導等の措置をとる。 3　異常現象その他の情報の伝達 　異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市（防災危機管理課、総務課）、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、市民等に周知する。
海上保安部・署	1　津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 　地震・津波の重要な情報等について、管区気象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。
西日本電信電話株式会社 及び 東日本電信電話株式会社	1　警報の伝達 　気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台から伝達された警報をＦＡＸにより関係市町に連絡する。 2　警報の取扱い順位等 　警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。
報道機関	本章 第 4 節「災害時の放送」に記述
その他 防災関係機関	気象台、県、警察、市、海上保安部等から通報を受けた地震・津波の重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第３項　土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び法第55条、土砂災害防止法第27条）

１　土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民等の自主避難の判断を支援することを目的とする。

２　土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第40条及び災対法第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表される。

３　発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表される。

４　発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1)　警戒基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

(2)　警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解決しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警報情報を解除することとする。

５　地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1)　対象となる事象

・震度５強以上の地震を観測した場合
・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場

合

(2)　暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。被害状況等から暫定基準を設定する。

状況 要素	地震	
	震度５強の地域	震度６弱以上の地域
土壌雨量指数	８割	７割

暫定基準のイメージ

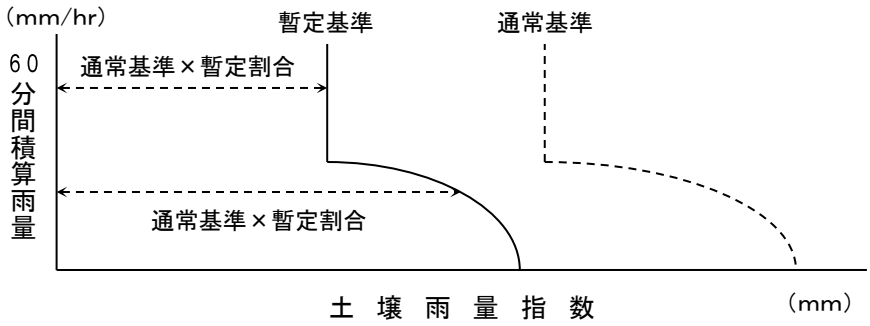

６　利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

７　土砂災害警戒情報に係る市の対応

市長は直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。

８　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。

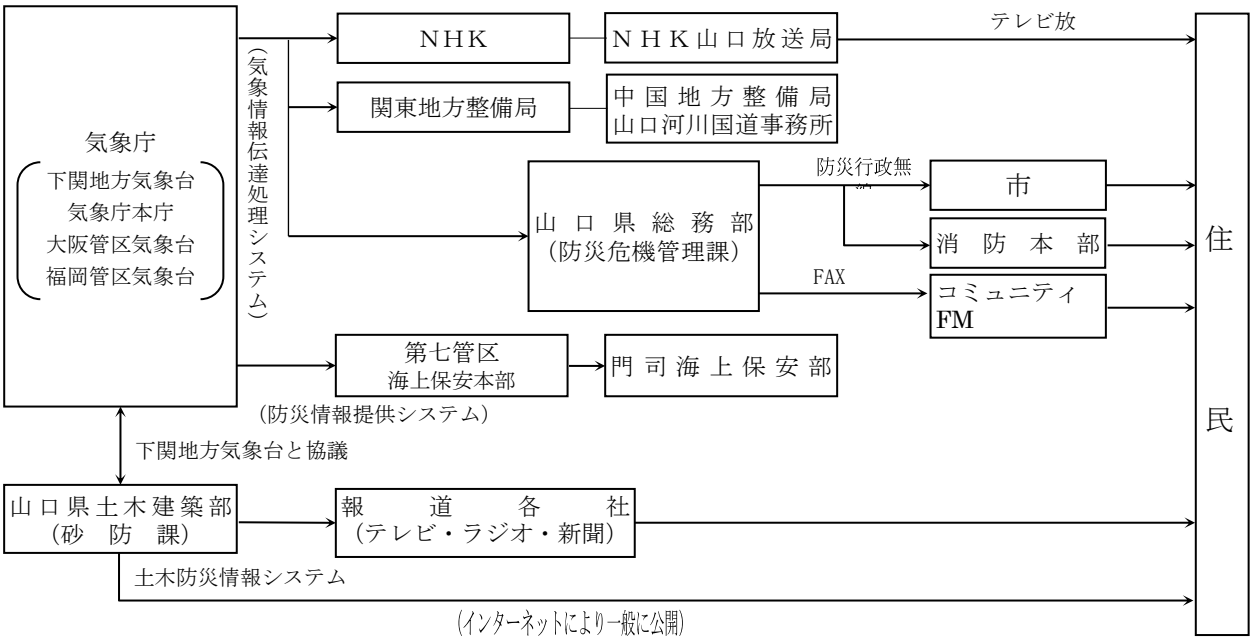

第４項　土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第 28 条、第 31 条）

１　土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

２　緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第 28 条の規定に基づき県は緊急調査（法的確認済）を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の２つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね１０戸以上であること。

３　通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第 31 条の規定に基づき、市町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4　通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5　通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期　が明らかに変化したと認められた場合（継続情報）
・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫　したものではないと認められた場合（終了情報）

6　通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7　土砂災害緊急情報に係る市の対応

市長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

8　土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。

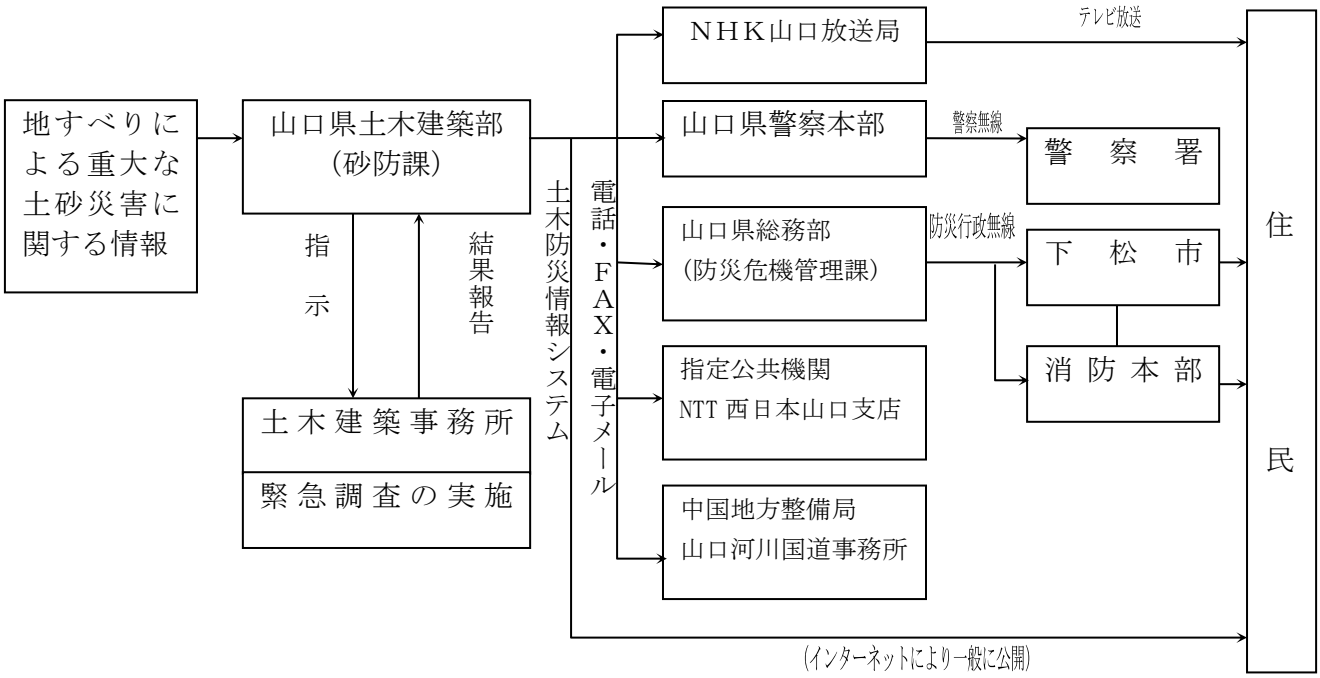

第２節　災害情報収集・伝達計画

【 関係機関：各課共通 】

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施する上で基本となる。

このため、市は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第１項　情報収集・伝達連絡系統

市、県及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、市民等及び関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて市民等に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、市民等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

１　情報収集連絡系統

(1)　連絡系統図

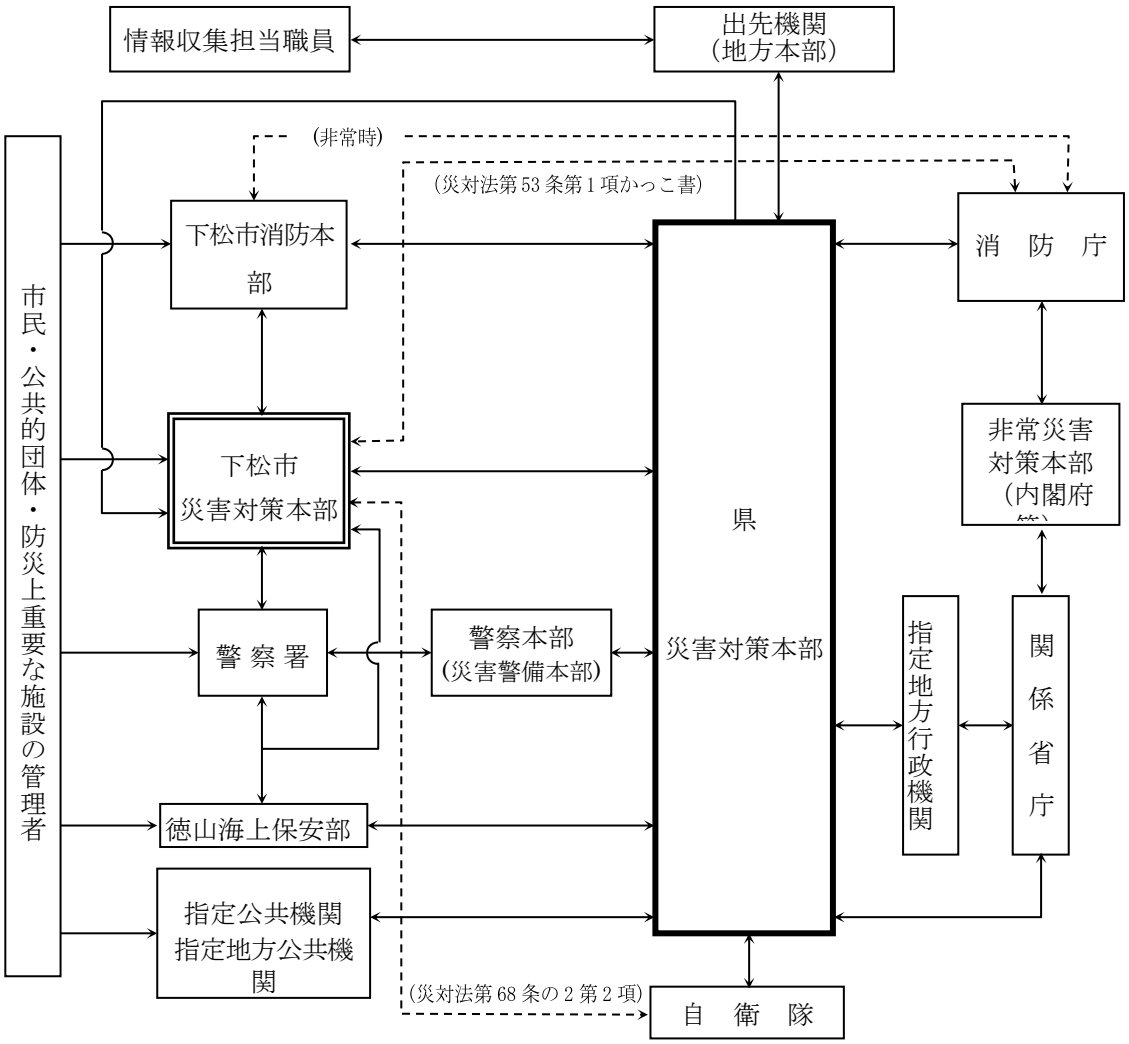

(2)　市から県へ災害情報の報告

市から県への被害報告は、次による。

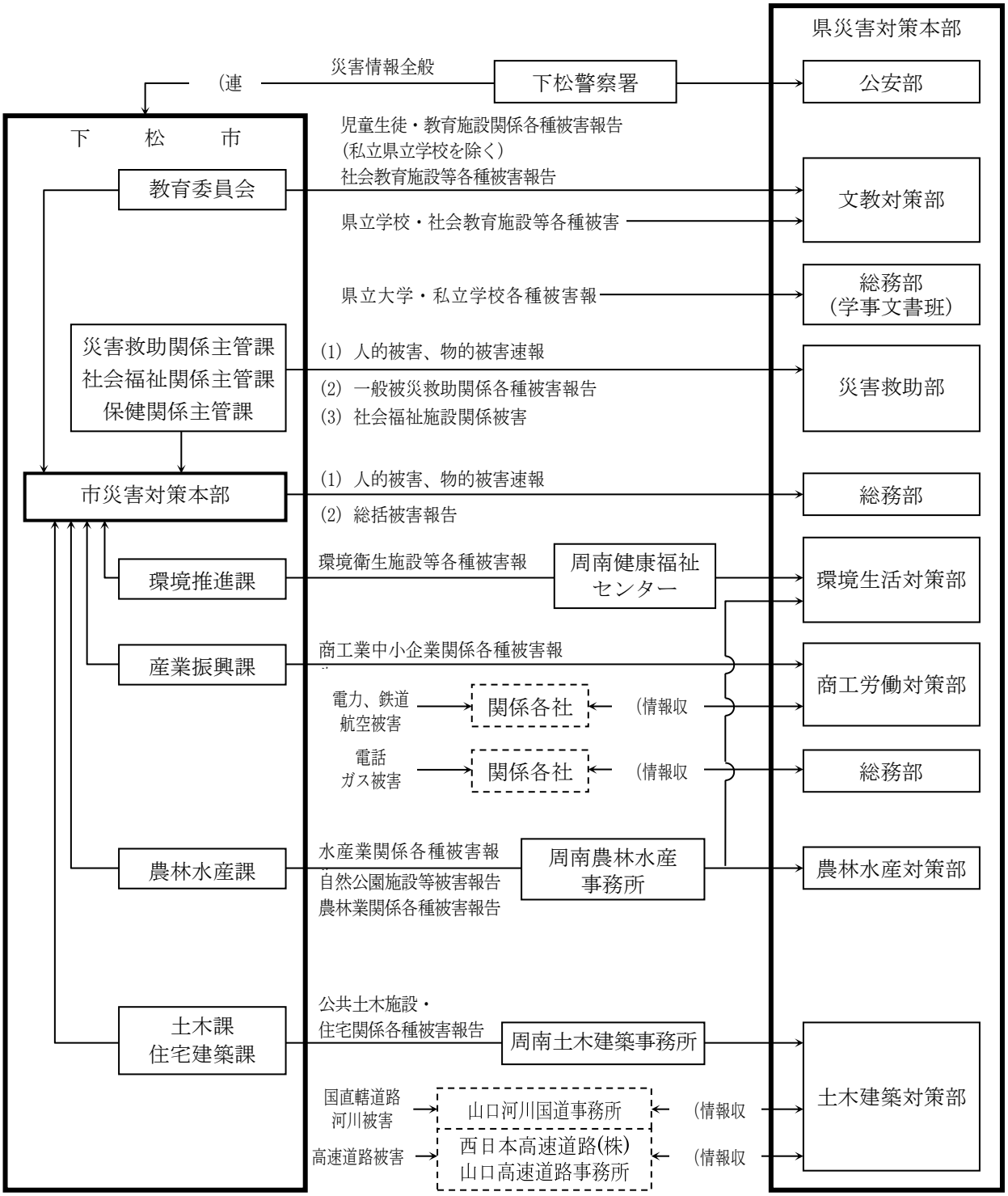

２　防災関係機関等の措置

災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区　分	内　　容
市	１　災害情報収集体制の確立 大規模地震発生時、震源地又は震源地に近い市では、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、防災計画に綿密・具体的に定めておくものとする。 (1)　情報収集及び報告責任者を定める。(地区別、災害種別毎) (2)　市職員のみでは不足する場合も考えられるので、自主防災組織、関係機関等の協力確保体制を確立しておく。 (3)　調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。 ２　収集すべき情報の内容 (1)　収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助消火活動を実施する上で必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集するものとする。要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集すること。 (2)　法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行うものとする。 ３　被害調査要領 市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。 (1)　発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執るものであること。 (2)　関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施するものであること。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに市に通報がなされるようにしておくものであること。 (3)　被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定するものであること。 (4)　被害が甚大で、被災地による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。 (5)　状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。 ４　被災状況等の報告 当該区域内に地震が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告すること。 (1)　報告の要領 …… 被害程度の認定基準 ア　報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行うものとする。 第１段階　発生速報(被害の概要) ・発生の都度 ・おおむね 60 分～120 分以内に把握した状況について報告する。 第２段階　被害速報 ・被害状況調査の進展にともない、順次報告する。 第３段階　確定報告

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>・当該災害に係る応急措置完了後７日以内</td></tr>
<tr><td>市</td><td>
イ　報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）によるものとする。なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行うものとする。
（資料編：被害状況等報告書様式 参照）
５　直接即報
火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、当該市の区域内で震度 5 強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。
（資料編：被害状況等報告書様式 参照）
［消防庁報告先］
<table>
<tr><th colspan="2">回　線　別</th><th>平日(9:30～18：30)
※応急対策室</th><th>左　記　以　外
※宿直室</th></tr>
<tr><td>NTT 回線</td><td>電　話
ＦＡＸ</td><td>03-5253-7527
03-5253-7537</td><td>03-5253-7777
03-5253-7553</td></tr>
<tr><td>地域衛星通信
ネットワーク</td><td>電　話
ＦＡＸ</td><td>選択番号-048-500-7860
選択番号-048-500-7537</td><td>選択番号-048-500-7782
選択番号-048-500-7789</td></tr>
</table>
６　各種被害報告
(1)　災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。
(2)　救助法に基づく報告
救助法に基づく報告については、第 8 章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
(3)　119 番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。
</td></tr>
<tr><td>県</td><td>
1　災害情報収集体制の確立
大規模地震発生時には、発災地の市においては相当な混乱を生じていることが予想され、被害状況の把握等に支障が生じるおそれがある。
このため、発災当初の状況把握は、県出先機関で構成する「地域行政連絡協議会」が中心となって情報を収集するものとする。
(1)　発災当初の対応
ア　地区別、災害種別毎に情報収集責任者及び報告責任者を定め、直ちに、必要な班を編成し、情報収集活動を行う。
イ　情報収集の重複等を避けるため、市との連絡調整責任者を定め、市に派遣する。
ウ　情報収集に必要な人員は、第１に当該被災地を管轄する地域行政連絡協議会構成機関の所属職員で行い、不足する場合は、隣接する地域行政連絡協議会へ応援を依頼し、要員を確保する。
なお、不足する場合は、県庁の職員を派遣し、情報収集体制を確立する。
(2)　通常対応
ア　市からの災害速報等により、災害の発生を覚知したときは、状況に応じて調査班を編成する等により、総合的な被害調査に努める。
イ　調査班の人数及び構成その他必要事項については、事態に応じ適宜定める。
(3)　市からの応援要請への対応
市から被害調査等について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力を行う。
</td></tr>
</table>

区　分	内　　容
	(4)　市町が被害情報を報告できない場合の対応市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。
警察本部	災害時において警察本部（災害警備本部又は警備課）は各警察署から災害に関する情報を収集し、県災対本部に通報し、相互に密接な連携を図るものとする。 また、警察署においても、市災対本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を収集するものとする。 情報収集は、次によるものとする。 ・被災市を管轄する警察署からの情報収集 ・警察ヘリコプターによる上空からの情報収集 ・マスコミからの情報収集 ・関係機関からの情報収集
その他の防災関係機　関	１　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、震災に対してとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。 ２　被害報告等 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。

資料編　〔様式〕　・被害状況報告書

第３節　通信運用計画

【 関係機関：各課共通 】

地震災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で市、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第１項　通信の確保

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

１　通信取扱責任者及び通信担当者の選任

(1)　市、県及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。

(2)　通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努めるものとする。

２　通信の確保

市、県及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している防災行政無線の確保に努め、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うものとする。

３　通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1)　電話・電報施設の優先利用

市、県及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・災害時優先電話一覧

ア　一般電話及び電報

事　　項	対　　策
1　非常緊急用電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。
2　非常・緊急扱い電報	「天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合」については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取り扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取扱われる。 【電報の申し込み】 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報受付電話番号 115 番に申し出る。その際、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

イ　専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

a　一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。

b　災対法の規定に基づく使用

市長が、市民等、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

c　使用手続き

市長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

ウ　携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、

携帯電話の効果的な使用を行う。

エ　衛星携帯電話の使用

各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

(2)　防災関係機関の無線通信の利用

防災関係機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事　　項	措　　置　　事　　項
1　代替設備の配備	市及び防災関係機関は、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。
2　非常通信の利用	市、県及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し通信の確保を図るものとする。 この場合の要件としては、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。 (1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。 (2) 非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。 非常通信協議会では、市・県の防災行政無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート)」及び「地方通信ルート（市町と県を結ぶルート)」を策定している。 これらの非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。 (3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア　非常通信用紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 イ　本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく 200 字以内にまとめること。 (4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア　非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 イ　陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。 (5) 非常無線・有線に共通する事項 ア　非常通報の伝送に要する料金

事　　項	措　　置　　事　　項
	a　NTT 以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 b　伝送途上において、発信局、着信局のうち１局でも NTT 所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。
２　非常通信の利用	イ　非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取り扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 a　人命の救助に関するもの b　災害の予警報（主要河川の水位を含む）及びその他災害に関するもの c　緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 d　電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 74 条実施の指令及びその他の指令 e　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの f　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの g　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの h　遭難者救護に関するもの i　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの j　鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの k　中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの l　救助法第 7 条及び災対法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
３　孤立防止対策用衛星電話の使用	(1)　災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、孤立地区の発生が予想される地域において自治体の防災無線など未設置で孤立防止対策が必要な地域に対し、衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。
４　防災相互通信用無線	(1)　大規模災害が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。 (2) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>措　　置　　事　　項</th></tr>
<tr><td>5　災害対策用移動通信機器等の借用</td><td>(1)　総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。
【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>貸　与　条　件　等</th></tr>
<tr><td>簡易無線、ＭＣＡ無線、衛星携帯電話</td><td>機器貸与：無償
新規加入料：不要
基本料・通話料：不要</td></tr>
</table>
(2)　市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、借用申請を行い、貸与を受けるものとする。</td></tr>
<tr><td>6　臨時災害放送用機器の借用</td><td>(1)　総務省（中国総合通信局）では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。
【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>貸　与　条　件　等</th></tr>
<tr><td>臨時災害放送用機器
（FM 送信機）</td><td>機器貸与：無償
注　他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。</td></tr>
</table>
(2)　市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</td></tr>
<tr><td>7　災害対策用移動電源車の借用</td><td>(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。
【中国総合通信局に配備されている移動電源車】
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>貸　与　条　件　等</th></tr>
<tr><td>中型移動電源車　１台
（発電容量 100kVA）</td><td>車両貸与：無償
運用経費：要
注　他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。</td></tr>
</table>
(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸出しに係る要請を　行い、貸与を受けるものとする。</td></tr>
</table>

(3)　民間団体等の通信施設の活用

大規模な地震等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、市は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

ア　アマチュア無線の活用

市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討しておくものとする。

イ　タクシー用業務無線の活用

市は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分検討協議しておくものとする。

第２項　通信施設の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図り、また、全国瞬時警報システム（J アラート）により国から受信した内容を速やかに伝達するため、従来から必要な通信施設設備の整備を行っているが、より充実した通信の確保が図られるよう、今後とも整備促進を図る必要がある。

このため、災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する県、市等における通信施設の整備について必要な事項を定める。

１　市

平成 29 年 4 月に運用を開始した市防災行政無線（同報系）を適切に運用するとともに、他の災害用通信手段についても整備を進める。

２　県

県においては、災害時の通信を確保するため出先機関、市町、防災関係機関との間に防災行政無線（衛星系・地上系）の整備を進め、通信連絡手段の多重性の確保を図っている。

今後も、大規模災害等発生時において迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な画像伝達等の通信を確保するため、計画的な防災行政無線網の整備を図る。

(1)　防災行政無線地上系の固定局及び移動局の回線容量の確保

(2)　防災行政無線地上系固定局の防災関係機関（放送機関等）への配備

(3)　防災行政無線衛星系の地球局を県総合庁舎等及び主要防災関係機関（自衛隊、基幹病院等）に配備

(4)　可搬型携帯用無線設備（「移動多重系無線局」及び「衛星系通信可搬型地球局」）の充実防災行政無線地上系については、国の周波数変更方針に対応した施設設備の整備を図る。

３　消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来からデジタル化等の整備充実を図ってきたところであり、今後も消防活動等を行うために必要な消防救急無線の更新整備を行っていく。

消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。

消防機関に割り当てられる周波数は、統制波（他の都道府県における消防・救急活動の支援のため全国の市町村で使用する周波数）、主運用波（他の市町における消防・救急活動の支援のため県内の市町で使用する周波数）、活動波（各市町（消防）における消防活動及び救急活動を実施するために使用する周波数）がある。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・消防用資機材一覧

第４節　災害時の放送

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・地域政策課 】

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、市民等とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報を迅速に伝達するとともに、市民等に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、市・県が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。このため、これに必要な事項について定める。

第１項　放送局に対する放送の要請

災害時において、市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、市民等へ必要な情報を提供する。

１　市の放送要請

災対法第 57 条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。

ア　県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。

イ　市長が、放送機関に対し直接要請を行う場合は、次の取扱要領によるものとする。

２　放送要請取扱要領

(1)　放送要請ができる災害等

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

(2)　放送要請要領

a　放送要請の指示

市長は、災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、総務部長に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

b　放送要請文の作成

地域振興部長は、広報班長と協議の上、要請文を作成する。

c　放送要請の決定

放送要請は、市長が決定する。市長不在の場合は、副市長が決定する。

d　放送機関への要請

広報班長は、要請文を県にＦＡＸ又は電話により連絡し、各放送機関への伝達

を要請する。

e　災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続き等を円滑に実施するため、連絡責任者を定める。

・市：地域政策課長

・放送機関

放送機関	連絡責任者	連絡先
ＮＨＫ山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系） 10-219-3 〃 FAX 19-219
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系） 10-220-3 〃 FAX 19-220
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系） 10-221-3 〃 FAX 19-221
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系） 10-222-3 〃 FAX 19-222
Ｋビジョン株式会社	放送制作部次長	0833-44-4936
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系） 10-223-2 〃 FAX 19-223
エフエム周南株式会社	代表取締役	0834-25-5800

第２項　緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民等に知らせるものである。

１　緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号のいずれかに該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

(1)　大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合

(2)　気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合

(3)　災対法第 57 条に基づく、知事からの要請により放送する場合

２　緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK 山口放送局）

３　利用方法等

知事（市長は知事を通じて）は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第３項　放送機関の活動体制

大規模地震等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、市民等が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（NHK 山口放送局・山口放送・テレビ山口・山口朝日放送・エフエム山口）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

資料編　〔様式〕　・放送要請書

第５節　広報計画

【 関係機関：地域政策課 】

震災時における市民等の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、市をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第１項　広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

１　広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1)　発災直後

ア　津波・余震に関する情報

イ　災害発生状況

ウ　避難の指示等

エ　地域住民がとるべき措置

オ　避難所・医療救護所設置情報

カ　避難路情報
キ　交通規制状況（陸上・海上）
ク　民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
ケ　その他必要事項

(2)　応急対策着手後（順次実施）
ア　道路情報
イ　公共交通機関の状況
ウ　給食・給水実施状況
エ　医療・救護実施状況
オ　電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況
カ　生活必需品等供給状況
キ　応急対策実施の状況
ク　安否情報
ケ　河川・港湾・橋梁等土木施設状況
コ　民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
サ　その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

２　広報実施機関

実施機関	担当部局	備　　考
県	総合政策部	広報広聴班
市	地域振興部	広　　報　　班

第２項　災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

各機関が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、以下、市が実施する広報活動に必要な事項について定める。

１　広報班の体制

広報班は、単独で又は他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。また、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

２　災害広報に関する連絡等

(1)　災害広報活動の流れ

市及び県災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。

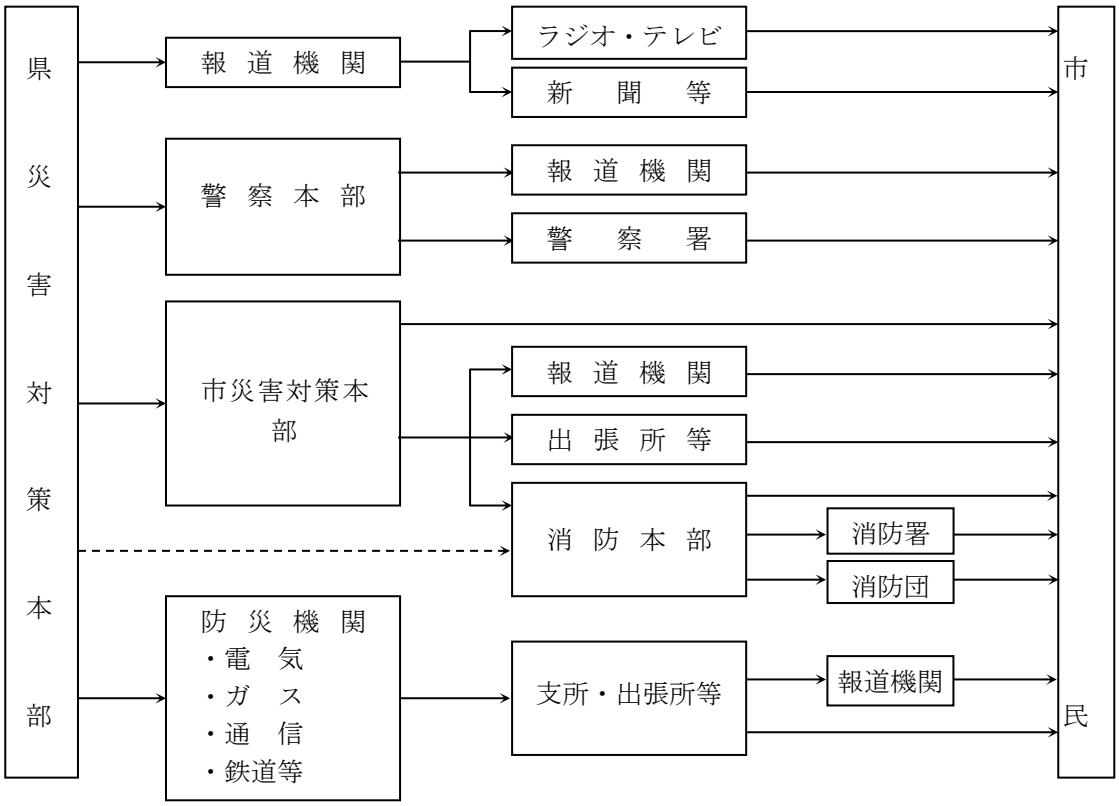

(2)　災害広報に関する連絡

ア　連絡系統図

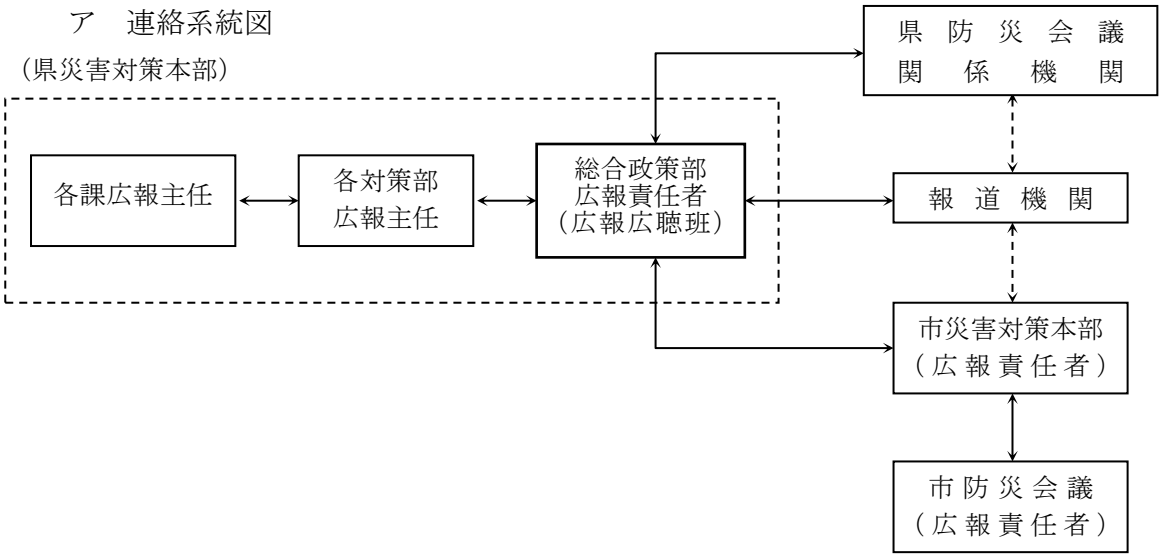

イ　連絡手段

電話、ＦＡＸ、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ　関係機関に対する連絡事項

機関の別	連　絡　の　内　容　と　な　る　事　項
市 （各対策部）	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 市民等に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 市民等への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3　情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1)　収集の方法

現地住民、市、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2)　収集事項、収集内容

収　集　事　項	収　集　の　内　容
1　気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 市民等の心構え及び対策
2　災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過
3　避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過
4　消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過
5　応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果
6　その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果
7　災害時における美談などの情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先

(3)　災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記とおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広 報 事 項	実施主体	広　報　手　段	備　　考
市民等に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び市民等の一般的注意事項	気象台、 県、市 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 有線放送の活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙への掲載 (5) チラシ、掲示による周知 (6) 組織を利用しての口伝 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 臨時災害FM放送局の活用 (9) コミュニティ放送の活用 (10) パソコンネットワークサービス会社の活用 (11) Lアラートの活用 (12) ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）の活用 (13) 防災ラジオの活用	(1) 必要に応じ民間広報車の借上を行う (2) 自治会組織を活用する
国の関係省庁への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	県 指定地方行政機関・指定地方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	東京事務所経由
県外への広報	(1) 災害全般の状況 (2) 応急対策活動支援要請	県	(1) 報道機関へ依頼 (2) 他県等への依頼	

(4)　報道機関に対する発表

ア　発表者

原則として、広報班が発表する。

イ　発表場所、時間

広報班が関係者と協議して決める。

(5)　国及び公共機関等との連携

市は情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について県、国、公共機関と連携をとりあうものとする。

第３項　安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該

被災者の個人情報の管理を徹底する。

第４項　放送局の報道計画

放送局が実施する災害時の放送に関するもののうち、要請手続き、要請要領等については本章　第４節「災害時の放送」に記述しており、ここでは、放送の具体的な取扱いについて、その概略を定める。

１　法令に基づく放送送出（災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条）

要請者	放　送　機　関	要請受理窓口	措　　置
知　　事 市　　長 日本赤十字社	NHK山口放送局 山口放送株式会社（KRY） テレビ山口株式会社（TYS） 山口朝日放送株式会社（YAB） 株式会社エフエム山口（FMY）	放送部長 報道制作局長 報道制作局長 報道制作局長 編成制作部長	NHK、KRY、TYS、YAB、FMY は、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 ○　放送送出内容 ○　要請側の連絡責任者 ○　優先順位 ○　その他必要な事項

２　各放送局の対応

(1)　NHK山口放送局

種　　類	放　　送　　要　　領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす。 (2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

(2)　山口放送

ア　定時ニュースの時間で放送

イ　定時の天気予報の時間で放送

ウ　番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送

エ　報道特別番組の制作、放送

(3)　テレビ山口

ア　定時ニュースの時間での放送

イ　天気予報の利用による報道

ウ　番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道

エ　緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4)　山口朝日放送

ア　ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース報道

イ　天気予報の利用による報道

ウ　番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送

エ　緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

(5)　エフエム山口

ア　JFNニュース

イ　天気予報の利用による放送
ウ　自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
エ　緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送

第３章　救助・救急、医療等活動計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。

- 救助・救急、医療等活動計画
  - 救助・救急計画　【消防本部】
    - 救助・救急の実施
    - 傷病者の搬送
  - 医療等活動計画　【健康増進課・こども家庭課】
    - 災害時における医療救護の流れ
    - 医療救護体制
    - 健康管理体制
    - 災害救助法に基づく医療・助産計画
    - 医薬品・医療資器材の補給

第１節　救助・救急計画

【 関係機関：消防本部 】

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第１項　救助・救急の実施

１　実施機関

機　関　名	活　　動　　内　　容
市、消防機関	(1)　救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2)　救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3)　救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4)　救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 (5)　警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6)　救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7)　負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (消 防 保 全 課) (厚　政　課)	(1)　消防、警察、自衛隊、海上保安庁、ＤＭＡＴ等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2)　「現地活動連絡本部」における関係機関による連携活動は、「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする (3)　市（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機　関との連絡調整に当たる。 (4)　被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 (5)　災害救助法が適用された場合、市町が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する
警　　察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2)　県、市（消防本部・消防団)、自衛隊、日本赤十字社山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海上保安部・署	(1)船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 (2)船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 (3)危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 (4)傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に

機　関　名	活　　動　　内　　容
	応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。 (5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 (6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自　衛　隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

２　災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1)　救出を受ける者

ア　災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

・水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

・地滑り、崖崩れ等により生き埋めにあったような場合

イ　災害のため、生死不明の状態にある者

・行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2)　救出の実施期間

ア　災害発生の日から３日以内

イ　災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3)　救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

ア　借上費又は購入費	救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費
イ　修　繕　費	救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
ウ　燃　料　費	機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

３　市民等及び自主防災組織の役割

市民等及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

４　資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第２項　傷病者の搬送

１　傷病者の搬送手順

(1)　傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2)　傷病者の後方医療機関への搬送

ア　医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ　傷病者搬送の要請を受けた市、県及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ　重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ等を活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

エ　県内での対応が困難な場合は、必要に応じて、県から国に対し、広域医療搬送の実施を要請する。

２　傷病者搬送体制の整備

(1)　情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2)　搬送順位

ア　あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

イ　震災時は、さらに医療機関の被災情報や搬送経路など、さまざまな情報を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3)　搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。

(4)　航空搬送拠点の指定

傷病者を航空輸送するための広域医療搬送拠点として、次のとおり指定する。

飛行場	管理者	所在地
山口宇部空港	山口県	宇部市沖宇部

また、必要に応じて自衛隊に協力を求める。

航空搬送拠点内には、傷病者を一時収容するための臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。

(5)　トリアージ・タッグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タッグの標準化を図る。

資料編　〔医療機関等〕・市内医療機関

第２節　医療等活動計画

【 関係機関：健康増進課・こども家庭課】

地震災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民等の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施する上で必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第１項　災害時における医療救護の流れ

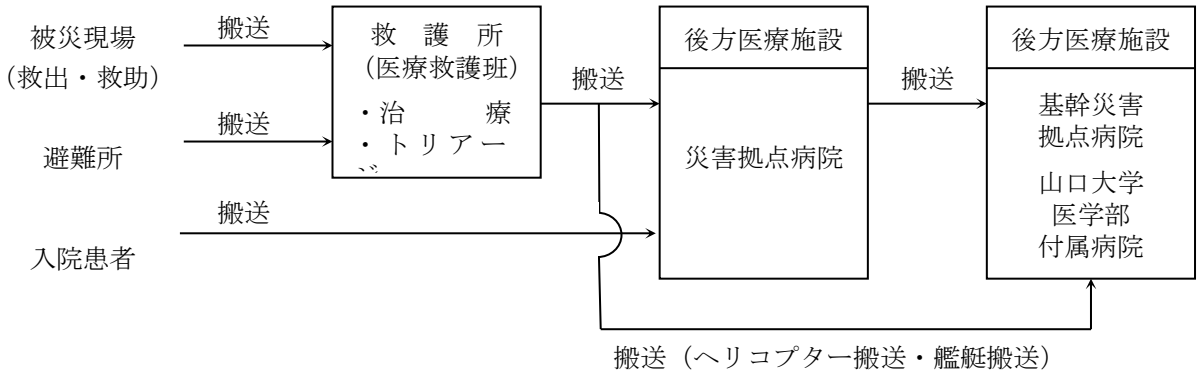

※　広域医療搬送を行う場合は、臨時医療施設（ＳＣＵ）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

第２項　医療救護体制

災害時における医療救護は、一時的には市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から医療実施関係機関に支援を要請する。

１　医療救護活動

(1)　医療救護班の編成

ア　市は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、医療救護班を確保する。

イ　医療救護班の編成基準

災害の規模により配置する班数は変動するが、おおむね１救護所１班を目途に編成する。

ウ　医療救護班を編成した医療関係機関は、国、県が非常対策本部を設置している場合は、救護班の編成について報告するよう努めるものとする。

(2)　機関別活動内容

ア　市

ａ　必要に応じ医師会の協力を得て、医療救護班を設置する。

ｂ　市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。この場合、次の事項を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）

・医療救護班の派遣場所及び派遣期間
・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
・応援必要班数
・現地への進入経路、交通状況
・その他参考となる事項

ｃ　緊急を要する場合は、隣接の市に応援の要請を行い、事後、健康福祉センターにその状況を報告するものとする。この場合の要請内容は、上記ｂに掲げる事項とする。

イ　県

ａ　必要に応じ災害医療コーディネーターを招集する。また、ＤＭＡＴを出動させる場合は、災害救助部内にＤＭＡＴ県調整本部を設置する。

ｂ　健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市からの要請を受けた場合、直ちに、災害救助部医務班に報告するとともに、地域災害医療コーディネーターの助言を参考にしつつ、管内の市町又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。

ｃ　医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。

・地方独立行政法人山口県立病院機構
・日本赤十字社山口県支部
・独立行政法人国立病院機構
・独立行政法人地域医療機能推進機構
・山口大学医学部
・市立病院設置市
・県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

ｄ　知事、市長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）

e　災害救助部長は、県の能力では十分でないと認めるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。

f　必要に応じ、災対法第 71 条、救助法第 7 条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。

g　救助を行う上で特に必要があると認める場合、救助法第 9 条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。

h　医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。

ウ　ＤＭＡＴ指定病院

県から災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、ＤＭＡＴを出動させ医療救護活動を実施する。

エ　医師会等

人命尊重の観点から、市（健康福祉部長）から「集団傷病者救急医療対策に関する協定」に基づく医療救護班やＪＭＡＴやまぐちの派遣要請があったとき又は自らの判断により、救護班を編成し、直ちに出動させるものとする。

オ　看護協会

市（健康福祉部長）から要請があったとき又は自らの判断により、看護職員を派遣する。

(3)　救護所の設置

ア　医療救護班は、市があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

a　避難場所

b　避難所

c　災害現場

イ　医療救護班の業務内容

救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

a　傷病者に対する応急処置

b　後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

c　輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

d　助産救護

e　死亡の確認、遺体の検案・処理

2　後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1)　災害拠点病院

県（医務班）は、2 次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2)　基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所、避難所救護センター又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。

(3)　山口大学医学部附属病院

山口大学医学部附属病院は、基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

(4)　災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(5)　現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県（医務班）が実施する。

(6)　後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

(7)　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

３　個別疾病対策

災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1)　人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア　発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県へ伝達する。

イ　救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、消防本部に提供する。

ウ　これらの情報をもとに、県及び市は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、診療の確保を図る。

エ　処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ　県は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

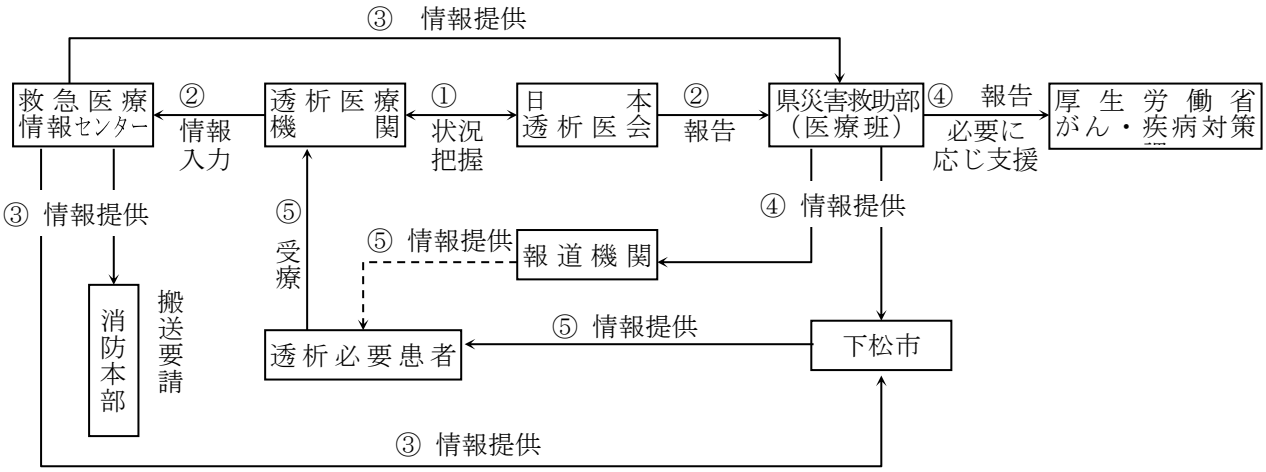

(2)　難　病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア　医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

イ　難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

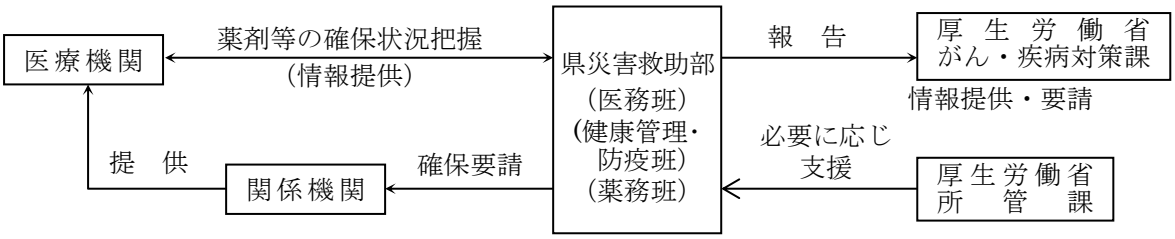

第３項　健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。

なお、被災市町から災対法第６８条に基づく応援の要請があった場合、県は「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」の定めるところにより支援を行う。

１　健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(1)　健康管理班の編成

１班当たりの構成基準は、保健師・管理栄養士等を中心とし、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。

(2)　健康管理班の業務内容

ア　避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導

イ　要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ　メンタルヘルスケアの実施

エ　避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ　避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群)、熱中症の予防対策

カ　関係機関との連絡調整

(3)　機関別活動内容

ア　市

a　医療救護班との連携のもと、保健師・管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

b　市だけでは十分対応できないと判断した場合は、周南健康福祉センター所長に応援要請を行う。

c　緊急を要する場合は、直接近隣の市に応援要請を行い、事後、周南健康福祉センター所長にその状況を報告するものとする。

d　被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

イ　県（災害救助部）

a　災害救助部長は、市から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を認めた場合は、直轄健康管理班を派遣する。

b　周南健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について調整指示を行う。

c　健康管理・防疫班は、周南健康福祉センター所長（保健環境部長）から健康管理についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。

・区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄健康管理班の派遣

・区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整

d　災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、看護職員の派遣を要請する。

e　災害救助部長は、県だけでは十分な対応ができないと認めるときは、厚生労働省健康局長に対し、健康管理班の派遣を要請する。

f　災害救助部長は、県の能力では対処できないと認めるときは、中国・四国・九州各県との相互応援協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。

g　健康管理・防疫班は、市が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、必要に応じ計画策定に協力する。

h　周南健康福祉センター（環境保健所）は、被災者等及び救護活動に従事している者の PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（厚生労働省作成）に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、周南健康福祉センター（環境保健所）の活動を支援する。

第４項　災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の市民等が、医療の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、市及び県は、これに必要な措置を講じる。

１　実施機関

(1)　市

災害時において、平常時の医療が不可能又は困難になったときは、市長がその対策を実施する。

(2)　県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

２　体制の運用

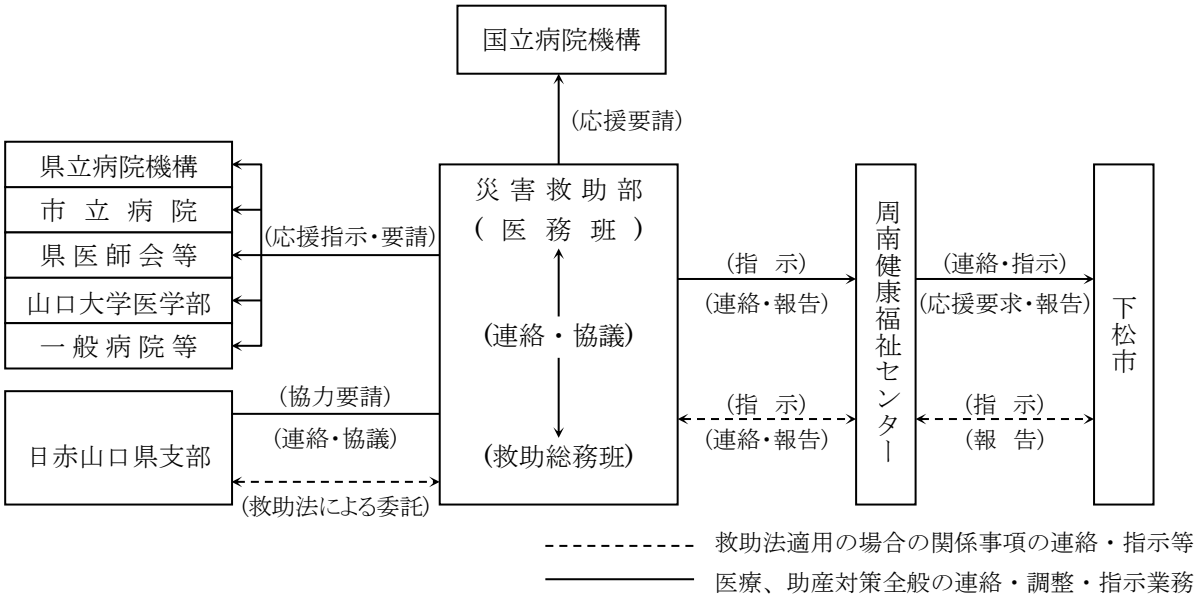

３　医療救護・助産の対象

(1)　医療を受ける者

ア　応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者

イ　経済的能力の有無は問わない。また、傷害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。

ウ　被災者のみに限定されない。

(2)　助産を受ける者

ア　災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者

イ　経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかも問わない。

4　医療救護・助産対象の範囲

(1)　医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術、その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

(2)　助産の範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前及び分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5　医療救護・助産の実施方法

(1)　医療の実施方法

ア　原則として、救護班により実施する。

イ　重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。

ウ　次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。

ａ　災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合

ｂ　救護班の到着を待つ時間的余裕がないとき。

(2)　助産の実施方法

ア　医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。

イ　救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

6　措置手続き等

(1)　救護班による場合

救護班が直接対象者を受付け、診療記録により処理する。

(2)　医療機関による場合

ア　市長は、生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。

イ　市長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

7　費用の範囲

(1)　医療のために支出できる費用の基準

ア　救護班の費用

ａ　使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

b　事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第 19 条の定めによる補償費の中に含まれる。

c　救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）

イ　一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内

（注）　救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。

ウ　施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

(2)　助産のために支出できる費用の基準

ア　救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費

イ　助産婦により措置した場合

当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

8　費用の請求

(1)　救護班の費用の請求

救護班は、医療に要した経費請求書を知事に提出する。

(2)　医療機関による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの）に所要事項を記載して、知事に提出する。

(3)　提出経路

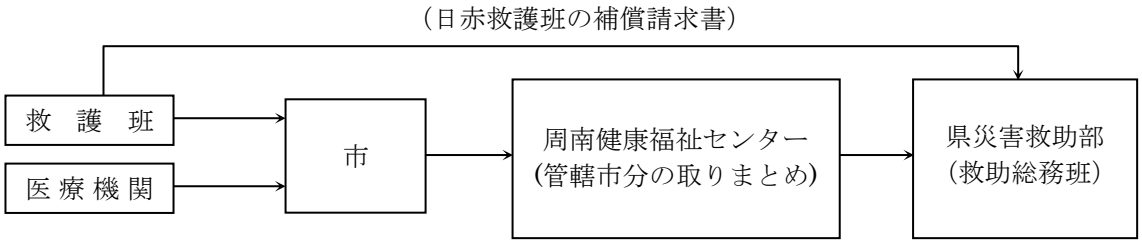

(4)　日本赤十字社救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

9　実施期間

(1)　医療の期間

ア　災害発生の日から 14 日以内とする。

イ　特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

(2)　助産の期間

ア　災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者に対し、分べんの日から７日以内とする。

イ　特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

１０　連絡協議等

(1)　県（災害救助部医務班）は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日本赤十字社山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。

(2)　被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する周南健康福祉センターが当たる。

第５項　医薬品・医療資器材の補給

１　医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。また、市内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに周南健康福祉センターに対して医薬品等の確保を要請し、厚生労働省への報告、中・四国、九州各県への協力要請及び県災害時医薬品等供給マニュアルにより医薬品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

(1) 薬剤師の派遣要請

必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

ア　緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

イ　補給体制

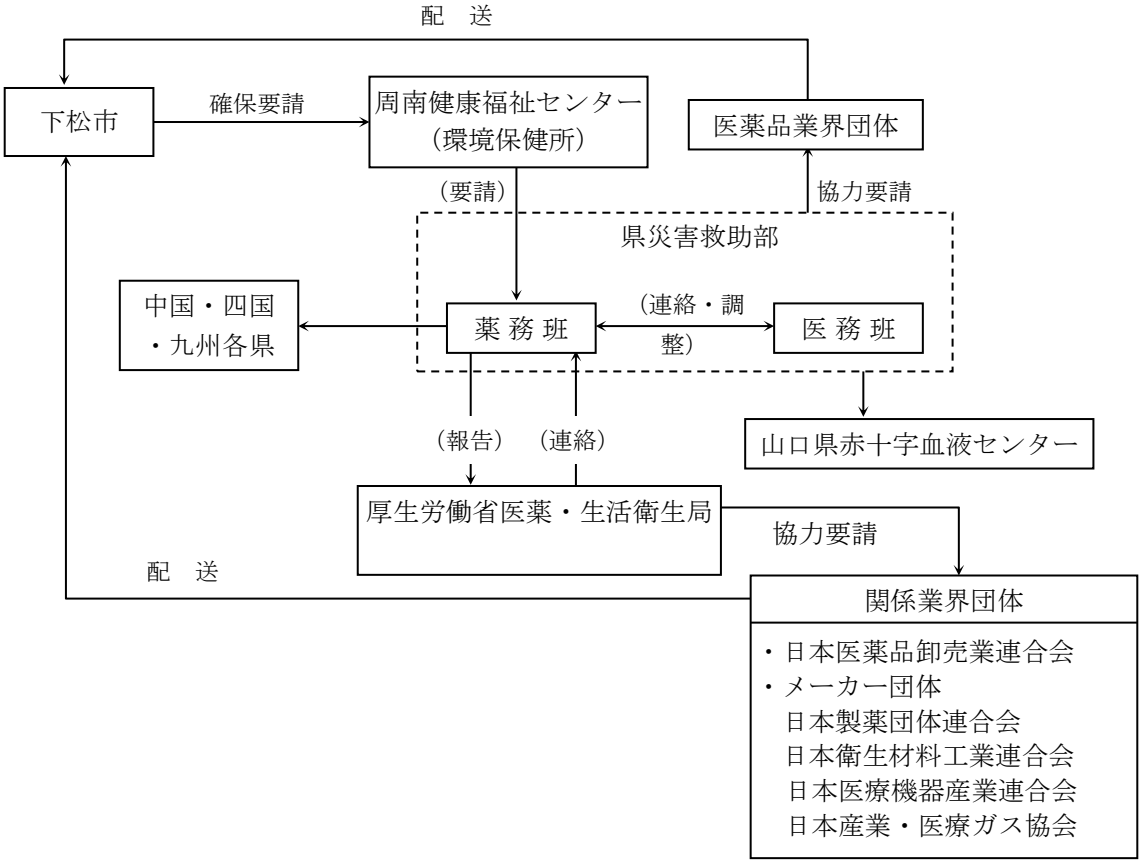

２　血液製剤等の確保

(1)　各機関の対応

ア　県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

イ　山口県赤十字血液センター

血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

ａ　被害のない地域に移動採血車を配備し、一般市民からの献血を受ける。

ｂ　血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、市外からの血液製剤の確保を図る。

ｃ　後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

ｄ　血液製剤の備蓄場所は、原則、山口県内の 3 施設（県中央部：山口県赤十字血液センター県西部：西部供給出張所県東部：東部供給出張所）とする。

３　医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第４章　避難計画

基本的な考え方

地震発生時においては、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。

災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。

- 避　難　計　画
  - 避難指示等　【各課共通】
    - 避難の実施機関及び実施体制
    - 警戒区域の設定
    - 避難誘導
    - 観光客への避難誘導
  - 避難所の設置運営　【各課共
    - 避難所の開設・運営
    - 避難所に収容する被災者の範囲
    - 避難所開設の期間及び費用
    - 広域一時滞在
    - 避難所及び避難後の警備

第１節　避難指示等

【 関係機関：各課共通 】

第１項　避難の実施機関及び実施体制

１　避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	指示の対象	指示の内容	とるべき措置
市　長（委任を受けた職員又は消防職員）	災対法第60条第１項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	必要と認める地域の必要と認める居住者等	・立退きの、指示 ・立退き先の指示	県知事に報告（窓口防災危機管理課）

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	指示の対象	指示の内容	とるべき措置
	第３項	・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるとき		緊急安全確保措置の指示	
知事（委任を受けた職員）	災対法第60条第６項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条 警察官職務執行法第４条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	・立退き又は緊急安全確保措置の指示 ・警告を発すること。 ・必要な限度で避難の指示（特に急を要する場合）	災対法第61条による場合は、市長に通知（市長は知事に報告）
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急の安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ、急を要するとき。	同上 船舶、船舶の乗務員、旅客その他船内にある者	同上 ・船舶の進行、停止、指定場所への移動 ・乗務員、旅客等の下船、下船の禁止 ・その他、必要な措置	同上
自衛官	自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	必要と認める地域の必要と認める居住者等	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。）	警察官職務執行法第４条の規定の準用
知事（その命を受けた県職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事（その命を受けた県職員） 水防管理者	水防法第22条	洪水による災害 ・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上（水防管理者による場合のみ）

２　避難指示等の基準

避難の指示等の基準は、あらかじめ市長が、市内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、「下松市避難情報判断・伝達マニュアル」に定める。

３　避難措置

(1)　市が行う避難誘導

災害が発生した場合、現地に派遣された市職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。また県は市から求めがあった場合、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

ア　市内の避難指示の発令状況を把握し、市本部に報告する。

イ　被災地域から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(2)　知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施するものとする。

(3)　水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

市内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(4)　市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の入所者の避難誘導

市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総務部防災班（防災危機管理課、総務課）に通報する。

(5)　避難状況等に関する広報

広報担当は、避難状況等に関する情報を入手し、報道機関に対して広報を依頼し、市民等に対して広報を行う。

４　避難指示等の伝達

避難指示等の発令は、「下松市避難情報判断・伝達マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に伝達する。

５　避難指示等の解除

避難指示等の解除基準は「下松市避難情報判断・伝達マニュアル」に定める。解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第２項　警戒区域の設定

１　警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設

定する。

警戒区域の設定は、市民等の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知するものとする。

なお、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

２　設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

３　警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、市民等及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第３項　避難誘導

避難指示が出された場合、市長は、人命の安全を第一とし警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

１　被災地近傍の公園、空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。この場合、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。

２　避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

３　危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。

４　浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

５　高齢者、障害者等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

６　誘導中は、事故防止に努める。

７　交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第４項　観光客への避難誘導

地理に不案内な観光客の安全確保について、必要な措置を講じる。

１　各機関の役割、安全対策等

(1)　市の役割

ア　安全性の確保

a　避難誘導路、誘導手段等の確保

b　観光協会、施設管理者との協議、連携

イ　観光協会、施設管理者への情報等の提供、伝達

a　情報の定期的提供

b　緊急避難に関する情報の速やかな伝達

c　その他必要な情報の伝達と発信

(2)　観光協会の役割と施設管理者が講じる安全対策

ア　観光協会の役割

a　対策本部、各施設管理者との連携

b　施設管理者が講じる安全対策への協力、支援

イ　宿泊を伴う施設管理者が講じる安全対策

a　各施設の緊急避難誘導計画の策定と対策本部への提出

b　避難誘導に関する社員教育の徹底と訓練の実施

c　緊急避難時の備品類の設置と情報の提供

・各部屋に避難マップを常備（客室案内係が館内説明時に説明）

・施設の入口等に避難マップの掲示

d　自家用車利用宿泊者の避難誘導に関する事項

・駐車場の出口に避難方向の明示（30 台以上収容可能な駐車場）

・避難誘導バスを必要に応じ確保

e　バス利用宿泊者（団体客）の避難誘導に関する事項

・バスの運転手、ガイド等を同一施設に宿泊

・団体バス専用駐車場の確保と明示

ウ　その他の施設管理者が講じる安全対策

a　各施設の避難誘導計画の策定と対策本部への提出

b　避難誘導に関する社員教育の徹底と訓練の実施

c　観光客への災害情報の提供

第２節　避難所の設置運営

【 関係機関：各課共通 】

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助法適用時においては、市長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

第１項　避難所の開設・運営

１　避難所の開設

(1)　避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において管理者等の同意を得て開設する。

また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所として開設する。

なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認した上で、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設（受入）の要請をし、施設専用避難所を開設する。

(2)　避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（周南健康福祉センター、警察署、消防署等）へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

(3)　避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

２　避難所の管理・運営

(1)　避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に災害ボランティア等の協力を得て地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとし、それに沿った避難所運営マニュアルを修正する。

なお、日頃から、避難所の開設・運営について地域の自治会や自主防災組織、ボランティア等に協力を要請し、避難所の開設・運営に係る手順や役割分担について共通認識を形成する。

(2)　管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。

また、市は避難者情報の早期把握に努める。避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。

(3)　避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

(4)　避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民等、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公

共団体に対して協力を求めるものとする。

(5)　生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

(6)　避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、更には、避難が長期化する場合のプライバシーの確保に配慮する。特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

(7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。特に、女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(8)　管理責任者は、避難所運営マニュアル（避難所における新型コロナウィルス感染症対策編）を参考に、居住スペースや動線に配慮し、避難所の衛生環境の徹底と避難者の健康状態の確認に努める。また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、市の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な感染症対策を講じるよう努めるものとする。

(9) 避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(10)　やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(11)　避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(12) 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。また、必要に応じて家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等との連携に努めるものとする。

(13)　避難所運営が長期化しそうな場合、避難所の生活環境や衛生面、避難者の健康状態に十分配慮するとともに、避難所の管理責任者や運営に関わる市職員も避難者等の協力を得るなどして、心身の健康維持に努めるものとする。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第２項　避難所に収容する被災者の範囲

１　災害によって現に被害を受けた者

(1)　住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

(2)　現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。帰宅困難者（観光客、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。

避難所等に避難したホームレスについても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

２　災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(1)　避難指示等が発せられた場合

(2)　避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

（注）・　被害を受けるおそれがあって避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。

・　収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

第３項　避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

１　期　間

災害発生の日から 7 日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

２　費　用

(1)　賃金職員等雇上費

(2)　消耗器材費

(3)　建物の使用謝金

(4)　器物の使用謝金、借上費及び購入費

(5)　光熱水費

(6)　仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等

(7)　福祉避難所設置に係る実費

第４項　広域一時滞在

１　市において行う事項

(1)　市長は、被災地区の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。

(2) 広域一時滞在のための要請した市長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。

(3)　県から被災者の受け入れを指示された市は、直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。

(4)　移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市が行い、被災者を受け入れた市は、避難所の運営に協力するものとする。

(5)　避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

(6)　その他必要事項については、隣接市と平素から協議しておく。

２　県において行う事項

(1)　市から被災者の移送の要請があった場合は、県（災害救助部救助総務班）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市からの要請を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。

　なお、市及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。

(2)　知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。

(3)　被災者の避難、収容状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常災害対策本部等を通じ、又は避難関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。この場合、県は非常災害対策本部が作成した広域的避難収容実施計画に基づき適切な活動を実施する。

３　移送方法

被災者の移送方法は、県が市の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第５項　避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第５章　消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本的な考え方

大規模震災が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

- 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策
  - 活動体制　【防災危機管理課・総務課・消防本部】
  - 活動拠点　【―】
  - 活動内容　【防災危機管理課・総務課・消防本部】
    - 災害応急活動
    - 救急活動
    - 救助活動
    - 火災防御活動
    - 広域航空消防防災応援活動
    - 災害予防活動等
  - 応援要請　【防災危機管理課・総務課・消防本部】
    - 応援要請の原則
    - 要請方法

第１節　活動体制

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第２節　活動拠点

１　活動拠点の設置

災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちに、ヘリベース（ヘリ運用に関する調整や安全管理、機体整備等を行う拠点）及びフォワードベース（被災地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地）を設置するものとする。

２　活動拠点の整備

(1) 市は、ヘリベースを整備するとともに、高潮等の被災に備え、代替ヘリベースの確保、整備に努めるものとする。

(2) 市及び県は、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努めるものとする。

第３節　活動内容

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

１　災害応急活動

被災状況の情報収集、市民等への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

２　救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転院搬送

３　救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

４　火災防ぎょ活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、市民等の避難誘導

５　広域航空消防防災応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

６　災害予防活動等

市民等への災害予防等の広報等

第４節　応援要請

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

市長は、県知事に対して、「県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

１　応援要請の原則

市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

(1)　災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　市の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有

効と判断される場合

(3)　その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2　要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。

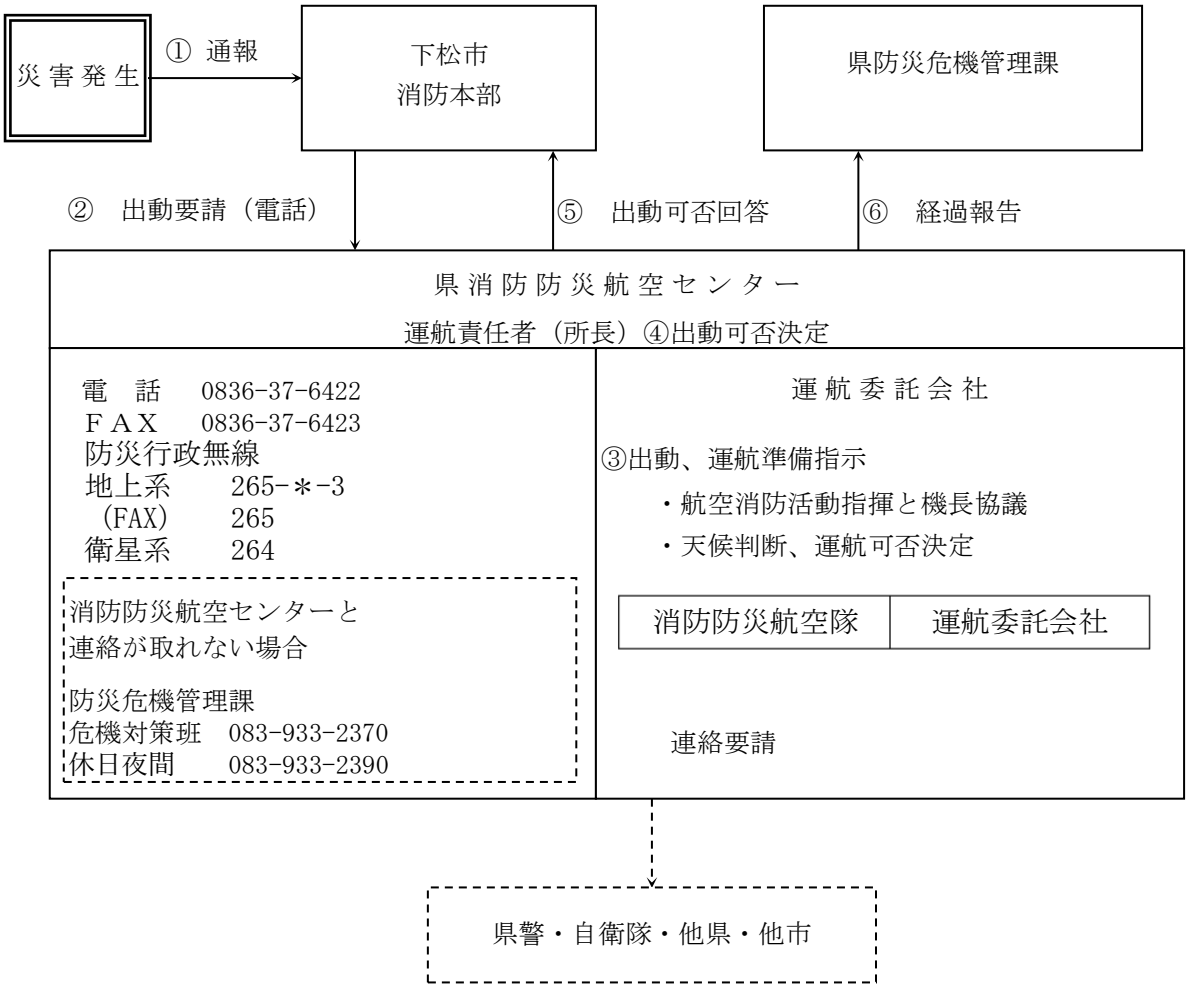

第６章　応援要請計画

基本的な考え方

地震により災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めてある地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模地震発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから、市のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被害を受けていない他市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することとなり、山口県災害時広域受援計画等に基づき、全庁的な受援調整体制の下、全国からの支援をより効果的なものとして、迅速な被災者支援につなげるものとする。

- 応　援　要　請　計　画
  - 相互応援協力計画　【防災危機管理課・総務課・消防本
    - 災害時の応急対策協力関係図
    - 防災関係機関相互協力
    - 応援協定
    - 派遣職員に係る身分、給与等
    - 応援者の受入措置
  - 自衛隊災害派遣要請計画　【防災危機管理課・総務課】
    - 災害派遣要請の範囲と対象となる災害
    - 災害派遣要請の手続き
    - 災害派遣受入れ
    - 自主派遣の場合の措置
    - 災害派遣部隊の撤収

第１節　相互応援協力計画

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

第１項　災害時の応急対策協力関係図

１　災対法による場合

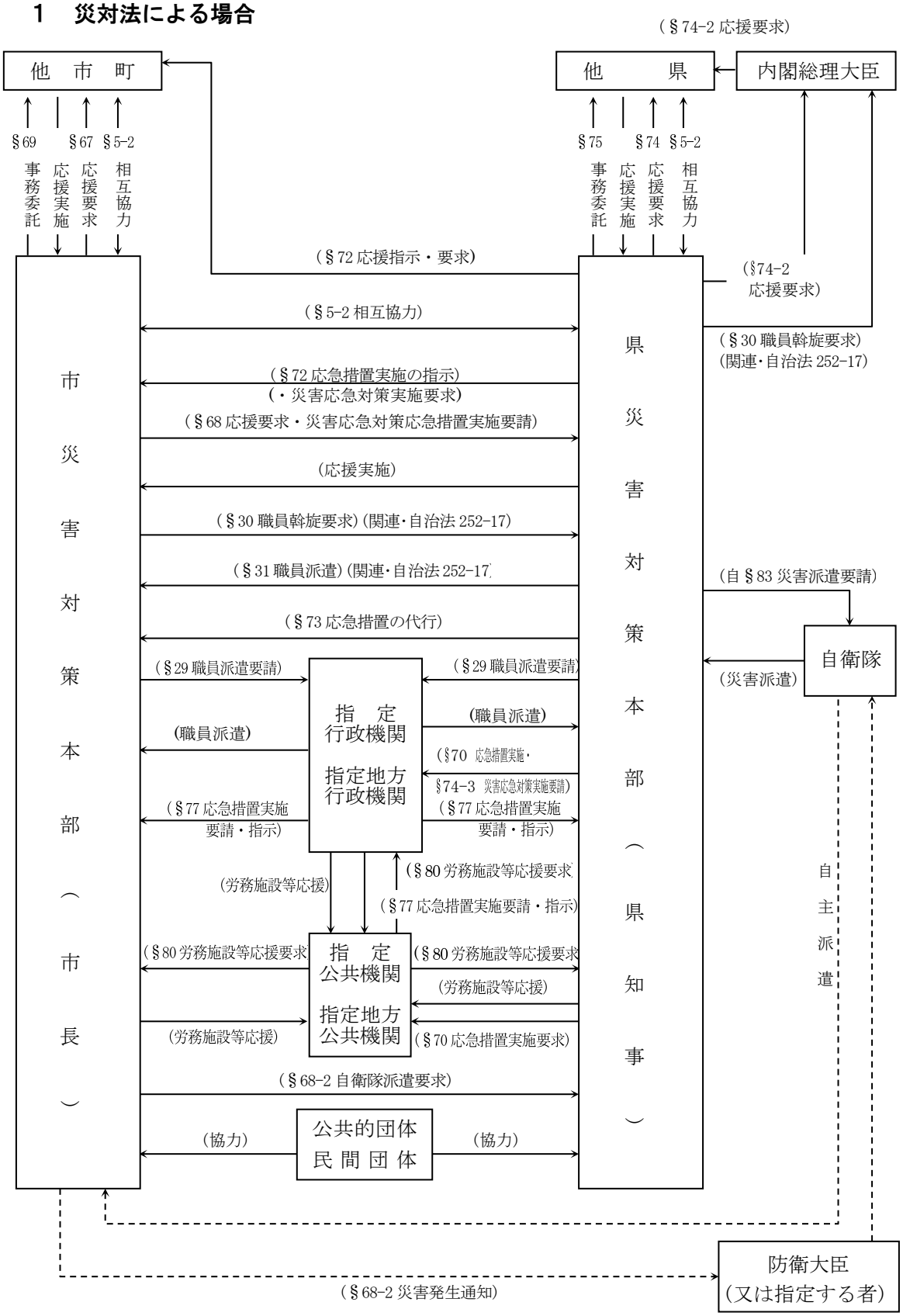

第２項　防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、市、及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

１　相互協力体制

(1)　市が行う措置

ア　他の市町への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し応援要請を行うものとする。

イ　県への応援要請又はあっせんの要請

a　市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

b　市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区　分	派　遣　の　相　手　方		
	他　市　町	県	指定地方行政機関
派 遣 要 請	自治法第 252 条の 17	自治法第 252 条の 17	災対法第 29 条第 2 項
派遣あっせん （あっせん要請先）	災対法第 30 条第 2 項 （知　事）	災対法第 30 条第 2 項 （知　事）	災対法第 30 条第 1 項 （知　事）

c　派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員である。

d　要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要 請 の 内 容	要　請　に　必　要　な　事　項	備　　考
１　他の市町に対する応援要請 ２　県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(1)　災害の状況 (2)　応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (3)　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4)　応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5)　応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (6)　その他必要な事項	災対法第 67 条 災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請	本章 第 2 節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(1)　派遣のあっせんを求める理由 (2)　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3)　派遣を必要とする期間 (4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5)　その他参考となるべき事項	災対法第 30 条 自治法第 252 条の 17
他県消防の応援を求める場合	山口県広域消防応援・受援基本計画	消防組織法第44条
放送機関への災害時	第2章「災害情報の収集・伝達計画」参照	災対法第57条

要請の内容	要請に必要な事項	備考
放送要請	日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・山口朝日放送(株)・(株)エフエム山口	

ウ　自主防災組織との協力体制の確立

市は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について、災害発生時に円滑な行動がとれるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

エ　資料の整備

市は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

オ　市は、必要に応じて災害対策本部の円滑な運営、被災建築物応急危険度判定等の早期実施など、初動対応支援のため、県職員被災市町支援チームの派遣を県に要請する。

(2)　県がとる相互協力措置

ア　知事は、市から応援の要求があった場合、市以外の市町長に対し応急措置の実施について応援を指示し、災害応急対策（応急措置を除く。）の実施について応援を求めるとともに、県として必要な応援措置を講じる。

イ　知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。また、内閣総理大臣に対し職員の派遣あっせんを求める。なお、この場合の要請に必要な事項は、前記市町の場合と同様である。

区分	派遣の相手方			
	他市町	県	指定地方行政機関	指定行政機関
派遣要請	自治法 第 252 条の 17	自治法 第 252 条の 17	災対法 第 29 条第 1 項	災対法 第 29 条第 1 項
派遣あっせん （あっせん要請先）	―	災対法 第 30 条第 2 項 （内閣総理大臣）	災対法 第 30 条第 1 項 （内閣総理大臣）	災対法 第 30 条第 1 項 （内閣総理大臣）

ウ　派遣要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

エ　知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、市長に代わって実施することになる。

特に急を要する応急措置	1　災対法第 60 条第 6 項（避難の指示等） 2　災対法第 63 条第 1 項（警戒区域の設定） 3　災対法第 64 条第 1 項・第 2 項（応急公用負担等） 4　災対法第 65 条第 1 項（人的公用負担）

オ　知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう、要求するものとする。

なお、国は県の要求を待ついとまがないと認められるときは、県からの要求を待たないで、他都道府県に対し、県又は被災市町を応援するよう要求する。

カ　知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に応援を求める。

なお、指定行政機関及び指定地方行政機関は、県及び市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、市町が災対法第６４条第１項及び第２項並びに第６５条第１項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町に代わって行う。

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関

指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌する応急措置を実施するため必要があると認めるときは、関係機関に対し応急措置の実施を要請し、又は指示するものとする。

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関

ア　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌する災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、関係機関に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

イ　この場合に、県に対し応援を求めようとするときは、次の事項について総務部を窓口に、とりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

ａ　災害の状況及び応援を求める理由
ｂ　応援を希望する機関名
ｃ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
ｄ　応援を必要とする期間
ｅ　応援を必要とする場所
ｆ　応援を必要とする活動内容
ｇ　その他必要な事項

２　相互協力の実施

(1)　基本的事項

ア　各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ　各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2)　応援を受けた場合の費用の負担

ア　他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第 92 条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ　費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

a　派遣職員の旅費相当額

b　応急措置に要した資材の経費

c　応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

d　救援物資の調達、輸送に要した経費

e　車両機器等の燃料費、維持費

第３項　応援協定

１　地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、市、県のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、市及び県は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を図る。

(1)　市の相互応援協定

ア　消防相互応援

県内各市町及び各消防一部事務組合は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

イ　自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道及び山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

ウ　海上保安部・署との業務協定

海上災害発生時における応急対策活動に関して、関係市町等は、海上保安部・署との間に協定を締結している。

資料編　〔応援協定等一覧〕　・山口県内広域消防相互応援協定

２　防災関係機関との協定

災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう市は、協定の締結を推進する。

資料編　〔応援協定等一覧〕　・災害時における下松市と下松市内郵便局との相互協力に関する覚書

３　民間団体との協定

市、県及び関係防災機関は、災害応急対策を実施する上で支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

第４項　派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第 32 条、同施行令第 17 条、第 18 条にその取り扱いが規定されている。

第５項　応援者の受入措置

１　応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市長又は知事（各対策部）において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

(1)　到着場所の指定
(2)　連絡場所の指定
(3)　連絡責任者の氏名
(4)　指揮系統の確認及び徹底
(5)　使用資機材の確保、供給に必要な措置

２　応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市長、又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

第２節　自衛隊災害派遣要請計画

【 関係機関：防災危機管理課・総務課】

地震による大規模な災害が発生した場合、市、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第１項　災害派遣要請の範囲と対象となる災害

１　災害派遣要請（要求）系統図

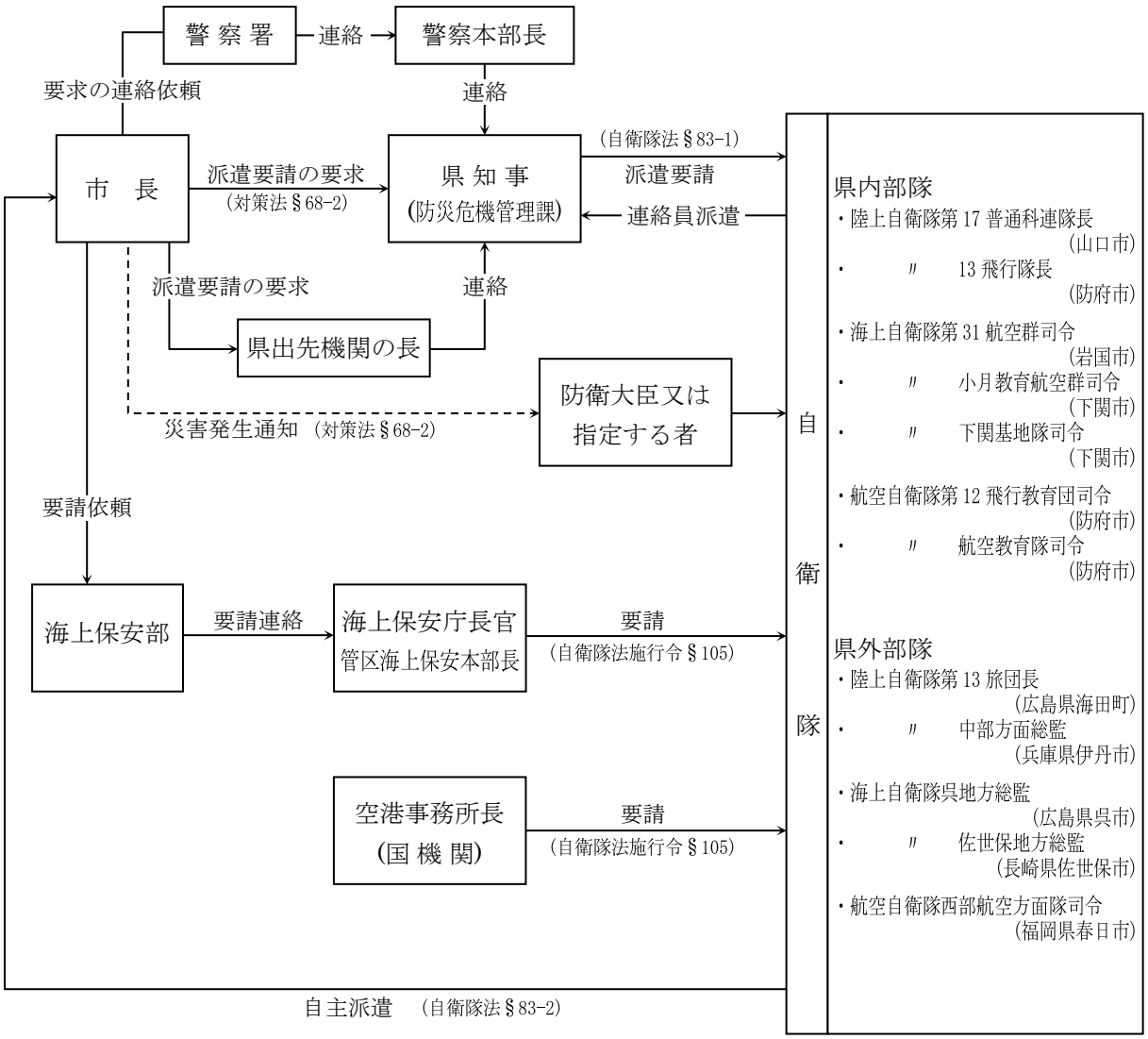

２　災害派遣の範囲

（1）　派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

ア　災害が発生し、市長が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合

イ　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、市長が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合

ウ　災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、市長等からの要請を待つ時間的余裕がないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。

a　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

b　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

c　海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。

d　その他の災害に際し、上記ａ～ｃに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ時間的余裕がないと認められること。この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2)　災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3)　要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請

しない場合、その旨を連絡すること。

ア　地震災害等により、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ　災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ、適当であること。

a　救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる差し迫った必要性（緊急性）があること。

b　人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。（公共性）

c　自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。（非代替性）

ウ　救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第２項　災害派遣要請の手続き

１　要請権者

(1)　要請権者

ア　知　　事 ･････････････････････････････ 主として陸上災害の場合

イ　海上保安長官、管区海上保安本部長 ････････ 主として海上災害の場合

ウ　空港事務所長 ･････････････････････････････ 主として航空機遭難の場合

(2)　市長の措置

市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第 1 項 1 に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求（要請依頼）をするものとする。

２　要請手続き

(1)　県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県対策本部本部室班とする。

(2)　事務処理の方法

市長は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

(3)　災害派遣連絡窓口一覧表

区　　分	要　　請　　先	所　　在　　地	活　動　内　容
陸上自衛隊に対するもの	第 17 普通科連隊長	山口市上宇野令 784　(083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)217)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
	第 13 旅団長	広島県安芸郡海田町寿町 2-1 (082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157)	
	中部方面総監	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1　(0727-82-0001)	
海上自衛	呉地方総監	呉市幸町 8-1　(0823-22-5511)	船艇又は航空機

区　　分	要　　請　　先	所　　在　　地	活　動　内　容
隊に対するもの	佐世保地方総監 第 31 航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	(防災無線(衛星系)034-101-89-158) 佐世保市平瀬町　(0956-23-7111) 岩国市三角町 2 丁目　(0827-22-3181) 下関市松屋本町 3-2-1　(083-282-1180) 下関市永田本町 4-8-1　(083-286-2323)	をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊に対するもの	第 12 飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第３術科学校長	防府市田島　(0835-22-1950) 防府市中関　(0835-22-1950 内線 231) 春日市原町 3-1-1(092-581-4031 内線 2348) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋 144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察、人員・物資輸送、急患搬送等

３　市長の派遣要請の要求

市長の知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること。

資料編　〔様式〕　・災害派遣要請依頼書

４　自衛隊との連絡

(1)　情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等に係る情報収集に努めるものとする。

(2)　県との連絡

ア　陸上自衛隊第 17 普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣するものとする。

イ　災害対策本部を設置しない場合でも、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて必要と認めるときは、防災危機管理課に連絡員を派遣するものとする。

ウ　派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

第３項　災害派遣受入れ

１　市長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(1)　部隊の受入準備

ア　市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ　連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ　部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

(2)　部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3)　自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告するものとする。

２　経費の負担区分

(1)　自衛隊が負担する経費

ア　部隊の輸送費

イ　隊員の給与

ウ　隊員の食料費

エ　その他部隊に直接必要な経費

(2)　派遣を受けた側が負担する経費

(1) に掲げる経費以外の経費

第４項　自主派遣の場合の措置

１　指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。

２　知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市長等に通知するものとする。

３　市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第３項に定める措置に準じた措置をとるものとする。

４　自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第２項に定める措置をとるものとする。

第５項　災害派遣部隊の撤収

１　撤収要請の時期

(1)　要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。

(2)　市長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。

(3)　知事は、市長から撤収の依頼を受けた場合又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっ

ても、民心の安定、民生の復興に支障がないように各機関の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

２　撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。

第７章　緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送道路の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

緊　急　輸　送　計　画

- 緊急輸送ネットワークの整備　【防災危機管理課・総務課・土木課】
  - 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定
  - 緊急輸送施設等の整備
  - 広域輸送拠点等の整備
  - 発災時における緊急輸送施設の確保
- 緊急道路啓開　【土木課】
  - 緊急啓開道路の選定基準
  - 啓開道路の選定
  - 緊急啓開作業体制
  - 道路啓開に必要な資機材の確保
- 輸送車両等の確保　【防災危機管理課・総務課・産業振興課・農林水産課】
  - 輸送手段の確保措置
  - 調　　達
- 災害救助法による輸送基準　【各課共通】
  - 輸送の範囲
  - 輸送の期間
  - 輸送の費用
- 交　通　規　制　【防災危機管理課・総務課・土木課】
  - 道路交通規制
  - 緊急通行車両の確認
- 臨時ヘリポート設定計画　【防災危機管理課・総務課・消防本部】
  - 臨時ヘリポートの設定
  - 臨時ヘリポート設置作業
  - 臨時ヘリポートの整備

第１節　緊急輸送ネットワークの整備

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・土木課 】

第１項　緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

市は、大規模地震時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

１　緊急輸送施設等の指定

(1)　道　路

県指定緊急輸送道路に接続し、輸送拠点及び市役所、避難所、医療機関等の防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定する。

(2)　港　湾

海路による救援物資等の受入れ港として、また、それを補完する港として港湾（漁港）を指定する。

(3)　飛行場等

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また、臨時ヘリポートを指定する。

名　　称	所　在　地
下松スポーツ公園総合グラウンド	下松市大字河内字恋路 140

（注）この他下松小学校、下松中学校、米泉湖公園運動広場、笠戸島江の浦駐車場、地域交流センターふれあい広場、㈱日立製作所消防グラウンド、東洋鋼鈑㈱下松事業所内、下松発電所構内サッカー場及び下松スポーツ公園球技場が臨時ヘリポートとして指定されているが、防災拠点である下松スポーツ公園総合グラウンドを優先して使用するものとする。

２　市は、市内における物資輸送配送のための緊急輸送道路の指定を行うとともに、緊急時の臨時ヘリポートの指定をしておくものとする。

第２項　緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第３項　広域輸送拠点等の整備

１　市の拠点整備

市は、県内他地域及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点として、山口県広域受援計画において予め指定した民間倉庫の活用を検討し、民間倉庫が活用できない場合に活用する広域輸送拠点について、次のように定める。

また、高潮や液状化等による沿岸地域の広域輸送拠点の被災等に備え、バックアップのための施設・用地を市内内陸部を中心に確保し、拠点ヤードとして活用する。

名　　称	所　　在　　地	連　絡　先	備　　考
下松市温水プール （下松スポーツ公園内）	下松市大字河内字恋路 140	0833-41-6200	広域輸送拠点

※令和５年度から予定されている下松市温水プールの建替期間中は、下松スポーツ公園体育館（同住所　連絡先　0833-41-3700）とする。

２　輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

３　代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

第４項　発災時における緊急輸送施設の確保

大規模地震時には、民間倉庫又は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第２節　緊急道路啓開

【 関係機関：土木課 】

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第１項　緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

第２項　啓開道路の選定

１　啓開道路の選定

市及び県は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

２　災対法に基づく車両の移動命令等

各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれ

があり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

(1)　当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。

(2)　所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

３　国土交通省大臣、県知事からの指示

国土交通省（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市又は港湾管理者に対し、県（土木建築部）は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記２の措置をとることについて指示をすることができる。

第３項　緊急啓開作業体制

１　緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者等が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

２　啓開作業

市は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

(1)　市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県及び国土交通省に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。

(2)　道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(3)　特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。

(4)　道路の確保に当たっては、2 車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1 車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる退避所を設ける。

(5)　被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。

(6)　道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等関係団体の支援を要請する。

第４項　道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第３節　輸送車両等の確保

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・産業振興課・農林水産課 】

市、県及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第１項　輸送手段の確保措置

１　輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

２　輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。このため市、県及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(1)　車両による輸送

実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。

ア　公共的団体の車両

イ　営業所有者の車両

ウ　その他の自家用車両

(2)　列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に要請して、列車輸送を行うものとする。

(3)　舟艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じるものとする。

ア　徳山海上保安部所属船艇への支援要請

イ　中国運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請

ウ　漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4)　他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。

ア　自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ　海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

ウ　ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

資料編　〔輸送〕　・市所有車両一覧

第２項　調　　達

１　実施体制

(1)　災害輸送は、それぞれの対策本部、班の責任において実施するものとする。

(2)　市所有車両による輸送力の調整確保措置は、総務部防災班が総括的に担当する。

２　市所有車両等の確保

(1)　総務部防災班は、災害上の非常配置が必要であると認めるときは、所有車両及び運転者の招集、待機の措置を講ずるものとする。

(2)　(1)の措置によってもなお車両が不足するときは、所有車両以外の自動車の動員を行うものとする。この場合は、当該車両の管理責任者と協議して実施する。

３　災害輸送の配車要求

市本部各班が災害輸送のための配車要求を行うときは、次の経路により処理するものとする。

【 配車申込書の提出及び運行の指示 】

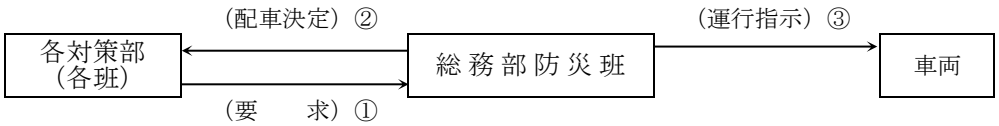

４　市所有輸送力以外による輸送の確保措置

市の輸送力で処理できないときは、次の措置を講じるものとする。

(1)　指定公共機関、指定地方公共機関に対する協力要請

・西日本旅客鉄道株式会社（人員）

・日本貨物鉄道株式会社（貨物）

・日本通運株式会社（人員・貨物）

・防長交通株式会社（人員）

(2)　その他の輸送業者との契約

状況により、中国運輸局（山口陸運支局）を通じて、輸送力確保のあっせんを行う。

(3)　輸送業者以外の個人、会社等が所有する車両の借り上げ

(4)　海上輸送力の確保

総務部防災班が海上保安部、中国運輸局に支援要請を行うほか、経済部農林水産班は、状況により山口県漁業協同組合所有船舶（漁船）の借り上げ等についてあっせんを依頼するものとする。

５　応援要請

市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあっせんを依頼するものとする。

(1)　輸送区間及び借上期間

(2)　輸送人員又は輸送量

(3)　車両等の種類及び必要台数

(4)　集結場所及び日時
(5)　車両用燃料の給油所及び給油予定量
(6)　その他参考となる事項

６　燃料の確保

(1)　災害時における自動車燃料の確保は、総務部防災班が担当する。
(2)　調達方法は、市内業者の販売系統による。

第４節　災害救助法による輸送基準

【 関係機関：各課共通 】

第１項　輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

１　被災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

２　医療及び助産のための輸送

(1)　重症患者で、救護班では処理できない場合等の病院又は産院への輸送
(2)　救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
(3)　救護班の人員輸送

３　被災者の救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送

４　飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、濾過器その他の機械器具、資材等の輸送

５　救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

６　遺体の処理のための輸送

(1)　遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
(2)　遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

７　輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記 1～6 以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

第２項　輸送の期間

１　救助法による各救助の実施期間中とする。
２　各種目の救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第３項　輸送の費用

１　輸送業者における輸送又は車両の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
２　輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
３　輸送業者以外の者の所有する車両の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。
４　官公署及び公共的団体（農業協同組合、森林組合等）の所有する車両を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第５節　交通規制

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・土木課 】

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第１項　道路交通規制

１　交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1)　規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第１次交通規制、第２次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア　第１次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめるため

a　被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。

b　避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

c　救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ　第２次交通規制

a　緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。

b　一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。

c　被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2)　規制の実施種別

実　施　者	規制種別	規　　制　　理　　由　　等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第 76 条第１項
同　　上	同　上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。	歩行者車両等	道路交通法第４条第１項
警察署長	同　上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が１ヵ月を超えないものについて実施するとき。	同　上	道路交通法第５条第１項
警 察 官	同　上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき。	同　上	道路交通法第６条第４項
道路管理者	同　上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同　上	道路法第 46 条第１項

(3)　道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第２節第２項２参照）。

2　交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、市民等及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1)　交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

ア　幹線道路の被害状況

イ　交通規制の実施状況

ウ　鉄道、駅等の被害状況

エ　交通の流れの状況

オ　その他

(2)　交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

ア　管制施設（交通情報板、路側通信等）

イ　ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
ウ　日本道路交通情報センター
エ　その他

３　交通規制の実施要領

(1)　第１次交通規制
災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア　被災地域への流入交通の抑止
a　被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。
b　迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。
イ　避難車両の流出誘導の実施
a　被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
b　被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2)　第２次交通規制
ア　緊急交通路の指定
緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。
a　緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
b　迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
c　規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。
イ　その他の交通規制の実施
a　道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。
b　被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3)　警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用
ア　警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。
イ　交通規制に当たっては、道路交通法第４条第５項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第１項の規定に基づく、同法施行規則第５条第１項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ　道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

4　交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材等の整備を計画的に行う。

5　被災現場措置

(1)　現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員、道路管理者は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区　分	項　目	内　　容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法 第 76 条の 3 第 1 項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法 第 76 条の 3 第 2 項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法 第 76 条の 3 第 2 項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法 第 76 条の 3 第 3 項、 第 4 項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア　命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 イ　措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 a　措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 b　破損行為を行った場合は、原則として破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	災対法 第 76 条の 3 第 6 項
道路管理者	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	道路における車両の通行が停止等により、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について区間を指定し、車両その他の物件の占有者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法 第 76 条の 6 第 1 項 第2項

区　分	項　目	内　　容	根拠条文
		道路管理者は、区間の指定をしたときは、道路の区間内にあるものについて、区間を周知する。	
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法 第 76 条の 6 第3項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法 第 76 条の 6 第3項

(2)　車両運転者の義務

項　目	内　　容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第 76 条の 2 第 4 項

第２項　緊急通行車両の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

１　確認実施機関

市が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、総務部防災班が県公安委員会に申請し、証明書の交付を受ける。

２　確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(1)　第 1 段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資

イ　消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等
オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
カ　災害応急対策用車両

(2)　第 2 段階
ア　上記（1）の続行
イ　食料、水等生命の維持に必要な物資
ウ　傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
オ　応急復旧対策用車両

(3)　第 3 段階
ア　上記（2）の続行
イ　災害復旧に必要な人員及び物資
ウ　生活必需品

３　緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

資料編　〔輸送〕	・緊急通行車両標章 ・緊急通行車両確認証明書

第６節　臨時ヘリポート設定計画

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・消防本部 】

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

第１項　臨時ヘリポートの設定

１　臨時ヘリポートの確保

市は、災害時の対応に備え、地域内に 1 箇所以上の臨時ヘリポート予定地を確保する。

２　臨時ヘリポートの選定

(1)　消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県（防災危機管理課）と協議し、定める。

(2)　自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第 17 普通科連隊（第 13 飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

３　臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものであること。

具体的事項	備考
１　着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
２　着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
３　着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
４　ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・　消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 35m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・　自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・　着陸地点中心から半径約 100m以内は高さ 12m以上の障害物がないこと。 ・　着陸地点中心から半径約 150m以内は高さ 20m以上の障害物がないこと。
５　天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・臨時ヘリポート一覧

第２項　臨時ヘリポート設置作業

１　ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1)　ヘリポートの標識

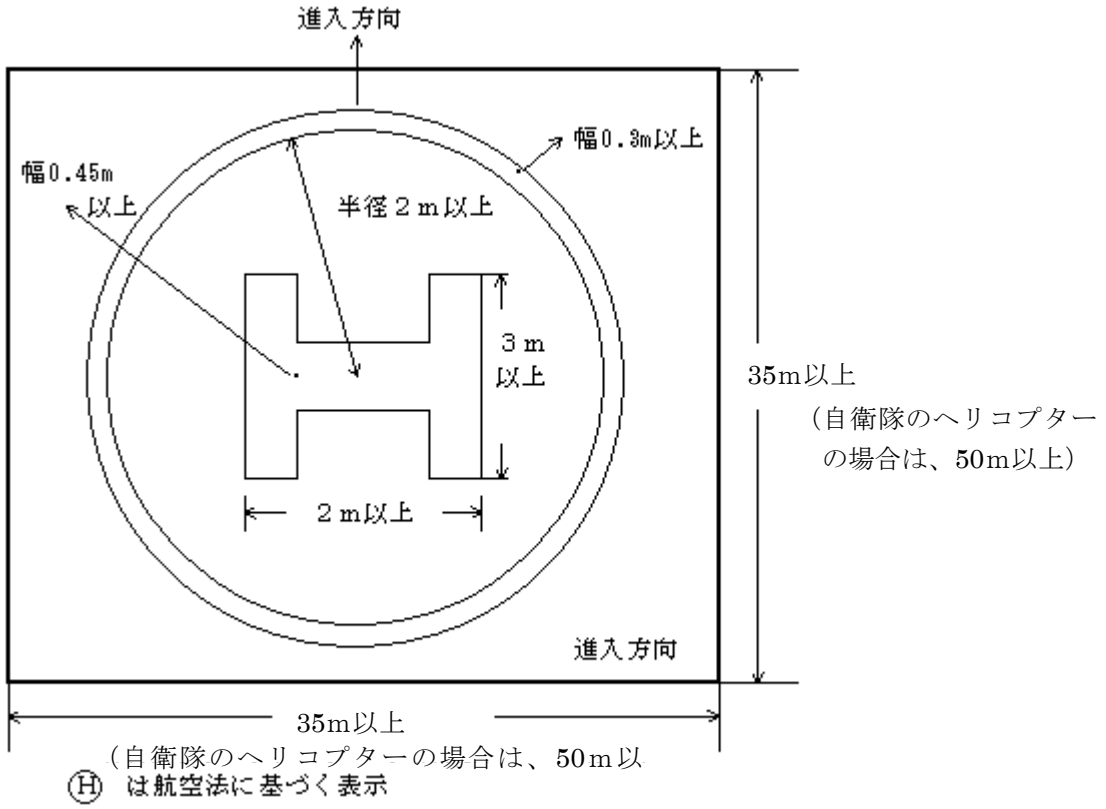

(2)　標示方法

表示場所の区分	具　体　的　事　項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされ易いもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（35m×35m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 （注）ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第３項　臨時ヘリポートの整備

市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

第８章　災害救助法の適用計画

基本的な考え方

地震等による大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

- 災害救助法の適用計画
  - 救助法の適用　【地域福祉課・人権推進課】
    - 災害救助法による救助の実施
    - 適用手続き
    - 救助の実施基準
    - 応急救助の実施
    - 強制権の発動
    - 市長の事務
  - 賃金職員等の雇い上げ計画　【各課共通】
    - 実施機関
    - 市の雇い上げ

第１節　救助法の適用

【 関係機関：地域福祉課・人権推進課 】

市の地域に救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第 2 条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第１項　災害救助法による救助の実施

１　救助法事務処理系統図

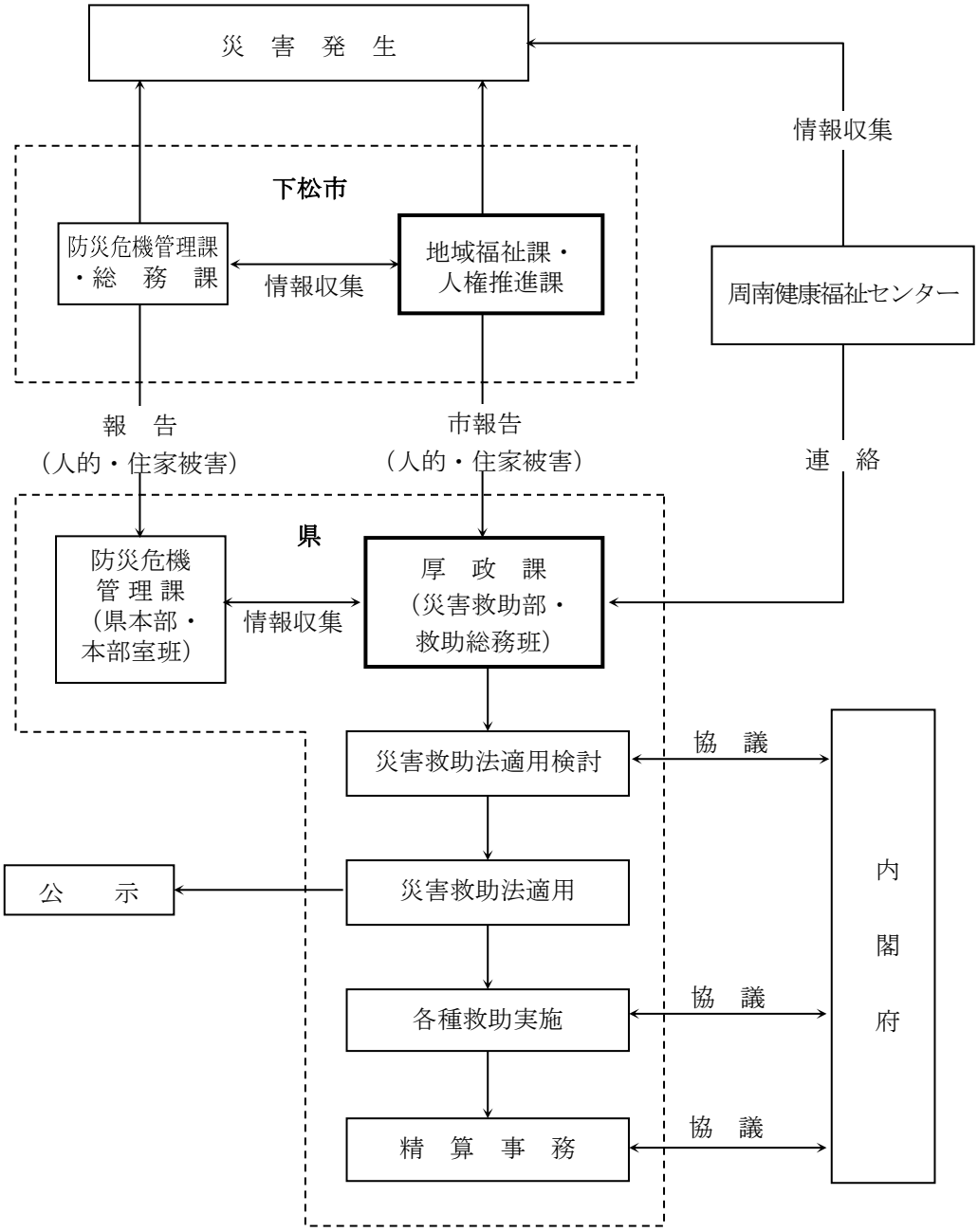

２　実施機関

(1)　救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。

(2)　市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。

(3)　知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

(4)　なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救　助　実　施　内　容	実施機関
1　避難所の設置	市
2　応急仮設住宅の供与 (1)　建設 (2)　入居予定者の選考、敷地の選定	 県 市
3　炊き出しその他による食品の給与	市
4　飲料水の供給	市
5　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	市
6　医療及び助産	市、県
7　被災者の救出	市
8　被災した住宅の応急修理	市
9　生業に必要な資金の貸与	市
10　学用品の給与	市、県
11　埋葬	市
12　遺体の捜索	市
13　遺体の処理	市
14　障害物（土石、竹木等）の除去	市、県

(5)　委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

3　適用基準

県及び市は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第２項に示す手続きを行う。

(1)　当該市の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。

ア　住家滅失世帯基準数

市の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80

イ　市町別災害救助法適用基準表

市町名	人口	適用基準
下松市	55,812 人	80 世帯

（人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在国勢調査結果による。）

(2)　県の区域内の住家のうち､滅失した世帯の総数が 1,500 世帯以上であって、当該市町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の 1/2 以上に達したとき。

(3)　県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が､7,000 世帯以上であって、当該市町の区域内の被害世帯数が多数である場合

(4)　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合

(5)　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

備　考

適用基準の算定方法（単位：世帯）

適用基準＝(全壊・全焼・流失等)＋｛(半壊・半焼等) ×1/2｝＋｛(床上浸水・土砂の堆積等) ×1/3｝

第２項　適用手続き

１　適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(1)　報　告	ア　市長 a　市長は、当該市域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 b　適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 c　報告内容　　被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 d　報告系統　　「第１項１救助法事務処理系統図」による。 e　報告主任の設置
(2)　適用の公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。（公告形式） ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○市町の区域に救助法による救助を実施する。

２　適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

第３項　救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

資料編　〔その他〕　・災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

第４項　応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

<table>
<tr><th colspan="2">救　助　の　種　類</th><th>本　計　画</th><th>担当部局名</th></tr>
<tr><td colspan="2">救助の総括</td><td>本章　災害救助法の適用計画</td><td>健康福祉部</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害状況等の調査・報告</td><td>第３編 第２章
災害情報の収集・伝達計画</td><td>総務部ほか</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所の設置</td><td>第３編 第４章 避難計画</td><td>総務部、健康福祉部、文教対策部</td></tr>
<tr><td colspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">第３編 第11章 応急住宅計画</td><td rowspan="2">建設上の措置-県又は建設部
対象者、敷地の選定－建設部</td></tr>
<tr><td colspan="2">被災住宅の応急修理</td></tr>
<tr><td colspan="2">炊き出しその他による食品の給与</td><td rowspan="2">第３編 第９章
食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</td><td>生活環境部ほか</td></tr>
<tr><td colspan="2">飲料水の給与</td><td>上下水道対策部</td></tr>
<tr><td colspan="2">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>第３編 第９章
食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</td><td>確保措置及び輸送-県
調査、割当、配分-生活環境部ほか</td></tr>
<tr><td colspan="2">学用品の給与</td><td>第３編 第16章 応急教育計画</td><td>文教対策部</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療及び助産</td><td rowspan="2">第３編 第３章
救助・救急、医療等活動計画</td><td>健康福祉部</td></tr>
<tr><td colspan="2">被災者の救出</td><td>健康福祉部、消防本部ほか</td></tr>
<tr><td colspan="2">遺体の捜索</td><td rowspan="3">第３編 第10章 第２節
遺体の処理計画</td><td rowspan="3">捜索、処理、埋葬-健康福祉部
埋葬許可-生活環境部</td></tr>
<tr><td colspan="2">遺体の処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋葬</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害物の除去</td><td>第３編 第10章 第３節 第３項
障害物除去計画</td><td>生活環境部、建設部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務協力</td><td>輸送協力</td><td>第７章 第３節 輸送車両等の確保</td><td>総務部、地域振興部</td></tr>
<tr><td>労務協力</td><td>本章 第２節
賃金職員等の雇い上げ計画</td><td>総務部、建設部</td></tr>
</table>

第５項　強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

１　従事命令及び協力命令

(1)　従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第７条）

(2)　協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第８条）

２　管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1)　管理、使用、保管命令及び収用

ア　知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用

し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第 9 条第 1 項）

ａ　救助を行うため特に必要があると認めるとき。

ｂ　救助法第 14 条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ　管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限

ウ　使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限

エ　保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

オ　収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限

カ　公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2)　損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。（救助法第 9 条第 2 項）

第６項　市長の事務

１　救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

(1)　市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。

(2)　救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

２　被災者台帳の作成

市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

３　罹災証明書の発行

市長は、救助の実施のため必要があるとき又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「罹災証明書」を発行するものとする。

(1)　罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。

(2)　災害の混乱時においては、「仮罹災証明書」を発行し、後日「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

第２節　賃金職員等の雇い上げ計画

【 関係機関：各課共通 】

大規模災害時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して市、県及び関係機関がとるべき措置について定める。

第１項　実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

第２項　市の雇い上げ

１　方法

(1)　災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所等を通じて行う。

(2)　求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

２　給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

３　救助法による賃金職員等の雇い上げ

(1) 賃金職員等雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

	内　　容
被災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	a　救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 b　救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 c　傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等

	内　　容
被災者の救出	a　被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 b　救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	a　飲料水そのものを供給するための賃金職員等 b　飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 c　飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	a　救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切に係る賃金職員等 b　救済用物資の被災者への配分に係る賃金職員等
遺体の捜索	a　遺体の捜索行為自体に必要な賃金職員等 b　遺体の捜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理 （埋葬は除く）	a　遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 b　遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特　　例 （特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 a　埋葬のための賃金職員等 b　炊き出しのための賃金職員等 c　避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2)　雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3)　賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第９章　食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

震災発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。

- 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画
  - 食料供給計画　【防災危機管理課・総務課・産業振興課・農林水産課】
    - 食料の供給体制
    - 炊き出し、その他の食品の給与
  - 飲料水供給計画　【防災危機管理課・総務課・上下水道局】
    - 応急給水活動
    - 水道対策
    - 救助法による飲料水の供給
  - 生活必需品等の供給計画　【産業振興課・市民課・保険年金課・生活安全課・地域福祉課・人権推進課】
    - 生活必需品等の供給体制
    - 救助法による生活必需物資の給(貸)与

第１節　食料供給計画

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・産業振興課・農林水産課 】

大規模な地震の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第１項　食料の供給体制

応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は、市の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

また、炊き出し体制が整うまでの間の緊急を要する事態には、一時的に市の備蓄品の供給を行う。なお、食料の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

１　主食の供給

(1)　応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア　「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

ａ　救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

ｂ　知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する

ｃ　農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

ｄ　知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。

ｅ　市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。

イ　「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」による措置救助法が適用された場合は、次により、知事が政府米等を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

ａ　救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

ｂ　知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、（農林水産省）中国四国農政局山口

拠点地方参事官に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

c　（農林水産省）中国四国農政局山口拠点地方参事官は、農政事務所地域課長に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

d　知事又は知事の指定する者は、指示された政府指定倉庫において災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。

e　市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農政事務所地域課長又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に直接その引渡しを要請することができる。

【 救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図 】

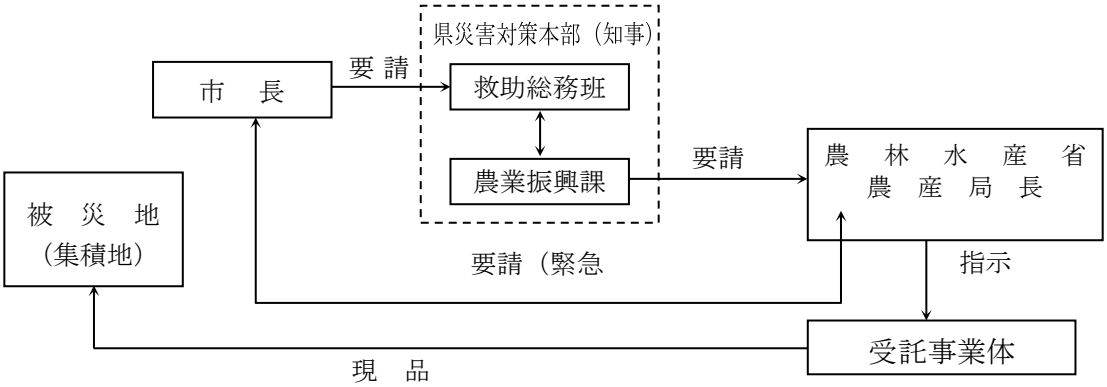

(2)　災害対策用乾パンの供給

発災直後における被災者の食料として乾パンは、次により供給する。

ア　市は、炊き出し等が困難で、特に緊急を要する場合には、県（救助総務班）に対し、必要量の提供を要請する。

イ　県は、市の要請に応じ、直ちに、（農林水産省）中国四国農政局山口拠点地方参事官にその必要量の確保・供給を要請する。

ウ　（農林水産省）中国四国農政局山口拠点地方参事官は、県からの要請があった場合、直ちに、乾パン備蓄地農政事務所長に供給を要請する。

エ　要請を受けた備蓄地農政事務所長は、県からの要請量を供給できる場合は、直ちに、被災地への運送措置をとる。県の要請量に対応できない場合は、陸上自衛隊補給所長、海上自衛隊造修補給所長、航空自衛隊基地業務担当部隊の長に対して、必要な乾パンの管理換えを受ける。

オ　災害の状況により、特に緊急を要するときは、（農林水産省）中国四国農政局山口拠点地方参事官は、第 17 普通科連隊長（陸上自衛隊山口駐屯地業務隊長）に対して、乾パンの管理換えを受けることができる。

カ　交通途絶等により、農政事務所長が手配する政府運送では、緊急の用に間に合わないおそれがある場合は、県は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に被災地までの運送を要請する。

【 災害対策用乾パン供給経路図 】

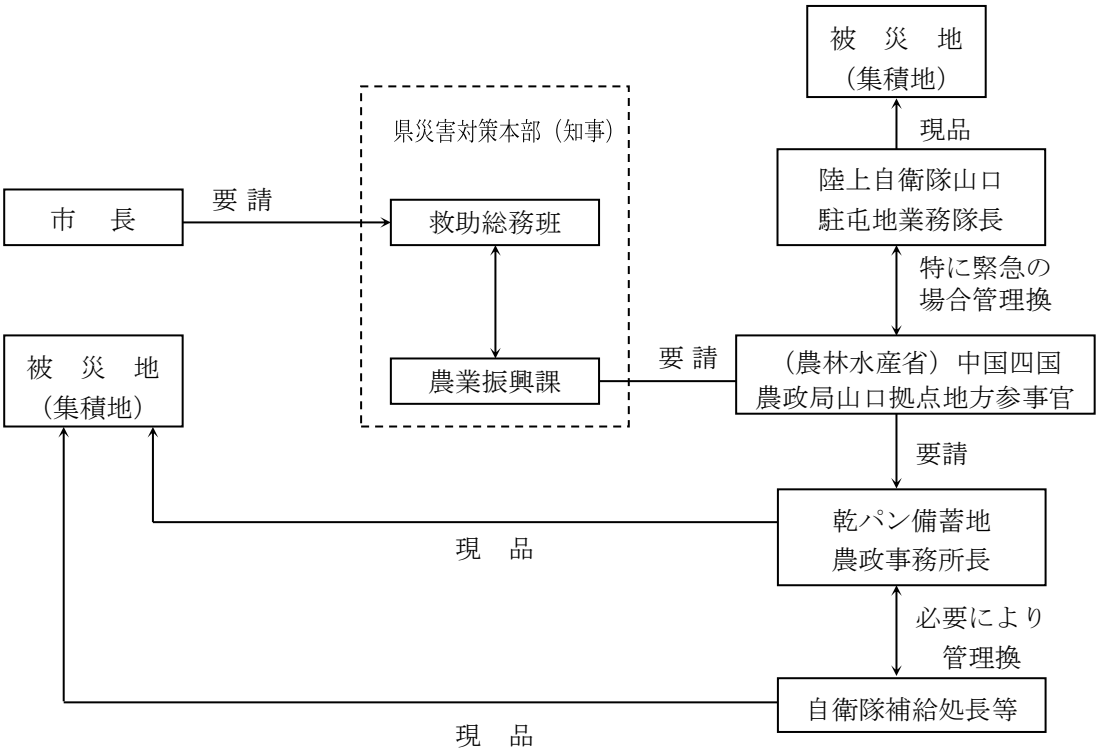

２　副食等の供給

県は、次の食料について市から要請を受けたとき、又は、県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉、鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー対応食品等

３　食料の輸送

(1)　輸送方法

調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2)　自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第２項　炊き出し、その他の食品の給与

震災による災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1　実施機関

救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。
（救助法が適用された都度知事から委任）

2　食品の給与措置

(1)　対象者

ア　避難所に収容された者

イ　住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地の市において炊き出しの対象とすることができる。

(2)　給与の方法

ア　炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施する。適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ　食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。
（現金、原材料等の給与は認めない。）

ウ　食品の給与は、産業給食（弁当等）によってもよい。

エ　乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(3)　給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

(4)　給与の期間

災害発生の日から 7 日以内、ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第２節　飲料水供給計画

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・上下水道局 】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模地震の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第１項　応急給水活動

１　応急給水活動系統図

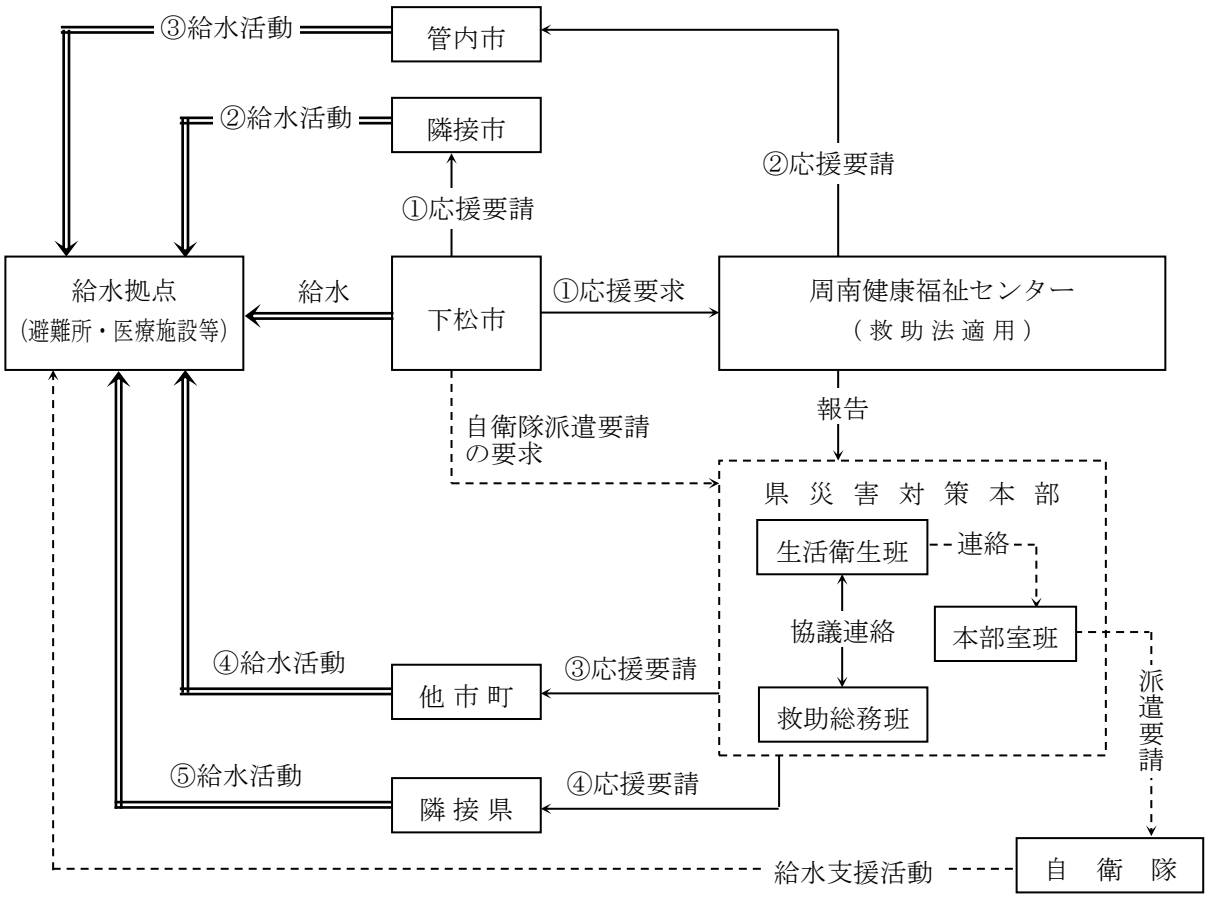

２　実施機関

(1)　被災者に対する応急給水は、水道事業者が実施する。

(2)　県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市、隣接県に対し、応援要請を行う。

　また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

３　実施場所

水道事業者があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4　給水の方法

(1)　災害時における供給水量の基準

ア　震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として１人１日３リットルの給水を基準とする。

イ　生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給　水　条　件	給水基準量（1人1日当り）	備　考
救助法による飲料水の供給	3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	35リットル	上記用途＋入浴用

(2)　給水の確保

ア　被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。

イ　通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。

ウ　防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

5　給水体制

(1)　市

ア　水道事業者は、震災が発生した場合、給水状況や市民等の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

イ　車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、上下水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。

ウ　道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、濾過器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

エ　後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

(2)　県

ア　環境生活対策部生活衛生班を窓口に、県が保有する資機材の提供及び他の市町、隣接県に対し、給水資機材、人員の派遣要請を行うとともに、自衛隊による給水活動の派遣要請を行う。

イ　応急給水が円滑に実施できるよう、必要な資機材、応急復旧に必要な水道事業者等に関して周南健康福祉センター（環境保健所）に必要な資料の整備を行う。

６　給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、水道事業者は、次により応援の要求を周南健康福祉センターに行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市に行うことができるものとする。

(1)　応援要求に必要な事項

ア　供給水量（何人分又は１日何リットル）

イ　供給の方法（自動車搬送、その他の方法）

ウ　供給地（場所）及び現地への道路状況

エ　供給を必要とする期間

オ　その他参考となる事項

(2)　県の給水支援

ア　水道事業者から応援要求を受けた周南健康福祉センター（環境保健所）は、他の市に応援要請を行うとともに、県災対本部（生活衛生班）に報告するものとする。

イ　県災対本部（生活衛生班）は、周南健康福祉センター管内の市の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

７　給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

大規模地震が発生すると、貯水施設、水道管等の破損により、一時的な断水が避けられないものとなる。

(1)　給水施設等の整備

ア　市

ａ　水道事業者は、水道施設設備等の耐震診断を実施するとともに、必要に応じて耐震補強を計画的に実施するものとする。

ｂ　水道事業者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ　病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

(2)　給水拠点の整備

水道事業者は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3)　資機材の整備

水道事業者は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

資料編	〔防災物資、施設、資機材〕	・応急給水用資機材整備状況 ・下松市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧

第２項　水道対策

１　水道水の緊急応援（水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）第 40 条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

２　水道施設被害報告

水道事業者は、周南健康福祉センターを通して県生活衛生課に報告するものとする。

・市長－「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
・水道事業者－「水道事故報告書」

第３項　救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図る上で最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

１　実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、水道事業者が実施する。
（救助法が適用された都度、知事から委任）

２　飲料水供給の措置

(1)　対象者
災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者

(2)　飲料水供給の方法
ア　災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。
イ　飲料水の供給という中には、ろ過器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3)　給水量の基準
1 人 1 日最大おおむね 3 リットル
※　法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4)　飲料水供給のための費用
救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。
ア　水の購入費
イ　給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費
ウ　浄水用の薬品及び資材費
エ　供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5)　飲料水供給の期間
災害発生の日から 7 日以内。

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

第３節　生活必需品等の供給計画

【 関係機関：産業振興課・市民課・保険年金課・生活安全課・地域福祉課・人権推進課 】

大規模な地震災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第１項　生活必需品等の供給体制

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

１　生活必需品等の調達・供給経路図

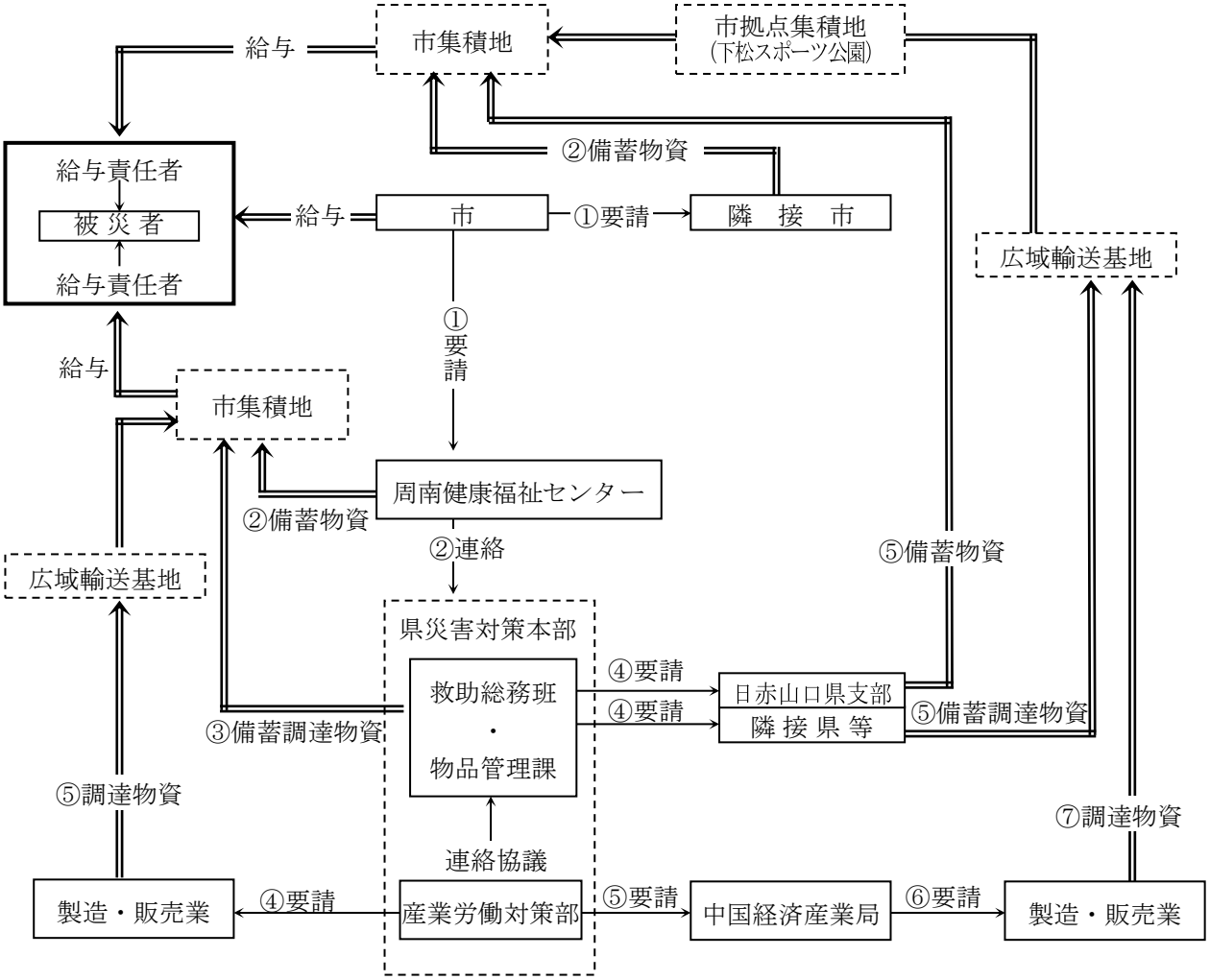

2　生活必需品等の確保

(1)　備蓄、調達体制

ア　市は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

イ　広域支援体制

市の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接市との応援をより円滑迅速に進めるため、「災害時相互応援協定」の締結を推進する。

ウ　民間業者等との協力体制

市は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

エ　個人からの支援物資については、持ち込まれる物資の規格等を統一し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、受入品目・梱包・規格・表示等に関する指針を作成し、十分な周知を行うものとする。

オ　小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要とするものに限定する。

(2)　法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第9条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用するものとする。

3　生活必需品等の給（貸）与

(1)　給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は市の定めるところによる。

(2)　被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、市長が行う。

(3)　各機関の実施内容

ア　市

a　市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

b　震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。

c　市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事に応援を要請する。

イ　県

県は、市長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て、応援措置を講じるものとする。

なお、併せて、日本赤十字社山口県支部に対して、物資の放出並びに配送等に必

要な人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請するものとする。

４　生活必需品等の集積地及び輸送拠点

(1)　市

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

避難所（場所）並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、県に連絡する。

(2)　県

ア　県は、市が選定した地域内輸送拠点及び集積地を把握するとともに、資料の整備をするものとする。

イ　県は、他県等からの応援物資の受け入れのための広域輸送基地として、陸上 4 箇所（航空機離発着可能）、海上 9 箇所を確保している。

ウ　県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておくとともに、各基地における搬入・搬出手順等を定めておく。各基地における搬入・搬出手順等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする

５　輸送体制

(1)　市

市長は、市の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について定める。

(2)　県

ア　県は、市が指定する場所に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

イ　他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、ボランティア等民間人の協力を得て、市が指定する場所に輸送する。

ウ　輸送に必要な車両の確保は、経理部物品管理班に、労働者は、商工労働対策部労働対策班にそれぞれ調達を依頼する。

第２項　救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

１　対象者

次の要件を満たす者であること。

(1)　災害により、住家に被害を受けた者等であること。

この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。

(2)　被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

(3)　被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2　給（貸）与の方法

(1)　物資の購入計画

物資の購入については、市からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、県が購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成人員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2)　物資の確保及び購入の措置

ア　市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から行うものとする。

イ　現地において調達可能な物資については、保健センター所長及び市長において措置するものとする。

3　物資の送達及び配分の措置

(1)　救助物資の送達

ア　原則として県本部が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当するものとする。

イ　送達経路

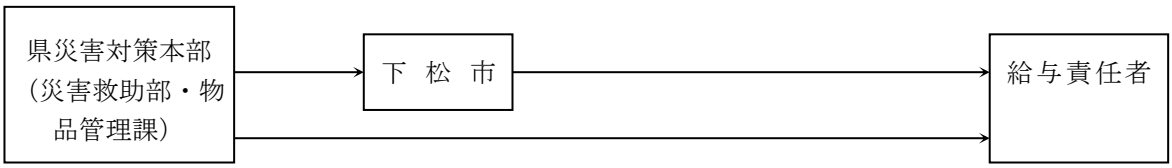

(2)　割当及び配分

ア　知事又は事務を委任された市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ　備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ　被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は事務を委任された市長が実施するものとする。

4　被服、寝具その他生活必需品の品目

品　　目	内　　容
寝　　具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外　　衣	洋服・作業衣・子供服
肌　　着	シャツ・パンツ等の下着類
身　回　品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊　事　道　具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食　　器	茶わん・皿・箸等の類
日　用　品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光　熱　材　料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の 8 品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5　物資給（貸）与の期間

災害発生の日から 10 日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第１０章　保健衛生計画・動物愛護管理計画

基本的な考え方

地震の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生、更には感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。

- 保健衛生計画・動物愛護管理計画
  - 防疫及び食品衛生監視　【環境推進課・健康増進課・こども家庭課】
    - 防疫活動
    - 食品衛生監視
  - 遺体の処理計画　【地域福祉課・人権推進課】
    - 遺体の捜索
    - 遺体の処理
    - 埋　　葬
  - 災害廃棄物等処理計画　【環境推進課・土木課】
    - 廃棄物等処理計画
    - し尿処理計画
    - 障害物除去計画
  - 動物愛護管理計画【環境推進課】

第１節　防疫及び食品衛生監視

【 関係機関：環境推進課・健康増進課・こども家庭課】

震災時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第１項　防疫活動

震災時における防疫は、県の指示・命令に基づき被災地の市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

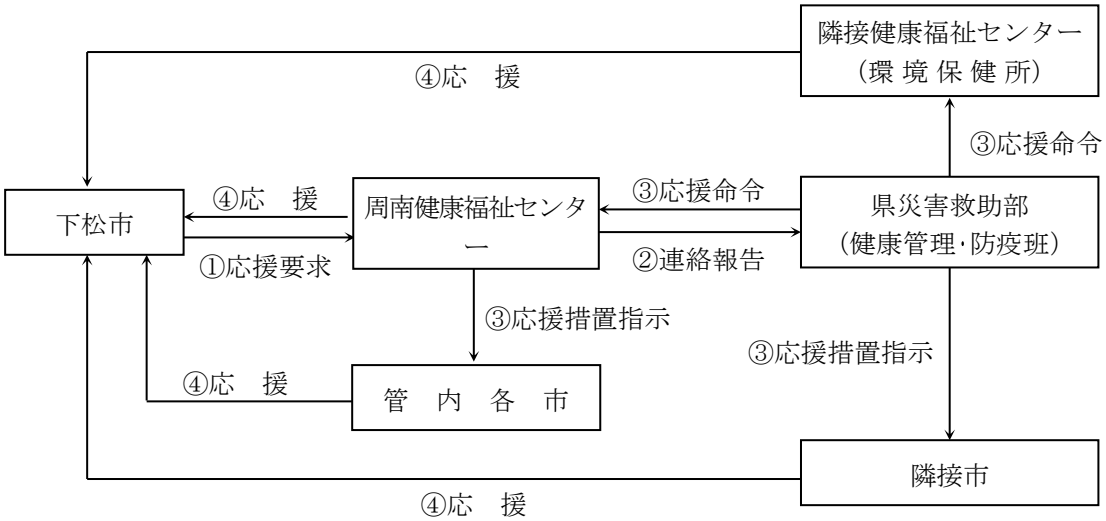

１　市の防疫措置

(1)　防疫組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、おおむね次の基準により防疫班及び検病検査班を編成する。

防疫班及び検病検査班の構成は、状況に応じて医師等を編入するなど弾力的な構成とする。

防　疫　班	事務職員1名　・　作業員2名
検病調査班	保健師又は看護師2名

(2)　措置事項

ア　市は、防疫措置の必要を認めた場合は、県災害救助部長に対し、防疫班及び検病調査班の応援要請を行う。

イ　衛生対策部の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

防　疫　班	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 被災地域の清掃を実施する。 ⑦ 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検病調査班	① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域　週１回以上 ・避難所等　状況に応じた適切な回数
検病調査班	② 被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。

	③ 健康診断を実施する。 ④　災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

ウ　健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。

(3)　記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2　県の防疫措置

ア　指導

周南健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号　以下、本章では「法」という。）第 27 条、第 28 条及び第 29 条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ　周南健康福祉センターは、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市による応援措置について、調整指示を行う。

ウ　市に対する指示及び命令

a　法に基づく指示

・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（第 27 条第 2 項）
・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（第 28 条第 2 項）
・物件に係る措置に関する指示（第 29 条第 2 項）
・生活用水の供給の指示（第 31 条第 2 項）

b　予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）に基づく実施又は指示

・臨時予防接種に関する実施又は指示（第 6 条）

エ　代執行

市における被害が甚大であるため又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。

3　防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

ア　市は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画を立てておくものとする。

イ　資機材の保有状況の把握

市は、防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

4　防疫薬剤の使用

(1)　防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年 12 月 28 日厚生省令第 99 号）第 14 条及び 15 条に定めるところによるものとする。なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布に当たっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使　用　薬　剤　等
井　戸　水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺虫剤を散布する。

第２項　食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、市は、県と協力し食品の安全確保を図る。

第２節　遺体の処理計画

【 関係機関：地域福祉課・人権推進課 】

大規模地震災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上で重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第１項　遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから実施するものである。

１　実施機関

(1)　市

遺体の捜索は、市長において労務者を雇い上げ、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2)　県

市からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう努める。

(3)　警　察

警備活動に付随し、市が行う遺体の捜索に協力する。

(4) 海上保安部

ア　行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ　行方不明者については、巡視船艇、航空機及び潜水士等を活用して捜索に当たる。

ウ　必要に応じて本部に応援を求め捜索に当たる。

エ　市が行う行方不明者捜索に協力する。

２　捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となるものである。

３　遺体の捜索期間

(1)　救助法が適用された場合は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(2)　上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

４　費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

(1)	借上費又は購入費	捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接捜索作業に使用したものに限る。
(2)	修　繕　費	捜索のために使用した機械器具の修繕費
(3)	燃　料　費	機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第２項　遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

１　遺体処理の内容

(1)　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2)　遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（下松市地域交流センター（やまももホール）をはじめ、寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕・遺体検視場所・遺体安置場所

(3)　検　　案

ア　遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ　検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

2　遺体処理の方法

(1)　実施機関

ア　市

遺体の処理は、市が行う。

a　遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班又は医師により行う。

b　遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。

この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

c　警察署及び海上保安部による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

d　遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ　県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

a　遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市が実施する業務）を行う。このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕分け等についてあらかじめ整理しておく。

b　市の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

c　警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ　日本赤十字社山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2)　遺体処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

(3)　遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ　遺体の一時保存のための費用

ウ　検案に要する費用

a　通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

b　一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4)　救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

ア　遺体の身元が判明している場合

a　県内の他の市に漂着した場合

当該地の市長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

b　他の県内の市に漂着した場合

漂着地の市において処理されるものとし、その費用については、救助法第 35 条の規定により求償を受ける。

イ　遺体の身元が判明していない場合

a　身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。

b　身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・火葬場処理能力

第３項　埋　　葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

１　実施機関

(1)　遺体の埋葬は、市が実施する。

(2)　県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

２　埋葬の要件

(1)　埋葬の要件

ア　対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ　災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

a　緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。

b　墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。

c　経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

d　埋葬すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

(2)　埋葬の方法等

埋葬は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア　市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ　市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ　家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処票」を整理の上引き渡す。

(3)　身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア　身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

イ　身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ　事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ　火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1 年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4)　埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。

(5)　費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア　棺（付属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

エ　埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6)　必要施設の確保

周南地区衛生施設組合の火葬場処理能力の把握に努めるとともに、近隣県の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておく。

(7)　体制の確保

市町は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

３　広域火葬計画

(1)　基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口県広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものとする。

(2)　処理体制等

ア　大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ　県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他の事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、柩、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ　県は、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬（火葬）を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。

エ　市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

オ　その他の事項については、１及び２に準ずる。

第３節　災害廃棄物等処理計画

【 関係機関：環境推進課・土木課 】

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、市民等の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によりし尿処理も困難になることが想定される。このため、災害廃棄物の処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

なお、津波堆積物やし尿を含む災害廃棄物等の処理については、別に「災害廃棄物処理マニュアル」を定め、それに基づき処理するものとする。

第１項　廃棄物等処理計画

１　実施機関

(1)　市

ア　被災地域の廃棄物等の処理は、市が実施する。

イ　大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理マニュアルを策定するとともに、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備や的確な体制の運営を図る。

(2)　県（環境生活対策部廃棄物・リサイクル対策班）

ア　被災地域を管轄する周南健康福祉センター（環境保健所）は、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。

イ　周南健康福祉センター（環境保健所）相互間、市町相互間及び関係団体の応援の

調整、指示を行うとともに、あらかじめ市と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておくものとする。

ウ　国や他県の応援を必要とする場合や被災市町からの要請に基づく代行措置等に備え、所要の体制を整備するものとする。

エ　県は、関係団体の応援を必要とする場合に備え、協力体制の確立及び機材等の所有状況等所要の資料を整備するものとする。

オ　市の災害廃棄物処理計画の策定促進を図るとともに、上記の相互協力体制が的確に運営できるための対策を講じておくこととする。

２　災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物		内容	特性
災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	リサイクル不可適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル可能
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	リサイクル可能
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など	リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（市の関係施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは適正処理（市の関係施設では困難）
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは、適正処理（市の関係施設では困難）
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理（市の関係施設では困難）
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	適正処理（市の関係施設では困難）
土砂及び津波堆積物等		水害等で発生する土砂のほか、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物が混入している場合は適正処理

災害廃棄物		内容	特性
思い出の品等		写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収・保管管理
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿	適正処理

3　災害廃棄物等の発生量の推定

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用い推計する。

(1) 災害廃棄物発生量

項目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量 ＝（全壊・焼失棟数）×１棟あたり床面積×床面積あたりの廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6 トン/m^2、非木造：1.0 トン/m^2 火災による焼失：0.23 トン/m^2
津波浸水ごみの１棟あたり廃棄物発生量	116 トン/棟
１棟あたり平均床面積	木造：118 ㎡/棟、非木造：329 ㎡/棟

(2) 津波堆積物発生量

項目	計算式、パラメータ等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×体積重量換算係数
体積重量換算係数	1.10～1.46 トン/m^3

(3) 災害廃棄物の種類別内訳比率

項目	水害、液状化 揺れ、津波	火災	
		木造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	52%	31%	76%
金属	6.6%	4%	4%
柱角材	5.4%	0%	0%

(4) 避難所から発生する生活ごみ量

項目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人１日平均排出量
一人１日平均排出量	生活系ごみ収集量／収集人口

4　処理体制の整備

(1)　市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施する。また、市は、廃棄物収集運搬業者との災害協定に基づき、人員、資機材等の確保について、迅速かつ積極的な応援を得て実施する。さらに、応援受け入れ体制、作業手順等についても所要の対策を講じておくものとする。

なお、被害が甚大で、市が自ら処理することが困難であり地方自治法第２５２条の１４の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

(2)　対策系統

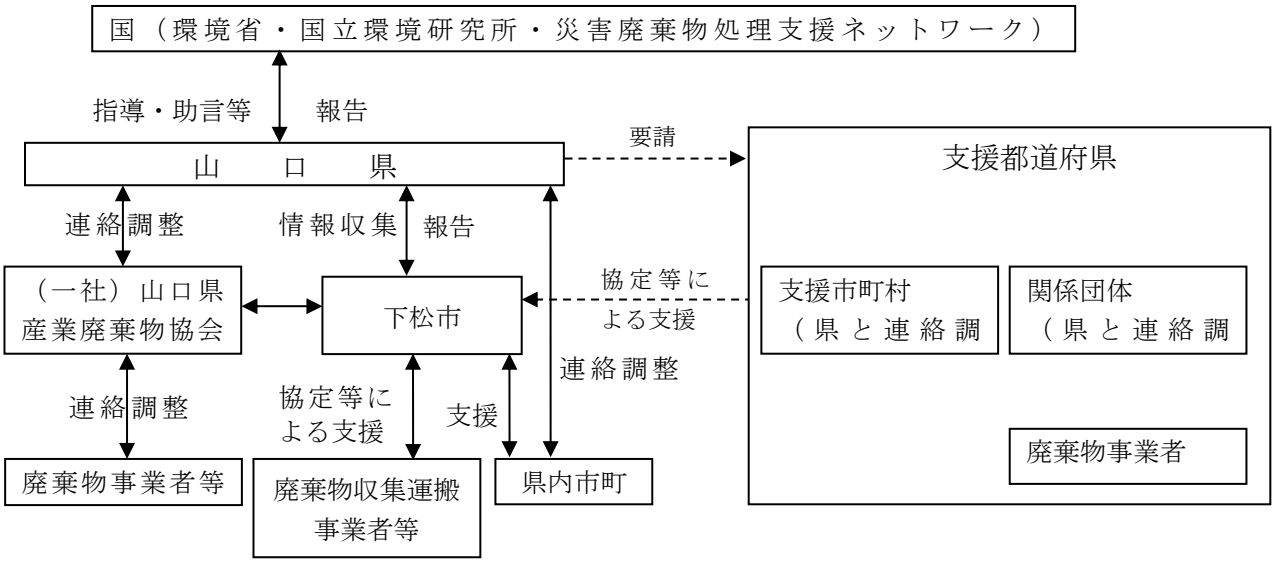

5　災害廃棄物等の処理対策

(1)　処理計画

被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、市は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して、迅速かつ適切な処理を実施する。

(2)　処理フロー

災害廃棄物等の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

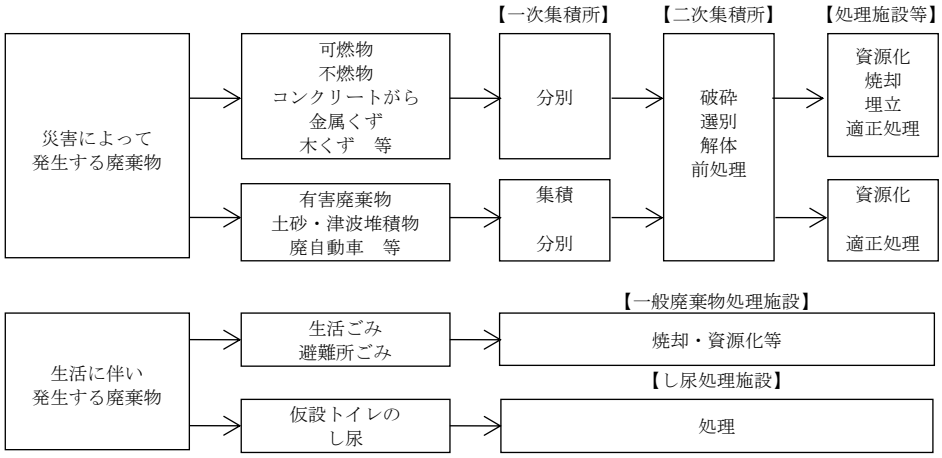

(3)　収集運搬体制

ア　市は、一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについて、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ　収集運搬体制の編成基準

種　　別		数量	備　　考
運搬車（トラック）		１ 台	※ 一班で１日２０戸を処理する。
作業員		８～１０人	
所要器具	スコップ	作業員相応	
	トビ口		
	手ミ		

(4)　仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定・確保、仮設焼却場の設置

ア　市は、焼却施設が被災することも考慮に入れ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。

その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場（一次集積場）とするなどの対策を講じる。

項目	計算式、パラメータ等
面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（１＋作業スペース割合）
集積量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物 0.4（t/m^3）、不燃物 1.1（t/m^3）
積み上げ高さ	5m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～1

イ　災害時には、粗大ごみ、不燃ごみを始め、多様な廃棄物が大量に排出されることから、市は、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場（二次集積場）の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

ウ　仮置場（一次・二次集積所）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分類	留意点
仮置場（一次・二次集積所）全般	1　候補地は、以下の点を考慮して選定すること。 ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等）　※船舶の係留等 ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 2　仮置場の候補地については、できる限り土壌汚染の有無等を事前に把握すること。 3　特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となること。 4　津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要があること。 5　二次災害のおそれのない場所であること。
一次集積所	1　被災地内の公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定すること。 2　住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要があること。 3　初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておくこと。
二次集積所	1　災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定すること。 2　災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とすること。 3　災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮すること。 4　搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 5　グランドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要であること。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

上記の点に留意し、下松スポーツ公園第４駐車場、東海岸通り不燃物中継基地を仮置場の候補地とし、災害の規模、災害廃棄物の発生量に応じて使用の可否を判断する。

エ　必要機材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

(5)　環境対策

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(6)　倒壊家屋等の解体・撤去

ア　鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記の初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ｱ)　市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を災害廃棄物処理マニュアルに基づいて、計画的な処理を行う。

(ｲ)　県は、市の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくり

を推進する。

イ　解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、廃棄物・リサイクル対策班は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

ウ　倒壊家屋等の解体・撤去に必要な機材及び人員（１班編成）

区分	数量	備考
大型ダンプ車	6	（１班の１日の作業量１９２　トン） ※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復１時間の場所にある。 (2) 積み込み作業に１０分間を要する。 (3) 大型ダンプの積載量が４ｔ（10t ダンプ×40%）とする。 (4) 稼働時間を８時間とする。
大型ブルトーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

(7)　有害性・危険性廃棄物

市は、有害性・危険性がある廃棄物を業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項目		収集方法	処理方法
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ			焼却
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破砕、選別、リサイクル
		ボタン電池	電気店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯		回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル		購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶		使い切ってから排出する場合は、穴をあけて金属として排出	破砕
	消火器		購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル
感染性廃棄物（家庭）	使用済注射器針 使い捨て注射器等		医療機関での回収（使用済注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

(8)　土砂及び津波堆積物の処理

市は、水害に伴う土砂や津波堆積物の取扱いについて、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(9)　思い出の品等の取扱い

市は、写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、市で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。

(10)　その他

ア　死亡獣畜処理

(ｱ)　牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

(ｲ)　死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。

イ　放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

６　一般廃棄物処理施設の復旧

周南地区衛生施設組合・周南東部環境施設組合の処理施設の復旧に当たっては、関係市との連携を密に図り、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・ごみ収集運搬車保有状況

第２項　し尿処理計画

地震によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。このため、市は、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

１　実施機関

被災地域のし尿処理は、市が実施する。

２　し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人１ヵ月約５０リットルとして計算する。

項　　目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人１日平均排出量 ＝（仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×一人１日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	［水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）］×断水率×１／２
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口－避難者数×（し尿収集人口／総人口）
一人１日平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口

３　し尿処理の方式

(1)　被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2)　家　庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、汲み置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3)　避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。また、マンホールトイレが整備されている避難所については、マンホールトイレを活用することとする。

(4)　仮設トイレ

市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5)　野外仮設トイレの設置（マンホールトイレを含む）

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

項　　目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の一人１日平均排出量／収集頻度
仮設トイレの容量	400L とする。
収集頻度	３日／回

注意事項

・立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。

・迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

(6)　要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

４　処理体制の整備

大規模災害発生時においては、市の処理機能が停止することも想定されることから、市は、し尿収集運搬業者との災害協定に基づく協力や近隣市に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業者及び近隣市等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

【 災害時における仮設トイレの供給要請等連絡体制 】

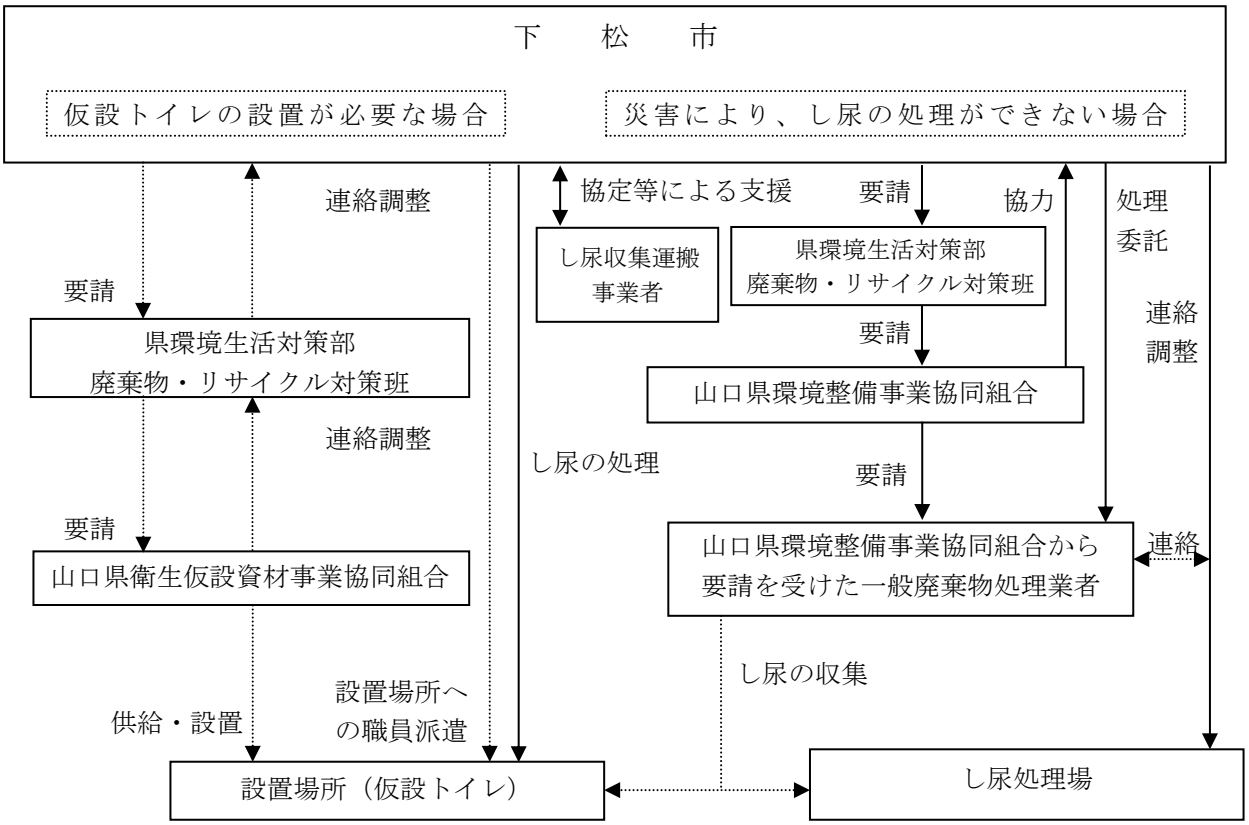

５　処理対策

(1)　避難所、空地等の仮設トイレのし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2)　収集運搬体制

運搬車	作業員	１日処理戸数
１台	２人	30 戸

(3)　大規模地震発生時においては、市の処理機能は、麻痺することを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・清掃施設、機材等の状況

第３項　障害物除去計画

障害物の除去は、震災の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川等に運び込まれ、市民等の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

１　住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営む上で支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1)　実施機関

ア　救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

イ　県は、地震による災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

(2)　障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア　対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ　住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ　日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

(3)　障害物除去の方法

ア　対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ　除去作業の実施

ａ　市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

ｂ　労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班)、隣接市からの派遣を求めるものとする。

ｃ　集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(4)　障害物除去の実施期間

ア　発生の日から 10 日以内とする。

イ　激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行うものとする。

(5)　救助法の適用がない場合の処理

災対法第 62 条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

２　その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1)　道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機

関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機　関　名	対　　策
市	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警　　察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
中国地方整備局	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路株式会社	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2)　河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

機　関　名	対　　策
市	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、県に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川について、県・市・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
海上保安部	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3)　汚　物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第４節　動物愛護管理計画

【 関係機関：環境推進課 】

第１項　特定動物の逸走防止等

１　実施機関等

原則、飼養者とする。

県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

２　実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。

県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第２項　被災動物の救護

災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。このため、市は、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

１　実施機関等

原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市が関係機関等と連携して実施する。

２　飼い主の責務

(1)　平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。

(2)　避難する際は、ゲージ、リード、ペット用備蓄品その他ペットの飼養に必要なものを持ってペットと同行し、適正な管理に努める。

３　被災動物の救護体制

(1)　県

ア　災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。

イ　被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する。

ウ　健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

エ　被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。

オ　県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口９県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。

(2)　市

飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

第１１章　応急仮設住宅計画

基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

- 応急仮設住宅計画
  - 応急仮設住宅の供与　【住宅建築課】
    - 応急仮設住宅の建設
    - 応急仮設住宅の供与
    - 公営住宅・民間借家等の確保
  - 被災住宅の応急修理　【住宅建築課】
    - 住宅の応急修理を受ける者の条件
    - 対象者の調査及び選定
    - 応急修理の方法、基準
  - 建設資材等の調達　【農林水産課・住宅建築課】
  - 公営住宅の応急修理　【住宅建築課】
  - 被災宅地及び建築物の地震後の対策　【住宅建築課・都市政策課】
    - 応急危険度判定体制の確立
    - 応急危険度判定の実施

第１節　応急仮設住宅の供与

【 関係機関：住宅建築課 】

第１項　応急仮設住宅の建設

１　供与の目的

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法により応急仮設住宅を供与する。

２　応急仮設住宅に収容する被災者の条件

(1)　住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

(2)　自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これら

の者を例示すれば、次のとおりである。

ア　生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ　特定の資産がない失業者

ウ　特定の資産がない寡婦、母子世帯

エ　特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者

オ　特定の資産がない小企業者

カ　上記に準ずる経済的弱者等

(3)　災害時に、現実に救助法適用市に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3　建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

4　建設場所の選定

(1)　建設場所の選定は、原則として市が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

(2)　建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。

(3)　生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第 22 条）

5　建設方法

(1)　応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

(2)　応急仮設住宅は、県が建築業者に契約して建設する。

(3)　県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示すものとする。

(4)　応急仮設住宅の建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。

(5)　応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

6　建設基準

(1)　延べ床面積

1 戸当たりの床面積は、29.7 ㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

(2)　構造は、1 戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(3)　同一敷地内又は隣接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(4)　高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

７　設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(県救助総務班が協議して定める。)

８　建設期間

(1)　災害発生の日から 20 日以内に着工する。

(2)　災害の状況により、20 日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第２項　応急仮設住宅の供与

１　対象者及び入居予定者の選定

(1)　対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。

(2)　入居資格については、第１項の２「応急仮設住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者世帯に配慮すること。

(3)　市長は、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

(4)　入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

２　応急仮設住宅の管理

(1)　県が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。

(2)　供与期間

供与できる期間は、建築工事が完成した日から２ヵ年以内とする。

第３項　賃貸型応急住宅の確保

被災者の生活安定を図る上で住居の確保は、最も重要であることから、県及び市は、積極的に公営住宅・一般住宅の確保に努める。

設備の整ったこれらの住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることに留意して、その確保に努めるものとする。

１　公的住宅の確保

(1)　市営住宅、県営住宅の確保に努める。この場合、他の市町に対しても、必要に応じて住宅の確保、提供を要請する。

(2)　独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

(3)　公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

ア　被災者の一時的な入居については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法（昭和 26 年 6 月 4 日法律第 193 号）、同法施行令及び県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

a　入居期間は、原則として 1 年以内とする。
b　収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
c　災害による暫定入居として公募除外対象とする。
d　入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

イ　被災者か否かは、原則として市が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。

ウ　一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

２　民間住宅の確保

(1)　被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

(2)　民間賃貸住宅の確保に関して、（一社）山口県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会山口県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

(3)　企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

３　旅館ホテル等宿泊施設の確保

旅館ホテル等宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第２節　被災住宅の応急修理

【 関係機関：住宅建築課 】

第１項　住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。（対象者としては第１節第１項２に準ずる。）

第２項　対象者の調査及び選定

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明書に基づき

県が選定する。場合によっては、市に選定事務を委任する。

第３項　応急修理の方法、基準

１　応急修理の方法等

(1)　市長が、建設業者に請負わせるか又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、（一社）山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。

(2)　大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、（一社）日本鳶工業連合会及び（一社）災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。

(3)　応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び屋根の応急対応に限るものとする。

(4)　他の者が行う応急修理は排除しない。

ア　家主が借家を修繕する場合

イ　親類縁者の相互扶助による場合

ウ　会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

２　修理の期間

(1)　災害発生の日から３ヵ月（災害対策基本法第２４条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第２４条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６カ月以内）以内に完成させるものとする。

(2)　１ヵ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第３節　建設資材等の調達

【 関係機関：農林水産課・住宅建築課 】

応急仮設住宅の資機材は、関係団体（一社）山口県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。

用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（(一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。

第４節　公営住宅の応急修理

【 関係機関：住宅建築課 】

被災した公営住宅については、管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第５節　被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

【 関係機関：住宅建築課・都市政策課 】

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図る上で、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守る上で重要であることから、残存する被災建築物について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

第１項　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、市は、被災宅地及び被災建築物の安全性を早急に確認することが必要となる。県は、市が実施する危険度の判定を支援するための応急危険度判定体制を確立する。

第２項　応急危険度判定の実施

１　市は、判定実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて応急危険度判定士の参加を要請する。

２　県は、市災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア（応急危険度判定士）に参加協力を求める。

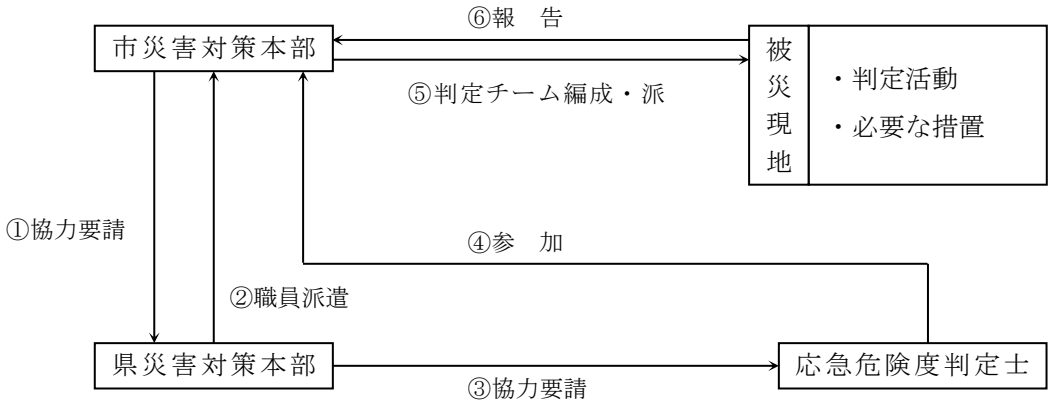

第３項　応急危険度判定体制の整備

県は、山口県応急危険度判定協議会を設立し、県及び市町の相互支援体制を整備するとともに、応急危険度判定士の養成及び登録を推進している。

市もこれを活用し、職員の応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格取得に努めている。

第１２章　水防・消防・危険物等対策計画

基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等に係る応急対策活動について定める。

- 水防・消防・危険物等対策計画
  - 水防活動計画　【各課共通】
    - 水防活動体制の確立
    - 水防活動
  - 消防活動計画　【消防本部】
    - 消防活動
    - 海上災害対策
  - 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画　【消防本部】
    - 石油類等の危険物
    - 火薬類
    - 高圧ガス
    - 放射性物質
    - 毒物劇物

第１節　水防活動計画

【 関係機関：各課共通 】

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、水防管理者（市長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講じることになる。

本節では、震災時において水防管理者（市長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

第１項　水防活動体制の確立

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は気象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、本編 第3編 第13章水防計画に定める体制に準じる体制により、事態を処理する。

第２項　水防活動

震災時における水防対策については、本編 第3編 第13章水防計画又は市水防計画に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

１　実施機関

(1)　水防管理団体（市）の措置

ア　水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、あらかじめ定めている地域防災計画又は水防計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。

イ　水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民等を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示等の発令、避難誘導等）及び応急水防対策を講じる。

(2)　施設の管理者

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、必要に応じて、ダム、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずる。

２　応急対策活動

(1)　監視、警戒活動

ア　地震（震度４以上）が発生した場合

ダム、河川、ため池、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、直ちに、施設の巡視点検を行い、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

また、水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ　大規模地震が発生した場合

(ｱ) 水門・樋門等への対応

沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられることから、各施設の管理者は、速やかな対応ができるよう、建設業者等への緊急連絡体制を整えておく。

(ｲ) 堤防、護岸、ダム等への対応

被害の拡大、二次災害の防止のため、迅速な仮設締切等の応急処置ができるよう、各施設の管理者は、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

ウ　津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

(2)　浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者（市）は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(3)　農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

災害危険箇所編……災害危険区域の設定

〃　　……災害危険箇所数の現況（河川・海岸、危険ため池）

３　水防用資機材の整備

(1)　市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

(2)　県は、自ら実施する浸水対策及び市の要請に対応できるよう必要な資器材の確保対策を、あらかじめ講じておく。

第２節　消防活動計画

【 関係機関：消防本部 】

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

第１項　消防活動

１　実施機関

消防の実施責任は、市にある。このため、市及び消防機関は、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。

この場合において、市民等、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立する。

(1)　市消防機関の系統図

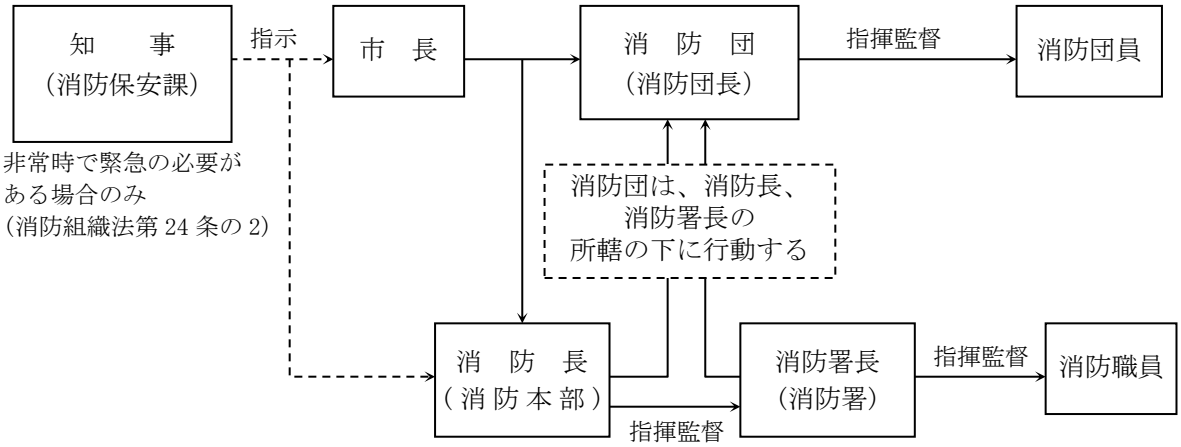

2　地震火災防ぎょ計画の策定

(1)　消防活動について、市は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防ぎょ活動計画の策定を図っていくものとする。

(2)　地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生の規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努めるものとする。この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、市民等、事業所、他市町、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

(3)　地震発生時火災防ぎょ計画には、消防職員及び消防団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、市民等の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛込むものであること。

3　地震火災対策の方針

(1)　市及び消防機関は、同時多発の火災から市民等の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。この場合において、出火防止と初期消火の徹底について市民等や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

(2)　防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

4　消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たるものとする。

(1)　出火警戒活動
(2)　消火活動
(3)　救助救出活動
(4)　応急手当活動
(5)　災害情報の収集伝達活動
(6)　避難誘導及び指示

５　災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行くこととしている。災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動についてはおおむねこれによるものとする。

(1)　初期消火活動及び消火活動及びその支援
(2)　救助救出活動及びその支援
(3)　応急手当活動及びその支援
(4)　災害情報の収集・伝達活動及びその支援
(5)　その他避難誘導等の活動に対する支援

６　地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市は、検討を進め整備の促進に努めるものとする。

第２項　海上災害対策

地震、津波等により沿岸及び海上等の危険物施設や船舶等から油が流出した場合又はこれに伴う火災が発生した場合及び危険物等が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、徳山海上保安部は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずるものとする。

警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、港長及び海上保安部長・署長が実施する応急対策に対して協力を行うものとする。

１　被災情報の収集

(1)　被災状況の把握
　ア　船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
　イ　水路、航路標識の異常の有無
(2)　港内の状況
　ア　在泊船舶の状況
　イ　船舶交通の輻輳状況
(3)　被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況
(4)　港湾等における避難者の状況
(5)　関係機関等の対応状況

(6)　海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7)　その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

２　応急対策活動

(1)　人命救助

巡視船（艇）、航空機又は特殊救難隊等により捜索救助活動を実施する。

この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護に当たる。

(2)　被災船舶に対する拡大防止措置の指導

ア　流出箇所等の閉鎖

イ　船舶所有の資機材による防除活動

ウ　積載油等の他タンクへの移送

(3)　オイルフェンスの展張

(4)　流出油の回収等

(5)　初期消火及び延焼拡大防止

(6)　被災地付近の警戒及び立入制限

(7)　応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送

(8)　被災船舶の移動等

(9)　被害拡大防止のため必要があるときは、船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び海上災害防止センターへの防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対する出動要請を行う。

(10) 船舶の交通規制

ア　航行の制限又は禁止

イ　港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令

ウ　その他必要な航行管制

(11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限

(12) 必要に応じ、被災地付近住民等への避難勧告

(13) 海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第３節　危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

【 関係機関：消防本部 】

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限にとどめるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じるものとする。

第１項　石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限にとどめる。

実　施　者	措　　置　　内　　容
施設の所有者、管理者又は占有者	1　地震発生時の応急対策 (1)　地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 (2)　地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 (3)　地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (4)　地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 (5)　車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏洩の有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。 2　地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1)　地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。なお、通報手段が途絶えない限り、第 1 報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ＦＡＸ等により逐次報告するものとする。 (2)　地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
市 （消防機関）	1　地震発生時の危険物関係事業者への指示等 (1)　危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。 (2)　危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。 (3)　危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。 2　救急・防災活動 地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。 3　広報・警戒区域・避難指示等 (1)　周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2)　危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 4　関係機関との連絡・調整等 (1)　地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じ

実　施　者	措　　置　　内　　容
	る。 (2)　地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。
警　　察	1　市及び県の消防機関と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 2　市長から要求があったときは、災対法第 59 条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。
海上保安部・署	1　巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。 2　危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 3　船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。 4　被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による、安全な場所への救出措置を講ずる。 5　危険物等の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。

第２項　火薬類

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

実　施　者	措　　置　　内　　容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	1　地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 2　地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 (1)　貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。 (2)　搬送に余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 (3)　火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、状況によっては、付近住民に避難の警告を行う。 (4)　吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。
県 （産業政策課）	延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。 1　製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 2　製造業者等、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。 3　火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 4　火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。
警　　察	第１項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部・署	第１項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業	1　火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合又

実　施　者	措　　置　　内　　容
保安監督部	は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。 ２　鉱山作業現場等における被害防止若しくは拡大を防ぐため、災害状況の実情把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。

第３項　高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」と言う。）については、高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

実　施　者	措　　置　　内　　容
高圧ガス 関係事業者	1　地震発生時の応急対策 (1)　地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 (2)　地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (3)　地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難勧告等に必要な措置を講じる。 (4)　車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏えいの有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス保安協会等による応援を受ける。 2　地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1)　地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、市、県（防災危機理課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第１報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ＦＡＸ等により逐次報告するものとする。 (2)　地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
市 （消防機関）	1　救急・防災活動等 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。 2　警戒区域・避難命令 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 3　広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。
警　　察	第１項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部・署	第１項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業 保安監督部	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

第４項　放射性物質

地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 6 月 17 日法律第 166 号）に基づき定められた基準に従い、必要な措置を構ずる。

実　施　者	措　　置　　内　　容
使　用　者 取扱関係者	放射性同位元素又は放射線発生装置に関して、放射線障害の発生又はおそれがある場合には、放射性同位元素等の規制に関する法律又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 (1)　放射線源の露出、拡散等の発生若しくはおそれがある場合は、所轄労働基準監督署、県警察、市等に通報する。 (2)　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
市 （消防機関）	(1)　放射性物質使用者、取扱関係事業者等から事故等の発生の通知を受けた場合は、直ちに、県（防災危機管理課及び医務保険課）に通報する。 (2)　放射線源の露出、拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難指示を行う。 (3)　危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア　施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ　放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4)　消防活動及び救助活動については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を参考に実施する。
県 (消防保安課、医務保険課)	(1)　市又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。 (2)　応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 (3)　放射性物質使用病院での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため観測測定班等を編成して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 (4)　放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
警　　察	(1)　事故等の発生の通報を受けた場合、県（防災危機管理課又は医務課）へ通報する。 (2)　必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
海上保安部・署	(1)　第１項石油類等の保安対策でとる 1～4 の措置に準じた措置を講じる。 (2)　海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第５項　毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

実　施　者	措　　置　　内　　容
製　造　者 輸　入　者 販　売　者 業務上取扱者	１　地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 ２　毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏洩、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1)　周南健康福祉センター（環境保健所）、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2)　従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3)　中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
県 （薬務課）	1　毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 2　毒物劇物が飛散、漏えいした場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 3　中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あっせんに努める。
市 (消防機関)	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示を行う。
警　　察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
海上保安部・署	第１項石油類等の保安対策でとる措置に準じた措置を講じる。

第１３章　災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、下松警察署及び徳山海上保安部は、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

- 災害警備計画
  - 陸上警備対策　【－】
    - 警備体制（災害警備実施計画）
    - 警備対策（災害警備実施計画）
  - 海上警備対策　【－】
    - 治安の維持
    - 海上交通安全の確保
    - 通信の確保

第１節　陸上警備対策

第１項　警備体制（災害警備実施計画）

１　職員の招集・参集

下松警察署の職員は、県内に地震及び津波による災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

２　警備体制の種別

(1)　第１次体制

ア　県内において、震度４及び震度５弱の地震が発生したとき。

イ　津波警報が発表されたとき。

(2)　第２次体制

ア　県内において震度５強の地震が発生したとき。

イ　津波警報が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

(3)　第３次体制

ア　県内において震度６弱以上の地震が発生したとき。

イ　津波により大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

３　警備本部の設置

県内に災害が発生し又は発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

４　災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第２項　警備対策（災害警備実施計画）

地震又は津波による大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

１　情報の収集等

(1)　被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

(2)　災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

２　救出救助活動等

(1)　機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。また、被害の状況により他都道府県警察の警察災害派遣隊の応援を要請する。

(2)　警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配意する。

(3)　行方不明者の捜索等

行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

３　避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配意する。

４　危険箇所等における避難誘導等の措置

危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

５　交通規制の実施

(1)　緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第 76 条第 1 項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2)　一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3)　緊急交通路等機能の確保

ア　災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第 76 条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ　信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

６　遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配意し迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

７　二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

８　社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

９　災害情報等の伝達

(1)　被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2)　相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動を推進する。

１０　通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第２節　海上警備対策

第１項　治安の維持

徳山海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

１　巡視船艇及び航空機を災害発生地域の所要の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行うものとする。

２　巡視船艇及び航空機により、警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行うものとする。

３　治安の維持に必要な情報の収集を行うものとする。

第２項　海上交通安全の確保

徳山海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

１　災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。

２　船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

３　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

４　海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとする。

５　水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、、関係機関等に対し、速やかに復旧に努めるよう通知するとともに、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

６　航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。

７　船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第３項　通信の確保

徳山海上保安部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

１　情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。

２　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。

３　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。

４　非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。

５　映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。

６　関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第１４章　要配慮者支援計画

基本的な考え方

震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要のある事項について定める。

- 要配慮者支援計画
  - 避難誘導・避難所の管理等　【防災危機管理課・総務課・・地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・人権推進課・こども未来課・各保育園】
    - 避難誘導
    - 避難所の設置・運営
    - 生活の場の確保
  - 保健・福祉対策　【地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課・人権推進課・こども未来課・こども家庭課】
    - 実施体制の確保
    - 保健対策
    - 福祉対策
    - 社会福祉施設の対応

第１節　避難誘導・避難所の管理等

【 関係機関：防災危機管理課・総務課・地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・人権推進課・こども未来課・各保育園】

市は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第１項　避難誘導

１　避難指示等の伝達

避難指示等を発令する市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客等にも配慮するものとする。

２　避難誘導の方法

避難指示等が発令された場合、市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民等を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

３　移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両等による移送に配慮する。

４　等名簿の活用

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援者等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第２項　避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

なお、市は県と連携して、広域的な福祉支援にも配慮する。

１　避難所の管理

(1)　市

ア　避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

イ　要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

ウ　避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

エ　自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

オ　避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温

食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2)　県

県は、市等からの応援要請を受けた場合、山口県災害福祉支援ネットワーク協議会と調整し、ＤＷＡＴの派遣を行う。

２　被災者の他地区等への移送

(1)　市

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

市は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に応援要請を行う。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2)　県

県は、市等からの応援要請を受けた場合、山口県災害福祉支援ネットワーク協議会と調整し、ＤＷＡＴの派遣を行う。

第３項　生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急仮設住宅の確保に努める。

１　応急仮設住宅の建設・供与

(1)　応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(2)　入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

２　公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市は、その確保に努める。

３　宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第２節　保健・福祉対策

【 関係機関：地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・健康増進課・人権推進課・こども未来課・こども家庭課】

震災時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第１項　実施体制の確保

震災時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

１　市の体制

市は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

２　県の体制

県は、市からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、更には、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第２項　保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市は、保健師・管理栄養士等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

１　市の保健師・管理栄養士等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
２　周南健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケア
３　訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第３項　福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市は、他の市町の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも１週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービス

を実施する。

１　要配慮者の把握等

市は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、更には家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等との連携を図る。

２　福祉サービスの提供

(1)　市は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

(2)　県は、市との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(3)　市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

３　情報の提供

市は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、インターネット、ＦＡＸ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

４　生活資金等の貸付

市は、県を通じて、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第４項　社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、市、県の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

１　入所者等の安全確保

(1)　社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

(2)　発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供電、給食等の施設設備の安全を確認する。

(3)　市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

２　要配慮者の受入れ

(1)　被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は市に対し、支援を要請する。

市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

(2)　被災地以外の地域の施設は、市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

第１５章　ボランティア活動支援計画

基本的な考え方

地震等による大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。

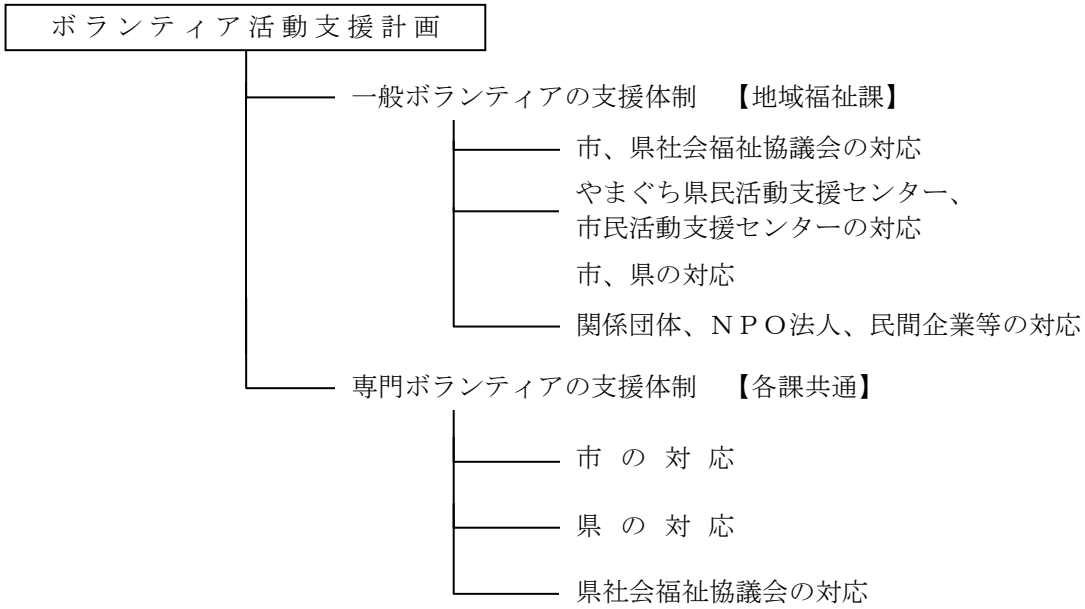

第１節　一般ボランティアの支援体制

【 関係機関：地域福祉課 】

第１項　市、県社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、県、市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

１　現地センターの設置

市社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、市災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、市社会福祉協議会が被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会と現地センターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

(1)　被災者ニーズの把握
(2)　ボランティアの募集及び受付
(3)　ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
(4)　ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

２　県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会に県災害ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

(1)　ボランティアの参加要請及び派遣
(2)　ボランティアセンター運営スタッフ等の応援要請及び派遣
(3)　ボランティア募集のための広報
(4)　ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
(5)　その他関係団体、ＮＰＯ等、中間支援組織による救援活動の支援調整など

３　その他の市町社会福祉協議会の対応

被災地以外の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。

(1)　県内ボランティアの参加要請
(2)　ボランティアセンター運営スタッフの派遣
(3)　ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第２項　やまぐち県民活動支援センター、市民活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、市民活動支援センターは、市・県災害対策本部、県ボランティアセンター、現地センターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第３項　市、県の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

１　市の対応

(1)　県災害ボランティアセンター、現地センター、各応急対策部との連絡調整
(2)　被災地ニーズの把握
(3)　報道機関等への情報提供
(4)　活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
(5)　その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

２　県の対応

(1)　国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
(2)　被災地ニーズ等の情報収集
(3)　報道機関等への情報提供
(4)　広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
(5)　その他市町災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

第４項　関係団体、ＮＰＯ法人、民間企業等の対応

ボランティアや県災害ボランティアセンター、現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連絡体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

第２節　専門ボランティアの支援体制

【 関係機関：各課共通 】

第１項　市の対応

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第２項　県の対応

専門ボランティア関係各班は、市からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは、県を通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第３項　県社会福祉協議会の対応

県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、専門ボランティアに関係する各団体との連絡調整を行い、災害時に県災害救助部救助総務班が円滑に派遣できる体制の整備に努める。

第１６章　応急教育計画

基本的な考え方

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校、高等学校等、中等教育学校、専修学校、各種学校、総合支援学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

- 応　急　教　育　計　画
  - 文 教 対 策　【教育委員会】
    - 文教対策の実施
    - 児童生徒等の安全対策
    - 児童生徒等の援助
  - 学校施設等の防災対策　【教育委員会】
    - 既存建物の安全対策
    - 危険建物等の改築
  - 災害応急活動　【教育委員会】
    - 避難所としての活動
    - 避難所としての施設設備の整備

第１節　文教対策

【 関係機関：教育委員会 】

震災時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第１項　文教対策の実施

１　文教対策実施系統図

(1)　市立学校関係

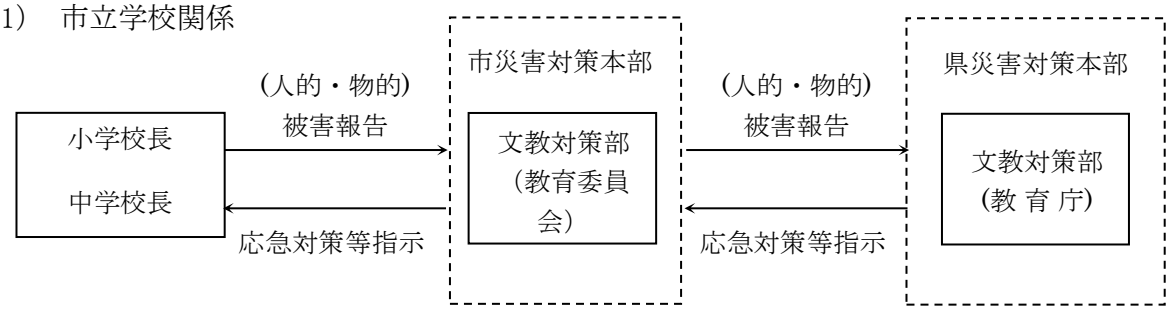

(2)　県立学校関係

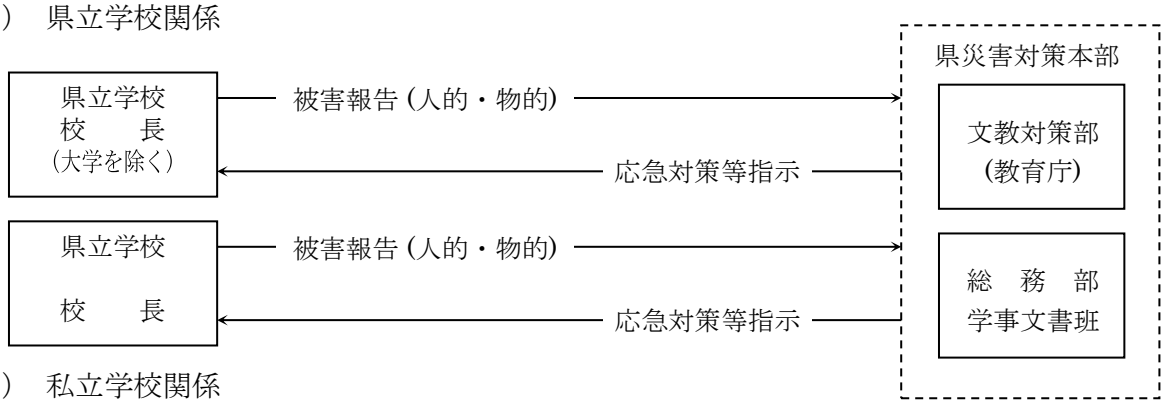

(3)　私立学校関係

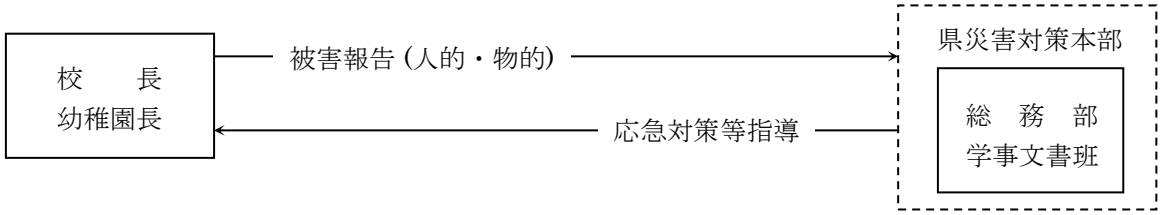

２　被害報告の内容

(1)　被害報告の種別	・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・特別支援学校児童生徒被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
(2)　報告者、報告系統	第１項１「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3)　学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

資料編　〔様式〕　・被害状況報告書

第２項　児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、更に次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

１　様々な災害を想定した学校安全計画の充実
２　大規模地震を想定した避難訓練の実施
３　安全に関する職員研修の充実
４　通学路の安全点検
５　家庭・地域社会との連携強化
６　ボランティア活動の推進
７　自他の生命を尊重する態度の育成
８　安全な生活態度や習慣の確立

１　応急対策

市教育委員会は、所管する学校における災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1)　事前対応

ア　学校における地震防災応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、学長、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

市教育委員会は、上記について校長に指導する。

応急対策計画の主な項目

ａ　防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
ｂ　参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
ｃ　情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達））
ｄ　休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
ｅ　連絡体制（市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
ｆ　避難指示及び避難誘導（避難場所（２次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
ｇ　実験・実習中の対策
ｈ　火元の遮断と初期消火活動
ｉ　救護活動（児童生徒等、避難者）
ｊ　避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
ｋ　総合支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舎への食料・飲料水の確保等）

イ　防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

ａ　総合防災訓練（県によるもの）

b　地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）

c　学校で行う訓練（県立学校は毎学期１回以上の実施）

ウ　学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

a　防災上必要な設備等の点検整備

区　　分	内　　容
消　火　設　備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生等用）

b　破損、火災等による被害防止

区　　分	該当施設	点検確認事項等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験類 医薬品類	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ガス	理科実験室･実習室･保健室	混合発火の可能性の有無､劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
石油 ガスストーブ	理科実験室･調理室･給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
食器類	教室･職員室･事務室･用務員室	周囲の引火物の有無
油類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
工作機械・工作用具等	調理室・給食室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
テレビ	実習室	転倒、落下の有無
コンピュータ	教室・視聴覚室	転倒、落下の有無

(2)　災害時の対応

ア　市教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

イ　学校教育施設の確保を図るため、下記に記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校　長】

ア　校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

a　学校の管理する危険物安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

b　保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
・被災地域における感染症予防上の措置

イ　校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第１項１「文教対策実施系統図」により、県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会に報告する。児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は市民等の協力を求める。災害速報を、被害等の把握の都度報告する。

ウ　校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会（私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市教育委員会は、教育庁教育政策課に休校の状況を報告することとする。

エ　校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。なお、確保については下記(4)　イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

オ　校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ　校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。

【市教育委員会及び県教育委員会】

ア　各学校等の応急教育計画の作成にあたり、市教育委員会及び県教育委員会は、所管する学校を指導助言及び支援する。

イ　災害が大規模又は広域にわたるため、下記（４）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について市教育委員会での対応が困難な場合は、必要に応じて市教育委員会及び県教育委員会による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

ウ　市教育委員会及び県教育委員会は、学校施設として代替可能な公民館等の公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

(3)　災害復旧時の対応

ア　市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。

ａ　学習場所の確保等

ｂ　教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）

ｃ　教科書等の供給

イ　市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ　市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市に対して行うことができるものとする。

エ　市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市教育委員会に依頼するものとする。

【校　長】

ア　校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

イ　校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ウ　校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

エ　校長は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ　校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4)　被災後の教育施設等の確保

ア　学校施設の応急復旧	a　施設の安全点検と危険箇所の表示 b　応急復旧計画の樹立等の措置 c　応急復旧のための設備及び資材の確保措置 d　被害状況の詳細な記録（写真等） e　現地指導員の派遣
イ　学校施設の被害に応じた施設確保の基準	a　応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 b　学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 c　校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 d　特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第３項　児童生徒等の援助

１　教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和 52 年 4 月 8 日付け文初管第 211 号）によるものとする。

【 教科書の供給斡旋系統図 】

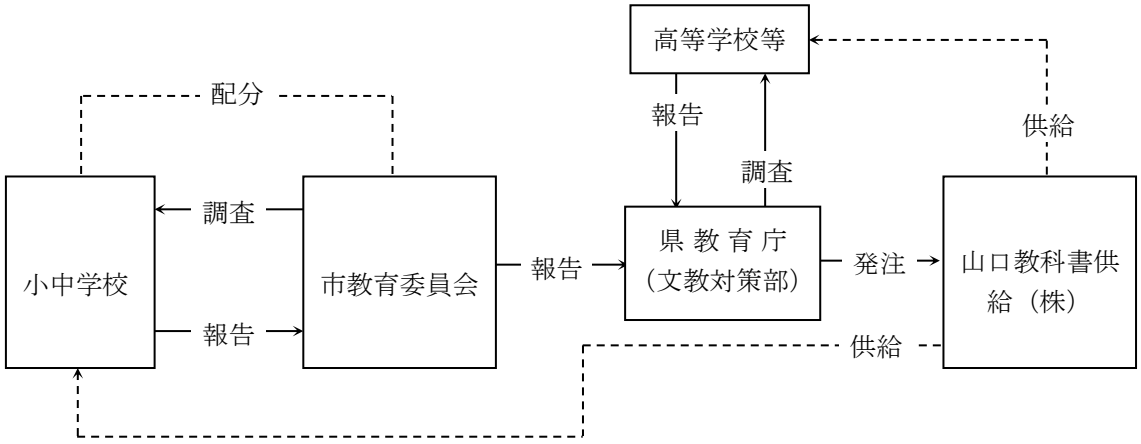

2　学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1)　給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（総合支援学校の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、総合支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）

(2)　給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3)　給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア　教科書及び教材

a　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 132 号）第 2 条に規定する教科書

b　教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ　通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ　私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4)　学用品給与の時期

ア　教科書・教材・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から 1 ヵ月以内

イ　文房具及び学用品・・・・・・・・・・・災害発生の日から 15 日以内

３　学校給食の確保

(1)　災害時における給食物資の確保措置

ア　学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校又は共同調理場の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。市教育委員会又は県教育委員会は施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ　保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校又は共同調理場の管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ　被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校又は共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2)　応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア　給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校又は共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ　給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校又は共同調理場においては学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ　調理従事者の確保及び健康診断

県教育委員会及び市教育委員会は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ　学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校又は共同調理場においては学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア　災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校又は市で対応できない場合は、市教育委員会及び県教育委員会による対策チーム（リーダー：県学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ　市教育委員会及び県教育委員会は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4　児童生徒等に対する就学援助

(1)　被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、学校教育法に基づき援助措置を講じる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア　援助を必要とする児童、生徒数の把握

小中学校長 ―報告→ 市教育委員会 ―報告→ 県　教　育　庁（文教対策部）

イ　援助措置の内容

a　児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、卒業アルバム代等

b　補助率

国庫負担 1/2、市負担 1/2

c　交付手続き

市からの交付申請

(2)　被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア　援助を必要とする児童・生徒数の把握

総合支援学校長 ―報告→ 県 教 育 庁（文教対策部）

※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による。

イ　援助措置の内容

a　児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

b　援助額

全部又は一部

c　交付手続き

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

５　授業料等の減免及び学資貸与

(1)　県立学校授業料等の減免等（県使用料手数料条例施行規則等）

ア　生徒等の被災状況の調査報告

a　県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校長　→　県教育委員会

b　県立大学→県（学事文書課）

(2)　私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3)　奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第２節　学校施設等の防災対策

【 関係機関：教育委員会 】

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、市教育委員会は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、更に、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、下松市学校施設耐震化基本計画等をもとに、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第１項　既存建物の安全対策

１　市立学校

市は、老朽化による構造耐力の低下や耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて計画的に改築を実施する。県は市に対し、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく、長寿命化改修を中心とした計画的な整備や、構造体・非構造部材の耐震化等について指導助言を行う。

２　私立学校

昭和 56 年の建築基準法改正以前の既存建物について、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行うよう、各私立学校を指導していく。

３　社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

第２項　危険建物等の改築

１　市立学校

市は、老朽建物について耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築を実施する。

２　私立学校

耐震診断を積極的に促進するとともに、その結果、改築を要すると診断された場合は、各種融資制度等の積極的な活用を図ることにより、改築を行うよう各私立学校を指導していく。

第３節　災害応急活動

【 関係機関：教育委員会 】

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、震災等による大規模災害が発生した場合は、市民等の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第１項　避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第２項　避難所としての施設設備の整備

市防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

(1)　情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

(2)　必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

(3)　必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第１７章　ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模地震が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。これらの施設は、どれも市民等の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

市は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。

- ライフライン施設の応急復旧計画
  - 電力施設　【－】
    - 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱
  - ガス施設　【－】
    - ガス事業者の応急対策
    - ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策
    - LP ガス、燃焼器具の供給対策
  - 水道施設　【上下水道局】
    - 動員体制の確立
    - 応急対策
    - 復旧対策
  - 下水道施設　【上下水道局】
    - 災害時の活動体制
    - 応急対策
    - 復旧対策
  - 電気通信設備　【－】
    - 西日本電信電話株式会社
    - 株式会社ＮＴＴドコモ
  - 工業用水道施設　【上下水道局】
    - 情報連絡体制
    - 応急対策
    - 復旧対策

第１節　電力施設

地震災害等により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第１項　中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱

地震等により所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

１　災害発生時の防災体制

地震、津波等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社、支社及び各事業所において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

(1)　防災体制の発令の考え方（周南ネットワークセンター）

区　分	発　　令　　基　　準
警戒体制	・台風が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・周南ネットワークセンター又は複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合
非常体制	・周南ネットワークセンター又は複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令か必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合
特別非常体制	・サービス区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど、社会的影響が非常に大きい場合 ・周南ネットワークセンター又は複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合

(2)　防災体制発令時の構成及び任務

防災体制発令時の組織及び任務については、中国電力ネットワーク㈱及び中国電力㈱の社内規程に基づき、別に定める。

2　災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次のような事項により応急対策を実施する。

対策事項	対応措置
(1)　災害に関する予報及び警報の伝達方式	ア　災害に関する予報及び警報の伝達方式は、社内通信設備による。 イ　社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非常通信協議会構成員の無線施設等を利用する。
(2)　災害時における災害に関係ある情報の収集	ア　社内情報の収集は、社内規程による。 イ　社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ　隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。
(3)　災害時における市への情報伝達	ア　伝達を要する場合 a　気象予警報が発表され、中国電力ネットワーク（株）周南ネットワークセンターに災害対策本部広報班が編成されている間の被害状況 b　大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。 イ　伝達系統図 a　周南ネットワークセンター及び市に災害対策本部が設置された場合 中国電力ネットワーク（株） 周南ネットワークセンター 周南対策副本部広報班 TEL　0834-26-1935 FAX　0834-36-1169 ←→ 市本部班 （総務部防災危機管理課） TEL　0833-45-1832 FAX　0833-44-2459 b　周南ネットワークセンターに防災体制が発令されていない場合 ・営業時間内 中国電力ネットワーク（株） 周南ネットワークセンターﾈｯﾄﾜｰｸｻｰﾋﾞｽ課 TEL　0834-36-1120 FAX　0834-36-1164 ←→ 市(総務部防災危機管理課) TEL　0833-45-1832 FAX　0833-44-2459 ・営業時間外、休日 中国電力ネットワーク（株） 周南ネットワークセンター ﾈｯﾄﾜｰｸｻｰﾋﾞｽ課 TEL　090-1189-2019（正） TEL　080-5239-1070（副） ←→ 市(警備室) TEL　0833-45-1700
(4)　応急対応要員の確保	あらかじめ定める動員計画に基づき、必要な要員を確保する。
(5)　応急対策用資材の確保	ア　予備品、貯蔵品等の在庫品の活用 イ　他事業所等からの調達
(6)　災害時における電気の保安	ア　電気施設及びその付近に災害が発生した場合は、直ちに技術員を現場に派遣し、送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防に必要な措置を行う。 イ　特に火災の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。 ウ　被災直後の感電、復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。

３　災害復旧対策

復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

４　保安対策

火災又は注水により危険があると認めた場合及び消防関係者、警察官の命令があった場合は、次により停電する。

(1)　高圧線　最寄りの開閉器
(2)　低圧線　変圧器の一次側又は低圧線路の適当な箇所
(3)　引込線　柱上分岐点

第２節　ガス施設

地震等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第１項　ガス事業者の応急対策

１　実施機関

山口合同ガス株式会社

２　災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。

実施機関名	活　動　体　制
山口合同ガス株式会社	本社及び各地区に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。 ア　非常災害対策組織及び系統 イ　本社対策本部活動組織及び各担当の業務分担 ウ　地区対策本部活動組織及び各担当の業務分担 エ　非常災害時の連絡体制 オ　非常時における特別出動（動員）連絡 カ　地区（支店）間相互の応援体制

３　応急対策

地震により、所管するガス供給設備等に被害が発生した場合における応急対策は、ガス事業者があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施するものとする。

対策事項	実施する活動
(1)　災害時における初動措置	ア　県、市防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集 イ　供給設備等の点検 ウ　工場、整圧器における送出入量の調整又は停止 エ　被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置 オ　その他状況に応じた措置
(2)　応急措置	ア　本社・各地区対策本部の指示に基づき、各事業所等は有機的に連携を図り、設備の応急復旧措置に当たる。 イ　設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。 ウ　工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーより供給する。 エ　供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 オ　ガス貯蔵設備が被災した場合は、直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡をとるとともに、必要に応じて避難誘導を行う。
(3)　復旧対策	ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。 ア　ガス設備の復旧活動 ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。 ａ　工場における復旧作業 ｂ　整圧器における復旧作業 ｃ　高圧・中圧導管の復旧作業 ｄ　低圧導管と需要家設備の復旧作業 イ　供給再開時における事故発生防止措置 ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。 ａ　工場 ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、製造・供給を開始する。 ｂ　供給設備 二次災害を防止するための点検措置を実施する。 ｃ　需要家設備 各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認したのち使用を再開する。
(4)　供給を停止した場合の需要家への周知措置	ア　ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。 ａ　ガスの供給を停止したこと。(停止地区をわかりやすく) ｂ　ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。 ｃ　ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。 イ　市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。 ウ　供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。
(5)　資機材の調達・応援体制	ア　資機材の調達 復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかにより確保する。 ａ　取引先、メーカー等からの調達 ｂ　各事業所間の流用 ｃ　他ガス事業者からの融通 イ　応援体制 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、洪水発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。

第２項　ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

１　簡易ガス事業者

(1)　ガス事業者に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努めるものとする。

(2)　(一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第３項　LP ガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。

LP ガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

(1)　市において、LP ガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあっせんを要請する。

(2)　県災対本部は、LP ガス、ガス器具等の供給について、(一社) 県 LP ガス協会に要請する。

(3) (一社) 県 LP ガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。

(4)　県災対本部は、市に連絡するとともに、物資の引渡し場所について要請市町と調整の上決定する。

(5)　連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要な LP ガス等を調達するものとする。また、引渡しに当たっては県災対本部又は要請市町は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第３節　水道施設

【 関係機関：上下水道局 】

地震による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災市民の生活安定に重大な影響を与える。このため水道事業者は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

第１項　動員体制の確立

１　要員の確保

(1)　震災時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、上下水道局職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を

明らかにしておく。

(2)　休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、上下水道局に参集し、応急対策に従事する。

(3)　上下水道局職員が不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

２　関係機関及び関係業者への協力要請

(1)　被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。この場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

(2)　隣接、近接の市に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

３　情報連絡活動

(1)　応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

(2)　地震による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、県災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

第２項　応急対策

対策項目	措　置　内　容
(1)　災害復旧用資機材の整備	ア　復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 イ　不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。
(2)　施設の点検	地震発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 ア　貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 イ　管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 ウ　次の管路等については、優先して点検を行う。 a　主要送水管路 b　医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 c　都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路 d　河川、鉄道等の横断箇所
(3)　応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア　取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ　送水・配水管 a　漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は

対策項目	措　　置　　内　　容
	断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 b　管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

第３項　復旧対策

水道事業者は、復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措　　置　　内　　容
(1)　取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2)　浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3)　管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。 ア　復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 イ　資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。 ウ　送水・配水管路における復旧の優先順位 a　第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 b　第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路 エ　給水装置の復旧活動 a　送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 b　需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
(4)　広報活動	ア　災害時における市民等の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 イ　広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。 ウ　活動体制を確立し（責任者を定めるなど）万全を期すものとする。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・応急給水用資機材整備状況
・下松市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧

第４節　下水道施設

【 関係機関：上下水道局】

下水道は、市民等の日常生活に大きくかかわっており、地震災害等により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道事業管理者は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

第１項　災害時の活動体制

市の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

１　要員の確保

(1)　震災時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定めておく。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。

(2)　上下水道局職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。

２　関係機関及び関係業者への協力要請

(1)　被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

(2)　大規模地震等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

３　情報連絡活動

(1)　応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。

(2)　災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

４　広域支援

災害により被災自治体独自では対応が困難な場合は、「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

第２項　応急対策

１　災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

２　施設の点検

地震発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

(1)　処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

(2)　管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

３　応急措置

(1)　処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2)　管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

(3)　工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限にとどめるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

４　応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、マンホールトイレの利用や応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、環境推進課と連携を図りながら、協力して実施する。

第３項　復旧対策

１　処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

２　管渠施設

管渠施設については比較的浅い位置に埋設されており、地震の影響を受けやすく、経年化等による老朽管の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が懸念される。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水桝、取り付け管の復旧を行う。

３　広報活動

公共施設の被害は、市民等の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

資料編　〔防災物資、施設、資機材〕　・公共下水道現況一覧

第５節　電気通信設備

今日、市民等の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第１項　西日本電信電話株式会社

地震等による災害が発生した場合には、西日本電信電話株式会社山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

１　災害対策本部の設置

(1)　災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、山口支店に災害対策本部を設置する。

(2)　災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様応対班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

２　災害情報連絡体制の確立

災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(1)　災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図

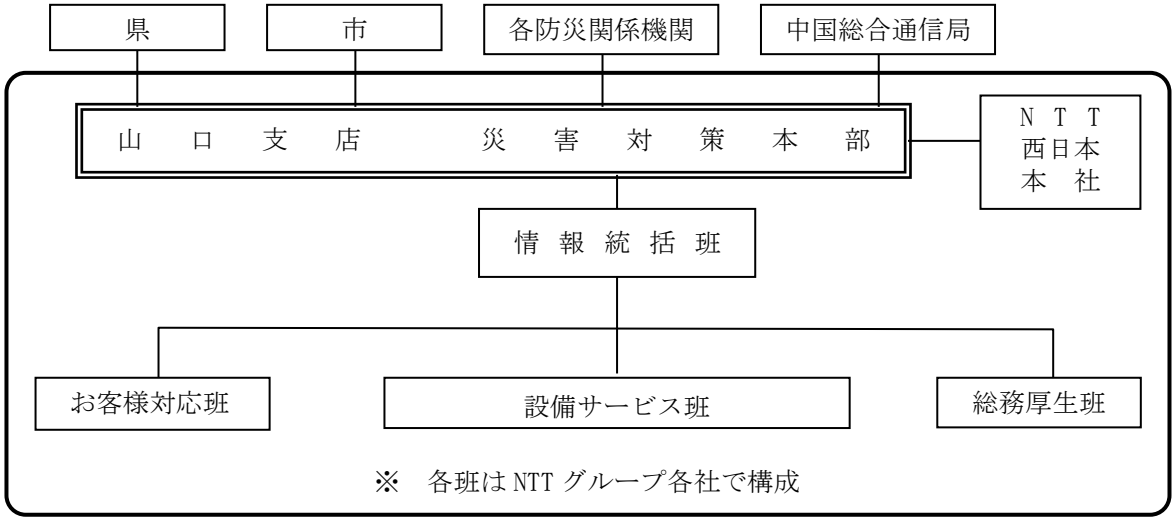

(2)　災害情報の収集伝達概要

ア　災害状況等の報告経路

山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本災害対策組織に連絡する。

イ　災害対策情報の伝達

山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ　災害対策情報の広報及び報告

ａ　県（災対本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置して

いない場合は災害対策室）が行う。

b　報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

c　県へ伝達を要する場合

・重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合

・気象警報発表中における一般電話のり障状況

d　伝達様式省略

エ　災害速報

a　災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第 1 報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

b　報告様式

c　報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行うものとする。

d　速報の経路

災害速報経路図による。

オ　災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正副各１名及び担当者を関係事業所に報告又は連絡するものとする。連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。

カ　社内外への災害情報の周知

a　社内

・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。

・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

b　社外

・総務厚生班から災害情報を提供する。

3　応急対策

(1)　災害対策機器の配備

ア　非常用可搬形収容装置類

災害により、ＮＴＴの交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

イ　無線装置

通信途絶のおそれがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ　移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ　応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを配備している。

(2)　特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

ア　特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

イ　緊急・非常扱い電報の受付け

ａ　非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号115番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱所に申し出るものとする。

ｂ　緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(3)　電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア　電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ　災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ　応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4)　応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア　臨時回線の作成

イ　中継順路の変更

ウ　規制等による疎通確保

エ　災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用

オ　特設公衆電話の設置

カ　その他必要な措置

4　復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(1)　被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。

(2)　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(3)　復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。

(4)　災害復旧工事の計画

ア　応急復旧工事

イ　現状復旧工事

ウ　本復旧工事

(5)　復旧の順位等

被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第２項　株式会社ＮＴＴドコモ

株式会社ＮＴＴドコモは、災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

１　応急対策

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは本社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

(1)　情報連絡体制

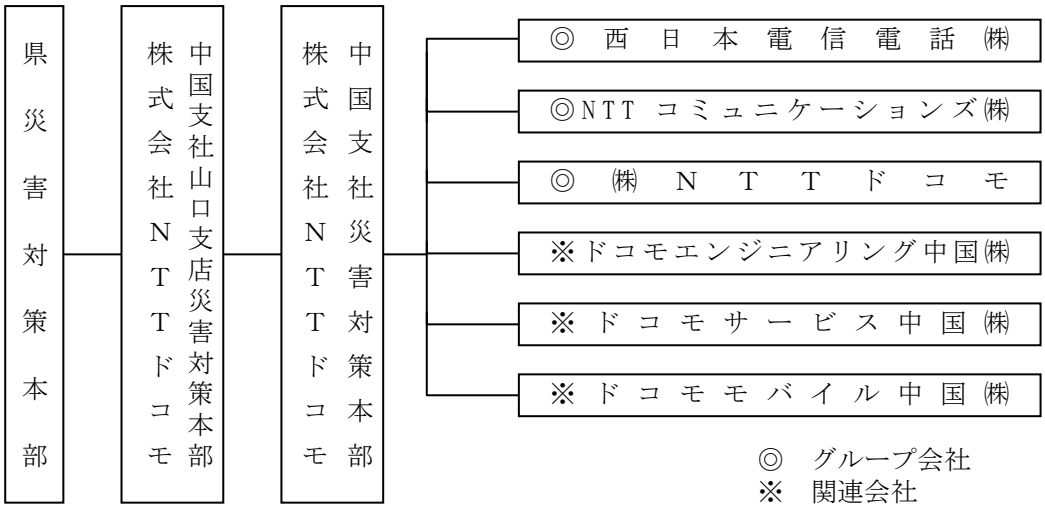

移動通信サービス復旧順位は、公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。

順　位	復　旧　サ　ー　ビ　ス	
第１順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第２順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	重要通信を確保する機関の 通話サービス
第３順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	一般電話サービス
第４順位	第１順位、第２順位、第３順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

第６節　工業用水道施設

【 関係機関：上下水道局 】

工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、地震等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいため、応急・復旧に努める。

第１項　情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため、管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、上下水道局及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしながら、関係機関及び市民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。

第２項　応急対策

１　発生直後の保安

工業用水道施設は、配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に止める。

２　復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な処置がとれるようにしておくとともに、下松市水道組合と災害時における水道施設の災害復旧に関する協定書に基づき対応する。

３　広域支援

災害により被災自治体だけでは対応が困難な場合は、「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール」に基づき、相互支援体制を確立するものとする。

第１８章　公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、橋梁、鉄道等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民等の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も市民等の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が地震等により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これらの公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。

- 公共施設等の応急復旧計画
  - 公共土木施設　【各課共通】
    - 実施機関、応急措置及び応急復旧対策
    - 応急工事施工の体制
  - 公共施設　【各課共通】
    - 応急対策
    - 復旧対策
  - 鉄道施設　【－】
    - 災害時の活動体制
    - 応急措置
    - 応急復旧

第１節　公共土木施設

【 関係機関：各課共通 】

地震等による災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第１項　実施機関、応急措置及び応急復旧対策

１　道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧

工事を実施する。

(1)　災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>実施機関名</th><th>応　急　措　置</th></tr>
<tr><td>市・県</td><td>ア　道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。
イ　まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。
ウ　次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。
エ　応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。
オ　県は、市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。
カ 所管する道路、橋梁の被害状況を把握する。
キ　消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
ク　危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>警　察</td><td>ア　発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。
イ　各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。
ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。
エ　危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。
オ　災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。</td></tr>
<tr><td>中国地方整備局
(山口河川国道事務所)</td><td>ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。
イ　県の防災計画に指定されている緊急輸送道路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。</td></tr>
<tr><td>西日本高速道路株式会社</td><td>ア 地震発生後速やかに警察と協力して、交通規制を実施する。
イ　県の防災計画に緊急輸送路として指定されている路線を優先して被害状況の把握に努めるとともに、被災箇所の応急措置、障害物の除去に努める。
ウ　パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。
エ 地震発生時における交通規制の基準は、おおむね次により行う。
<table>
<tr><th>道路構造等</th><th>指標</th><th>速度規制協議</th><th>通行止</th></tr>
<tr><td>一般的な構造を有する区間</td><td>計測震度
（震度階級）</td><td>４．０以上５．０未満
（震度４以上）</td><td>５．０以上
（震度５強以上）</td></tr>
<tr><td>注意が必要な箇所を有する区間（※）</td><td>計測震度
（震度階級）</td><td>４．０以上４．５未満
（震度４以上）</td><td>４．５以上
（震度５弱以上）</td></tr>
</table>
※山口県の高速道路（R2.2.28 現在）
<table>
<tr><td>道路名称</td><td>区間</td></tr>
<tr><td>中国道</td><td>美祢～美祢西</td></tr>
</table>
オ 災害発生時の通報体制</td></tr>
</table>

	県災対本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面交通止め、市民等に重大な被害を与える事故の発生」とする。 災対本部が設置されていない場合は、防災危機管理課へ連絡するものとする。

(2)　応急復旧対策

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
市・県	ア　応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。
市・県	イ　その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ウ　応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 エ　上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。緊急時で、時間的余裕がないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。
中国地方整備局（山口河川国道事務所）	被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	速やかな交通の確保及び被害の拡大防止の観点から、応急復旧を実施するものとし、通行止めを実施している場合は、少なくとも上下 1 車線の走行が可能な状態になるよう復旧させるものとする。

2　河川、ダム、ため池及び内水排除施設

地震等により堤防、護岸施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
市	(1)　水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2)　被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 (3)　排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4)　下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
県 （土木建築部） （農林水産部）	(1)　災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 (2)　市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 (3) 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。 (4)　排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、被災市町へ派遣する。 (5)　特に、市民等の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要のある対象としては、おおむね次のとおり ア　堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば市民

	等の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの イ　河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの ウ　護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの (6)　流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

３　港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模地震等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

地震、津波により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

(1)　応急措置・応急復旧対策

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
県 （土木建築部） （農林水産部）	ア　港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 イ　漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 ウ　海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 エ　港湾・漁港に係る応急工事 a　後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 b　航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 c　けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
海上保安部	地震発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。 ア　被災区域の交通規制の実施 イ　被災区域内の交通整理 ウ　航路障害物の除去 エ　その他の防災上の措置 a　気象情報の収集伝達 b　船舶在泊状況の把握 c　港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 d　危険物荷役の保安措置 e　港内整理及び避泊錨地の推薦 f　必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 g　必要に応じ、移動命令及び航行制限 h　乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 i　海上における流出油等の防除 j　船舶火災、海上火災の消火活動

４　海岸保全施設

海岸保全施設が、地震津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
市・県	(1)　気象情報（津波、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 (2)　管理する施設が地震、津波等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。
市・県	ア　堤防 イ　護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。

５　砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
市・県	(1) 砂防設備 ア　砂防えん堤 砂防堰堤が決壊した場合は、仮土留めや仮水路の設置、土石の排除等、通水断面確保のための応急対策工事を実施する。 イ　渓流保全 渓流保全工が決壊した場合は、大型土のうを設置する等により応急対策工事を実施する。 (2) 地すべり防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、変位量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、押え盛土等の応急対策工事を行う。 (3) 急傾斜地崩壊防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、変位量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、押え盛土等の応急対策工事を行う。

６　治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
市・県	(1) 治山施設 堰堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 (2) 林道施設 ア　林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ　応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 a　林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 b　復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合 c　孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第２項　応急工事施工の体制

１　要員・資材の確保

市及び県、中国地方整備局（以下「応急措置等実施機関」という。）は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1)　技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2)　建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3)　建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

２　関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、隣接市等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

３　建設機械等の緊急使用計画

(1)　現況把握

公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県が周南土木建築事務所管地域に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成する。この台帳は、年 1 回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2)　緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県が、市域全般の調達計画の策定及び調整、運用等の措置を担当する。

ア　処理系統図

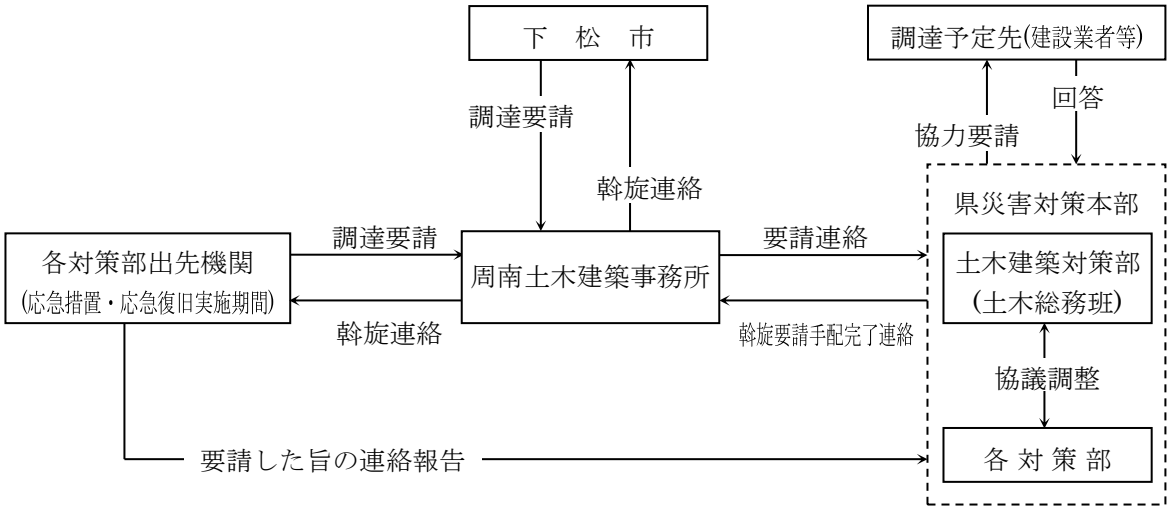

イ　調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

a　使用場所及び使用期間

b　使用目的（作業内容）

c　機械の種類及び必要台数

d　その他必要な事項

(3)　中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ　平成３１．４．１　各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局統括防災官間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

市は、大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4)　調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、市は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第２節　公共施設

【 関係機関：各課共通 】

地方公共団体が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災市民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第１項　応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

１　応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

(1)　災害情報等の施設利用者等への伝達
(2)　避難誘導等利用者の安全確保措置
(3)　応急対策を実施する組織体制の確立
(4)　火災予防等の事前措置
(5)　応急救護措置
(6)　施設設備の点検

２　災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1)　緊急避難の指示
管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2)　被災状況の把握
管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3)　応急対策の実施
ア　被災当日及びその後における施設の運営
イ　施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
ウ　利用者・入所者の家族への連絡措置

(4)　報告・応援要請
管理者は、被災状況について市に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

(5)　二次災害防止措置

二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の応急危険度判定を実施する。

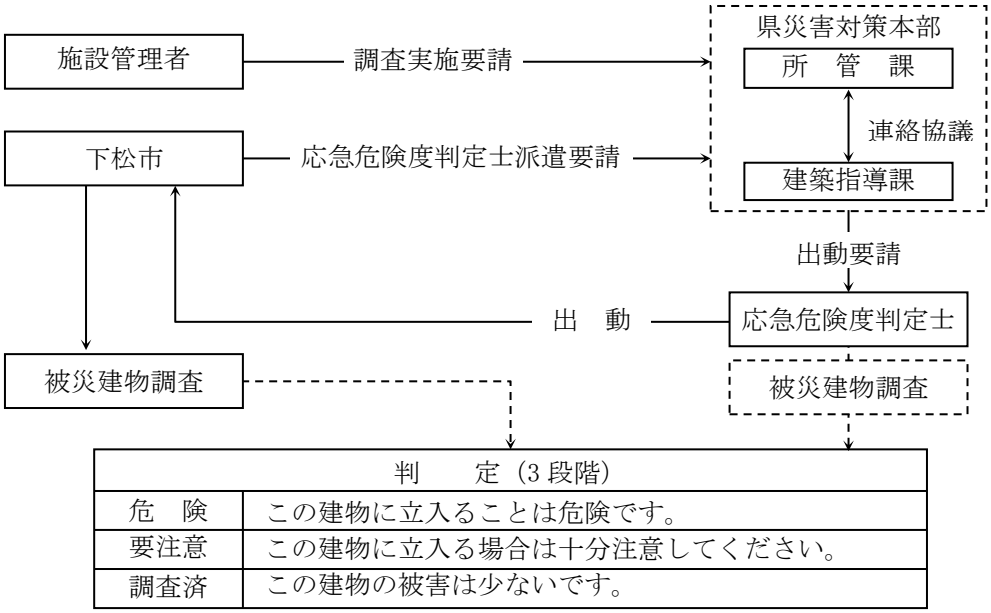

第２項　復旧対策

各施設管理者は、市と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第３節　鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第１項　災害時の活動体制

災害の発生が予想される場合は、速やかに警戒体制を整える。

１　災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内　　容
西日本旅客鉄道株式会社	(1)　災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3)　事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における事故対策本部等の防災組織は防災規定による。 (5)　事故対策本部及び現地対策本部の業務は、おおむね次のとおりであ

機関名	内　　容
	る。 ア　事故対策本部 a　運転事故、防災及び災害の情報に関すること。 b　併発事故、災害の未然防止に関すること。 c　被害の拡大防止に関すること。 d　運転事故、災害の復旧に関すること。 e　応急輸送に関すること。 イ　現地対策本部 a　運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。 b　運転事故及び災害の情報に関すること。 c　被害の拡大防止に関すること。 d　応急輸送に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して同様の業務を行う。

２　警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

機関名	内　　容
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1)　中国統括本部又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。特に地震、津波等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。 (2)　中国統括本部又は支店の関係各課は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 (3)　地震発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

第２項　応急措置

１　災害が発生したとき、又は、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。

２　事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。

３　事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第３項　応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として市民等の日常生活、社会経済活動を営む上で重要な役割を担っており、災害が発生した場合速やかな応急復旧を実施する。

【 部外機関との連絡系統図〔西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部社〕 】

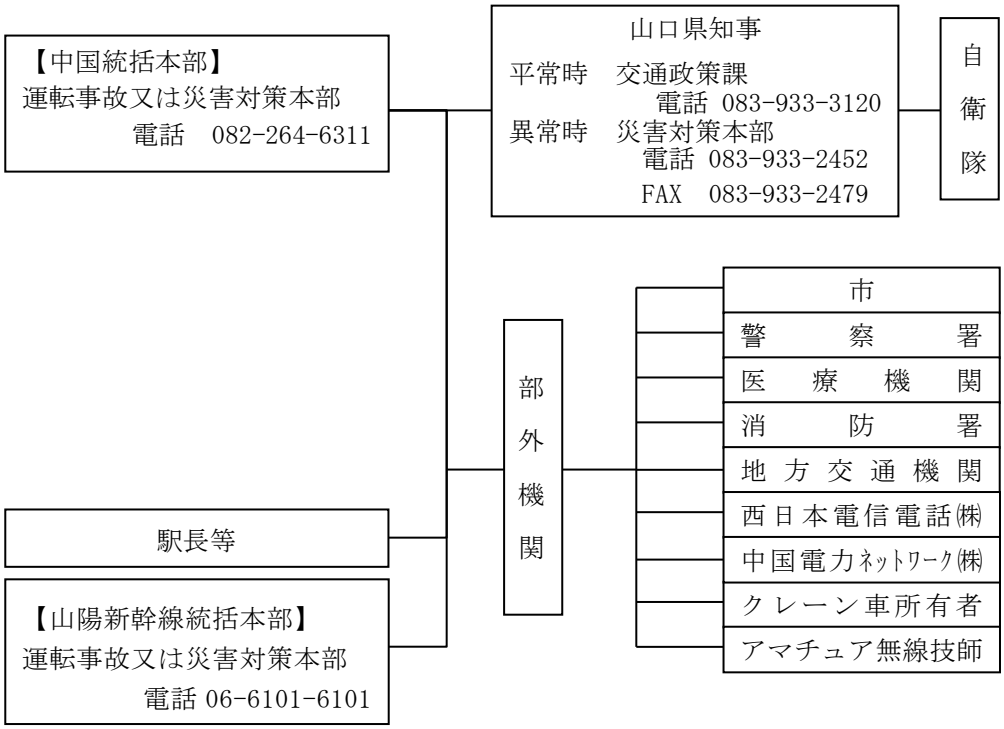

第１９章　南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え方

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。

- 南海トラフ地震防災対策推進計画
  - 総則【－】
    - 推進計画の目的
    - 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
    - 南海トラフ地震の概要
  - 災害対策本部等の設置等
    - 災害対策本部等の設置
    - 災害対策本部等の設置及び運営
    - 災害応急対策要員の参集
  - 南海トラフ地震の概要【－】
    - 地震の概要
    - 地震発生確率
    - 南海トラフ巨大地震の被害想定
  - 地震発生時の応急対策等【－】
    - 地震発生時の応急対策
      - 情報の収集・伝達
      - 施設の緊急点検・巡視
      - ２次災害の防止
      - 救助・救急・消火・医療活動
      - 物資調達
      - 輸送活動
      - 保健衛生・防疫活動
    - 資機材、人員等の配備手配
      - 物資等の調達手配
      - 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
    - 応援要請
      - 応援協定
      - 自衛隊の災害派遣
      - 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊
  - 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項【－】
    - 津波からの防護のための施設の整備等
    - 津波に関する情報の伝達等
    - 避難対策等
    - 消防機関等の活動
    - 水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送関係
      - 水道
      - 下水道
      - 電気
      - ガス
      - 通信
      - 放送

- 交通対策
  - 道路
  - 海上
  - 鉄道
  - 乗客等の避難誘導
- 市自らが管理又は運営する施設に関する対策
  - 不特定かつ多数の者が出入りする施設
  - 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措
  - 工事中の建築等に対する措置
- 文化財保護対策

- 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画　【－】
  - 建築物、構造物等の耐震化
  - 避難場所の整備
  - 避難路の整備
  - 津波対策施設
  - 消防用施設の整備等
  - 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
  - 通信施設の整備
- 防災訓練計画　【－】
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画【－】
  - 市職員に対する教育
  - 住民等に対する教育
  - 児童、生徒等に対する教育
  - 防災上重要な施設管理者に対する教育
  - 自動車運転者に対する教育
  - 相談窓口の設置

第１節　総則

第１項　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※推進地域の指定基準
①震度 6 弱以上の地域
②津波高が 3m以上で海岸堤防が低い地域
③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第２項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、【下松市地域防災計画震災対策編（以下「震災対策編」という。」第 1 編第 1 章第 4 節】及び大規模地震防災・減災対策大綱に定めるとおりである。

第２節　災害対策本部等の設置等

第１項　災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下この節において「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、直ちに下松市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

【震災対策編第 3 編第 1 章第 1 節に定めるところにより行うものとする。】

第２項　災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、下松市災害対策本部条例（昭和 38 年下松市条例第 7 号）に定めるところによるものとする。

【震災対策編第 3 編第 1 章第 1 節に定めるところにより行うものとする。】

第３項　災害応急対策要員の参集

１　市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及

び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

２　職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

【震災対策編第３編第１章第１節に定めるところにより行うものとする。】

第３節　南海トラフ地震の概要

第１項　地震の概要

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね 100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は、震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に３地震が個別に、又は２地震若しくは 3 地震が同時に発生したと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854 年の安政東海地震の後、約 160 年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約 100～150 年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域に渡り、その被害は、これまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

第２項　地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領　域　名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30％程度	70～80％	90％程度もしくはそれ以上

※2023 年 1 月 1 日時点の評価

第３項　南海トラフ巨大地震の被害想定

本市における被害は、人的被害が最大で死者 0 人、負傷者 3 人、建物被害が最大で全壊棟数 31 棟、半壊棟数 258 棟と想定されている。また、避難者は約 1,442 人（1 日後）、経済被害額は約 115 億円と想定される。

１　震度分布（図２）

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード 9 クラスの地震を想定しており、本市は、震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化及び津波による影響を受け、最大で震度 5 強の揺れが想定されている。

２　津波の高さ（図３、図４）

本市で 3.2m の最高津波水位が想定されている。

３　津波が到達するまでの時間

最高津波水位が本市沿岸に最も早く到達する時間は130分となっている。また、地震発生後に±20cm（海辺にいる人の人命に影響するおそれのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは 44 分となっている。

４　ライフライン

区分			直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
上下水道	断水人口	%	854 人	1.6	854 人	1.6	275 人	0.5	0 人	－
下水道	支障人口	%	411 人	0.9	411 人	0.9	411 人	0.9	0 人	－
電力	停電戸数	%	170 軒	0.5	169 軒	0.5	0 軒	－	0 軒	－
固定電話	不通回線	%	93 回線	0.5	92 回線	0.5	92 回線	0.5	0 回線	－
ガス	供給停止戸数	%	0 戸	－	0 戸	－	0 戸	－	0 戸	－

※1日後以降の停電戸数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電戸数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

５　生活支障等

（単位：人）

区分		直後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者	避難所避難	956	70	31
	避難所外避難	486	49	72
	合計	1,442	119	103

図１　南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震

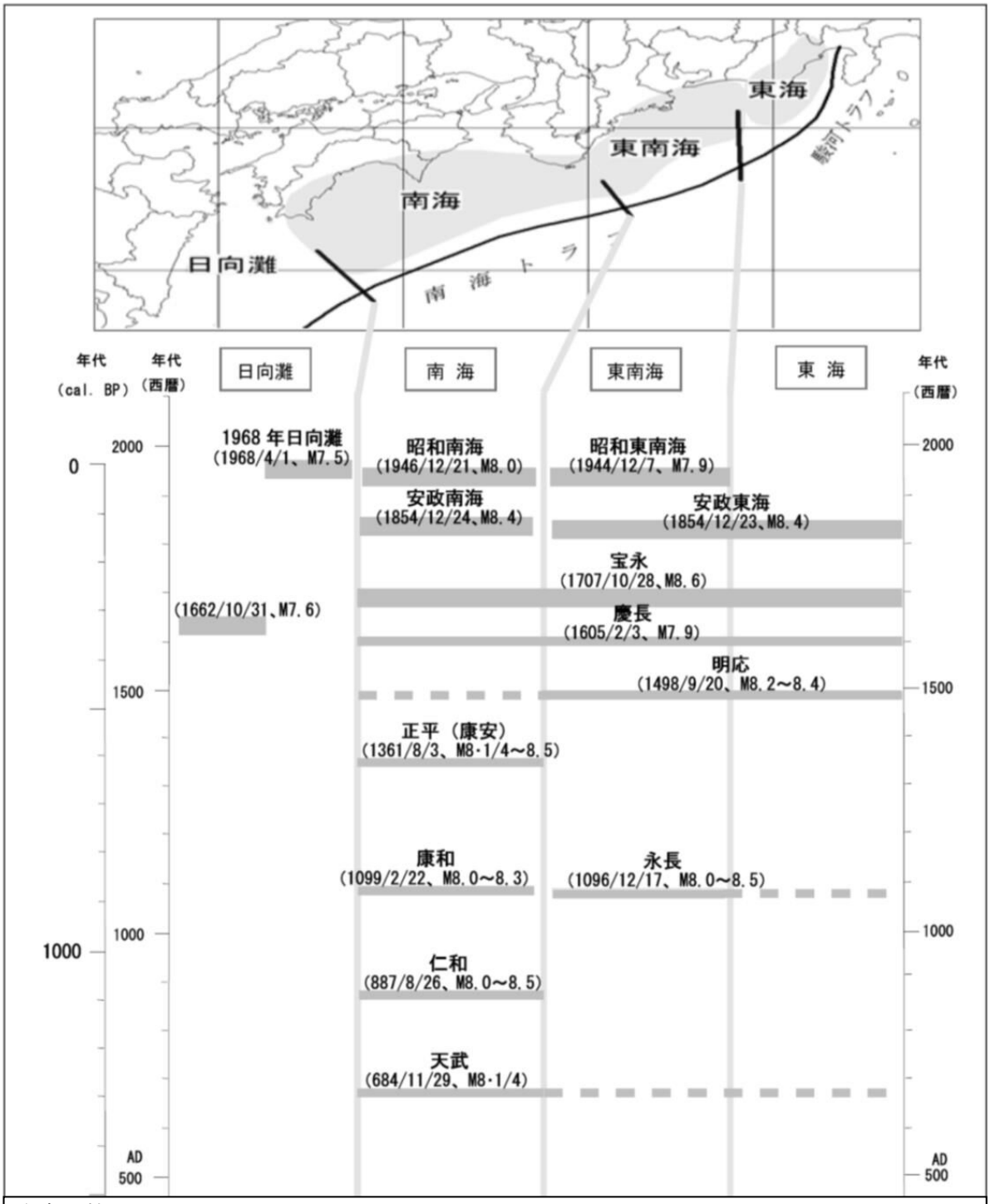

参考文献
1）679 年～1884 年：気象庁（1983）、被害地震の表と震度分布図
2）1885 年～1980 年：宇　津（1982）、日本付近の M6.0 以上の地震及び被害地震の表：1885 年～1980 年
3）1951 年～1995 年 5 月：気象庁、地震月報
注）重複する地震の諸元は、上記の順位で採用した。
※1605　慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては、信頼性に留意が必要である。

出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成 23 年 12 月 27 日、中間とりまとめ）資料

図２

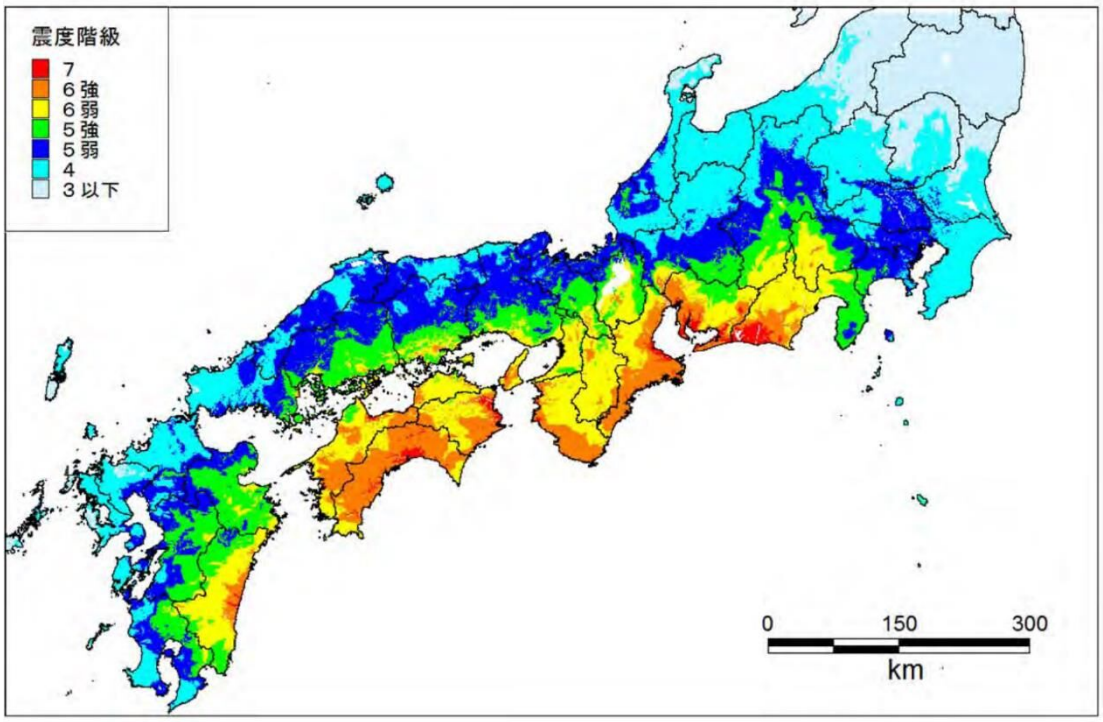

陸側ケースの震度分布

出典：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第１次報告）」
（平成 24 年 8 月 29 日中央防災会議）

図３　山口県津波浸水想定図（下松市）

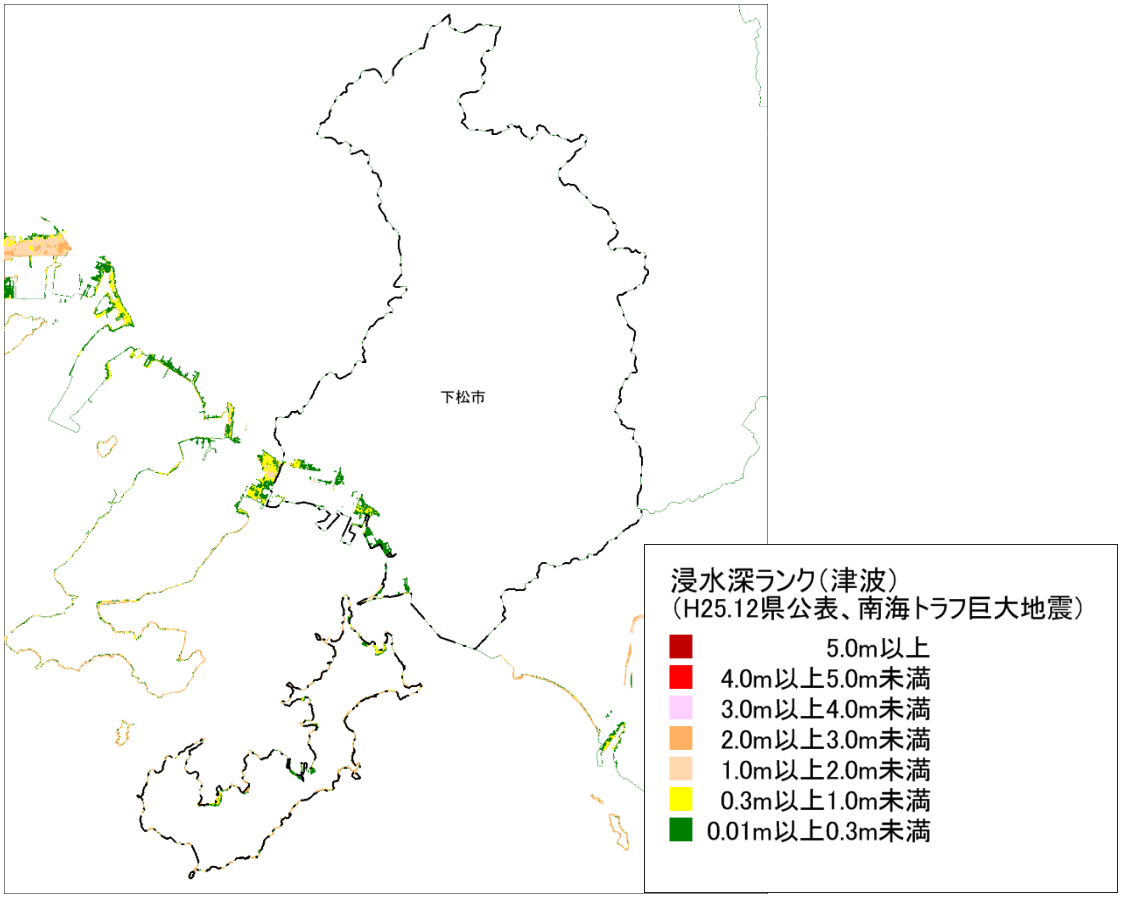

図４　山口県津波浸水想定図（下松市浸水地域拡大図）

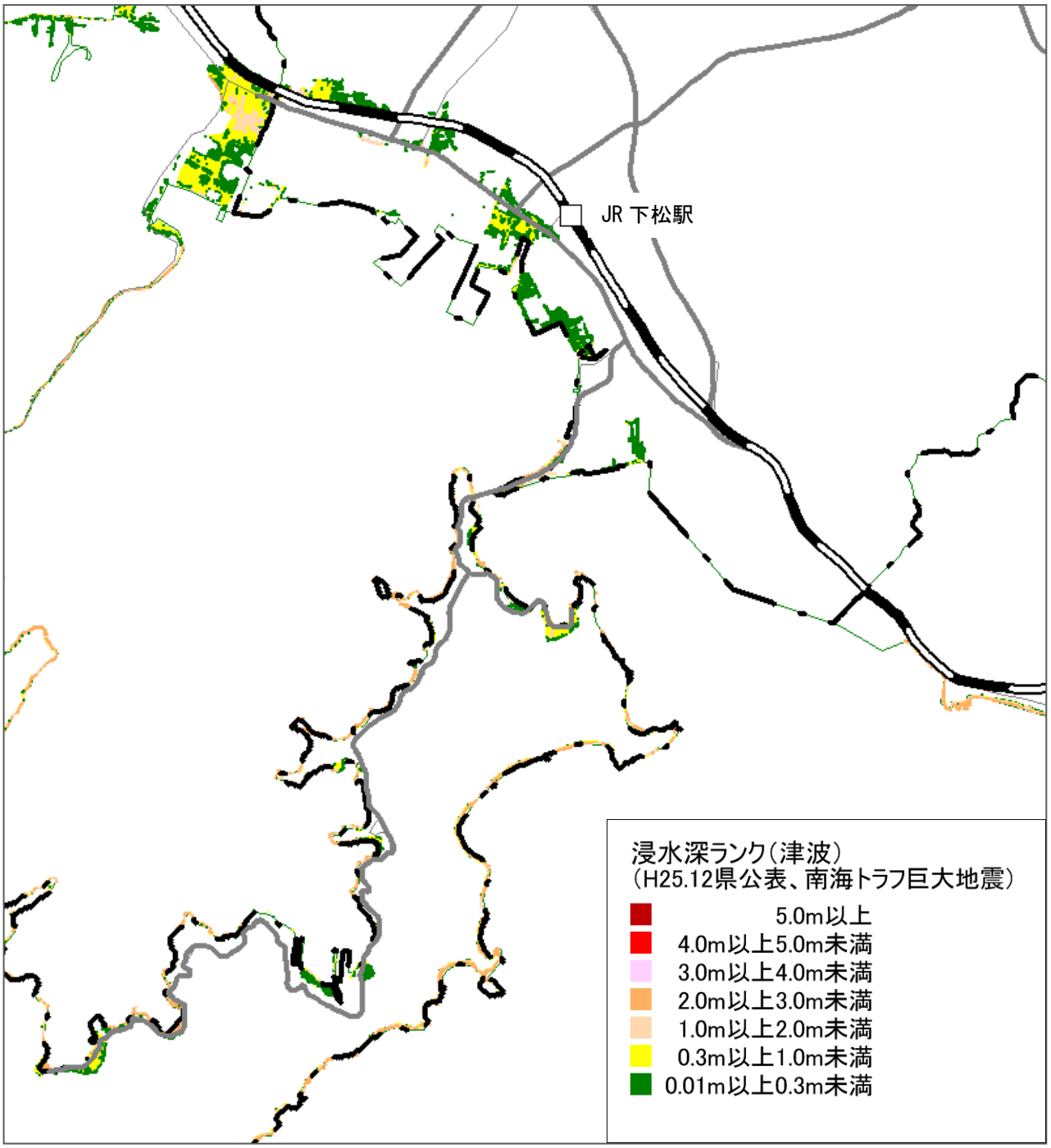

第４節　地震発生時の応急対策等

第１項　地震発生時の応急対策

１　情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割は、【震災対策編第 3 編第 2 章第 1 節第 2 項】に定めるとおりとする。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、（情報の種類に応じて）被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、【震災対策編第 3 編第 2 章第 2 節】に定めるところにより行うものとする。

２　施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設（特に防災活動の拠点となる公共施設等）及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

３　２次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

４　救助・救急・消火・医療活動

【震災対策編第 2 編第 10 章及び第 11 章並びに第 3 編第 3 章及び第 12 章】に定めるところにより行うものとする。

５　物資調達

(1) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

(2) 市は、市内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、県に対して調達、供給の要請を行う。

６　輸送活動

【震災対策編第 2 編第 13 章及び第 3 編第 7 章】に定めるところにより行うものとする。

７　保健衛生・防疫活動

【震災対策編第 3 編第 10 章】に定めるところにより行うものとする。

第２項　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

市は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の備蓄や調達体制の確立に努め、備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、他自治体や民間事業者等との「災害時相互応援協定」の締結を推進する。

２　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、下松市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、それぞれ別に定めるものとする。

【震災対策編第３編第１章第１節を準用する。】

第３項　応援要請

１　応援協定

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、【下松市地域防災計画資料編〔応援協定等一覧〕】に明記してあるとおりである。

２　自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めるときは、県知事へ派遣を求めることができる。自衛隊の派遣要請に関する事項については、【震災対策編第３編第６章第２節第１項】に定めるところによる。

３　緊急消防援助隊及び広域情報の収集・伝達

市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、県を通じて消防庁、代表消防機関、県警察及び中国四国管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

【震災対策編第３編第６章第１節及び第２節を準用する。】

第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１項　津波からの防護のための施設の整備等

１　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集をするものとする。

２　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

(3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

(4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
(5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画
(6) 津波に関する情報入手の手段

第２項　津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第４節第１項の１のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

１　津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

２　船舶に対する津波警報等の伝達

３　船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

４　管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

【震災対策編第３編第２章第１節から第５節までを準用する。】

第３項　避難対策等

１　津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づく、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定は県が実施する。

２　市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう津波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図る。

３　市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。

４　市は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定等を行うものとする。

５　県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市に協力するものとする。

なお、この場合、老人、子ども、病人、障害者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を実施する。

また、県は災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

(1)　第７項の 2(2)に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力
(2)　避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものに

ついて、収容者の救護のため必要な措置

6　市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

7　市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

【震災対策編第 2 編第 17 章第 1 節及び第 2 節、第 3 編第 4 章第 1 節及び第 2 節並びに第 14 章第 1 節及び第 2 節を準用する。】

第４項　消防機関等の活動

1　市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1)　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
(2)　津波からの避難誘導
(3)　土嚢等による応急浸水対策
(4)　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
(5)　救助・救急等
(6)　緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
(7)　津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2　県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

(1)　地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
(2)　地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

3　地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

(1)　所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
(2)　水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
(3)　水防資機材の点検、整備及び配備

【震災対策編第 3 編第 6 章第 1 節及び第 2 節を準用する。】

第５項　水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送関係

1　水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、【震災対策編第 3 編第 17 章第 3 節】に定める措置を講じる。

2　下水道

【震災対策編　第３編　第１７章　第４節】に定める措置を講じる。

３　電気

(1)　電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(2)　指定公共機関中国電力株式会社山口支社及び中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンターが行う措置

【震災対策編第 3 編第 17 章第 1 節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

４　ガス

(1)　ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2)　指定地方公共機関山口合同ガス株式会社徳山支店下松センターが行う措置

【震災対策編第 3 編第 17 章第 2 節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

５　通信

(1)　指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店が行う措置

【震災対策編第 3 編第 17 章第 5 節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2)　市が行う支援の措置

【震災対策編第 3 編第 2 章第 3 節】に定める措置を講じる。

６　放送

(1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

【震災対策編第 3 編第 2 章第 4 節第 5 節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

【震災対策編第 3 編第 2 章第 4 節第 5 節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

第６項　交通対策

１　道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し、周知す

るものとする。

２　海上

徳山海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。

また、港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、安全確保対策を取るものとする。

３　鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置及び各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

４　乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

【震災対策編第３編第７章第１節から第６節までを準用する。】

第７項　市自らが管理又は運営する施設に関する対策

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、公民館、社会教育施設（図書館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

(1)　各施設に共通する事項

ア　津波警報等の入場者等への伝達

a　来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討するものとする。

b　避難地、避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討するものとする。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2)　個別事項

ア　学校、研修所等にあっては、

a　当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b　当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

イ　社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1)　災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1 の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

３　工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

【震災対策編第 3 編第 1 章第 1 節を準用する。】

第８項　文化財保護対策

災害による文化財の被害の軽減を図るため、市は、以下のような対策を推進する。

1　被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リスト（国・県指定等文化財目録）【資料編 〔その他〕 ・指定文化財一覧】を整備する。

2　土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。

3　未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。

4　防災設備の点検・整備を行う。

5　消防、県、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携、協力体制を確立する。

6　消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。

7　文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方

法等の防災措置についての指導を徹底する。

第６節　時間差発生等への対応

第１項　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編　第３編　第２章　第１節】を準用する。

第２項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編　第３編　第２章　第１～５節】を準用する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編　第３編　第２章　第５節】を準用する。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編　第３編　第２章　第２節】に定めるとおりとする。

４　災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

５　県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

６　消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

(2) 県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

(3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

７　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア　正確な情報の収集及び伝達

イ　不法事案等の予防及び取締り

ウ　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

８　水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編　第３編　第１７章　第３節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 電気

ア　電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ　指定公共機関中国電力株式会社山口支社及び中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンターが行う措置

必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編　第３編　第１７章　第１節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

ア　ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ　指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【震災対策編　第３編　第１７章　第２節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、【震災対策編　第３編　第１７章　第５節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 放送

ア　指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

【震災対策編　第３編　第２章　第４節　第５節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

イ　指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置【震災対策編　第３編　第２章　第４節　第５節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

９　金融

指定公共機関日本銀行下関支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

１０　交通

(1) 道路

ア　県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。

イ　県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上および航空

ア　徳山海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

イ　港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ウ　空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

１１　県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア　各施設に共通する事項

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
（イ）入場者等の安全確保のための退避等の措置
（ウ）施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
（エ）出火防止措置
（オ）水、食料等の備蓄
（カ）消防用設備の点検、整備
（キ）非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
（ク）各施設における緊急点検、巡視

イ　個別事項

（ア）橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
（イ）河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
（ウ）病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
（エ）幼稚園、小・中学校等にあっては児童生徒等に対する保護の方法
（オ）社会福祉施設にあっては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア　災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

（ア）自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
（イ）無線通信機等通信手段の確保
（ウ）災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ　県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

１２　滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第３項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編　第３編　第２章　第１～５節】を準用する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法についてはその体制及び周知方法については【震災対策編第３編　第２章　第５節】を準用する。

３　災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０km　程度までの範囲でＭ７．　０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４　県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

１　建築物、構造物等の耐震化

【震災対策編第２編第５章第１節から第４節まで】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

２　避難場所の整備

【震災対策編第２編第４章第１節から第９節まで】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

３　避難路の整備

【震災対策編第２編第４章第１節から第９節まで】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

４　津波対策施設

【震災対策編第２編第 17 章第１節】に定めるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

５　消防用施設の整備等

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。

６　緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

市は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。

７　通信施設の整備

市、県、その他防災関係機関は、【震災対策編第３編第２章第２項第２節】に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。

第８節　防災訓練計画

１　市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知並びに関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

２　１の防災訓練は、震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

３　県は市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編第２第３章第１節】に明記してあるものとする。

(1) 動員訓練及び本部運営訓練

(2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

なお、県は、市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を

行うものとする。

【震災対策編第２編第３章第１節を準用する。】

第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

１　市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課又は各機関ごとに行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

(1)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2)　地震・津波に関する一般的な知識

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(4)　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(6)　職員等が果たすべき役割

(7)　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(8)　今後地震対策として取り組む必要のある課題

２　住民等に対する教育

住民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る。」という自主防災意識を普及させるため、市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施し、防災意識の普及を図るものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

(1)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2)　地震・津波に関する一般的な知識

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(4)　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識

(6)　正確な情報入手の方法

(7)　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(8)　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

(9)　各地域における避難場所及び避難路に関する知識

(10)　避難生活に関する知識

(11)　平素住民が実施し得る応急手当、最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(12)　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(13)　被災者への行政からの支援制度、相談窓口等

【震災対策編第 2 編第 17 章第 5 節を準用する。】

3　児童、生徒等に対する教育

【震災対策編第 2 編第 1 章第 1 節から第 3 節まで】に定めるところによるものとする。

4　防災上重要な施設管理者に対する教育

【震災対策編第 2 編第 1 章第 1 節から第 3 節まで】に定めるところによるものとする。

5　自動車運転者に対する教育

【震災対策編第 2 編第 1 章第 1 節から第 3 節まで】に定めるところによるものとする。

6　相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第２０章　津波災害応急対策計画

基本的な考え方

津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。

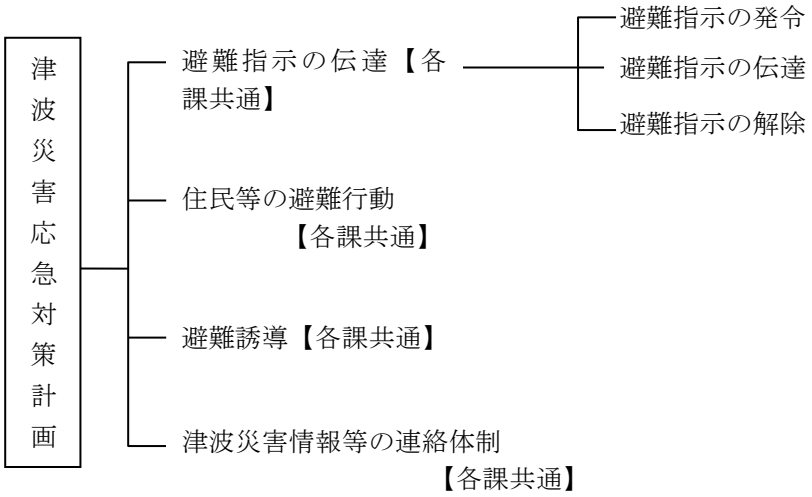

第１節　避難指示の伝達

【 関係機関：各課共通 】

第１項　避難指示の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、市は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合に直ちに避難指示を行う。

１　強い揺れ（震度４程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合

※　沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに避難指示を発令する必要がある。

２　大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第２項　避難指示の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

１　市は避難指示を行ったのち速やかに、その内容を市防災無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

２　津波警報等に応じて自動的に避難指示を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の発令の対象となる地域の住民等に伝達する。

第３項　避難指示の解除

当該津波予報区の津波警報等が解除されるまで、避難指示の解除は行わない。

第２節　住民等の避難行動

【 関係機関：各課共通 】

沿岸地域において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとする。

１　住民に対する内容

(1)　強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。

(2)　正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。

(3)　揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。

(4)　津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。

(5)　津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

２　船舶に対する内容

(1)　強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。

(2)　正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。

(3)　揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに港外※（水深の深い広い海域）に避難する。

(4)　港外に避難できない小型船舶は、直ちに陸上の高台に避難する。

(5)　津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除までは沿岸部に近づかない。
※時間的余裕のある場合にのみ行う。

(6)　津波に対する協議会等が設立されている地域、港においては、港長等から発令された指示等のとおり安全対策を実施する。

第３節　避難誘導

【 関係機関：各課共通 】

1　市は津波避難計画等に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。

2　避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。

3　予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難支援等を行う

第４節　津波災害情報等の連絡体制

【 関係機関：各課共通 】

1　市及び県、防災関係機関等は震災対策編第３編第２章「災害情報の収集・伝達計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

2　市及び県は、津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

3　報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。

第２１章　広域消防応援・受援に係る計画

基本的な考え方

広域消防応援・受援に係る計画
- 山口県内広域消防応援計画【－】
- 山口県緊急消防援助隊受援計画【－】
- 広域航空消防応援の受援実施【－】
- 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画【－】

第１節　山口県内広域消防応援計画

第１項　基本的事項

１　目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成 24 年 4 月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第２項　用語の定義等

１　受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市又は消防の一部事務組合をいう。

２　応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

３　応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第１条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	〔次のいずれかに該当する場合〕 ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

４　幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第３項　連絡体制及び無線通信体制

１　応援要請時における連絡体制

応援要請時における市の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1)　応援要請時の連絡先は、山口県地域防災計画（資料編）のとおりとする。

(2)　連絡方法は、原則として優先電話、ＦＡＸ又は電子メールによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

２　出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

(1)　応援隊と受援市町等との通信は、主運用波を使用するものとする。

ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、統制波の使用も考慮するものとする。

(2)　応援市町等の間の通信は、応援市町等の活動波を使用するものとする。

第４項　応援隊の編成

１　応援隊の編成

(1)　応援可能隊は、山口県地域防災計画（資料編）別表第２のとおりとする。

(2)　応援可能資機材は、山口県地域防災計画（資料編）別表第３のとおりとする。

２　指揮体制

(1)　応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。

(2)　災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。

(3)　緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援　隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第５項　発災段階（市が受援する場合の対応）

１　応援要請の手続き

(1)　市長は、災害規模及び被害状況を考慮して、市を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第３号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア　災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由 イ　要請する人員、車両等の種別、資機材の数量 ウ　応援隊の活動内容 エ　応援隊の到着希望日及び集結場所　等

(2)　市長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

この場合、市長は、知事に対して県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（山口県地域防災計画（資料編）様式１）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、同じく応援の要請（山口県地域防災計画（資料編）様式２）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

２　要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》応援要請の流れ

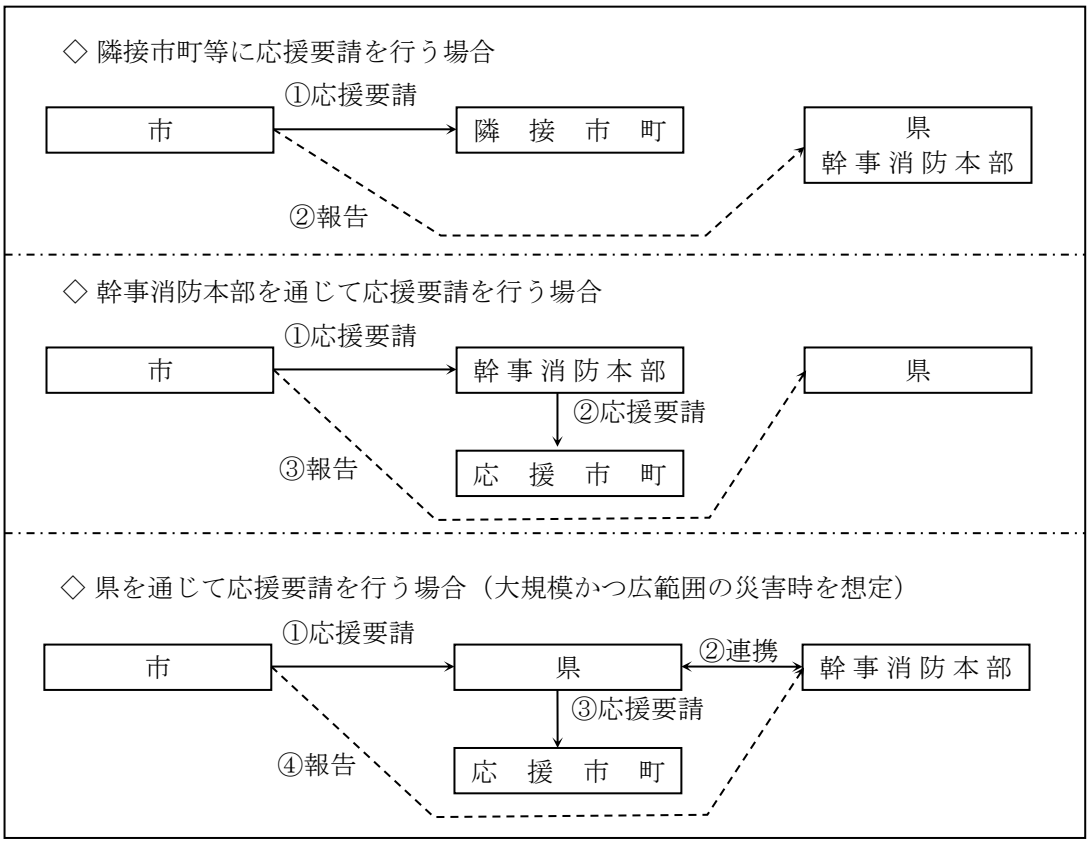

３　幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、市に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

４　集結場所の選定等

集結場所は、原則として市の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

５　応援の特例（覚知による応援）

市の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに市に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

６　知事による応援の指示

知事は市長から応援要請の連絡がなくとも、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第 43 条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（山口県地域防災計画（資料編）様式３）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

第６項　発災段階（市が応援する場合の対応）

１　事前検討

応援要請を受けた市は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。

【主な検討事項】

事前検討	応援出場の可否の検討 応援内容の検討、応援資機材の検討、補充消防力の検討　等
▽ ▽	
事前計画の確認	〔応援可能と判断した場合〕 部隊編成、必要資機材等の点検準備、連絡体制の保持、 応援隊の指揮者、集結場所、応援隊間の連絡体制　等
▽ ▽	
警防体制の確認	〔応援出動による管内の消防力の低下を防ぐため〕 消防隊等の移動配備、予備車の運用、消防職団員の招集　等

２　応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第７項　応援出動

１　応援出動時の措置

応援隊を派遣する市長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食料・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時 の報告事項	ア　応援隊の長の職氏名 イ　応援隊の人員・車両・資機材 ウ　集結場所への到着予定時間 エ　出動経路　等

２　集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

３　現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。

なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア　応援隊の現場到着日時 イ　応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量

４　活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする

確認事項	ア　災害の状況 イ　活動方針 ウ　活動地域及び任務 エ　使用無線系統 オ　他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要 カ　その他必要な事項

５　応援の中断

応援隊を派遣した市長は、応援隊を当該市の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。

なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

６　現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

また、事後、応援隊活動結果書（山口県地域防災計画（資料編）実施細目別記様式第４号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア　応援隊の活動概要 イ　応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無 ウ　応援隊の現場引き揚げ日時

第８項　その他

１　応援の始期及び終期

(1)　応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。

(2)　応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

２　経費の負担

(1)　応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めるこ

ととする。

応援市町等が負担する経費	ア　出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ　応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ　応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ　応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア　要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ　応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費 ウ　応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2)　応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（山口県地域防災計画（資料編）実施細目別記様式第６号）により受援市町等に対し請求するものとする。

３　各市町等における事前準備、教育訓練

(1)　各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食料等の整備に努めるものとする。

(2)　各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

第２節　山口県緊急消防援助隊受援計画

第１項　総則

１　目的

この計画は、山口県内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 40 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動で きる体制の確保を図ることを目的とする。

２　用語の定義

(1)　代表消防機関は、下関市消防局とする。

(2)　代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。

(3)　前項までに定めるもののほか、用語については山口県地域防災計画（資料編）別表第１のとおりとする。

３　連絡体制

(1)　緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、山口県地域防災計画（資料編）別表第２のとおりとする。

(2)　連絡方法は、原則として有線電話又はＦＡＸ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第２項　応援等の要請

１　応援等要請の手続き

(1)　緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、山口県地域防災計画（資料編）別図第１のとおり行うものとする。

(2)　市長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により要請するものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式1-2)。

ア　災害の概況

イ　出動が必要な区域や活動内容

ウ　その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下、「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

(3)　市長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市の災害の状況を消防庁長官に直ちに電話により連絡するものとする。

(4)　市長は、知事に対して(2)の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、(2)各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 1-2)。

(5)　知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、(2)各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 1-1)。

(6)　知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うもの

とする。

(7)　知事は、被災地の市町長から応援要請等の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。

(8)　知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

(9)　知事は、被災地の市長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

(10)　知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市長に対して通知するものとする。

２　緊急消防援助隊の応援等決定通知等

(1)　知事は、長官から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 3-2 により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

(2)　県は、消防庁から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 3-3 により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市に対して通知するものとする。

３　迅速出動等適用時の対応

(1)　市長は、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は山口県地域防災計画（資料編）要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる災害が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

ア　最大震度６弱以上の地震が発生した場合

イ　大津波警報が発表された場合

ウ　噴火警報（居住区域）が発表された場合

(2)　知事は、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は山口県地域防災計画（資料編）要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、早期

に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(3)　知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第３項　受援体制

１　消防応援活動調整本部の設置

(1)　知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第 44 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が一の場合であっても､警察、自衛隊、海上保安庁、ＤＭＡＴ等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

(2)　調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、原則として山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。

(3)　調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

(4)　調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

(5)　調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

ア　消防保安課の職員

イ　代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ　被災地を管轄する消防本部の職員

エ　消防防災航空隊の職員

(6)　山口県事務決裁規程（昭和 44 年山口県訓令第４号）第 15 条の規定に基づき、次に掲げる事務は県総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。

ア　消防庁長官又は市長への応援の要請等（法第 44 条第１項及び第３項関係）

イ　緊急消防援助隊に対する指示（法第 44 条の３第１項関係）

(7)　調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

(8)　知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

(9)　調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

ア　被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

イ　被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

ウ　緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
エ　自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等の関係機関との連絡調整に関すること。
オ　山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
カ　山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
キ　山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること
ク　その他必要な事項に関すること。

(10)　山口県は、山口県地域防災計画（資料編）別表第３に定める資機材等を整備しておくものとする。

(11)　調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため山口県地域防災計画（資料編）様式１、様式２、様式３及び４を活用し、運用するものとする。

(12)　調整本部長は、法第 44 条の２第８項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

(13)　調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(14)　調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

(15)　調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(16)　調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

２　指揮本部の設置

(1)　被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

(2)　指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
ア　被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む）の収集に関すること。
イ　被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
ウ　緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
エ　その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(3)　指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

(4)　指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(5)　指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

(6)　指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第４項　指揮体制及び通信運用体制

１　指揮体制等

(1)　調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

(2)　指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

(3)　指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。

(4)　指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

(5)　統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

(6)　統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

(7)　エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

(8)　ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

(9)　土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

(10)　都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

(11)　緊急消防援助隊の連絡体制は、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式７のとおりとする。

２　通信運用体制

(1)　山口県内の無線通信運用体制は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 7 のとおりとする。

(2)　消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、山口県地域防災計画（資料編）別表第８のとおりとする。

第５項　消防応援活動の調整等

１　任務付与

(1)　指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

ア　被害状況
イ　活動方針
ウ　活動地域及び任務
エ　安全管理に関する体制
オ　使用無線系統
カ　地理及び水利の状況
キ　燃料補給場所
ク　その他活動上必要な事項

２　関係機関との活動調整

知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

３　資機材の貸出し及び地図の配付

(1)　指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
(2)　指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

４　ヘリコプター離着陸場所

ヘリコプター離着陸場所は、山口県地域防災計画（資料編）別表第９のとおりとする。

５　燃料補給場所

(1)　調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
(2)　陸上隊の燃料補給場所は、山口県地域防災計画（資料編）別表第10のとおりとする。
(3)　航空小隊の燃料補給場所は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 11 のとおりとする。
(4)　水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。

６　燃料調達要請

(1)　調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
(2)　災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 12 のとおりとする。

７　重機派遣要請

(1)　調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。

(2)　災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 13 のとおりとする。

(3)　調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

８　物資等調達要請

(1)　調整本部長は、食料及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。

(2)　災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 14 のとおりとする。

９　増隊要請

知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

10　部隊移動

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、山口県地域防災計画（資料編）別図第２又は別図第３のとおり行うものとする。

11　長官の求め又は指示による部隊移動

(1)　知事は、長官から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市長に対して意見を求めるものとする。

(2)　被災地の市長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

(3)　知事は、被災地の市長の意見を付して、長官に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

(4)　知事は、長官から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市長に対して連絡するものとする。

(5)　知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市長に対して連絡するものとする。

12　知事による部隊移動

(1)　知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

(2)　調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

(3)　知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の

長に対し、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。

(4)　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市長に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

(5)　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。

(6)　調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

13　部隊移動に係る連絡

調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

14　活動中止の判断

(1)　指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、山口県地域防災計画（資料編）別紙1-1を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

(2)　調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該当市町の指揮者と山口県地域防災計画（資料編）別紙1-2により活動中止について調整するものする。活動の再開についても同様とする。なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

第６項　応援等の引揚げの決定

１　活動終了及び引揚げの決定

(1)　被災地の市長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(2)　前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をＦＡＸにより速やかに行うものとする。（山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式4-1）

(3)　知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第７項　その他

１　情報共有

(1)　調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共

有に努めるものとする。

(2)　被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるのものとする。

２　災害時の体制整備

知事、市長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

３　都道府県の受援計画の変更

(1)　知事は、受援計画の変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

(2)　知事は、受援計画の変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

(3)　知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。

４　消防本部の受援計画の策定

(1)　各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するよう努めるものとする。

(2)　各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

(3)　各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

５　航空隊の受援計画

航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

６　地理情報

各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

ア　広域地図
イ　住宅地図
ウ　ヘリコプターの離着陸場所位置図
エ　燃料補給場所位置図
オ　消防水利位置図
カ　物資等の調達可能場所位置図
キ　緊急搬送医療機関位置図

７　都道府県の訓練

山口県は、原則年１回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

第３節　広域航空消防応援の受援実施

１　広域航空消防応援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、都道府県や政令指定市消防機関が所有する防災ヘリコプターを活用した広域消防応援体制が整備されている。

ここでは、山口県消防防災ヘリコプターによる消防応援の受援及び緊急消防援助隊によらない場合の広域航空消防の受援について定める。

(1) 基本事項

ア　山口県消防防災ヘリコプター応援協定

県及び各市町等は、ヘリコプターによる消防応援が必要となった場合に備えて、山口消防防災ヘリコプター応援協定（以下「ヘリ応援協定」という。）を締結している。実際に応援を必要とする際は、ヘリ応援協定に基づき、発災市町等から県へ応援要請を行うこととなる。

イ　大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱

都道府県域を超えた広域航空消防応援を実施できるよう、消防組織法第４４条に基づき、消防庁において広域航空消防応援実施要綱（以下「航空応援要綱」という。）が定められている。県内での発災において、山口県消防防災ヘリコプターのみでは航空消防力が不足する場合（又は山口県消防防災ヘリコプターが点検等により使用不可の場合）は、航空応援要綱に基づき、消防庁長官を通じて応援要請を行う。

また、詳細な手続きは、航空応援要綱の細目に規定されている。

(2) 応援要請の手順

応援要請の手順は次のとおりである。

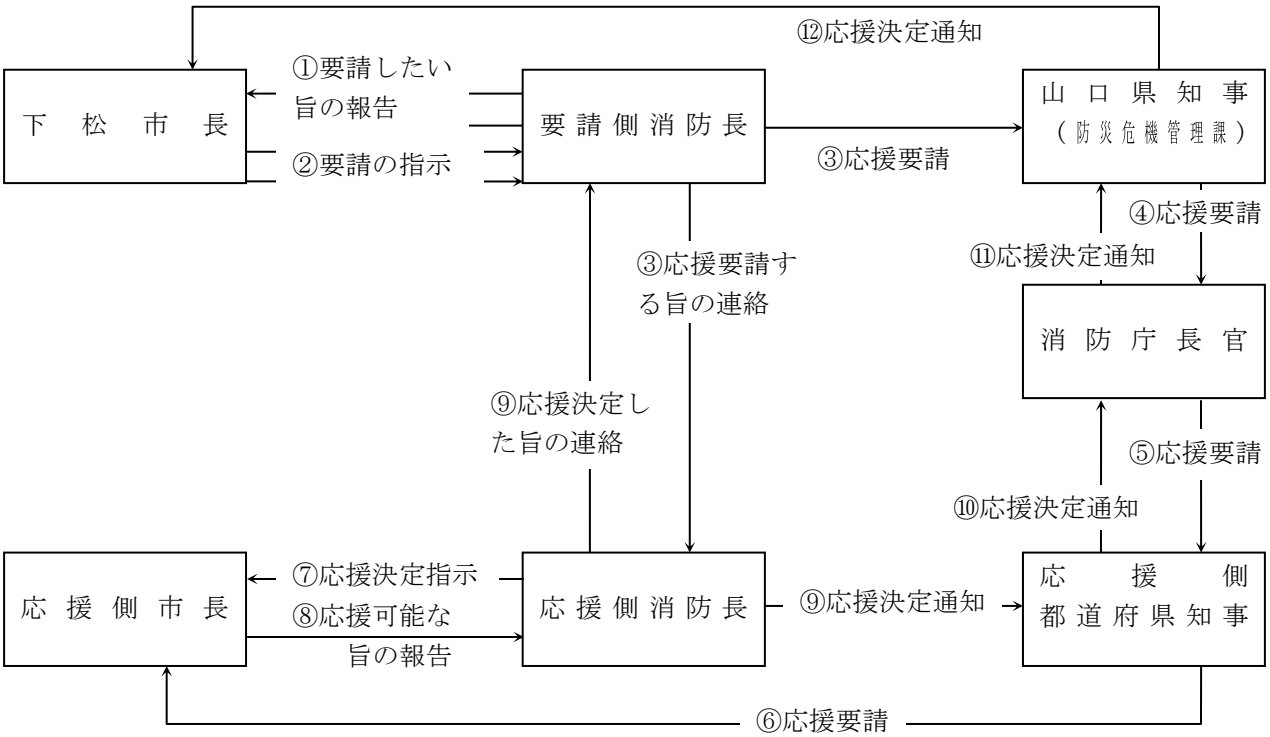

(3) 要請の方法

ア　消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、山口県知事へヘリコプターの応援要請を行う。

イ　要請・連絡事項

知事への要請事項	応援側都道府県（消防本部）への連絡事項
(ｱ) 要請先市町 (ｲ) 要請者、要請日時 (ｳ) 災害の発生日時、場所、概要 (ｴ) 必要な応援の概要	(ｱ) 必要とする応援の具体的内容 (ｲ) 応援活動に必要な資機材等 (ｳ) 離発着可能な場所及び給油体制 (ｴ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法 (ｵ) 離発着場における資機材の準備状況 (ｶ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 (ｷ) 他にヘリコプターを要請している場合のヘリコプターを保有する消防本部名又は保有する都道府県名 (ｸ) 気象の状況 (ｹ) ヘリコプターの誘導方法 (ｺ) 要請側消防本部の連絡先 (ｻ) その他必要事項

ウ　消防庁長官、応援側消防長への要請・連絡

要請又は連絡は、航空応援要綱の細目に定める様式により行うが、とりあえずは電話・ＦＡＸで行い、事後速やかに正式文書で要請する。

(4) 広域消防応援に係る担当窓口

山口県地域防災計画（資料編）[表１]のとおり。

第４節　緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

第１項　総則

１　目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊、山口県土砂・風水害機動支援部隊（以下「山口県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

２　用語の定義

(1)　代表消防機関は、下関市消防局とする。
(2)　代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
(3)　前項までに定めるもののほか、用語については別表第１のとおりとする。

第２項　山口県大隊等の編成

１　連絡体制等

応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

ア　応援等出動時における各消防本部の連絡先は、山口県地域防災計画（資料編）別表第２のとおりとする。
イ　応援等出動時における関係機関の連絡先は、山口県地域防災計画（資料編）別表第３のとおりとする。
ウ　県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線ＦＡＸ（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。
なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

２　山口県大隊等の編成

(1)　山口県の登録隊は、山口県地域防災計画（資料編）別表第４のとおりとする。
(2)　地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、山口県地域防災計画（資料編）別表第６のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
(3)　地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第５及び別表第６を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
(4)　山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。

(5)　大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。

(6)　山口県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行の両消防本部から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。

(7)　統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

(8)　中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例　下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。

中隊名	中隊長を充てる消防本部名
消火中隊	柳井地区広域消防本部
救助中隊	周南市消防本部
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援中隊	下関市消防局
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備中隊	山口市消防本部

(9)　小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例　萩消火隊」と呼称するものとする。なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。

(10)　後方支援中隊の編成は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 7 のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。

(11) ＮＢＣ災害即応部隊は、山口県地域防災計画（資料編）別表第８のとおり編成し、「下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、下関市消防局ＮＢＣ即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

(12)　土砂・風水害機動支援部隊は、山口県地域防災計画（資料編）別表第９のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

3　指揮体制等

(1)　山口県大隊等の指揮体制は、山口県地域防災計画（資料編）別紙第１のとおりとする。

(2)　受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。）別記様式１のとおりとする。

(3)　山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。

(4)　山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口

県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

(5)　下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害相応部隊の活動の指揮を行うものとする。

(6)　山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

(7)　中隊長は、山口県大隊長又は部隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

(8)　小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

第３項　山口県大隊等の出動

１　地震時等の出動等に係る取決め

山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別表 A-1、A-2 並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 10 のとおりとする。

２　山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備

(1)　山口県地域防災計画（資料編）別表第 10 に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、各消防本部から事前に計画された隊（山口県地域防災計画（資料編）別表第５）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（山口県地域防災計画（資料編）別表第５）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

イ　各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（山口県地域防災計画（資料編）別表第５）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(2)　土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第６又は別表第９）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して山口県

地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

イ　県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（山口県地域防災計画（資料編）別表第６又は別表第９）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(3)　前２項の場合のほか、消防庁から山口県大隊（ＮＢＣ災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

イ　県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(4)　県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。

3　集結場所

集結場所は、山口県地域防災計画（資料編）別表第 11 のとおりとする。

4　山口県大隊及び統合機動部隊の出動

(1)　県知事は、消防庁長官から山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 3-1 又は同様式3-4により山口県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関との協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、山口県地域防災計画（資料編）応援出動要請書（様式４）により各市長等（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

　なお、受援県内の場所を集結場所に指定する場合は、事前に当該受援県の調整本部と調整するものとする。

(2)　県は、要請内容や被災地の状況に応じて、山口県地域防災計画（資料編）別表第５又

は別表第６に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

(3)　出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部をおおむね１時間以内に出動するものとする。

イ　第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね２時間 30 分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

ウ　第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね３時間 30 分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

エ　各消防本部は、出動小隊に原則として 72 時間活動可能な食料・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。

(4)　迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

５　その他の部隊の出動

(1)　下関市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後３０分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

(2)　県知事は、長官から要請要綱別記様式３－１により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式４）により当該部隊を構成する小隊の属する各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

６　国家的な非常災害における出動

(1)　国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとする。

(2)　長官から出動の指示があった場合には、第９第１項及び第３項に定める出動を行うほか、別表第５に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。

(3)　県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第５に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

(4)　特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね２４時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

(5)　各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

7　山口県大隊等の出動隊数の報告

(1)　緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書（山口県地域防災計画（資料編）様式５）の写しを携行させ、終結場所到着後、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部体調に提出するものとする。

(2)　代表消防機関は、前項の派遣小隊連絡書（山口県地域防災計画（資料編）様式５）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（山口県地域防災計画（資料編）様式６）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。

(3)　県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

8　緊急消防援助隊の車両表示

緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

9　集結場所への集結完了

(1)　山口大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び終結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

(2)　中隊長は、山口県大隊等概要（様式７）により山口県大隊等の概要を確認するものとする。

10　進出拠点への進出

(1)　山口県大隊長、統合機動部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

(2)　被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

(3)　山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

ア　被災地の被害概要

イ　山口県大隊等の活動地域及び任務

ウ　山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート

エ　山口県大隊等の隊列

オ　その他必要な事項

(4)　集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

11　高速自動車国道等の通行

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

ア　被災地への出動途上等で道路交通法 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

イ　緊急走行以外の場合は、料金一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出て、山口県地域防災計画（資料編）別紙第２「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

ウ　、緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

エ　名刺を提出した場合、後日、県をとおして消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

12　情報共有

被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

13　進出拠点到着

(1)　山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。

なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

(2)　進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等（ＮＢＣ災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

14　現地到着

(1)　山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

ア　災害状況

イ　活動方針

ウ　活動地域及び任務
エ　山口県大隊本部の設置場所
オ　安全管理に関する体制
カ　使用無線系統
キ　地理及び水利の状況
ク　その他活動上必要な事項

(2)　山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊等現場到着時の報告書（山口県地域防災計画（資料編）様式８）により後方支援本部に対して報告するものとする。

(3)　山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

(4)　統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第４項　現場活動

１　山口県大隊本部の設置

(1)　山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。

(2)　山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

(3)　山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

(4)　山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

２　活動時における無線通信運用及び情報収集

(1)　活動時の無線通信運用体制は、別表第 12 のとおりとする。

(2)　通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

３　各隊の保有資機材等

(1)　後方支援中隊の保有資機材は、別表第 7 のとおりとする。

(2)　後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第 13 のとおりとする。

４　県大隊長への報告等

(1)　県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項（様式９）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努め

るものとする。

(2)　各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式 10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。

５　日報

山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式２により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第５項　後方支援活動

１　後方支援本部の設置

(1)　山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。

(2)　後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。

(3)　副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。

(4)　代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。

(5)　後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

(6)　後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

ア　消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

イ　山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

ウ　山口県大隊等の隊数及び人員数の集計

エ　山口県大隊等の活動記録の集約

オ　各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供

カ　山口県大隊等に対する災害に関する情報提供

キ　必要な資機材等の手配及び提供

ク　食料（３日目以降）の手配に関する調整

ケ　交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

コ　その他必要な事項

(7)　各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。

(8)　前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

２　後方支援中隊の任務等

(1)　後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

ア　後方支援本部との連絡

イ　宿営場所の設置及び維持
ウ　物資の調達及び搬送
エ　車両及び資機材の保守管理
オ　交替要員の搬送
カ　活動の記録
キ　その他必要な事項

(2)　後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める山口県隊後方支援活動要領等により行うものとする。

３　相互協力

県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第６項　活動終了

１　山口県大隊等の引揚げ

(1)　山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

(2)　山口県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

ア　山口県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
イ　活動中の異常の有無
ウ　隊員の負傷の有無
エ　車両、資機材等の損傷の有無
オ　その他必要な事項

２　帰署（所）報告

(1)　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、県に対して速やかに報告するものとする。

(2)　県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第７項　活動報告等

１　活動結果報告

(1)　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県及び代表消防機関に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式５により、速やかに活動報告を行うものとする。

(2)　県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して山口県地域防災計画（資料編）要請要綱別記様式５により、速

やかに活動報告を行うものとする。

第８項　その他

１　航空部隊の応援等

航空部隊（航空指揮支援隊を含む。）に係る応援等については、県が別に定めるものとする。

２　事前準備

(1)　各消防本部等は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

(2)　県及び各消防本部等は、食料等の整備に努めるものとする。

第４編　復旧・復興計画

第４編　復旧・復興計画

第１章　復旧・復興活動計画

基本的な考え方

大規模な地震が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、市をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

復旧・復興活動計画

└ 市の活動体制　【各課共通】

　└ 被害復旧対策本部の設置

第１節　市の活動体制

【 関係機関：各課共通 】

市長は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て復旧・復興対策を実施するとともに、その他の防災関係機関が処理する復旧・復興対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

第１項　被害復旧対策本部の設置

市長は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、市被害復旧対策本部を設置し、復旧・復興対策を実施する。

１　被害復旧対策本部

被害復旧対策本部は、災害対策本部に準じて設置する。

２　市被害復旧対策本部の廃止基準

市長は、本格的な復旧・復興対策のめどがたったと認められるときは、市被害復旧対策本部を廃止する。

３　市被害復旧対策本部の設置（廃止）の通知等

総務部長は、市被害復旧対策本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当課	方　　法
県（防災危機管理課・消防保安課）	防災危機管理課	山口県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話・FAX
報道機関	地域政策課	電話・FAX
市民等	〃	登録制メール、市ホームページ

第２章　被災者の生活再建計画

基本的な考え方

市は、地震等の災害により被害を受けた市民等の速やかな再起が図られるよう、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。

- 被災者の生活再建計画
  - 被災者の生活確保　【各課共通】
    - 生活相談
    - 職業あっせん・雇用保険の給付対策等
    - 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免
    - 国民健康保険税の徴収の猶予及び減免
    - 住宅の建設
    - 生活資金の確保
    - 災害弔慰金等の支給
    - 災害被災者に対する援護措置
    - 被災者生活再建支援金の支給
    - 罹災証明書の交付
    - 被災者台帳
    - その他の生活支援
  - 義援金及び見舞品の受入れ・配分　【地域福祉課】
    - 義援金品の受付
    - 義援金品の保管
    - 義援金品の配分及び輸送

第１節　被災者の生活確保

【 関係機関：各課共通 】

第１項　生活相談

災害発生後から被災者、一般市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市、県及び防災関係機関は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措　　置　　事　　項
市	１　市は、被災者のための相談所を庁舎、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。また、市ホームページで各種支援制度を掲載し、周知を図る。 ２　解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 ３　県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。 ４　市は被災者支援システムを活用して、円滑に市民の生活再建を支援する。
県	１　各種相談体制の確立 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合政策部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 ２　被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、地域振興部内に被害相談室を設置することができる。 ３　発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 市、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 ４　通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。
警察	警察署、駐在所、若しくは現地の必要な場所に臨時相談所を設置して安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方公共機関	支店、営業所若しくは現地の必要な場所に臨時相談所あるいは案内書を設置し、所管業務の相談に当たる。

第２項　職業あっせん・雇用保険の給付対策等

災害により、失職した者の雇用確保のため、山口労働局、下松公共職業安定所、県（商工労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる。

第３項　租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
市 （税務課）	市は、市が賦課する税目に関して、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 （税務課） （市町課） （県税事務所）	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。

※　地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第４項　国民健康保険税の徴収の猶予及び減免

市は、被災した納税義務者に対して、国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）及び市条例等に基づき、国民健康保険税の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

第５項　住宅の建設

災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

１　応急仮設住宅の建設

第 3 編 第 11 章「応急仮設住宅計画」による。

２　災害公営住宅の建設

(1)　市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

(2)　県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

３　既設公営住宅等の修理

市及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

４　住宅資金の確保

(1)　独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連住宅資金のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

また、これらの災害関連貸付けの対象外の被災者に対しても、個人住宅資金（一般住宅）について、特例として融資条件の優遇措置が行われる。

ア　災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

市及び県は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、罹災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

この場合、資金の融通を早くするため、市においては、被災者が住宅金融支援機構に対して負うべき債務を保障するよう努めるものとする。

イ　災害予防関連融資

ａ　地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 24 条第 1 項の規定による知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）第 26 条第 1 項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

ｂ　宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）第 16 条第 2 項、第 17 条第 1 項、第 2 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 1 項、第 2 項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 9 条第 3 項、第 10 条第 1 項、第 2 項又は建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 10 条第 1 項、第 3 項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、改造等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2)　その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（住宅）貸付け、母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア　生活福祉資金の福祉資金（住宅）

低所得者世帯又は身体障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の福祉資金（住宅）貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ　母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金、住宅資金の

貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第６項　生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種貸付制度が設けられている。市及び県は、これら資金の貸付けが円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

１　生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたことにより臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸付けられるものとして、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）がある。

貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については山口県地域防災計画資料編による。

(3) 申込先

市社会福祉協議会

２　母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1)　母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するめに貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア　資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、特例児童扶養資金がある。

イ　貸付限度額、貸付期間等

貸付限度額、期間、利率等については、山口県地域防災計画資料編による。

ウ　申込先

・　市（こども家庭課）　　※相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2)　父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に２０才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するた

めに貸付けられるもので、県が貸付けを行う。資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。　※相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(3)　寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様である。

３　県市町中小企業勤労者小口資金

県内に１年以上居住し、中小企業の同一事業所に１年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。

(1)　貸付限度額　　災害資金 100 万円以内
(2)　償還期間　　10 年以内
(3)　利　　率　　年 1.58%（保証料別途）
(4)　申 込 先　　中国労働金庫

４　災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

貸　付　対　象	根拠法令等	貸　　付　　金　　額	貸　付　条　件
救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る。 1 人　220 万円 2 人　430 万円 3 人　620 万円 4 人　730 万円 5 人以上 730 万円に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額。ただし、住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号） (2) 実施主体 市（条例） (3) 経費負担 国　2/3 県　1/3 (4) 対象となる災害 県において救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の１箇月以上の負傷 150 万円以内 (2) 家財等の損害 ア　家財の 1/3 以上の損害 150 万円以内 イ　住居の半壊　170 万円以内 ウ　住居の全壊　250 万円以内 エ　住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350 万円以内 (3) 上記(1)と(2)が重複した場合 ア　(1)と(2)のアの重複 250 万円以内 イ　(1)と(2)のイの重複 270 万円以内 ウ　(1)と(2)のウの重複 350 万円以内 (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア　(1)に該当せず、(2)のイの場合 250 万円以内 イ　(1)に該当せず、(2)のウの場合 350 万円以内 ウ　(1)に該当し、(3)のイの場合 350 万円以内	(1) 貸付申請時期 被害を受けた後３箇月以内 (2) 据置期間 3 年（特別の事情がある場合 5 年） (3) 償還期間 10 年（うち据置期間３年） （特例：据置期間 5 年、償還期間５年） (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (5) 貸付利率 年３％以内で条例で定める額 (6) 保証人 各市町の条例による

第７項　災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1　一つの市域内において、住居滅失世帯数が 5 以上である場合 2　県内において、住居滅失世帯数が 5 以上の市町が 3 以上ある場合 3　県内において、救助法が適用された市町が、1 以上ある場合 4　救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が 2 以上ある場合	1　災害弔慰金の支給等に関する法律 2　実施主体 市(条例) 3　経費負担 国　2/4 県　1/4 市　1/4	死亡者の配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 〃　死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）	1　死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円以内 2　それ以外の場合 250 万円以内	1　支給の制限 (1) 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市長の判断による。） (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア　警察表彰規則 イ　消防表彰規定 ウ　賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他市長が支給を不適当と認める場合 2　支給の方法等 市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する。
災害障害見舞金			対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する。 ア　両眼が失明したもの イ　咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ　両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ　両上肢の用を全廃したもの キ　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク　両下肢の用を全廃したもの ケ　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する	1　障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円以内 2　それ以外の場合 125 万円以内	

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
			障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの		

第８項　被災者に対する援護措置

１　市の援護措置

市内において発生した災害に係る被災者に対して「小災害被災者に対する援護措置要綱（平成 17 年 6 月 15 日）」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金　　額
人　命	1 人につき　50,000 円
住　家（全壊又は全焼）	1 世帯につき　30,000 円
住　家（半壊又は半焼）	1 世帯につき　20,000 円
床上浸水	1 世帯につき　10,000 円

２　県の援護措置

県内において発生した災害に係る被災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金　　額
住家の全壊、全焼又は流出	1 世帯につき　100,000 円
住家の半壊又は半焼	1 世帯につき　100,000 円
死　亡	死亡者 1 人につき　100,000 円
重　傷	重傷者 1 人につき　50,000 円

第９項　被災者生活再建支援金の支給

災害により被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号 以下「法」という。）の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

１　被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民等の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

市の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

ア　法の対象となる自然災害

a　法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被

害

ｂ　法の対象となる自然災害の程度

ａ）　災害救助法施行令（昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市の区域に係る自然災害

ｂ）　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害

ｃ）　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

ｄ）　ａ）又はｂ）の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市（人口 10 万人未満に限る）の区域に係る自然災害

ｅ）　ａ）からｃ）の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る自然災害

ｆ）　ａ）若しくはｂ）の市町を含む都道府県又はｃの都道府県が２以上ある場合で、５世帯（人口５万人未満の市町にあっては、２世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口１０万人未満に限る）の区域に係る自然災害。

2　被災者生活再建支援制度

(1)　支援金の支給対象となる被災世帯

ア　支援金の支給対象となる被災世帯

前述の１（2）　ｂ a）から f）の自然災害により

①　住宅が全壊した世帯

②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

イ　支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の場合は、各該当欄の支給額の金額は 3/4 の額となる。

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（(1)ア①に該当）	解体（(1)ア②に該当）	長期避難（(1)ア③に該当）	大規模半壊（(1)ア④に該当）
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

※「中規模半壊世帯」は支給なし

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※「中規模半壊世帯」は上記の 1/2 の額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入（又は補修）する場合は、合計で 200(又は 100) 万円（「中規模半壊世帯」は 1/2 の額）

３　支援金の支給申請等

(1)　申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して 13 月以内、加算支援金については災害発生日から起算して 37 月以内とする。

(2)　申請時の添付書類

ア　基礎支援金：罹災証明書、住民票等

イ　加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

(3)　支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る市、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。

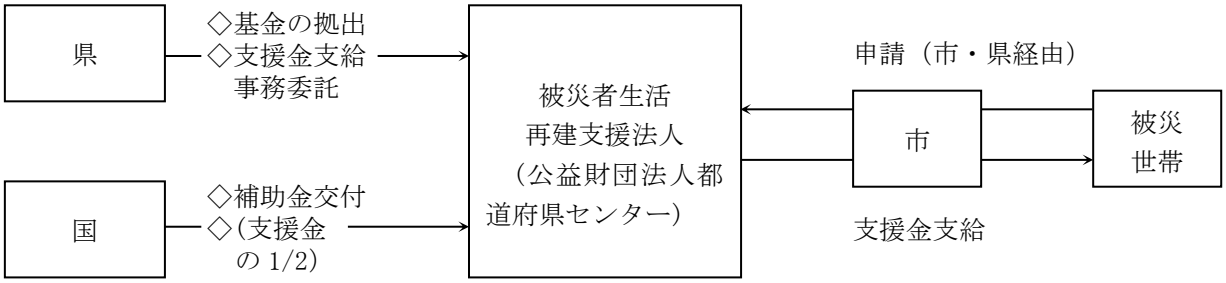

４　山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が１以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合　県１／２、市町１／２）。

第 10 項　罹災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する

第 11 項　被災者台帳

１　作成

市は、必要に応じて、被災者生活再建支援システムを活用して、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

２　利用及び提供

市は、次の場合にあっては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は申請者に提供することができる。

(1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき
(2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
(3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第 12 項　その他の生活支援

１　物価安定対策

大規模災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1)　相談体制
ア　被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、市民等からの苦情、相談に対応する。
イ　売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2)　物価の安定と物資の安定供給
物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。
ア　市職員による調査・監視
生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。
イ　民間調査員による調査・監視
a　消費者団体の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。
b　住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3)　国への要請
物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じて国に対し、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年 7 月 6 日法律第 48 号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年 12 月 22 日法律第 121 号）の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

２　郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様及び被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1)　郵便業務関係

ア　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2)　簡易保険業務関係

ア　保険料払込猶予期間の延伸

イ　保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払い

ウ　保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い

エ　解約還付金の非常即時払い

オ　保険貸付金の非常即時払い

３　放送受信料の免除

日本放送協会は、災害救助法による救助が行われた区域内で半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、２か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料の免除。

４　電話料金等の減免

電話事業者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第２節　義援金及び見舞品の受入れ・配分

【 関係機関：地域福祉課・人権推進課 】

大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市、県及び日本赤十字社山口県支部等がとる対応について、必要事項を定める。

第１項　義援金品の受付

１　義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後おおむね 12 時間以内に受付窓口を開設するものとする。

２　小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要とするものに限定する。

３　義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。

４　受付に係る各機関の対応は、次のとおりである。

機　関　名	措　　置　　内　　容
市	(1)　市は、義援金品の受付窓口を開設する。 (2)　義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	(1)　義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。 (2)　県が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。 (3)　義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
日本赤十字社山口県支部等	県民及び他の都道府県から寄託された義援金について、日本赤十字社山口県支部において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第２項　義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機　関　名	措　　置　　内　　容
市	１　義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座において、払出しまでの間預金保管する。 ２　義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、防災拠点としてあらかじめ定めている下松市温水プール（下松スポーツ公園内）に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。 ※令和５年度から予定されている下松市温水プールの建替期間中は、下松スポーツ公園体育館（同住所　連絡先　0833-41-3700）とする。
県	１　義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、日赤山口県支部等の口座に入金する。 ２　義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
日本赤十字社山口県支部等	義援金 日本赤十字社山口県支部等が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第３項　義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に行う。

機　関　名	措　　置　　内　　容
市	被災地の市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。 １　義援金 (1)　市に直接寄託された義援金及び県、日本赤十字社山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 (2)　罹災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続きの簡素化等の措置を講じるものとする。 ２　義援品 (1)　義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2)　配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
県	１　災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。 ２　義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。
日本赤十字社 山口県支部等	１　日本赤十字社山口県支部等に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 ２　義援金は、上記の決定に基づき、市町へ送金する。

第３章　公共施設の災害復旧・復興計画

基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校、社会福祉施設等の公共施設は、市民等の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

- 公共施設の災害復旧・復興計画
  - 公共施設災害復旧の基本方針　【各課共通】
  - 災害復旧事業の推進　【各課共通】
    - 災害復旧事業の種別
    - 災害査定の早期実施
    - 災害復旧事業計画
    - 技術職員の確保
    - 災害復旧事業に係る資金の確保
    - 激甚法に基づく激甚災害の指定促進
  - 計画的な復興　【各課共通】
    - 復興計画の策定
    - 復興計画の推進

第１節　公共施設災害復旧の基本方針

【 関係機関：各課共通 】

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第 3 編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第２節　災害復旧事業の推進

【 関係機関：各課共通 】

市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第１項　災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業
(1)　河川
(2) 海岸
(3) 砂防設備
(4) 林地荒廃防止施設
(5) 地すべり防止施設
(6) 急傾斜地崩壊防止施設
(7) 道路
(8) 港湾
(9) 漁港
(10) 下水道
(11) 公園
２　農林水産業施設災害復旧事業
３　都市災害復旧事業
４　水道施設災害復旧事業
５　社会福祉施設災害復旧事業
６　公立学校災害復旧事業
７　公営住宅災害復旧事業
８　公立医療施設災害復旧事業
９　その他の災害復旧事業

第２項　災害査定の早期実施

市は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打合せ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第３項　災害復旧事業計画

１　災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。

２　復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

３　災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等市民等の健康管理についても配慮する。

第４項　技術職員の確保

市において、被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための技術職員に不足を生じたときは、被災を免れた他の市町又は県職員に応援派遣を求め、技術職員の確保図るものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

第５項　災害復旧事業に係る資金の確保

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰り上げ交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

１　国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおりである。

(1)　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年 3 月 31 日法律第 97 号）
(2)　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年 8 月 27 日法律第 247 号）
(3)　公営住宅法
(4)　土地区画整理法（昭和 29 年 5 月 20 日法律第 119 号）
(5)　海岸法
(6)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(7)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(8)　予防接種法
(9)　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号）
(10)　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和 39 年 8 月 14 日建設省都市局長通達）
(11) 生活保護法
(12) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
(13) 身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）
(14) 知的障害者福祉法（昭和 35 年 3 月 31 日法律第 317 号）
(15) 売春防止法（昭和 31 年 5 月 24 日法律 118 号）
(16) 老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）
(17) 水道法

(18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
（平成 26 年 4 月 1 日厚生労働事務次官通知）
(19) 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）
(20) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
（昭和 50 年 2 月 18 日厚生事務次官通知）
(21) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
（平成 13 年 8 月 1 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）
(22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱（昭和 51 年 3 月 19 日厚生事務次官通知）
(23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について
（昭和 59 年 9 月 7 日厚生省社会局長･児童家庭局長通知）

２　地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

(1)　補助災害復旧事業債
(2)　直轄災害復旧事業債
(3)　一般単独災害復旧事業債
(4)　地方公営企業災害復旧事業債
(5)　火災復旧事業債
(6)　小災害復旧事業債
(7)　歳入欠かん債等

３　交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

(1)　災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
(2)　普通交付税の繰上交付措置
(3)　特別交付税による措置

第６項　激甚法に基づく激甚災害の指定促進

激甚法の指定対象となる激甚災害が発生した場合、市及び県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

１　激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

(1)　市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。
(2)　県（関係対策部）は、市からの被害報告を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

２　激甚災害に対する特別な財政措置

(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅等災害復旧事業

オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業

キ　老人福祉施設災害復旧事業

ク　身体障害者更生援護施設災害復旧事業

ケ　知的障害者援護施設災害復旧事業

コ　婦人保護施設災害復旧事業

サ　感染症指定医療機関等災害復旧事業

シ　感染症予防事業

ス　堆積土砂排除事業

a　地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業

b　都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業

セ　湛水排除事業

(2)　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）

(3)　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ　小規模企業者等設備導入資金助成法等による貸付金等の償還期間等の特例

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　中小企業者に対する資金の融通に関する特例（政府系金融機関）

(4)　その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例

エ　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例

オ　水防資材費の補助の特例

カ　被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

キ　産業労働者住宅建設資金融通の特例

ク　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ケ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第３節　計画的な復興

【 関係機関：各課共通 】

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市は、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第１項　復興計画の策定

１　計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

２　計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、市民等の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

３　復興計画の策定

(1)　復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
(2)　計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
(3)　ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
(4)　既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

４　市民等への情報提供

復興計画の策定に当たっては、市民等への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第２項　復興計画の推進

事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第４章　被災中小企業･農林水産事業者復興支援計画

基本的な考え方

大規模地震等の災害発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図る上で重要なものとなることから、市、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画
- 被災中小企業者の援助措置　【産業振興課】
- 被災農林業関係者の援助措置　【農林水産課】

第１節　被災中小企業者の援助措置

【 関係機関：産業振興課 】

市は、中小企業関係の被害状況、激甚法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

１　被災中小企業者に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図る。

２　県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫)、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

３　信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。

４　被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第２節　被災農林業関係者の援助措置

【 関係機関：農林水産課 】

市は、風水害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林産業者の経営の安定を図る。

１　天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
２　株式会社日本政策金融公庫

第５章　金融計画

基本的な考え方

大規模地震等の発生は、地域の産業、市民等に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じるものとする。

金　融　計　画
- 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節　【－】
- 非常金融措置　【－】

１　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

(1)　通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2)　現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3)　通貨及び金融の調節

必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

２　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1)　決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることを要請する。

(2)　資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

３　金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

４　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

(1)　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
(2)　被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
(3)　被災地の手形交換所において被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
(4)　損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実績に応じ必要な措置をとること。
(5)　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

５　各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民等に提供するよう努める。

特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。